

投資協定に関する国際的な最新動向
(技術移転・資金回収)分析のための調査

報告書

平成 23 年 3 月

日本機械輸出組合



この調査研究は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

<http://ringring-keirin.jp>

はじめに

新興国諸国は、日本企業の国際的事業展開において、開発拠点、生産拠点、販売拠点等として益々重要な位置を占めるようになってきている。日本企業が技術優位性を活かすためには、適切に自社の技術を管理・利用することによって付加価値を高めるとともに技術移転に伴う適正な対価を回収することが必要である。しかし、新興国における戦略的な産業政策に起因する規制などにより、日本企業が移転技術の管理・経営、及び技術対価の回収に当たって困難に直面する事例が見られる。

当組合は、かかる問題に対応するために、学識経験者と業界有識者より成る「国際的技術移転・資金回収調査委員会」を設置し、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託して、中国、インド、ブラジルにおける技術移転及びその対価の回収において日本企業が直面する制度面や運用面の課題や問題点を調査し、投資協定やWTOなどの既存ルールとの整合性についても検討することにより、今後の我が国企業の戦略形成、及び政府の投資関連ルール等整備・活用の一助とすることとした。なお、本調査は経済産業省の協力・連携を得て実施した。

本報告書は、その調査検討結果をとりまとめたものである。本報告書が我が国と新興国の機械産業の発展に寄与すれば幸いである。

平成23年3月

日本機械輸出組合

国際的技術移転・資金回収調査委員会

委員長 元橋 一之

国際的技術移転・資金回収調査 委員会

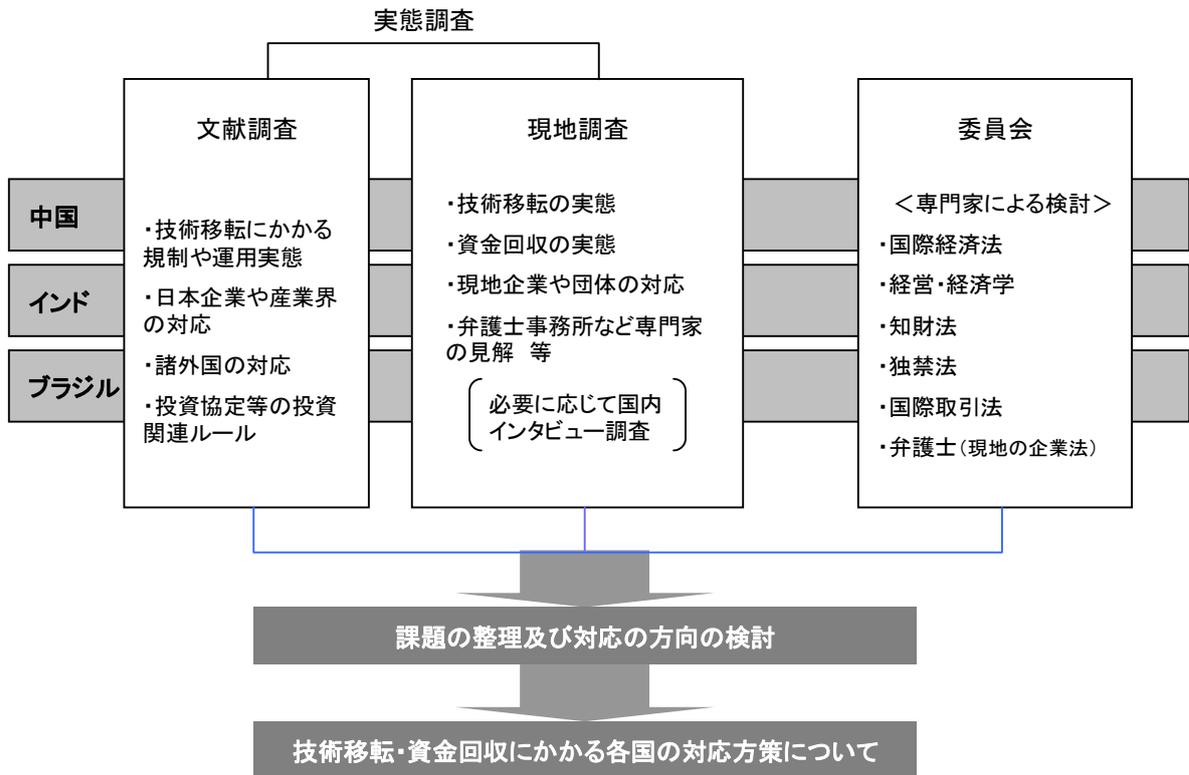
(投資協定に関する国際的な最新動向(技術移転・資金回収)分析のための調査委員会)

委員名簿

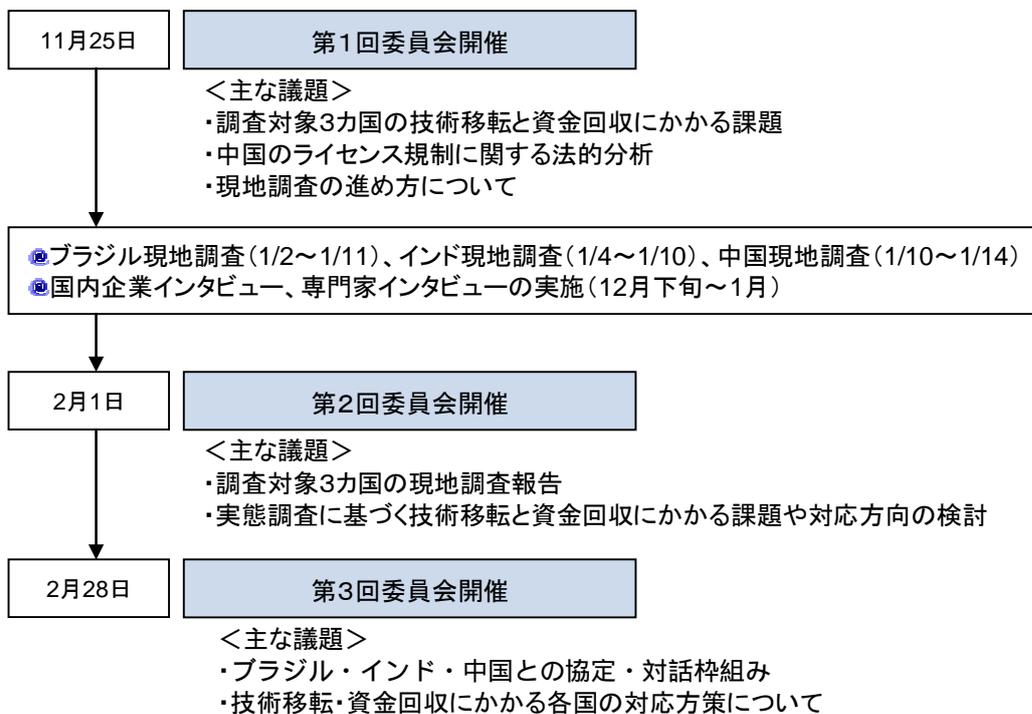
(委員長を除き、五十音順、敬称略)

委員長	元橋 一之	東京大学大学院工学系研究科技術経営戦略学専攻・教授
委員	遠藤 誠	森・濱田松本法律事務所 弁護士
	加藤 彰	シャープ株式会社 経理本部経理部 財務グループチーフ
	川島 富士雄	名古屋大学大学院国際開発研究科 准教授
	小塚 莊一郎	学習院大学法学部 教授
	鈴木 將文	名古屋大学大学院 法学研究科 教授
	東條 吉純	立教大学法学部 教授
	外川 英明	中央大学法学部 特任教授
	二宮 康史	独立行政法人日本貿易振興機構 海外調査部中南米課 課長代理
	本間 忠良	有限会社ストラテジスト代表取締役

調査の全体像



■ 委員会および現地調査の実施



目次

I. 新興国における技術移転・資金回収をめぐる動向	1
1. 新興国の位置づけの高まりと技術移転・資金回収に係る課題	1
2. 対象3カ国との協定・対話枠組み	2
2-1. 中国との協定・対話枠組み	2
2-2. インドとの協定・対話枠組み	4
2-3. ブラジルとの協定・対話枠組み	5
II. 中国における技術移転・資金回収に係る規制及び運用実態と対応状況	7
1. 中国における技術移転・資金回収に係る指摘事項	7
2. 中国における技術移転・資金回収に係る問題点及び対応状況の把握	9
2-1. 中国に関する実態調査のスキーム	9
2-2. 中国における技術移転・資金回収に係る問題及び対応状況	10
III. インドにおける技術移転・資金回収に係る規制及び運用実態と対応状況	17
1. インドにおける技術移転・資金回収に係る指摘事項	17
2. インドにおける技術移転・資金回収に係る問題点及び対応状況	18
2-1. インドに関する実態調査のスキーム	18
2-2. インドにおける技術移転・資金回収に係る問題及び対応状況	20
IV. ブラジルにおける技術移転・資金回収に係る規制及び運用実態と対応状況	39
1. ブラジルにおける技術移転・資金回収に係る指摘事項	39
2. ブラジルにおける技術移転・資金回収に係る問題点及び対応状況	42
2-1. ブラジルに関する実態調査のスキーム	42
2-2. ブラジルにおける技術移転・資金回収に係る問題及び対応状況	43
V. 中国、インド、ブラジルにおける技術移転・資金回収に係る問題点の整理と対応方策の検討	61
1. 中国の技術移転・資金回収に係る問題点の整理と対応方策	63
1-1. 技術輸出入管理条例の問題	63
1-2. ライセンス契約の登録に係る問題	65
1-3. ロイヤリティに係る海外送金の問題	67
1-4. PE 認定課税の問題	69
1-5. その他(投資の対価の回収全般)	70
2. インドの技術移転・資金回収に係る問題点の整理と対応方策	72
2-1. 外資参入規制の問題	72
2-2. 投資の対価の回収に係る問題	79

3. ブラジルの技術移転・資金回収に係る問題点の整理と対応方策	84
3-1. INPI(国立工業所有権院)の介入	84
3-2. ロイヤリティ料率の上限規制	89
3-3. 技術・ノウハウ供与の契約期間制限	92
3-4. 秘密保持期間制限	94
3-5. ノウハウライセンス制限	96
3-6. 海外送金規制	98
参考資料	102

Ⅰ．新興国における技術移転・資金回収をめぐる動向

1．新興国の位置づけの高まりと技術移転・資金回収に係る課題

リーマンショック後の世界経済の成長セクターとして新興国の存在が高まるにつれ、日本企業のグローバル事業展開における新興国の位置づけは、今後さらに重要性を増していくと考えられる。自動車のように消費地生産を基本とする産業においては、消費拡大が見込まれる新興国において生産拠点を展開するケースが増えるとみられるが、新興国では本国産業の育成を目的とする戦略的な産業政策に起因する規制などの存在により、技術移転に伴う適切な対価の回収に困難を伴うケースが少なくない。

たとえば、中国では2002年頃から技術輸出入管理条例が問題視されているが改正には至っておらず、ライセンス契約は登録制に移行したにもかかわらず、地方政府等による指導が残存しており、ロイヤリティ回収に支障を来している。ブラジルも関係会社間でのロイヤリティ送金には制限があり、技術移転契約期間は原則5年と回収期間が短く、ノウハウはライセンスできないといった制限がある。インドは2009年12月にロイヤリティの送金規制が撤廃され、以降、ロイヤリティ送金の問題は発生していないが、インド独特の外資参入規制の問題（同一業種における過去の提携先からのNOC（No Objection Certificate）承諾書取り付けの問題）が存在し、技術移転を伴う新規事業展開の障害となっている。

そこで、本調査では市場規模が大きく高度経済成長を遂げている新興国の中で、ロイヤリティ回収や技術移転に伴う新規参入といった問題が顕在化している中国、インド、ブラジルの3カ国を調査対象とし、進出企業へのインタビューのみならず、弁護士や会計士といった専門家の意見も踏まえて、これらの3カ国における技術移転・資金回収に係る課題や問題点の実態把握を行い、今後の対応方策についての検討を行った。

新興国からの技術移転・資金回収においては、移転価格税制も関係してくるところが大きい。しかし、移転価格税制の制度そのものについては、各国に法令等が存在し、世界四大会計事務所（ビッグ4）等を通じて情報収集するといった手法が合理的と考えられることから、本調査においては移転価格税制そのものを調査対象としては取り上げず、対価回収に伴う問題点として必要に応じて移転価格税制にも言及するものとした。

2. 対象3カ国との協定・対話枠組み¹

技術移転・資金回収をめぐる問題を解決するにあたっては、今後、投資協定やハイレベルでの対話の場を通じて政府間交渉を進めたり、業界団体においても各種の対話の枠組みを通じてアクションを起こしていくことが必要とされる。そこで、調査を進めるにあたり、中国、インド、ブラジルの3カ国と日本政府との協定や対話の枠組み、さらには産業界が主導する相手国政府への働きかけの現状などについて、以下に整理している。

2-1. 中国との協定・対話枠組み

(1) 日中の協定関係

1989年に日中投資保護協定が締結されているが、1)投資財産・投資家の保護については最恵国待遇・内国民待遇が定められているものの、投資設立許可段階については最恵国待遇のみで内国民待遇の規定がない、2)投資活動に対する特定措置の履行要求禁止の定めがない（技術移転要求等）、3)国家対投資家の仲裁については、仲裁付託の事前合意を収用の補償額をめぐる紛争に限定している、といった問題点が指摘されている。日中投資保護協定で十分規定されていない内容については、2007年1月に日中韓首脳会談において正式交渉入りに合意した日中韓投資協定において獲得すべく、交渉が続けられている。

図表 1-1 対象3カ国との協定・協議チャンネル

	ブラジル 	インド 	中国 
EPA	×	○ (署名・批准待ち) (2011年2月)	△ (日中韓FTA研究中)
投資協定	×	○ (EPA投資章) ※保護・自由化含む	○/△ (89年投資保護協定) (日中韓投資協定交渉中)
租税条約	対応的調整× 更正処分期間制限×	対応的調整○ 更正処分期間制限×	対応的調整× 更正処分期間制限×
二国間対話枠組	日伯貿易投資促進 合同委員会	EPAに基づくビジネス 環境整備委員会	日中韓経済貿易大臣会合(閣僚級) 日中ハイレベル経済対話(閣僚級) 日中経済パートナーシップ協議(次官級) 商務部との次官級定期協議 発改委との次官級定期協議 工信部との次官級定期協議 等

○協定あり △交渉中／検討中 ×協定・検討なし

注：対応的調整、更正処分期間制限については、条約上の規定の有無を示しており、表中×となっても、各国の国内法の定めにより、対応的調整等を行っている可能性もある
資料：経済産業省（2011年2月現在）

¹本節は、「国際的技術移転・資金回収調査 第3回委員会（2011年2月）」で経済産業省より提示された資料に基づき、国別の協定・対話枠組みについてまとめている。

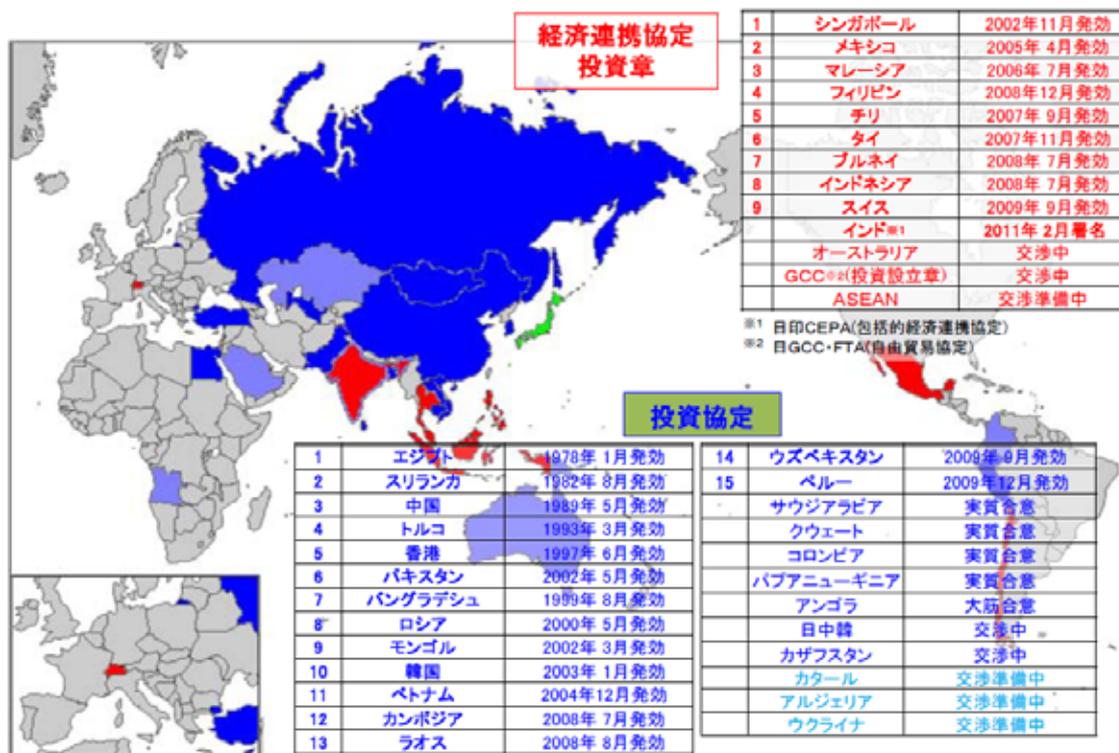
日中韓では2010年5月に第1回の日中韓FTA研究が開催され、2012年の日中韓サミットまでに共同研究報告書をまとめることを目指している。投資分野については、日中韓投資協定の交渉の進捗をみつつ、関心項目について議論を進めている。

また、日本と中国との間では1983年にOECDモデル租税条約の内容に準拠した「所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との協定」（1984年6月26日発効）が締結されているが、二重課税を排除するための対応的調整や移転価格課税に対する更正処分期間制限に関する規定は設けられていない。

(2) 日中の協議関係

二国間の対話枠組みは、日中韓経済貿易大臣会合（閣僚級）、日中ハイレベル経済対話（閣僚級）、日中経済パートナーシップ協議（次官級）の他、国家発展改革委員会、商務部、工業信息化部との次官級の対話枠組みなどがある。日中経済パートナーシップ協議では、2008年10月の第7回会合で、日本側よりロイヤリティ料率への事実上の規制の存在を指摘し、撤廃・改善を要望したところ、中国側より本件については法的規制はなく、より詳しい情報提供を求める回答があった。

図表 1-2 日本の投資協定の現状



資料：経済産業省（2011年2月現在）

図表 1-3 租税条約・投資協定・社会保障協定の締結国及び交渉国



2-2 . インドとの協定・対話枠組み

(1) 日印の協定関係

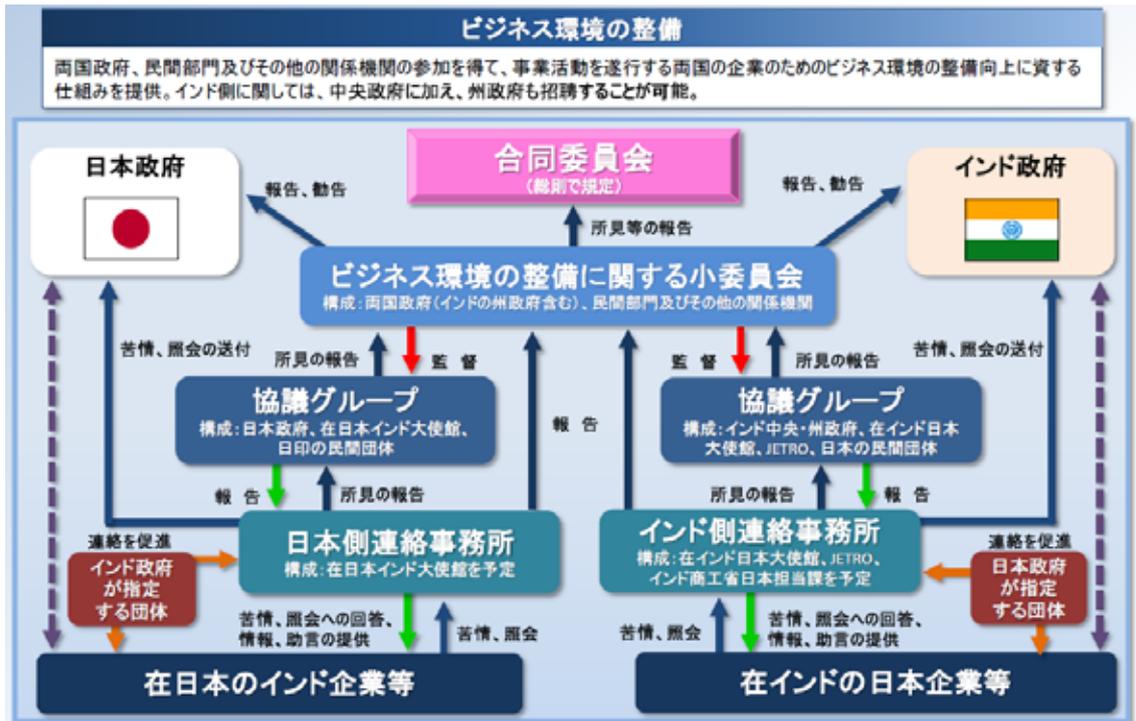
2011年2月16日に日印EPAは署名が行われ、現在は批准待ちの状況となっている。発効されれば、日印EPAは日本にとって12件目の経済連携協定となる。投資については、内国民待遇（設立投資段階についても付与）、投資設立後の最恵国待遇、技術移転要求等を含むパフォーマンス要求の禁止、資金移転の自由（資金や事業活動から得られた収益、配当、ロイヤリティ、給与等について、国境を越える送金の自由を確保）、国対投資家の紛争解決をはじめとする投資自由化・保護規定につき、高いレベルの規律を確保している。ただし、NOC規制についてはEPA交渉過程で規制の撤廃を日本側から申し入れたものの、EPAでは規制撤廃を確保できず、NOC規制は留保事項とされている。2010年9月より、インドの商工省産業政策振興部ではNOC規制緩和の検討を開始し、パブコメなどによる意見収集も実施しているが、その後、NOC規制に関する具体的な動きはない。

日本とインドの間では日印租税条約が1989年に発効しているが、その後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、2006年2月に条約の部分改正を行った日印租税条約（改正議定書）への署名が行われた。改正後の租税条約においては、対応的調整に関する規定は設けられているが、更正処分期間制限に関する規定は設けられていない。

(2) 日印の協議関係

日印 EPA 発効後は、EPA 締結に基づき設立されたビジネス環境整備委員会において、両国政府、民間部門及びその他の関係機関の参加を得て、事業活動を遂行する両国の企業のためのビジネス環境の整備向上に向けた検討が行われる。

図表 1-4 日本・インド包括的経済連携協定によるビジネス環境整備



資料：経済産業省「日本・インド包括的経済連携協定」

2-3 . ブラジルとの協定・対話枠組み

(1) 日伯の協定関係

日本とブラジルとの間には、現在、投資協定は存在せず、経済連携協定に向けた動きもない。租税条約は 1967 年 12 月に施行し、1977 年に改正が行われているが、対応的調整や更正処分期間制限の規定は設けられていない。

(2) 日伯の協議関係

2008 年 7 月に甘利・前経済産業大臣がブラジルを訪問し、ルーラ・前大統領をはじめとする関係閣僚と会談した際、両国の Win-Win の戦略的経済関係を構築すべく、日本経済産業省と伯開発商工省との間で日伯貿易投資促進委員会を設置することで合意した。日本とブラジルとの間では二国間協定が存在しないものの、官民による日伯貿易投資促

進委員会が両国の政府及び民間がビジネス環境整備に向けて話し合いを行う重要な場となっている。

日伯貿易投資促進委員会では、次官レベルの合同委員会と4つのWG(貿易投資促進、ビジネス円滑化、度量衡、知的財産権)を設置し、ブラジルにおけるビジネス上の改善要望事項や今後の貿易投資促進のための協力事項を網羅的に議論している。2009年2月に第1回会合が行われて以降、これまでに4回にわたって開催されている。

日本側からは、技術移転契約に関する問題点(契約期間、守秘義務期間、ロイヤリティの上限など)を具体的に提起し、改善を要望している。これに対して具体的成果も出始めている。たとえば、ブラジルにおいては「外国資本及び海外送金に関する法律」によって実質的に技術移転やノウハウの提供契約が5年に制限され、これに伴い、秘密保持期間も5年に限定されてしまう。この点については、日伯次官級の書簡で、1)技術移転契約では、技術移転期間にかかわらず、当事者双方が適切と判断する秘密保持期間を定めることができる、2)INPI (Instituto Nacional da Propriedade Industrial、国立工業所有権院)は、10年を超える秘密保持期間が設定されている技術移転契約を登録し得る。INPIが技術移転契約の登録を拒否する場合は、申請者に対し、十分な法的根拠を示す、という内容が確認されている(2010年9月30日)。

なお、日伯貿易投資促進委員会が設置される以前より、日本経済団体連合会(経団連)とブラジルのCNI(ブラジル全国工業連盟)が中心となって、日伯の経済関係の強化を話合う日伯経済合同委員会を開催してきた。2011年の5月には第14回目の委員会開催を予定している。経団連では日本ブラジル経済委員会が中心となって活動しており、日伯貿易投資促進委員会に向けた経済界としての対処方針のとりまとめも行っている。

II . 中国における技術移転・資金回収に係る規制及び運用実態と対応状況

1 . 中国における技術移転・資金回収に係る指摘事項

中国における技術移転・資金回収に係る主な問題点としては、主に以下のような規制や運用の実態が指摘されている。そこで、現地へ進出している日系企業や中国日本商会、ジェトロおよび弁護士や会計士などの専門家に対してインタビュー調査を実施し、下記事項についての事実確認や対応状況の把握を行った。

事実確認については、1)中国の法令や規則に照らして正しい規制・運用と言えるのか、2)その場合はいかなる法律や通達に基づき規制が実施されているのか、さらに3)例外なく適用されているかどうか（例：欧米企業に比して、日系企業特有の課題となっていないかどうか）、4)内外差別に当たるなど国際ルール上の観点から問題はないかどうか（内国民待遇）、といった点に留意し、インタビュー調査を実施した。

対応状況については、1)規制や政策措置をそのまま受け入れているかどうか、2)契約上の工夫やライセンス契約を締結する際の交渉方法などで回避できているケースがあるかどうか、3)ライセンス契約を締結する上であらかじめ留意しておくべきポイントや有効な対応策はあるかどうか、等についてのインタビュー調査を実施した。

< 主な指摘事項 >

中国では、ライセンス契約や技術移転契約（ノウハウ提供契約）については、技術輸出入管理条例に規定されている。ライセンス契約や技術移転契約において、移転する技術が、禁止技術の場合は移転することができない（同条例第9条）。制限技術の場合は事前の許可が必要である（同条例第10～16条）。また、自由技術に該当する場合は、国务院外経貿主管部門（商務委員会等）に対して、ライセンス契約の登録手続きを行うことが必要である（同条例第17～19条）。海外へのロイヤリティ送金をするためには、国务院外経貿主管部門（商務委員会等）が発行する技術輸入許可証または技術輸入契約登録証が必要になる（同条例第20条）。

中国における技術移転・資金回収に関しては、以下のような問題点が指摘されている。

・技術移転条件に関する規制

- 「技術輸出入管理条例」において、以下の内容が規定されている。①自らが供与する技術の合法的所有者であるか、又は譲渡、ライセンスを行う権利を有する者であること（24条1項）。なお、第三者の権利を侵害した場合は、供与側が責任を負う（24条3項）。②提供する技術の完全性、無瑕疵性、有効性を保証し、契約で定める技術目標を達成できること（25条）。これに伴い、ライセンサー側の技術移転リスクが増加。

- 技術対価の上限規制
 - ライセンス契約に係るロイヤリティ対価の設定について、地方や担当者によっては、行政指導による3～5%の上限規制がなされることがある。
 - 2002年施行の「技術輸出入管理条例」により、ライセンス契約は登録制に移行したにも関わらず、地方政府等による指導が残存している。

- 技術対価に対する租税措置
 - ライセンシー企業への技術指導のための人員派遣について、2009年10月以降、中国当局はこれを租税条約5条5項のコンサルタントPEと認定し、技術指導料に対してPE課税をしようとしている。
 - 特許使用料の一部が商標使用料とみなされ、営業税が課税される。
 - 赤字の現地会社について、税務当局が国外送金の前提として必要な書類に押印せず、投資回収に支障を来す事例がある。

2. 中国における技術移転・資金回収に係る問題点及び対応状況の把握

2-1. 中国に関する実態調査のスキーム

中国における技術移転・資金回収に関するインタビュー調査は、現地でのインタビューに加えて、中国における技術移転・資金回収の情報を集約している日系企業の本社へのインタビューを国内で実施した。

法律の専門家として森・濱田松本法律事務所の弁護士遠藤誠委員に現地調査に同行いただき、日系企業等を中心に調査を実施した。

(1) 実施時期

2010年12月21日～2011年1月20日（うち、現地でインタビューを実施したのは、1月6日及び1月11日～1月14日の5日間）。

(2) インタビュー先一覧

調査日	インタビュー先	所在地(インタビュー場所)
12月21日(火)	A社(機械・部品製造業)	江蘇省(日本国内)
12月22日(水)	B社(機械製品製造業)	広東省(日本国内)
1月6日(木)	JETRO 北京センター	北京
1月6日(木)	C監査法人(香港系)	北京
1月11日(火)	D社(素材・部品製造業)	上海
1月11日(火)	E社(機械・建材製造業)	上海
1月12日(水)	JETRO 上海センター	上海
1月13日(木)	中国日本商会	北京
1月13日(木)	F弁護士事務所	北京
1月14日(金)	G 機関(政府機関出先)	北京
1月14日(金)	H銀行北京支店(日系銀行)	北京
1月20日(木)	I社(機械製品製造業)	湖北省(日本国内)

2-2 . 中国における技術移転・資金回収に係る問題及び対応状況

(1) 技術輸出入管理条例に係る問題

技術輸出入管理条例は、2002年頃からずっと問題視され、政府間で協議されてきた問題であるが、改正には至っていない。

同条例は、旧条例よりは改善された部分もあるものの、様々な問題点を含んでおり、改正の必要性が高いと思われる。しかし、特許法を管轄する国家知識産権局とは異なり、同条例は商務部の管轄であるため、従来、日本側との折衝の中で、特許法改正等の問題に比べて「優先順位が後回し」にされてきたと思われる。

技術輸出入管理条例の問題は、主に3点に集約できる。

1点目は、同条例第24条1項・3項において、契約の定めに従って技術を使用し、第三者の権利（特許権等）を侵害した場合、ライセンサーは保証責任を負う旨の規定があり、ライセンサー側の技術移転による侵害責任への保証のリスクが存在することである。すなわち、ライセンスした技術が第三者の権利を侵害していた場合に、ライセンシーに訴えられる、または、ロイヤリティの回収ができないリスクがある。

2点目は、同条例25条において、「技術保証責任」を求めていることである。これにより、合弁会社の売上目標が達成できなかつたり、事故等が発生した場合に、「技術保証責任」を根拠に、ライセンシーに訴えられる、または、ロイヤリティの回収ができないリスクがある。

3点目は、同条例27条において、技術改良の権利帰属についても内外差別があることである。

第三者権利侵害保証責任に関する事例

第三者権利侵害保証については、企業としては不利益な条項であると認識されているが、具体的に第三者権利侵害保証責任を問われ、被害を被ったという事例は今回のヒアリングでは確認できなかった。

- 契約実務においては、責任を限定する条項を入れるケースが多い。
- 日系企業がライセンシーである100%子会社から、第三者権利侵害保証責任を問われることは事実上考えにくい。

技術の保証責任に関する事例

- 合弁契約の場合、合弁各方に紛争が生じ、董事会が協議で解決できない場合、中国の仲裁機構で調停或いは仲裁を行い、又は合弁各方で協議したその他の仲裁機構で仲裁を行うことができるとしている（中外合弁経営企業法第15条）。仲裁事件では、

日中の合弁会社の技術の問題に関して、これまで似たような事例が多く見られたが、技術の完全性の問題については、個別の問題として取り上げられるというよりは、合弁事業の一環として争われることが多かった。

- 現在は、中国企業から日本企業の技術が古いとか悪い等の理由でトラブルになる事例は減少している。その理由は、合弁契約が切れて独資に転換している企業が増えていること、合弁企業にも日本企業からよい技術を少しずつ出すようになったことなどが挙げられる。

(2) ライセンス契約の登録に係る問題

ライセンス契約の登録に係る問題については、ヒアリングでは様々な問題が存在していることが確認できた。日本企業にとって最も大きな問題は、「地方政府の商務部門で技術ライセンス契約等の登録をする際に、実務上、ささいな点を理由に登録が受け付けられない」ことにあるとの指摘があった。契約の登録がもっと簡便かつ確実にできるように運用を改善することが必要である。

具体的な問題としては、大きく以下の4点に集約される。

1点目は、ライセンス契約の内容をコンピュータ入力する際に、入力項目がない等の理由で契約内容自体を変更させられることである。

2点目は、技術輸出入管理条例改正後も、ロイヤリティ料率の上限(5%)が適用されるケースがあることである。もしくは一定のロイヤリティ料率以下でないと登録を認めてもらえないことである。

3点目は、ライセンス契約の更新をする際に新しい技術が入っていないと登録を認めてもらえないことである。

4点目は、地方政府によって、ライセンス契約の登録に必要とされる中国語版の契約書の扱いが異なる(正本とすることが必要か、翻訳でよいか等)など、地域によって制度の運用や手続きが統一されていないことである。

ライセンス契約については、技術輸出入管理条例に規定されている。移転する技術が、禁止技術の場合は移転することができない(同条例第9条)。制限技術の場合は事前の許可が必要(同条例第10~16条)。また、自由技術に該当する場合は、契約発効後に登録手続が必要であり、国务院外経貿主管部門(商務委員会等)は、ライセンス契約の登録を受け付ける(同条例第17~19条)。

技術輸入契約に係る登録制度の問題事例

- 技術・ノウハウのライセンス契約の届出の際に、契約期限について、外貨管理局から、契約期間内でないとロイヤリティを送金することが認められないという指導を受けて契約を変更するケースや、商務委員会でコンピュータに契約期限を入力する

ことができない（例えば、契約期限を「特許期間の満了または合弁契約の満了のいずれか早く到来する期日」と規定している場合など）ため契約を変更するケースなど、契約期限に関してのトラブルが多く、ライセンス契約を登録するために契約内容自体を変更させられることが多い。これらの問題は、地域や業種に関わりなく発生していた。

- ライセンス契約の期限が満了して更新しようとする、新しい技術が入っていないため、同じ内容では登録を認められないとして、商務委員会で受け付けてもらえないケースもある。
- 技術・ノウハウのライセンス契約の登録の際に、中国語の契約書正本の提出を求められるケースなど、地方政府によって、ライセンス契約の登録に必要とされる書類（正本とする必要があるか、翻訳でよいか）が異なるなど、地域によって制度の運用や手続きが統一されていないという問題が生じている。

技術輸入契約に係る契約期間の上限規制の問題事例

- 「中国技術導入契約管理条例」（1985年5月24日）が改正され、2002年1月1日から「中国技術輸出入管理条例」が施行されているが、実務上は旧条例の条項による運用がなされるケースがある。例えば、新条例では契約期間の定めがないにも関わらず、10年を超えてはならないという指導がなされていることがある。

ライセンス契約に係るロイヤリティ対価の上限設定の問題事例

- 中国と技術ライセンス契約を締結する場合のロイヤリティの比率については、以前は、「技術導入契約の締結及び審査許認可の指導原則」により、純販売額を基準としてランニングロイヤリティを計算する際、その比率は5%を超えてはならないとの規定が存在していた。しかし、同指導原則は廃止され、廃止後ロイヤリティの料率は審査されないことになっている。
- しかし、ライセンス契約の登録の際に、商務委員会から一定の料率以下でしかロイヤリティを認めてもらえないケースがある。指導に従わないと登録ができず、ロイヤリティ送金ができないため、企業は商務委員会の指導に従って、ロイヤリティ料率を低く設定せざるを得ない状況にある。例えば、広州の自動車業界でロイヤリティ料率が3%以下しか認められないなどの事例が見られた。

- ロイヤリティ料率については、業種・企業、また、地域によって異なるが、企業秘密であるため公にされておらず、企業間での相談も積極的にはなされていない状況にあり、解決を図ることが難しくなっている。

(3) ロイヤリティの海外送金に係る問題

ロイヤリティの海外送金に係る問題については、ライセンス契約に従ってロイヤリティを送金しようとしても、関係する地方政府当局がロイヤリティ送金を認めない、または、ロイヤリティ送金のための手続きを受け付けてくれず、対価の回収に支障をきたすという状況である。

ロイヤリティの海外送金に当たっては、まず、ライセンス契約を地方政府の商務部門で登録し、税務当局に営業税を納税して、納税証明書の発行を受ける。そのうえで、外貨管理局で海外送金の許可をもらう必要がある。外貨送金などの外貨の持ち出しに対して何重にもチェック機能が働いていると言える。

ロイヤリティの海外送金に係る具体的な問題としては、大きく以下の3点に集約される。

1 点目は、多額のロイヤリティを送金しようとした際に、地方の外貨管理局では決裁できないとして、受け付けてもらえないという問題である。

2 点目は、出張者及び出向者に関して PE の認定を行い納税するか、担保を供しない限り、税務当局から納税証明書を発行してもらえず、ロイヤリティ送金ができないというものである。

3 点目は、現地会社が赤字の場合は、税務当局がロイヤリティ送金を認めず、投資回収に支障を来す事例がある。

外資系企業の無形資産に関する対外支払時の銀行宛提出資料として、特許、非特許技術、明確な規定のない非貿易取引の外貨購入・対外支払については、以下の書類が必要とされる。

図表 11-1 無形資産に関する対外支払時の銀行宛提出資料

特許	①特許使用許可	<ul style="list-style-type: none"> ①依頼書 ②契約または協議書 ③インボイスまたは請求書 ④国家知識産権局が発行する「特許実施許可契約の届出証明」 ⑤対外貿易経済主管部門が発行する「技術導入および設備輸入契約登録発効証書」或いは「技術輸入許可証」または「技術輸入契約書登記証」 ⑥技術導入契約データ表 ⑦税務証明書
	②特許権の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ①依頼書 ②契約または協議書 ③インボイスまたは請求書 ④国家の特許主管部門が発行する「特許権登記の副本」または「特許広告証明」 ⑤対外貿易経済主管部門が発行する「技術導入および設備輸入契約登録発効証書」或いは「技術輸入許可証」または「技術輸入契約書登記証」 ⑥技術導入契約データ表 ⑦税務証明書
非特許技術	①ノウハウの使用許可及び譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ①依頼書 ②契約または協議書 ③インボイスまたは請求書 ④対外貿易経済主管部門が発行する「技術導入および設備輸入契約登録発効証書」或いは「技術輸入許可証」または「技術輸入契約書登記証」 ⑤技術導入契約データ表 ⑥税務証明書
	②技術コンサルタント、技術サービス、共同設計、研究、開発、生産	<ul style="list-style-type: none"> ①依頼書 ②契約または協議書 ③インボイスまたは請求書 ④対外貿易経済主管部門が発行する「技術導入および設備輸入契約登録発効証書」或いは「技術輸入許可証」または「技術輸入契約書登記証」 ⑤技術導入契約データ表 ⑥税務証明書
明確な規定のない非貿易取引の外貨購入、対外支払	3 万米ドル以下	銀行が審査確認を実施。(依頼書、契約書またはインボイス)
	3 万米ドル超 10 万米ドル以下	銀行が審査確認を実施。(依頼書、契約書またはインボイス、納税証明書)
	10 万米ドル超	企業所在地の外貨管理局が審査確認を行う。
	※但し、過去 2 年間違反の無い「輸出外貨回収栄誉企業」、重要な影響力のある輸入企業、非貿易の外貨収支が頻繁な企業等は、予め所在地の外貨管理局の承認を受ければ、上記金額制限を受けず、銀行で直接手続きが可能。	

資料：三菱東京UFJ銀行資料より抜粋

ロイヤリティ送金に係る問題事例

- 多額のロイヤリティを送金しようとした際に、地方の外貨管理局では決裁できないとして送金を認めてもらえなかったため、解決をするために、交渉相手のレベルを村→市→省→中央政府と上げていかなければならない事例があった。
- ロイヤリティの送金については、地域によって規定の捉え方が異なる等、独自規定を策定しているケースもある。例えば、北京市と上海市における派遣社員給与の立替送金の問題に絡んで、ロイヤリティ送金を認めてもらえない状況が生じている（「(4) PE 認定課税に係る問題」の項目参照）。
- 技術ノウハウのライセンスに係るロイヤリティ送金を行うためには、地方政府の商務部門に技術ノウハウのライセンス契約を届け出て登録する必要がある。実際には、手続きが煩雑である等の問題がある。

(4) PE 認定課税に係る問題

ライセンシー企業への技術指導のための人員派遣について、2009年10月以降、中国当局はこれを租税条約5条5項のコンサルタントPEと認定し、技術指導料に対してPE課税をしようとする動きが見られる。

PE認定課税は、リーマンショックをきっかけに中国政府が打ち出した4兆元の景気刺激策を実施するための原資を獲得する手段の一つとして、各地方政府の方針のもとで統一した基準に基づかずに実施されてきたとの指摘がなされることがある。今回のヒアリングでは、広州、北京、武漢において、これらの問題が確認された。PE認定課税に係る問題については、出向者型PEと出張者型PEの2つのタイプの問題がある。

PE認定課税に係る具体的な問題としては、大きく以下の3点に集約される。

1点目は、ライセンシー企業への技術指導のための人員派遣についてPEと認定されると、PEに関連する全所得がPEに帰属する所得であるとみなされ、中国で課税される可能性がある。

2点目は、出向者及び出張者のPE認定に係る本社立替払いの送金の問題である。出張者及び出向者に関してPE認定を認めて納税するか、担保を供しない限り、ロイヤリティ送金を認めてもらえない。

3点目は、PE認定課税に関する地方政府の対応がばらばらであり、制度の運用の透明性、認定の公平性・統一性がはかられていないという問題である。

PE 認定課税に係る問題事例

- 2010年7月26日付けで発布された「所得税に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中華人民共和国政府とシンガポール共和国政府との間の協

定」及び議定書の条文解釈（国税発[2010]75号）において、PEの定義に関して詳しい解釈が示された。

- 日本企業からの出向者は、現地法人との労働契約が締結されていないケースが多いため、日本本社との労働契約が残っていると判断されるケースが多々ある。上記の解釈通達のなかで、どのような場合にPEとして認定するかという問題に関して、日本側で人事権が残っていることが要素として挙げられている。
- 北京市では、PE認定課税の問題と派遣駐在員の立替金の送金問題とを一体として考え、PE認定を認めて納税するか、担保を供しない限り、ロイヤリティの送金ができないという主張をしていたが、2010年11月29日に行った北京市政府・中国日本商会座談会で、日本側から課題解決に向けての協力を要請したところ、2010年12月から、一部の区で徐々に送金が認められるようになってきているとのことである。

(5) その他（対価の回収全般に係る問題）

対価の回収全般に係る問題として、以下のような問題がヒアリングにより確認された。

- ライセンス契約に基づいて生産される製品の部品を中国へ輸出する際に、部品の関税課税基礎額にロイヤリティを含めることを要求される。その際、ライセンス契約に関係ない部品についても、関税課税基礎額にロイヤリティを含めるべきとの要求を受けることがある。（※中国税関輸出入貨物課税価格査定弁法第11条では、買方が売方または関連方に直接または間接的に支払う必要のある特許権使用料は輸入貨物の課税価格に算入しなければならない旨定めているが、除外規定要件として、「ライセンスに係る権利の使用料が当該貨物と関係がないとき」と「ライセンスに係る権利の使用料の支払いが、当該貨物が中華人民共和国国内に対し販売される条件を構成しないとき」の2つを挙げている。）
- 合弁会社の売上目標が達成できなかった場合に、ライセンス技術に原因があるとして、ロイヤリティの回収ができない。
- 特許使用料の一部が商標使用料とみなされ、営業税が課税される。
- ロイヤリティ送金を行うためには、税務当局にて源泉徴収済みであることの証明を取得し、更に外貨管理局で送金許可をとる必要があるが、ロイヤリティ送金のための税金を払っているにもかかわらず、赤字現地会社について、税務当局が上記証明をせず、数年間、多額の投資回収のための送金が停止した。

III．インドにおける技術移転・資金回収に係る規制及び運用実態と対応状況

1．インドにおける技術移転・資金回収に係る指摘事項

インドにおける技術移転・資金回収に係る主な問題点としては、主に以下のような規制や運用の実態が指摘されている。

そこで、インド現地へ進出している日系企業やその日本本社、インド日本商工会、ジェトロ・ニューデリー・センター、現地へ進出している韓国系企業、複数の日本人・インド人の弁護士や会計士などの専門家に対してインタビュー調査を実施し、下記事項についての①問題点の概要と法的根拠、および②法務・税務面での対応や日本企業と諸外国企業の対応の違いの把握を行った。

問題点の概要と法的根拠については、法規や運用実態について、文献調査およびインタビュー調査を実施した。

法務・税務面での対応や日本企業と諸外国企業の対応の違いについては、1)規制や政策措置をそのまま受け入れているのかどうか、2)契約上の工夫やライセンス契約を締結する際の交渉方法などで回避できているケースがあるのかどうか、3)インド進出に当たりあらかじめ留意しておくべきポイントや有効な対応策はあるのかどうか、4)米国や欧州、韓国などの企業において、インド企業への技術移転による利益回収について問題を抱えているという事例や、損害を回避するために上手く対応しているという事例があるか等についてのインタビュー調査を実施した。

< 主な指摘事項 >

- ・ 外資参入規制の問題
 - 2005年1月12日時点で、インド企業と資本提携・技術移転・商標契約を締結していた事業と同一業種において、投資や別のインド企業と資本提携・技術移転・商標契約を締結する場合、インド政府の事前承認が必要であり、その際、提携先インド企業の「No Objection Certificate (NOC)」の添付が事実上必要となっている問題
- ・ 対価の回収に係る問題

2. インドにおける技術移転・資金回収に係る問題点及び対応状況

2-1. インドに関する実態調査のスキーム

インドにおける技術移転・資金回収に関するインタビュー調査は、日本国内およびインド現地の両方で実施した。インド現地でのインタビューには、日系企業のインドでの事業展開に精通している東京大学大学院工学系研究科教授の元橋一之委員長が同行された。

(1) 実施時期

インド現地は、2011年1月4日～1月10日（うち、インタビューを実施したのは1月5日～1月8日の4日間）。

日本国内は、2010年12月16日と2011年1月21日。

(2) インタビュー先一覧

企業/組織名	所在地	特徴等	ヒアリング実施日
ジェットロ、企業			
(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) ニューデリー・センター	New Delhi		2011年1月5日
インド日本商工会 (Japan Chamber of Commerce and Industry in India; JCCII)	New Delhi	2009年に続き、2010年4月にインド政府に建議書を提出している。 また、2010年10月13日には、JETRO ニューデリー・オフィスが起案した、NOCの入手の困難性を訴え外国直接投資に関する全ての規制の撤廃を要求する書簡を、インド日本商工会の名義でインド政府宛に提出している。	2011年1月5日
日本の自動車メーカー	Greater Noida Industrial Development Area, Uttar Pradesh	インドに製造・販売・研究開発拠点を設置	2011年1月6日
日本の機械部品メーカー	日本国内	インドに製造・販売拠点を設置	2011年1月21日
韓国の電気機械メーカー	Gurgaon, Haryana	インドに製造・販売拠点を設置	2011年1月7日

公認会計士・税理士

プライスウォーターハウスクーパース (PricewaterhouseCoopers) PwC デリー	Gurgaon, Haryana	2008年よりニューデリーに赴任し、移転価格税制を中心とした国際税務が専門の公認会計士にヒアリング。	2011年1月7日
公認会計士 岩瀬雄一事務所 (Yuichi Iwase CPA Office)	日本国内	日本とインドに事務所を置いている。元 KPMG デリー勤務の公認会計士にヒアリング。	2010年12月16日

弁護士

フォックスマンダル・リトル法律事務所 (FoxMandal Little Solicitors & Advocates) デリー事務所	Noida, Uttar Pradesh	クライアントに欧米を含む外国企業も多い、インドで最初に設立された弁護士事務所。インドのベスト弁護士事務所にも何度も選定されている。インド国内に多数、英国・ロンドン、バングラデシュに事務所を置いており、総勢 400 人の弁護士を擁する。NOC の問題に関連する大きな事件を扱った経験を有する。 http://www.foxmandallittle.com/	2011年1月8日
Amarjit & Associates Advocates	New Delhi	欧米・日本企業も顧客としつつ地場企業中心の弁護士事務所。インド・ニューデリー、米国・ニューヨーク、スイス・チューリッヒに事務所を置いている。知的財産が専門で WIPO の Arbitrator を歴任しているパートナー弁護士にヒアリング。 http://www.amarjitassociates.com/ http://www.iprfirm.tel/	2011年1月8日
弁護士法人 北浜法律事務所	大阪市中央区北浜、東京都千代田区丸の内	大阪市中央区北浜と東京都千代田区丸の内に事務所を置いている。 インド在住経験のある弁護士にヒアリング。	2010年12月16日

コンサルタント

インドビジネス研究会	東京都江戸川区	2009年6月～コンサルティング会社のインド現地法人設立に参画、日系企業の現地事務所設立支援に従事した管理者にヒアリング。 http://www.indiabiz.jp/ 日経ビジネス・オンラインに「熱い！インドビジネス実践講座」を2010年6月から12月まで連載。 http://business.nikkeibp.co.jp/article/world/20100601/214727/	2010年12月16日
------------	---------	--	-------------

2-2 . インドにおける技術移転・資金回収に係る問題及び対応状況

(1) 外資参入規制に係る問題 (NOC 問題)

外国企業によるインドへの直接投資は基本的に自由化されているが、2005 年 1 月 12 日時点で、インド企業と資本提携・技術移転・商標契約を行っていた外資系企業が、新たに同一業種において、投資や別のインド企業と資本提携・技術移転・商標契約を締結する場合は、インド政府の事前承認が必要である。事前承認の申請書類に、提携先インド企業の「No Objection Certificate (NOC)」の添付を求める欄があり、提出が事実上、必須となっている。〈制度上の問題〉

また、2005 年 1 月 12 日時点でインド企業と資本提携・技術移転・商標契約を行っていても、政府の事前承認を不要とする例外要件が 5 つあるが、その契約が現時点では終了している場合が例外要件の一つである「(d)既存の合弁もしくは提携が休止状態の場合 (where the existing joint venture / collaboration is defunct or sick)」に該当するかどうかの判断が、インド政府 Ministry of Finance の Department of Economic Affairs (DEA)の外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board ; FIPB) の裁量に任されており、弁護士の解釈も分かれている。そのため、念のために、インド政府の事前承認を申請しなければならない。〈運用上の問題〉

上記実態を、インド企業が提携先外国企業に対して NOC と引き替えに各種の要求をする手段として利用するケースが横行している。〈契約・ビジネススキーム上の問題〉

制度上の問題

- 外国企業によるインドへの直接投資は、2005 年 1 月 12 日発効の「2005 年プレスノート (通達) 1 号」に基づき 2005 年 1 月 12 日より後は、ネガティブ・リストに該当しなければ外資出資比率 100%まで自動承認されている (インド政府の事前承認は不要である) が、“2005 年 1 月 12 日時点で、インド企業と資本提携・技術移転・商標契約を行っていた外資系企業が、新たに同一業種において、投資や別のインド企業と資本提携・技術移転・商標契約を締結する場合”がネガティブ・リストに含まれている。これは、2005 年 1 月 12 日時点で外国企業と資本提携・技術移転・商標契約を行っていたインド企業の利益を保護することが期待されているためとしている。なお、2005 年 1 月 12 日以降に有効となる合弁契約においては、一方の企業が別の合弁事業や単独出資子会社を同一業種で立ち上げることを希望する場合に、双方の利益を守る/定める利益相反条項を含めておくよう求めている。〈インド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI (Foreign Direct Investment) POLICY」(2010 年 10 月 1 日)4.2.2〉

- ⇒ 自動承認の場合、貿易為替制度を所管しているインド準備銀行（RBI：Reserve Bank of India）へ申請すれば自動的に承認される。その後、送金を受領した後 30 日以内にインド準備銀行（RBI）へ届け出ればよい。
- 新規の提案が現存している資本提携・技術移転・商標契約の提携先インド企業の利益を損なわないことを示した根拠を提示する義務を外国企業とその提携先インド企業の両方に課している<インド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI (Foreign Direct Investment) POLICY」(2010 年 10 月 1 日)4.2.2.2>。法規には提携先インド企業の「No Objection Certificate (NOC)」の提出が必要とは明記されていないが、インド政府への外国直接投資申請フォームにおいて、「No Objection Certificate (NOC)」の添付を求める箇所があり、添付しない場合はその理由を記入しなければならないようになっている<P.26「インド政府外国投資促進委員会に対する外国直接投資申請フォーム(抜粋)」参照>。
 - その他、「同一業種」の定義が、“国家産業分類（NIC コード）の上 4 桁が同一である場合”とされている<インド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI (Foreign Direct Investment) POLICY」(2010 年 10 月 1 日)4.2.2.4>点も、分類が粗いため広く同一業種とみなされてしまうとして、問題となっている。インド日本商工会（Japan Chamber of Commerce and Industry in India (JCCII)）は、2010 年 10 月 13 日に、この点の改善およびインド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI POLICY」4.2.2 の全面撤廃を要求している<P.27「インド日本商工会からインド政府への要望書」参照>。
- ⇒ 具体的に問題のある業種として、上述の要望書では自動車が挙げられている他、特許庁『国際知財制度研究会』において鉄鋼業が問題を指摘している。
- ネガティブ・リスト（外国企業によるインドへの投資に際してインド政府の事前承認が必要であるもの）には、“2005 年 1 月 12 日時点で、インド企業と資本提携・技術移転・商標契約を行っていた外資系企業が、新たに同一業種において、投資や別のインド企業と資本提携・技術移転・商標契約を締結する場合”以外にも様々あり、問題視されているものとして、日本企業やジェトロは小売業やたばこ製造業等を挙げており、インドの弁護士事務所は、“non-banking financial company (NBFC) (50%以上出資している他社から収入の 50%以上を（ロイヤリティ、配当等により）得ている企業）”規制を挙げている（クライアントに欧米を含む外国企業も多いインドの弁護士事務所ヒアリング調査結果）。

運用上の問題

- 承認の判断が、インド政府 Ministry of Finance の Department of Economic Affairs (DEA) の外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board ; FIPB) の裁量に任されており、回答期限などが定められていない (ジェトロ・ニューデリー・センター、インドの弁護士事務所ヒアリング調査結果)。ジェトロのウェブサイトには 4~6 週間必要と記されているが、半年~1 年かかるケースもある (日本企業ヒアリング調査結果)。
 - ⇒ FIPB は、2009 年で 566 件の承認申請を検討したが、そのうち 16%が“2005 年 1 月 12 日より以前に、既にインド企業と資本提携・技術移転・商標契約を行ってある外資系企業”からのものであった (インドの弁護士事務所ヒアリング調査結果)。
 - ⇒ FIPB の会合は月 2 回開催されているが、決算期など開催回数が減る時もある (日本企業ヒアリング調査結果)。
- インド政府は通常 NOC が添付されていないと承認しない。
- 上記ネガティブ・リストには以下の 5 つの例外要件があり (a)投資者がベンチャーキャピタルファンドである場合、(b)投資者がアジア開発銀行等の国際金融機関である場合、(c)既存の合弁事業のいずれかのシェアが 3%未満の場合、(d)既存の合弁もしくは提携が休止状態の場合 (where the existing joint venture / collaboration is defunct or sick)、(e)既存の資本提携・技術移転・商標契約が IT 産業または鉱業で IT 産業または同じ地域/鉱物の鉱業に投資する場合)、いずれかに該当する場合は、インド政府の事前承認は免除されている <インド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI(Foreign Direct Investment) POLICY」(2010 年 10 月 1 日)4.2.2.3 >。韓国の電気機械メーカーが、提携先インド企業の NOC 無しに単独出資の企業を別途設立できたのは、例外規定(e)のおかげであった (韓国の電気機械メーカーヒアリング調査結果)。
- しかし、2005 年 1 月 12 日時点でインド企業と資本提携・技術移転・商標契約を行っていたが、その契約が現時点では終了している場合が例外要件の(d)に該当するかどうかの判断が、インド政府外国投資促進委員会 (FIPB) の裁量に任されており、弁護士の解釈も分かれている。そのため、念のために、インド政府の事前承認を申請しなければならなくなっている。

< インドの弁護士事務所に勤務するインド人弁護士の解釈 >

- ⇒ 現時点で契約が終了していても、また、新たな投資が過去の提携先インド企業の利益を損なわないとしても、“2005年1月12日の時点で契約が存在していた”場合は、インド政府の事前承認が必要であり、インド政府は過去の提携先インド企業のNOCを要求する。
- ⇒ 例外要件の(d) “defunct or sick” は、“企業”について適用されるものであり、資本提携・技術移転・商標“契約”には適用されない<1956年のIndian Companies ActのSection 560、1985年のSick Industrial Companies (Special Provisions) Act (SICA)のSection 3(o)>。
- ⇒ NOC発行と引き替えにインド企業が提携先外国企業に対して要求している条件に“悪意がある”と認められれば、NOCが無くてもインド政府の承認が下りる可能性がある。

< インドの弁護士事務所に勤務する日本人弁護士の解釈 >

- ⇒ 現時点で契約が終了していれば、例外要件の(d)に該当するため、インド政府の事前承認は、そもそも不要である。
- ⇒ インド政府は、提携先インド企業のNOCの添付無しの事前承認申請を受けたとしても、寛大に対処する。FIPBは、既に終了した契約の提携先インド企業がNOCの発行を拒否したり、この法規を盾にFIPBに訴えて外国企業による競合事業の開始を阻止しようとすることを容認したりはしない。

< 裁判で提携先インド企業のNOC無しに新規投資が承認されたケース >

- ⇒ 以下の場合に承認された判例がある（インドの弁護士事務所に勤務する日本人弁護士より）。（ただし、それぞれ単独の条件で承認されたのか、複数の条件を満たしていたから承認されたのかは不明）
 - ①契約がすでに失効している場合
 - ②提携先インド企業が第三者との間で競合事業を行っており、外国企業による競合事業開始により不利益をこうむる可能性が低い場合〔保護に値するような利益が無いと判断される〕
 - ③外国企業が提携先インド企業に対して十分な補償手段（契約終了後の数年間の調達継続等）を与えている場合〔提携先インド企業の利益が十分に保護されていると判断される〕

契約・ビジネススキーム上の問題

- 上記実態を、インド企業が提携先外国企業に対して NOC と引き替えに各種の要求をする手段として利用するケースが横行している（例：金銭支払いの要求、新規技術の低いロイヤリティでの移転の要求、新規の取引契約の要求など）（ジェトロ・ニューデリー・センター、日本インド商工会、インドの弁護士事務所ヒアリング調査結果）。

問題点への対応方法

- インド企業と資本提携・技術移転・商標契約した際の日本企業の“甘さ”を指摘する声は各所で聞かれる。契約書には、あらゆるケースに対して想像力を働かせて対応を明記し、また“契約解消時には提携先インド企業は NOC を発行する”と明記しておくべきである。（ジェトロ・ニューデリー・センター、インドに事務所を置く税理士事務所、インドの弁護士事務所ヒアリング調査結果）

⇒ 日本企業では、非独占ではなく独占実施権で期限や地域を限定していない契約を締結しているケースが多く、年 1 回 12 月にしか契約変更できない契約を締結しているケース、5 年に 1 回しか契約を見直さない契約を締結しているケース、社長が契約書の原文（英文）を確認しておらずそうした事実で契約締結後 10 年経ってから気付いたケースなども見られるとのことである。

- “2005 年 1 月 12 日より以前に、既にインド企業と資本提携・技術移転・商標契約を行っている外資系企業が、新たに同一業種において、投資や別のインド企業と資本提携・技術移転・商標契約を締結する場合”インド政府の事前承認が義務付けられている点については、インド日本商工会に限らず、各国の商工会が撤廃を要求している（インド日本商工会ヒアリング調査結果）。本規制の背景には、米国のホテルが頻繁に提携先を変更したことがあるが、製造業では、（同一業種で）新たな技術・事業分野に進出するため、別のインド企業と提携することや単独で別会社を設立することが迅速に行えないなど、技術の進歩に応じた事業拡大や自由競争を阻害する結果となっている（日本企業ヒアリング調査結果）。
- 現在、インド政府も、撤廃に向けて、関係各所からのヒアリングを開始している（インドの弁護士事務所ヒアリング調査結果）。

【参考】

インド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI (Foreign Direct Investment) POLICY」(2010 年 4 月 1 日発効。最新版は 2010 年 10 月 1 日発効、全 110 ページ) より抜粋

Department of Industrial Policy and Promotion, Ministry of Commerce and Industry, Government of India, “CONSOLIDATED FDI POLICY” (EFFECTIVE FROM OCTOBER 1, 2010)

< http://dipp.nic.in/FDI_Circular/FDI_Circular_02of2010.pdf >

斜文字にしたのは当社

4.2 ENTRY ROUTES FOR INVESTMENT:

4.2.1 Investments can be made by non-residents in the equity shares/fully, compulsorily and mandatorily convertible debentures/ fully, compulsorily and mandatorily convertible preference shares of an Indian company, through two routes; the Automatic Route and the Government Route. Under the Automatic Route, the non-resident investor or the Indian company does not require any approval from the RBI or Government of India for the investment. *Under the Government Route, prior approval of the Government of India through Foreign Investment Promotion Board (FIPB) is required. Proposals for foreign investment under Government route as laid down in the FDI policy from time to time, are considered by the Foreign Investment Promotion Board (FIPB) in Department of Economic Affairs (DEA), Ministry of Finance.*

4.2.2 *Investment would be subject to the ‘Existing Venture/ tie-up condition’³ as defined below:*

4.2.2.1 *With effect from January 12, 2005 the joint venture agreements are expected to include a ‘conflict of interest’ clause to determine/ safeguard the interests of joint venture partners in the event of one of the partners desiring to set up another joint venture or a wholly owned subsidiary in the same field of economic activity. The policy is, however, expected to protect the interest of the joint venture partner where the agreement had been entered on/ prior to January 12, 2005.*

4.2.2.2 *Where a non-resident investor has an existing joint venture/ technology transfer/ trademark agreement, as on January 12, 2005, new proposals in the same field for investment/technology transfer/technology collaboration/trademark agreement would have to be under the Government approval route through FIPB/ Project Approval Board. The onus to provide requisite justification that the new proposal would not jeopardize the existing joint venture or technology transfer/ trademark partner, would lie equally on the non-resident investor/ technology supplier and the Indian partner.*

4.2.2.3 *The following investments, however, will be exempt from the requirement of Government approval* even though the non-resident investor may be having a joint venture or technology transfer/ trademark agreement in the same field:

- (a) Investments to be made by Venture Capital Fund registered with the Securities and Exchange Board of India (SEBI); or
- (b) Investments by Multinational Financial Institutions like Asian Development Bank(ADB), International Finance Corporation(IFC), Commonwealth Finance Corporation (CDC), Deutsche Entwicklungs Gescellschaft (DEG) etc.; or
- (c) where in the existing joint venture, investment by either of the parties is less than 3 per cent; or
- (d) where the existing joint venture / collaboration is defunct or sick; or*
- (e) for issue of shares of an Indian company engaged in Information Technology sector or in the mining sector, if the existing joint venture or technology transfer / trade mark agreement of the person to whom the shares are to be issued are also in the Information Technology sector or in the mining sector for same area/mineral.*

4.2.2.4 *For the purpose of ‘same’ field 4 digit NIC, 1987 Code⁴ will be relevant.*

[Footnotes]

3 DIPP has released a Discussion paper calling for views/suggestions from the stakeholders to review the extant policy on subjecting investment to the ‘Existing Venture/ tie-up condition’

4 NIC Codes are available at <http://siadipp.nic.in/policy/nic/nic.htm>

インド政府 Ministry of Finance の Department of Economic Affairs (DEA)の外国投資促進委員会（ Foreign Investment Promotion Board ; FIPB ）に対する外国直接投資申請フォーム（抜粋）



Government of India
Ministry of Finance
Department of Economic Affairs
FIPB Unit

FIPB Application Form for Fresh Proposal

(*)Mandatory fields

Business Category

1.Business Category*

Choose Category 

(中略)

NOC (Non Objection Certificate) Details

In case of NOC is not furnished. Please click on this box and provide reason.
NOC Furnished

[add more J.V company](#)

[add more Joint Venture](#)

Provide Reason

インド日本商工会 (Japan Chamber of Commerce and Industry in India (JCCII)) からインド政府への要望書 (2010 年 10 月 13 日)

<http://dipp.nic.in/ipr-feedback/Feedback_15_ExistingVenture_JCCII_13October2010.pdf>

斜文字にしたのは当社



October 13th, 2010

Subject: Approval of Foreign/ Technical Collaborations in case of Existing Ventures/ Tie-Ups in India

Japanese Chamber of Commerce and Industry in India (JCCII) is an apex body representing Japanese affiliated companies in India. We would like to express our sincere gratitude to the Department of Industrial Policy and Promotion, Ministry of Commerce & Industry, Government of India, for bringing the discussion paper regarding the aforementioned subject.

In this context, ***JCCII sincerely requests the Government of India to abolish all the FDI regulations stipulated as paragraph 4.2.2 of the Circular 2 of 2010, completely.*** JCCII believes that the regulation is far departing from international business practice and is an interim safeguard measure.

Innovation shows rapid progress nowadays; nature and conditions that a foreign company demands from Indian partner/ collaborator are also changing accordingly. ***Since the NIC four digit codes categorize industries very roughly, particularly parts of motor vehicles,*** the regulations are overprotective as compared to real practice and may lead unreasonable claim by Indian partner/ collaborator.

Five years have passed since the last amendment; the regulations are evidently losing sight of the original objectives that Indian partners need to be protected from jeopardy or foul play by their foreign collaborators.

Recently, we have been confronted with frequent occurrence of ***misuse of the regulations.*** Most of such cases are utilized for windfall interests of Indian partners and those are far beyond the original purpose of the Government of India. Followings are the cases of misuse:

- ***Indian JV partner offers a No Objection Certificate or NOC, subject to put acceptance of contract renewal with the adverse conditions.***
- ***While Indian collaborator is refusing to issue a NOC, it demands Japanese collaborator but only new technology or know-how but also physical and/or financial support.***

We hope this will receive your due consideration.

Thanking you

Japan Chamber of Commerce and Industry in India (JCCII)

Functional Office : Flat No.106, Nilgiri Apartments, 9, Barakhamba Road, New Delhi - 110 001

Tel & Fax_ +91-11-4358-6321 E-mail : jccii@jccii.in

(Registered Office : 7, Barakhamba Road, New Delhi - 110 001)

(2) その他（対価の回収に係る問題）

インドでは、「事前確認（Advance Pricing Arrangement; APA）」がまだ導入されていないため、移転価格課税を予測することができず、また、移転価格課税についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的とした、日本政府とインド政府の税務当局間での「相互協議（Mutual Agreement Procedure ; MAP）」についても、申し立て例はあるものの、これまでに合意した例が無い。＜制度上の問題＞

インドでは、技術移転・商標契約における技術や商標の金銭的価値について、当事者間の合意・契約内容を制限する法規制は従前から存在しておらず、2009年12月16日以降、送金規制も撤廃されたため、今後は、ロイヤリティ、技術指導料、配当その他をどのように設定し、どのような方法で投資の対価を回収するかを各企業がそれぞれ戦略的に決定し、税務当局に明確に説明することが必要となる。＜契約・ビジネススキーム上の課題＞

制度上の問題

● インドでは「事前確認（Advance Pricing Arrangement; APA）」²がまだ導入されていないため、移転価格課税を予測することができない。この点については、インド日本商工会（Japan Chamber of Commerce and Industry in India (JCCII)）が2010年4月5日に提出した「対インド政府建議書」＜参考資料2 - 2参照＞において早期の導入を要望している。（日本インド商工会、日本の自動車メーカーヒアリング調査結果）

⇒ ロイヤリティを低く設定すると日本の税務当局から移転価格課税が行われる危険性があるが、ロイヤリティを高く設定することについては他の株主企業やインド国内世論への印象が悪い。送金規制が撤廃されてロイヤリティ料率の引き

² 事前確認（Advance Pricing Arrangement; APA）：日本では1986年に移転価格税制が創設され、これに併せて、1987年に日本で世界で最初に事前確認が導入された。移転価格税制の基本的仕組みは、法人がその国外関連者を行う取引の価格が独立企業間価格と異なることにより、その法人の所得が減少する場合には、その取引が独立企業間価格で行われたものとして課税所得を計算するというものである。

事前確認（Advance Pricing Arrangement: APA）とは、納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局がその合理性を検証し確認を行うことをいい、納税者が確認された内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行われない。事前確認の目的は、移転価格課税に関する納税者の予測可能性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図ることにある。

事前確認には、「ユニラテラルの事前確認」及び「相互協議を伴う事前確認」がある。

「ユニラテラルの事前確認」は、日本国内において納税者が税務当局に独立企業間価格の算定方法等について確認を求めるもので、この場合は国外関連取引を有する外国の納税者が外国税務当局に課税されるリスクの回避までは保証されないが、「相互協議を伴う事前確認」に比べ、確認にいたるまでの期間がより短く、事務負担もより軽いことが一般的である。

一方、「相互協議を伴う事前確認」は、日本及び外国において、対象となるそれぞれの納税者が独立企業間価格の算定方法等について確認を求めると同時に、これらの内容について税務当局間での合意を求めるものであり、移転価格課税についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的とする。相互協議を伴う事前確認では、相応の期間と負担が生じるが、納税者が双方（又は多数の国）の税務当局から法的安定性を得ることができるため、日本を含む多くの国で相互協議を伴う事前確認が行われている。＜国税庁 相互協議室「事前確認の内容」より＞

上げを発表した日本企業の株価が下がったが、上手く引き上げられれば他の日本企業にもメリットがある。(日本企業ヒアリング調査結果)

- また、移転価格課税についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的とした、日本政府とインド政府の税務当局間での「相互協議 (Mutual Agreement Procedure ; MAP)」についても、申し立て例はあるものの、これまでに合意した例が無い (インドに事務所を置く税理士事務所ヒアリング調査結果)。< P.36 図表 III-3「日本の相互協議の相手国・地域」(国税庁「平成 21 事務年度の『相互協議を伴う事前確認の状況』について」(2010 年 11 月)より抜粋)参照 >

- 上記の他にも、税に関する問題が大きいと各国の企業・商工会議所が指摘している。インド商工会議所連合会 (Federation of Indian Chambers of Commerce & Industry ; FICCI) が 2010 年 12 月 13 日に発表した「外国直接投資調査 (2010 年版) (FICCI FDI Survey 2010)」においても、「税制」について 80%の企業が「非常に深刻」または「かなり深刻」と回答している。

⇒ 重大な税制変更が論理的継続性も無く突然行われる。最近、商社が狙い打ちされている (従来、日本の商社は、サービス・プロバイダーであるとして低い利益率を認められていたが、トレーダーとして 3~4%の利益率が適正であるとして移転価格課税が行われた) (日本企業ヒアリング調査結果)。

⇒ インド国内での製造販売では、工場から出荷した時に物品税 (excise) を徴収され、販売した時に VAT を徴収される。VAT は州によって税率が異なるが、同じ製品は VAT 込みでインド全体で統一価格で販売することを義務付けられており、利益を管理するのが非常に難しい (韓国の電気機械メーカーヒアリング調査結果)。

契約・ビジネススキーム上の課題

- インドでは、技術移転・商標契約における技術や商標の金銭的価値について、当事者間の合意・契約内容を制限する法規制は従前から存在しない。
- 2009 年 12 月 16 日に「2009 年プレスノート (通達) 8 号」が発効されるより以前は、ロイヤリティの「送金」について規制があったが、同日以降、完全に規制は撤廃されている < P.35「2009 年プレスノート 8 号」(2009 年 12 月 16 日) >。ロイヤリティの送金において問題は発生していない (日本企業ヒアリング調査結果)。

図表 III-1 ロイヤリティ送金に関する自動承認範囲

2009年12月16日まで	技術移転を伴う場合 ・200万米ドルまでの一括支払 ・国内販売額の5%、輸出額の8%まで 技術移転を伴わない商標使用の場合 ・国内販売額の1%、輸出額の2%まで (注)額は、インド国外からの輸入物品の価格を引いた純売上
2009年12月16日の「2009年プレスノート(通達)8号」により	上限が撤廃され、完全自由化された。 ただし、技術移転と商標使用に関する事後届出制度が設けられている。

(補足)ロイヤリティの支払期間に係る上限規制は2003年7月から廃止されている。

- 技術移転と商標使用に伴うロイヤリティ送金について、貿易為替制度を所管しているインド準備銀行(RBI: Reserve Bank of India)に対して事後的に届け出ることが義務付けられているが、これは単純に外国からの技術移転と商標使用の実態を把握するためのものである(インドの弁護士事務所ヒアリング調査結果)。様式を用いて届け出れば良く問題は感じていない(日本企業ヒアリング調査結果)。
- インタビュー調査結果を総括すると、投資の回収方法には次のような種類がある。日本企業のインド法人が、日本から多くの部品を調達していた時は、開発費を部品代に上乗せして回収すれば良かったが、近年は、現地調達比率を高めることにより価格競争力を高めようとしており、他の方法で投資の対価を回収する必要がある。また、インドでは、投資の回収方法には次のような種類があるが、税金の観点では配当よりも、ロイヤリティや技術指導料として回収する方が有利である。従って、送金規制が撤廃されたロイヤリティによる回収を今後日本企業が拡充しようとする可能性がある。しかし、ロイヤリティを高く設定することについては他の株主企業やインド国内世論への印象が悪い。一方、ロイヤリティを低く設定すると、日本の税務当局から移転価格課税が行われる危険性がある。今後は、ロイヤリティ、技術指導料、配当その他をどのように設定し、どのような方法で投資の対価を回収するにしても、税務当局に対する明確な説明が必要となる。

図表 III-2 投資の回収方法の整理

1	ロイヤリティ	源泉徴収税 10%（日本本社がインド政府に納税義務あり） ^(注)
2	技術指導料	源泉徴収税 10%（日本本社がインド政府に納税義務あり）
3	配当	配当分配税 (Dividend Distribution Tax ; DDT)15%++ (16.609%) インド日本法人がインド政府に納税義務あり
4	部品代に上乗せ	
5	貸付金の金利	ただしインドでは ECB (External Commercial Borrowing)の用途上の制約で運転資金の貸付は認められておらず、資本金の貸付のみ
6	自己株を買い取らせる	

(注)日本とインドとの間の租税条約により、ロイヤリティおよび技術指導料について、10%まで源泉地国で課税することができる。これらを受領した日本本社はインド政府に10%の税金を納める義務がある < Indo-Japan Double Tax Avoidance Agreement (DTAA) 12条 >。実際には、日本本社が納めるべき税金を、インド現地法人が源泉徴収して代わって納入し、日本本社はそれと同額の税額控除を受けられる。

課題への対応方法

- 日本企業が対価の回収ができないと言っているケースには、日本企業側の法務・税務面での対応の“まずさ”、戦略性の無さが原因となっているものが少なくない。これまでにインドに進出した日本企業のインド現地法人の社長は工場長であるケースが多い。節税を検討することは好ましいことではないとの意識が強い上、法務・税務に係る費用は“少しでも削減すべきコストである”との認識しかなく、法務・税務の専門家のアドバイスを受けてきちんとした対応をすることで多額の費用を節約できることを理解できないことが多い。提携先インド企業の顧問弁護士の言いなりになっているケースも見られる。(インドの弁護士事務所、インドに事務所を置く税理士事務所ヒアリング調査結果)
 - ⇒ 移転価格税制が問題になっているのは、金額が大きいためであり、それまで税をほとんど考えてこなかった日本企業が多い（インドに事務所を置く税理士事務所ヒアリング調査結果）。
 - ⇒ ロイヤリティや技術指導料で回収するか、配当で回収するかの二者択一の場合は、ロイヤリティや技術指導料で回収する方が税務面で良いにもかかわらず、現地法人が利益を上げることが社員の評価につながるという理由で利益を出して配当している日本企業がしばしば見られる。欧米企業では、現地法人の利

益は最低限に抑えるのが常識であり、財務会計と（社員の評価に用いる）管理会計を分けて考えれば済む話である（インドに事務所を置く税理士事務所ヒアリング調査結果）。また、韓国企業でも、利益は抑えて再投資が行われている。韓国の本社も配当は求めておらず、配当はしていないとのことである（韓国の電気機械メーカーヒアリング調査結果）。

⇒ インド日本商工会（Japan Chamber of Commerce and Industry in India (JCCII)）は、2010年4月5日に提出した「対インド政府建議書」＜参考資料2 - 2参照＞において、配当分配税（Dividend Distribution Tax ; DDT)は日本の本社企業側に課税すべきだと訴えている。しかし、これはインド国内の税制の話であり内政干渉とも言える。それよりも、政府間交渉によりロイヤリティや技術指導料と同じ扱いにすることを要望する方が良いと思われる。（インドに事務所を置く税理士事務所ヒアリング調査結果）

⇒ 日本本社が仮払いしたインド現地法人で働く日本人出向社員の給与を、日本法人に送金するのは単なるコスト精算であるのに、インドの税務当局にサービスの対価だと言われて間接税（10.3%）と源泉徴収税（10%）を支払っている企業がある。インド現地法人が日本人出向社員と契約を締結していないため説明できないだけであり、きちんと契約を締結すれば済む問題である。（インドに事務所を置く税理士事務所ヒアリング調査結果）

● 韓国企業は、自動車も電気機械も、現地調達比率が高くない（日本企業ヒアリング調査結果）。（インド国内に製造拠点を設置して技術移転して製造させている部品が少ないため）韓国企業では、ロイヤリティの問題は大きくないとの認識である。一方で、インドに事務所を置く複数の税理士事務所と共に数年間かけて、韓国から部品を高額で仕入れることにより利益を不当に低く抑えているわけではなく、利益率は正当であるとインドの税務当局に対して証明することに取り組んでいる。（韓国の電気機械メーカーヒアリング調査結果） 韓国の自動車メーカーの中には、インド国内に完成品の製造会社と部品の製造会社を設立し、技術移転の対価を部品代に上乗せして、部品の製造会社から完成品の製造会社が仕入れることにより、対価を回収しているケースがある（インドの弁護士事務所ヒアリング調査結果）。

⇒ 日本の自動車メーカーは、現地調達比率を高めることにより価格競争力を高めようとしており（日本の自動車メーカーヒアリング調査結果）、日本から部品を仕入れる際に技術移転の対価を部品代に上乗せすることが困難になっている。

- 欧米企業の場合は、投資の対価を回収することを最重視しており、法務・税務の専門家に費用を支払うことを惜しまず、合法的な範囲で徹底的に“tax planning”を行う。上述の回収方法については、さらに、それぞれを日本から直接行うのか、第三国から行うのかという選択肢が存在する。欧米（特に米国）の企業は、本国から直接投資するのではなく、（税率の低い）第三国に投資会社を設立し、同社から投資しているケースが多い。投資の対価の回収も第三国の投資会社が行えば、税も少なくて済むため、より多く利益を得ることができる。そこからさらに別の国へ再投資しているケースも多い。ロイヤリティにしても利益率にしても、税務当局に対して（節税のためではない）根拠を明確に説明できれば何ら問題は無い。（インドの弁護士事務所、インドに事務所を置く税理士事務所ヒアリング調査結果）
 - ⇒ 例えば、キャピタルゲインを日本本社が得た場合、日本に 20%、インドに 20% の税金を納める必要があるが、シンガポールの会社が得れば税は少なくて済む。（インドの弁護士事務所、インドに事務所を置く税理士事務所ヒアリング調査結果）
- インドでの税務調査は、財閥系企業、上場企業、外資系企業に対して重点的に行われているのだから、日本企業もターゲットになっていることを認識して“備える”ことが必要である（インドに事務所を置く税理士事務所ヒアリング調査結果）。
- 日本企業でこれまでインド進出の中心だった自動車メーカーは上述したような傾向が強いが、最近本格的に進出し始めている電気機械メーカーは、シンガポールや香港の中間持株会社を通してインドに投資するなど、欧米企業並みの法務・税務対策をおこなっている企業もある（インドに事務所を置く税理士事務所ヒアリング調査結果）。
- 日本とインドの税制の違いも理解する必要がある。インドでは日本と異なり、税務調査で税額を増やす更正処分をすることが税務調査官の人事評価につながったり、逆に税務当局が敗訴した場合に担当した税務調査官の出世に響いたりといったことはないため、税務調査の段階で税務当局に歩み寄る必要性は全くない。税務調査で税務当局から指摘を受けた場合には、（インドが「事前確認（Advance Pricing Arrangement; APA）」を導入していないため、インド政府に対する事前確認はできないものの）日本政府とインド政府の税務当局間での「相互協議（Mutual Agreement Procedure ; MAP）」を申し立てることができる他、インド政府に対して異議申し立て

をすることがごく普通に行われており、インドの税務当局もそれを勧めている。異議申し立てには複数の手段があり、最終的には裁判に訴える方法もある。裁判所は比較的公平であり税務当局が敗訴するケースもあり、10年程度の時間と費用はかかるが永続的に徴税されることは排除できるため有効である。(インドに事務所を置く税理士事務所ヒアリング調査結果) 1社で数十件の不服申し立てをしている例も珍しくない(インド日本商工会ヒアリング調査結果)。

- 欧米諸国は、在インド大使館職員が、企業同士の交渉に立ち会うなどして直接支援している。少なくともインド国営企業や財閥企業との契約交渉に日本企業が臨む場合は、政府職員が立ち会うなどして支援してもよいのではないか。(インドに事務所を置く税理士事務所ヒアリング調査結果)

【参考】

インド政府「2009年プレスノート8号」(2009年12月16日)

Government of India, Ministry of Commerce & Industry, Department of Industrial Policy & Promotion (FC Section) “Press Note No. 8 (2009 Series)”

<http://siadipp.nic.in/policy/changes/pn8_2009.pdf>

ロイヤリティの支払いに関する事前認可規制を撤廃。

ただし第3項により技術提携や商標使用のロイヤリティについては、事後届出制度を設けている。

Government of India
Ministry of Commerce & Industry
Department of Industrial Policy & Promotion
(FC Section)

Press Note No. 8 (2009 Series)

Subject: Liberalization of Foreign Technology Agreement policy

The existing policy of Government of India on the payment of royalties under Foreign Technology Collaboration provides for automatic approval for foreign technology transfers involving payment of lumpsum fee of US\$ 2 million and payment of royalty of 5% on domestic sales and 8% on exports. In addition, where there is no technology transfer involved, royalty up to 2% for exports and 1% for domestic sales is allowed under automatic route on use of trademarks and brand names of the foreign collaborator. Separate norms are available for the hotel sector vide Press Note 18 (1991 Series) and Press Note 1 (1995 Series). Technology transfers involving payments above these limits required prior permission of the Government of India (Project Approval Board, Department of Industrial Policy and Promotion).

2. The Government of India has reviewed the extant policy and it has been decided to permit, with immediate effect, payments for royalty, lumpsum fee for transfer of technology and payments for use of trademark/brand name on the automatic route i.e. without any approval of the Government of India. All such payments will be subject to Foreign Exchange Management (Current Account Transactions) Rules, 2000 as amended from time to time.

3. A suitable post-reporting system for technology transfer/ collaborations and use of trade mark/ brand name will be notified by the Government separately.

4. These guidelines issue in modification of provisions relating to foreign technology proposals/approvals contained in paragraph 3 of Press Note 10 (1991), para 7 of Press Note 11 (1991), para 4 & 5 (a) of Press Note 12 (1991), para 2-6 of Press Note 20 (1991), para 2 of Press Note 5 (1992), para 4 of Press Note 4 (1994), para 3 of Press Note 18 (1997) and paragraphs III and IV of Press Note 9 (2000). These guidelines will issue in supersession of provisions of Press Note 18 (1991), Press Note 4 (1992), Press Note 1 (1995), Press Note 4 (1996), Press Note 1 (2002) and Press Note 2 (2003).

(Gopal Krishna)
Joint Secretary to the Government of India

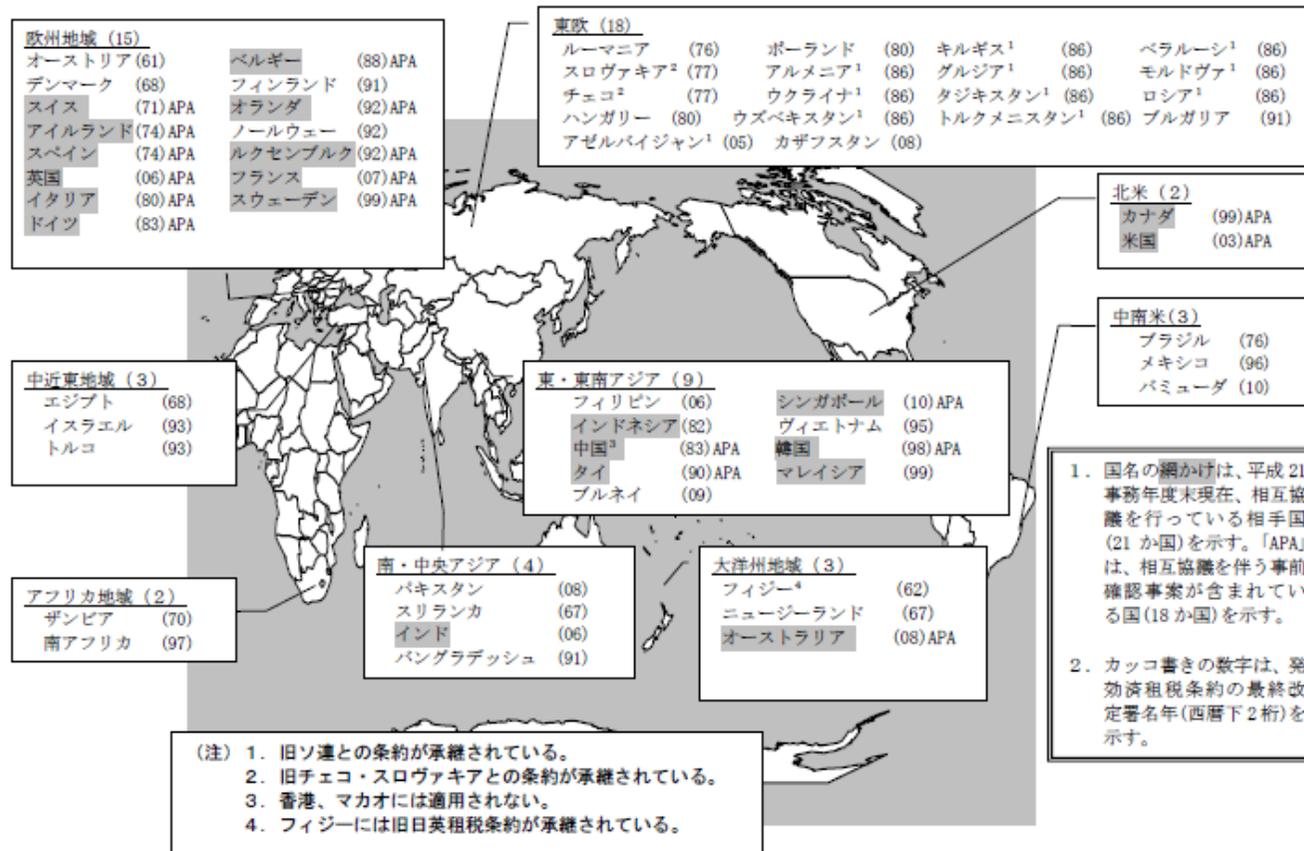
D/O IPP F. No. 5(6)/2008-FC Dated 16.12.2009

Copy forwarded to:

1. Press Information Officer, Press Information Bureau- for giving wide publicity to the above Press Note.
2. BE Section for uploading the Press Note on O1PP's website.
3. PAB Section, DIPP

図表 III-3 日本の相互協議の相手国・地域
相互協議の相手国・地域

(別紙 1)



資料：国税庁「平成 21 事務年度の『相互協議を伴う事前確認の状況』について」(2010 年 11 月)
<http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2010/sogo_kyogi/index.htm>

〔ご助言いただいた専門家の方々〕

*日本人は五十音順

*外国人は所属組織名のアルファベット順

岩瀬 雄一 氏	International India Accounting 株式会社 日本国公認会計士・税理士・代表取締役
菊田 聖子 氏	カイトン法律事務所 (Khaitan & Co.) 日本実務グループ 顧問
木村 義弘 氏	インドビジネス研究会 (株式会社エイケン 海外事業部)
酒井 大輔 氏	弁護士法人 北浜法律事務所 日本国弁護士 / 米国ニューヨーク州弁護士
大穀 宏 氏	(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) ニューデリー・センター BSC(Business Support Centre) 海外投資アドバイザー
高野 一弘 氏	プライスウォーターハウスクーパース (PwC) デリー 日本企業コンサルティンググループ シニアマネージャー (公認会計士・税理士)
Mr. Amarjit Singh	Managing Partner, Amarjit & Associates Advocates
Mr. Sudish Sharma	Partner, FoxMandal Little, Solicitors & Advocates
Mr. Anami Bhattacharyya	Chief Associate, FoxMandal Little, Solicitors & Advocates
Ms. Sneha Sinha	Associate, FoxMandal Little, Solicitors & Advocates

IV. ブラジルにおける技術移転・資金回収に係る規制及び運用実態と対応状況

1. ブラジルにおける技術移転・資金回収に係る指摘事項

ブラジルにおける技術移転・資金回収に係る主な問題点としては、主に以下のような規制や運用の実態が指摘されている。そこで、現地へ進出している日系企業やブラジル日本商工会議所、および弁護士や会計士などの専門家に対してインタビュー調査を実施し、下記事項についての事実確認や対応状況の把握を行った。

事実確認については、1)ブラジルの法令や通達に照らし合わせて正しい規制・運用といえるのか、2)その場合はいかなる法律や通達に基づき規制が実施されているのか、さらに3)例外なく適用されているのかどうか（例：欧米企業に比して、日系企業特有の課題となっていないかどうか）、4)内外差別に当たるなど国際ルール上の観点から問題はないかどうか（内国民待遇）、といった点に留意し、インタビュー調査を実施した。

対応状況については、1)規制や政策措置をそのまま受け入れているのかどうか、2)契約上の工夫やライセンス契約を締結する際の交渉方法などで回避できているケースがあるのかどうか、3) ブラジル進出にあたりあらかじめ留意しておくべきポイントや有効な対応策はあるのかどうか、等についてのインタビュー調査を実施した。

< 主な指摘事項 >

- ・ INPI（Instituto Nacional da Propriedade Industrial、国立工業所有権院）に係る問題
ブラジルでは、知的所有権ライセンス契約や技術移転契約（ノウハウ提供契約）において、①第三者に対する対抗力、②ロイヤリティの海外送金、③支払われるロイヤリティの損金算入を可能とするためには、その契約を INPI へ登録する必要がある。それぞれの法令根拠は、①は産業財産権法（Article 211 of law no. 9279/96）、②は外国の資本の運用および送金法（law no. 4131/62）、③は所得税法（law no. 4506/64）及び財務省令（Ordinance MF no. 436/58）にある。登録とはいえ、登録手続きの際に INPI が契約内容を実質的に審査することで、以下のような問題が発生している。
 - INPI への登録審査に時間がかかる
 - ロイヤリティ料率の上限設定の問題（技術移転の対価が、当該技術を用いて生産された製品の売上高の 5% まで）
 - 技術移転契約期間が通常 5 年、延長できても最長 10 年まで
 - 秘密保持期限は通常 5 年、特例により最長 10 年まで
 - ノウハウのライセンスの禁止
- ・ 海外送金に係る問題
ロイヤリティを海外送金するためには、INPI への登録後にブラジル中央銀行にも登録する必要があり、送金の際に様々な税が課税されるなど、複雑な税制や税金の高さも問題視されている。
 - ブラジル中央銀行への登録が認められなければ海外送金できない
 - ロイヤリティ送金に様々な課税がなされる

ブラジルにおける技術移転と資金回収に係る法令制定の概要³

I. 1958年の法令 3470(lei n. 340, de 28-11-1958)の所得税法第74条において、ロイヤリティ金額の費用控除枠（損金算入）を純売上金の5%と規定した。(art. 74)

1.1. 法令は大蔵大臣へ5%枠内で製品、業種による調整の権限を与えた。(Art. 74 § 1º)

II. 1962年の法令 4.131 (lei n.º 4.131, de 3-09-1962)の外資法（外国の資本の運用および送金法）において、ブラジルへの外国投資金の取り扱いと国外送金を規定した。

2.1. 損金算入の上限を5%と制限(art. 12)

2.2. しかし、ブラジル現地法人の資本金を直接又は間接にコントロールする外国法人へのロイヤリティの送金を認めていなかった。(art. 14)

2.3. ロイヤリティの損金算入は原則5年間と制限し、SUMOC (Superintendência de Moeda e Crédito=現中央銀行の機能を持っていた官庁) が許可した場合、10年まで延期できる。(Art. 12 § 3º)

III. 1964年の法令 4.506 (lei n. 4 506, de 3011-1964) の所得税法において、以下の内容を規定した。

3.1. 国外へ送金するロイヤリティの費用控除（損金算入）の条件として

a. 契約書を当時の SUMOC(中央銀行設立前の機関)へ登録。(art. 52 inciso I)

b. 技術移転に関するサービスが提供された証拠。(art. 52 inciso II)

c. 損金算入額が大蔵大臣の規定した限度内である。(art. 52 inciso III)

3.2. ロイヤリティの損金算入は5年間と制限し、SUMOC の許可ある場合10年まで延期出来る。(Art. 52 § 1º)

3.3. 但し、上記外資法 (law no. 4131/62) の14条に基き、海外に在する親会社へのロイヤリティ送金額の損金算入を認めていない。(art. 52 § único)

IV. 1991年の法令 8.383(lei n. 8.383, de 30-12-1991)は所得税法の一部改正法であり、以下のようにロイヤリティの国外送金を可能とした。

4.1. 1991年12月31日以降にサインされた契約書で、INPI と BACEN(ブラジル中央銀行)へ登録されたロイヤリティの国外送金額も、現行法令の条件と枠内で損金算入を認めた。(Art. 50)

³ ここで取り上げている主な法令の概要については、OHNO E OSHIKIRI ADVOGADOS の押切弁護士より情報提供をいただいた。

V. まとめ

- 5.1. ロイヤリティの損金算入限度は 58 年の法令 3470 で規定された。
- 5.2. 国外送金のロイヤリティの損金算入期間は 62 年の法令 4131 で規定⁴。
- 5.3. 関係会社間のロイヤリティの送金禁止は 62 年の法令 4131 に記載。
- 5.4. 上記 5.3 項の送金禁止は 1991 年の法令 8.383 で解除⁵。
- 5.5. 以上から、関係会社には当たらない会社へのロイヤリティの送金は 5%以上でも可能であり、INPI が許可した例もあるが、この場合でも、法人所得税法の損金算入出来る限度は最高 5%となる。

⁴ 法規の統合性から、現行所得税細則行政令 (Decreto n.º 3.000/2002) の 354 条 1 項に、law no. 4131/62 (外資法) 2.3 項の期間制限条文と同じ内容の条件が記載されている。

⁵ 国外送金できるロイヤリティの限度 (5%) と 5 年間の損金算入は law no. 4131/62 で定められており、law no. 8383/91 (第 50 条) で関係会社間のロイヤリティの送金が解禁された。その際、財務省令 (436/58) において業種別に定められた損金算入の限度額 (最大で 5%) を参照する形で国外送金を可能としたため、INPI はこれを根拠に関係会社間のロイヤリティ料率上限を 5%までしか認めていない。

2. ブラジルにおける技術移転・資金回収に係る問題点及び対応状況

2-1. ブラジルに関する実態調査のスキーム

ブラジルにおける技術移転・資金回収に関するインタビュー調査は、日系企業へのインタビューも含めて、すべて現地で実施した。法律の専門家として学習院大学法学部教授の小塚荘一郎委員が同行され、主に弁護士事務所への調査を実施された。

(1) 実施時期

2011年1月2日～1月11日（うち、インタビューを実施したのは1月4日～1月8日の6日間）。

(2) インタビュー先一覧

調査日	インタビュー先	所在地
1月4日(火)	邦銀	São Paulo
1月4日(火)	ジェトロ・サンパウロ・センター	São Paulo
1月4日(火)	Planaudi Consultoria e Assessoria Contábil (会計事務所)	São Paulo
1月5日(水)	A社(自動車関係)	Curitiba
1月5日(水)	Dannemann Siemsen Advogados (弁護士事務所)	São Paulo
1月6日(木)	OHNO E OSHIKIRI ADVOGADOS (弁護士事務所)	São Paulo
1月6日(木)	B社(自動車関係)	São Paulo
1月6日(木)	C社(素材)	São Paulo
1月6日(木)	ブラジル日本商工会議所	São Paulo
1月6日(木)	Deloitte Touche Tohmatsu (会計事務所)	São Paulo
1月7日(金)	Machado Meyer Sendacz Opice (弁護士事務所)	São Paulo
1月7日(金)	Pinheiro Neto Advogados (弁護士事務所)	São Paulo
1月7日(金)	D社(自動車関係)	Manaus
1月7日(金)	E社(自動車関係)	Manaus
1月8日(土)	F社(自動車関係)	Manaus

2-2 . ブラジルにおける技術移転・資金回収に係る問題及び対応状況

(1) INPI(国立工業所有権院)に係る問題

ロイヤリティ料率の上限規制や技術移転契約期間の問題とともに、まず現地調査で指摘されたのは「何を INPI に登録すべきかが明確ではない」という点である。技術移転契約（ノウハウ提供契約）や知的所有権ライセンス契約が第三者に対する効力を発揮するには INPI への登録が必要であることはブラジルの産業財産権法に明記されている⁶。また、ロイヤリティを海外送金するためにも INPI への登録が必要とされる⁷が、どこまでが技術移転を伴う契約とみなされるかが見極めにくいケースがあり、技術移転を伴わないサービス契約だと判断して海外送金を行おうとしても、市中銀行から INPI への登録申請や弁護士との相談を要求されるなどして送金を受け付けてもらえないケースもある。また、登録とはいえ、登録の際に INPI による実質的な審査が行われており、INPI の基準に合致していないなどの理由で契約内容に不備があると判断されれば、当事者間で合意されたライセンス契約や技術移転契約が受け付けてもらえないとの不満が企業からは挙げられた。INPI は書類を受け付けてから、法律上は 30 日以内に回答しなければならないことになっているが、何の異議もなく 1 回で承認されることはほとんどなく、承認を得るまで早くても数ヶ月、長い場合は 1 年以上を要することもある。

INPI への登録判断に迷うという問題事例

企業の実態：

- INPI のホームページに INPI への登録が不要なケースが掲載されているが、あくまでも該当事例のリストアップであり、解釈が曖昧で判断に迷うケースが多い。（日系企業ヒアリング調査結果）
- 技術移転を伴う送金かどうか銀行が判断に迷う場合は、弁護士への相談や INPI への登録を要請する場合もある。（日系企業ヒアリング調査結果）

専門家の見解：

- INPI への登録が必要となるのは、技術のライセンス契約、ノウハウの移転契約およびそれらに関連したサービス契約、エンジニアリング契約、フランチャイズ契約ならびにソースコードの開示を伴うソフトウェア契約。（ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果）
- 知的所有権ライセンス契約と技術移転契約（ノウハウ提供契約）とは、ブラジル法上は、異なる種類の契約として取り扱われる。いずれも、外国送金規制および税法によってほぼ同様に規律されるが、INPI の規則は、それぞれの種類に応じて異なる部分が

⁶ 産業財産権法（1996 年法律第 9279 号）第 62 条、第 121 条及び第 140 条

⁷ 外国の資本の運用および送金法（Law no. 4131/62）

ある。これらの契約についてのブラジル法の基本的な考え方は、政府がその内容をコントロールするということである。そのために、INPI に契約を登録することが求められる。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

- 登録は、①第三者に対する対抗力（特許権等の排他権の場合）、②ロイヤリティの外国送金、③支払われたロイヤリティの損金算入、の要件とされている（登録の法令根拠は Article 211 of the Federal Law N. 9279/1996 : Brazilian Industrial Property Law）。技術移転契約（ノウハウ提供契約）の場合には、産業財産権のように絶対権としての性質を持つ権利と異なり、「①第三者に対する対抗力」は問題とならないように思われるかもしれないが、ノウハウ提供契約が排他的なものである場合に、提供者（ライセンサー）が合意に反してノウハウを第三者に提供した場合や、ノウハウを違法に入手した第三者に対して不正競争法を根拠としてその使用を差し止める場合などには、ノウハウ提供契約が INPI に登録されていることが必要になる。なお、①、②、③のいずれも必要としない場合は、INPI へ登録する必要はない。登録しなくとも、当事者間における契約の有効性には影響がない。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- ノウハウ提供契約を登録する場合にも、営業秘密を開示することにはならない。INPI に対しては、提供されるノウハウの概要を記述した書面を出すことで十分である。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

INPI の登録に時間がかかるという問題事例

企業の実態：

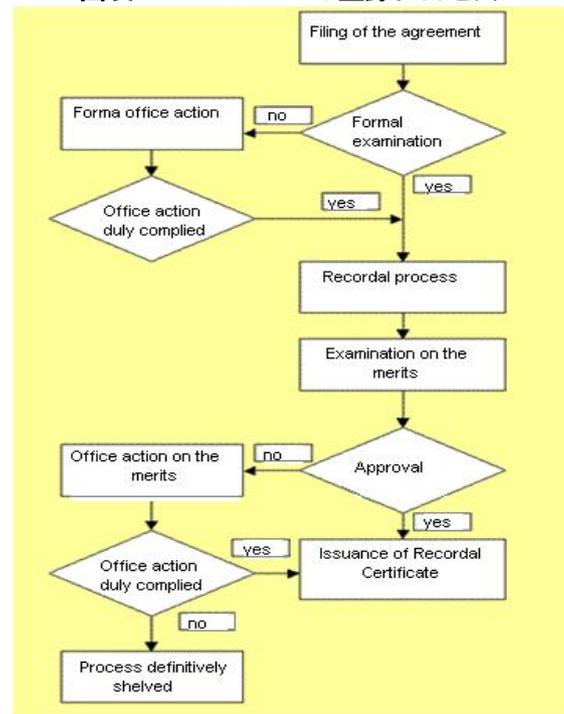
- 通常半年、長くて1年かかるとの指摘がある。どの会社も、INPI への登録申請には時間がかかるものと予想して、新規の登録とする場合も、延長申請する場合も、早めにとりかかるようにしている。(日系企業ヒアリング調査結果)

専門家の見解：

- INPI のルールどおりの契約を申請すればさほど時間を要しない。されど、海外のライセンサーにとって、INPI のルールどおりの契約は許容できるものではないため、ルールと異なる内容の契約の登録を認めさせようとするために、結果として審査に時間がかかることになる。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- INPI の承認を受ける際には、契約に形式上の条件が課されている。外国企業の代表者の署名については公証人の認証を受け、かつ領事館から証明を受けていなければならないこと、ポルトガル語に翻訳されていなければならないこと、などである。これらの条件が満たされていないと、手続きをやり直す必要が生じ、さらに時間を要する結果となる。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

- INPI の登録に時間がかかるのは、そもそも INPI の認定基準が、法律に明記された以外の「書かれざる運用上の取扱い」を含んでいることなどもあり、外国企業にはわかりにくいことに起因する。登録が認められるには、契約内容が INPI に一般的に認められているパターンに当てはまっているかどうかのポイントで、そのためにはブラジルの法律に長けていること、かつ、INPI の実務がどうなっているかを把握しておくことが重要である。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

図表 IV-1 INPIへの登録プロセス



資料：Dannemann Siemsen

【INPI 登録手続きを円滑化するための対処方法】

- ⇒ 契約内容について当事者が交渉する段階から、INPI の取扱いを考慮に入れて、その審査を通るような内容の契約とすることが重要である。INPI の実務を考慮した上で、法律事務所へ相談することを推奨している。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- ⇒ 技術移転の必要性を訴える際、ブラジル政府の工業政策や産業政策に添った裏付資料を用意することがポイントである。契約内容がブラジルの国策に合っていれば INPI も拒否する理由はないはず。INPI の担当者次第というより、契約内容の善し悪し次第である。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- ⇒ INPI には契約書草案を事前審査する手続きがあり、これをもっと利用するとよい。事前審査で固めておけば、そこで了解を得たものに INPI も NO とは言い

くい。(注:ただし、この事前審査のサービスも正式審査同様に時間がかかる上、後日の正式審査において異議が寄せられないことを保証する効果もないので、利用することの実益は少ない、との見方を示す弁護士もいる。)(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

⇒ INPI 対応を弁護士任せにせず、弁護士が本当に企業の要請どおりに働いているかどうか、要望にそったアプリケーション・レターを出しているのかどうかをチェックすべき。場合によっては、会社の代表者が INPI に直接乗り込んで訴え、INPI にプッシュし、審査の順番を入れ替えてもらうくらいのアプローチは必要。ブラジルでは待ちの姿勢では駄目で、督促しなければ後回しになってしまうと心得た方がよい。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

INPI の権限に関する問題事例

企業の実態：

- INPI が登録の際に当事者間の契約内容について異議を唱えてくることに対しては、INPI の権限を逸脱しているとの認識はあるが、契約内容への不備が指摘されれば、その判断に従わざるを得ないのが実情である。(日系企業ヒアリング調査結果)
- なるべくスムーズに登録できるよう、INPI と太いパイプを持つ弁護士事務所を活用するなどしている。(日系企業ヒアリング調査結果)

専門家の見解：

- INPI が契約内容に規制を課す権限の法的根拠は存在しない。70 年代には存在したがこの法律は既に廃止された。にもかかわらず、実務が従来のままに維持され、INPI に裁量権が残り今日に至っている。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- INPI の規制ルールは明確に作られているが、個々の契約内容がその基準に該当するか否かの判断に際して、契約の解釈が必要となり、その解釈について担当官の裁量の幅がある。たとえば、ノウハウについて、契約期間終了後の使用を禁ずる契約条項は認められないが、そのとおりに書かれた契約条項のみならず、「契約終了後の使用禁止に該当する」と解釈できる条項はすべて拒絶される。この「解釈できる」か否かというところが裁量的とされる点であり、その裁量権の正当性が、(フィリップスの訴訟等で)争われている。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

<ご参考：INPIの権限に関する訴訟事例>⁸

⇒ INPIによる契約内容への介入を争った訴訟は、過去、他に2～3件存在するが、INPIによる権限の行使は正当であったとされている。ただし、オランダの大手電機・家電メーカーであるフィリップスがINPIに対して提起した訴訟は、フィリップスの勝訴で終了している。この事案の概要は、以下のとおり。

フィリップスはCD-Rの生産技術について、ブラジル側のライセンシーから定額のロイヤリティ支払いを受ける合意をした。合意をした時点では、ロイヤリティ料率は売上高の5%以内に収まる見込みであったところ、その後、CD-Rの価格が低落したため、INPIの承認を受ける時点までには、ロイヤリティ額が売上高の20%に相当する金額になってしまった。そこでINPIが、現在の売上高を基準として5%の範囲を超えないように契約内容の修正を求めたのに対して、フィリップスがその有効性を争って出訴した。なお、ブラジル側のライセンシーはフィリップスの関係会社ではなく、税法上の損金算入上限が送金額の上限として作用するケースではなかった。フィリップスがINPIに対して提起したこの訴訟は、ブラジルの弁護士事務所が注目していた係争案件であり、フィリップスの勝訴で終了し、フィリップスは当初の契約にもとづく送金を行うことができた。

当該事案において、INPIには契約内容を規制する権限がないことが確定した。しかしながら、この訴訟事例は関係会社にはない企業間でのライセンス契約に係るケースで、大半の日本企業が直面している親子関係でのライセンス契約にはそのまま適用することはできず、日系企業へのプラスの影響は見込みにくい。
(以上、ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

<ご参考：ブラジル知的財産協会の動き>

⇒ ブラジル知的財産協会(ABPI⁹)は、ブラジルの技術移転や知的所有権のライセンス契約に係る様々な規制の撤廃を目指した活動を展開しており、現在、議員を通して法案提出を行う準備を進めている¹⁰。法案の主なポイントは、「ライセンス契約の登録に際して、INPIは当事者が合意した契約条件について要求または介入をしてはならない(INPIによる裁量の排除)」「海外送金できるロイヤリティ料率の上限を売上高の10%まで引き上げること」などである。「ノウハウの移転またはライセンス契約の契約期間の自由化」「契約終了後の技術の回収も認めると」という要求も盛り込まれており、今後、もしこの法案が承認されれば、財

⁸ この事例で言及している「親子関係・関係会社」とロイヤリティ料率との関係性については、次頁の「(2)ロイヤリティ料率の上限規制とロイヤリティ回収に係る問題」も参照されたい。

⁹ ABPI (Associação Brasileira da Propriedade Intelectual) は民間企業や弁護士事務所、弁護士などの法律専門家から構成されている任意団体。

¹⁰ ABPIでは現在法案のドラフトを作成し、大臣や代理人と詳細を交渉中(2011年3月時点)。

務省令 436/58 号は廃止される可能性もある。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

(2) ロイヤリティ料率の上限規制とロイヤリティ回収に係る問題

ブラジルでは 1991 年に所得税法が改正され (Law No. 8383/91)、関係会社間の国外送金の損金算入が可能になった (それ以前は、外国企業がブラジルに関係会社を設立しても、ライセンス料等の親会社に対する支払いの損金算入はまったく認められていなかった)。しかし、もともと外資法 (Law No. 4131/62) で国外送金するロイヤリティの損金算入の限度額は 5%と制限されており、91 年に所得税法が改正された際、財務省令 (Ordinance 436/58) を引用し、この規定に定める限度で、INPI に署名及び記録され中央銀行に登録された契約に基づく海外送金について損金算入を認めるものとした。INPI は、これを根拠に、損金算入の上限を超えたロイヤリティ料率を承認しない。よって、海外送金の損金算入には INPI への登録が前提となるが、この登録のために INPI が課す条件 (損金算入の上限をロイヤリティ料率の上限とする) を飲まなければならなくなり、結果的に、関係会社間での契約においては、ロイヤリティ料率は最大で当該技術に由来する純売上高の 5%までしか認められないことになっている。

ブラジルは税金が高いため、日系企業は節税のためにも損金算入可能なロイヤリティ送金にこだわる。ロイヤリティは移転価格税制の対象外 (移転価格税制規則の 9 条 2 項) というメリットもある。しかし、年率換算で 5%上限が適用されるため、ブラジルの現地法人立ち上げや新たな製品モデルの生産立ち上げ等で本社が負担した人件費や図面代等をロイヤリティとして一括送金することも難しく、対価の回収に支障をきたしている。

なお、関連会社にない場合も損金算入ができるのは売上高の 5%までであるが、ロイヤリティ料率の制限はない。しかしながら、その場合でも INPI が介入し、5%までしか認めないケースが多いという。前述したフィリップスの訴訟はこのケースに該当するものである。フィリップスの訴訟においては、INPI が敗訴したことで、INPI の裁量権の正当性が否定される結果になったものの、親子関係を含む関係会社間でロイヤリティ回収を行っている大半の日系企業に対しては、5%というロイヤリティの上限規制を覆すものには至っていない。

ロイヤリティ料率の上限設定の問題事例

企業の実態：

- これまで、ランニングロイヤリティとして、純売上高 (売上高から調達費などの諸経費を差し引く) の 5%を超えて送金が認められているケースはない。(日系企業ヒアリング調査結果)

- 技術移転の割合が低いとして 3%までしか認められず、5%上限への引き上げ交渉が難航している。(日系企業ヒアリング調査結果)
- 弁護士や会計士からは「ロイヤリティにこだわるのではなく、配当金として受け取ればよい」とのアドバイスがあったが、企業からは「ロイヤリティは損金算入できる」「ロイヤリティは移転価格税制の対象外」というロイヤリティとして回収できることのメリットが強調された。このほか、「配当金は利益処分になり、配当金を増やすと手元資金の流動性が落ちる」との指摘もなされた。(日系企業ヒアリング調査結果)

専門家の見解：

- ブラジルでは、税法によって損金算入の上限が業種ごとに細かく定められており（財務省の省令 436 号/58、最大で 5%）、関係会社間でのロイヤリティの海外送金はこの上限までしか認められない。税金をたくさん払うからといって 5%を超えて海外送金することはできないため、結果として、ロイヤリティ料率が 5%に抑えられている。つまり、ロイヤリティ料率 5%という上限値は税法上の根拠であって、ブラジルの産業財産権法による根拠ではない。もちろん、関係会社間であっても、ロイヤリティ料率は当事者間の合意で自由に設定でき、契約としては有効になる。しかし、損金算入上限である 5%を超えたロイヤリティ料率は INPI が認めないため、結果、送金ができないので、現実的にはあり得ない。(ブラジルの会計事務所ヒアリング調査結果)
- 本来は税額控除の上限であったものが、送金できるロイヤリティ金額の規制に転用されたのである。国内法の問題としても、送金額の上限が損金算入の上限に連動するという制度の妥当性には議論の余地がある。(ブラジルの会計事務所、ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- ブラジルでは 1996 年に産業財産権法が改正されたが、税法は 1958 年の財務省令が改正されることなく今日に至っており、財務省の省令 436 号/58 における業種区分は完全に時代錯誤となっている。1958 年の省令以降に発達した石油産業などの新しい技術は該当するカテゴリがないので「その他の 1%」に区分されてしまう。(ブラジルの会計事務所、ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- ロイヤリティの上限額には、名目のいかに問わず、技術の対価がすべて含まれる。したがって、ロイヤリティが売上高の 3%である場合、それとは別に技術サービス提供の対価の支払いを受けることは、売上高の 2%に達するまで可能である。逆に、ロイヤリティを最初から売上高の 5%と定めてしまった場合には、技術サービス提供の対価について追加的に支払いを求める余地はない。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

- 「ロイヤリティ料率の上限は売上高の 5%まで」という場合の「売上高」とは、総売上高(gross sales)から売上税、リベート、返品相当額などを控除した金額である。ノウハウ提供者（ライセンサー）から原材料や備品を購入した場合には、その金額は、上限算定の基準となる売上高から控除されてしまう。これは、法令上にまったく根拠がないので、適法性を争う余地があると思われるが、現状では、そのような実務となっている。（ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果）

ロイヤリティ回収に係る問題事例

企業の実態：

- ロイヤリティの回収が認められるタイミングがケース・バイ・ケースで、よく分からないとの指摘がある。（日系企業ヒアリング調査結果）

専門家の見解：

- ロイヤリティの回収は、契約が INPI に承認され、登録を受けた日から可能になる。その根拠は、ブラジル連邦収税局(Brazilian Federal Revenue)の行政決定(Decision no.9 of 2000)であり、法律的な根拠ではない。なお、技術サービス契約の場合には取り扱いが異なり、サービス開始時点からの対価の支払いが認められる。（ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果）
- 申請中の特許については、ロイヤリティの支払いを受けることはできない。ただし、特許権が有効に成立すれば、遡って、契約登録の日以降のロイヤリティの支払いを求めることは可能である。これは、特許権が有効に成立した場合には、申請時に遡って第三者に対する有効性を主張できることと平行的な扱いとしているものである。しかし、商標の場合には、（第三者との関係でも有効性は遡及しないので）商標権が成立しても、ロイヤリティ支払いの起算日を遡ることはできない。（ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果）

(3) 技術移転契約・秘密保持期間制限に係る問題

ブラジルにおいては「外国資本及び海外送金に関する法律（外資法）」によって、知的所有権ライセンスではない技術移転契約（ノウハウ提供契約）に基づくロイヤリティ支払いの税額控除について、上限が5年間と定められている。INPIは、通常この上限の範囲でしか契約の登録を認めないため、実質的に技術移転契約（ノウハウ提供契約）が5年に制限されている（なお、特許ライセンスについては、契約期間を通じてロイヤリティを回収することができる）。INPIにより、この期限は更に5年間延長可能であり、これは国家通貨審議会（CMN:National Monetary Council）によってINPIに与えられた権限となっている。ただし、ブラジルは5年間で技術は完全に移転されるものとの基本的

な考え方に立っており、さらに 5 年間の延長を認めてもらうには、その必要性を INPI にアピールすることが必要となる。実際、延長を認めてもらえないケースが多く、長期にわたる対価の回収を困難なものにしている。

なお、技術移転契約が原則 5 年と制限されているため、秘密保持期間も 5 年に限定され、延長は認められていない。ノウハウ（営業秘密）の秘密保持期間が短く、技術流出につながる懸念がなされていたが、本件については I 章で触れたように、日伯貿易投資促進合同委員会による対話を通じて改善がみられ、日伯次官級の書簡（2010 年 9 月 30 日）により、「技術移転契約では、当事者双方が適切と判断する秘密保持期間を定めることができ、INPI は 10 年を超える秘密保持期間が設定されている技術移転契約を登録し得る」との回答を得ている。

技術移転契約の期間制限の問題事例

企業の実態：

- 延長申請がすんなり認められるケースもあれば、認められないケースもある。技術が改良されたこと、5 年の延長がブラジル側にもメリットをもたらすことを INPI にアピールしないと延長は認められにくい。（日系企業ヒアリング調査結果）
- 5 年延長できるか否かは、INPI 担当官とのネットワークが物を言うとの指摘や、INPI が受理しやすい書類の作り方や INPI との交渉ノウハウを心得ている弁護士事務所を活用すべきとの指摘がある。（日系企業ヒアリング調査結果）

専門家の見解：

- 技術移転契約（ノウハウ提供契約）の期間は 5 年が原則である。これをさらに 5 年間延長することは可能であるが、そのためには、①当初の期間についての実績報告書および財務報告書が必要になり、かつ、②延長を必要とする理由を提出しなければならない。①は実際に技術・ノウハウの移転が行われたことを証明するために必要であるとされ、派遣された技術者の人数等や、売上高(net sales)やロイヤリティの金額などを記載する。②は技術・ノウハウ受領者（ブラジル側企業）にとって期間の延長が利益になることを主張する必要がある、同一の技術・ノウハウを利用する新製品が開発されたとか、技術・ノウハウが改良されたといった事情があれば認められる。理由づけがしっかりとなされていれば延長の承認は、十分に実現可能である。（ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果）

秘密保持の期間制限の問題事例

秘密保持の期間制限の問題については日伯間の交渉で改善に向かっているが、現地法律事務所の見解としては、今後、INPI への登録を要する技術移転契約（ノウハウ提供契約）の中に5年や10年を超えた秘密保持条項が含まれていた場合に、従来の取扱いが改められるかについて注視する必要があるとのことである。

専門家の見解（以下は現在の規制下での一般的な見解）：

- 秘密保持契約は、技術移転契約（ノウハウ提供契約）の中で契約条項の一つとして定められた場合には、契約と同一の期間に限って有効とされる。その期間を超える場合は、INPI の登録を受けられない。（ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果）
- 本来、秘密保持義務は当事者間の契約として完全に有効であるが、ロイヤリティ送金を伴う契約の中に書き込まれていると、INPI は結果的に審査してしまい、技術移転契約期間と同じ5年間に限って有効と処理されてしまう。しかし、これはまったく法令上の根拠を欠く取り扱いであって、INPI は完全に自らの権限を逸脱している。裁判所で争えば、この取り扱いが違法とされる可能性は小さくないと思われる。（ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果）
- 技術移転契約とは別個の契約として秘密保持契約を合意すれば、INPI の規制は不要となり、民事法的には有効であり、裁判所でその履行を求めることも可能であろう（損害賠償だけではなく、差止めも請求できる）。ただし、ライセンシー側が、本来は技術移転契約の一部として INPI の登録を受けべきところを脱法的に別契約としたものであると主張して、INPI を訴訟に引き込むといった対応も予想されるので、訴訟の対応は面倒になり得る。（ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果）

（4） ノウハウライセンス制限に係る問題

ブラジルは、ノウハウは移転されるものであるとの基本的考え方に立ち、ノウハウのライセンスを認めていない。5年経過した後はノウハウが完全に相手に移転されたとみなされ、ノウハウの買い取りも認められていない。このことは、ノウハウを競争力の源泉とする企業の技術移転に伴う対価の回収を難しくしているだけではなく、5年後にノウハウが公開されてしまうことによる技術流出の懸念につながっている。

企業の実態：

- ノウハウのライセンス禁止については、現状は一部の企業の問題にとどまっており、自動車メーカーや機械メーカーなどの大半は親子関係でブラジルに進出しているた

め、あまり問題視していない。しかし、環境問題の高まりによって自動車のモデルチェンジ期間が長くなり、かつ、ハイブリッド車や電気自動車などの次世代自動車ではノウハウの問題が顕在化してくる可能性もあるとの指摘がなされた。(日系企業ヒアリング調査結果)

専門家の見解：

- INPI は「ノウハウのライセンス」という考え方を認めない。承認されるのは、「ノウハウの提供契約」だけである。しかも、「ノウハウの提供契約」はノウハウの売買であるというのが INPI の考え方であり、受領者（ライセンシー）の帰責事由によって契約が終了した場合を除き、契約終了後は、受領者がノウハウを自由に使用することができる、とされる。つまり、INPI は契約終了時にはライセンシーに完全にノウハウが移転されたとの見解に立っている。その結果、ノウハウの返却を義務づける契約条項は承認されず、そうした条項が契約書に含まれていれば削除を求められる。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- ノウハウのライセンス契約が認められないということは、現行法のどこにも書かれていないが、INPI は、これは「産業財産権法の書かれざる一般原則」とであると解釈している。1996年に現在の産業財産権法が制定される以前の旧法にも、明文の規定があったわけではないものの、当時は、国内産業の保護という「公序(public policy)」を守るため、INPI は国際契約を規制することができるかと定められていた。現行法では、その規定が削除されているにもかかわらず、実務は「法の一般原則」を根拠として、変わらないままなのである。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

<ご参考：別途、特殊技術の導入契約書を締結する>

- ⇒ ノウハウのライセンスという形態をとることができない為、日本から技術者を派遣して具体的な設計・製造支援を行う場合、特殊技術の導入契約書（特殊サービス提供契約）を締結する。この契約も INPI に登録しないと送金できないが、あくまでも技術指導料だということにすれば、ノウハウ移転においても送金は可能となる。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- INPI は技術移転契約について、契約期間満了時には、期間中に開発された改良技術を含めてライセンシーが使用できるようにすることを要求する。ただし、ノウハウの契約期間終了後の使用を禁ずる契約条項は存在しない。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

- 提供された特許技術・ノウハウをライセンサー・ノウハウ受領者が改良した場合に、その技術（に対する権利）はライセンサー・ノウハウ受領者に帰属し、改良技術をライセンサー・ノウハウ提供者に引き渡すことを義務づける条項（厳格なグラントバック条項）は承認されない。ライセンサー・ノウハウ提供者にも使用を認める条項（緩やかなグラントバック条項）であれば許容される。（ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果）

（５） 海外送金規制に係る問題

ロイヤリティを送金するためには、INPIへ登録した後に、ブラジル中央銀行への登録も必要となる。なお、技術移転を伴わないサービス契約に伴う送金は、本来はINPIへの登録は不要であるが、市中銀行の判断でブラジル中央銀行への登録が拒否され、INPIへの登録を要求されたり、弁護士への相談を要求されたりすることがある。送金可否の判断が市中銀行によって異なったり、INPIへの登録が必要かどうかの判断が弁護士や会計士によって異なったりすることが多く、サービス契約としてINPIへの登録なしで送金できるのか、それともINPIへの登録が必要なかどうかで悩む企業が少なくない。

また、ランニングロイヤリティとは別に、本社が負担した技術支援にかかるイニシャルコストなどをロイヤリティとしてINPIに登録できたとしても、年率で売上高の5%上限を超えてしまう場合は海外送金が許可されない。

さらに、ロイヤリティを送金する際には様々な課税がなされ、サービス契約になるとPIS/Cofins やISSといった課税がなされるなど、税金の高さも問題視されている。また、PIS/Cofins やISSなどの課税に対する解釈は弁護士や会計士によっても異なり、その結果、海外送金に関する課税の実態はケース・バイ・ケースとなっている。

<送金にかかる課税>

- ① IRRJ (Federal Withholding Tax): 12.5% : (連邦税) 法人所得税—源泉課税
(注) 日伯租税条約に基づき 15%→12.5%に軽減
- ② CIDE (Contribution for Intervention on the Economic Domain): 10%
: (連邦税であるが一部は州の財源に) 経済的支配干渉負担金
- ③ Social Contributions (PIS/ Cofins – Import): 9.25%
PIS(Social Integration Program)
: (連邦税) 社会統合基金 1.65%
Cofins(Contribution for the Financing of Social Security)
: (連邦税) 社会保障融資負担金 7.6%
- ④ ISS (Tax on Services): 2% to 5% : (市税) サービス税
- ⑤ IOF (Tax on Financial Transactions): 0.38% : 送金税

ブラジル中央銀行への登録に係る問題事例

企業の実態：

- INPI に登録された技術移転の対価としてのロイヤリティ送金に、特に問題は発生していない。しかし、技術移転を伴うかどうかグレーゾーンの送金については市中銀行が判断しかねて、INPI への登録や弁護士への相談を奨励し、受け付けない場合がある。(日系企業ヒアリング調査結果)
- ブラジル中央銀行は、合法で、必要な文書が揃い、企業のバランスシートなどに不審な点がなければ、基本的に送金は可能というスタンスで、市中銀行に送金権限を委譲している。よって、送金できるかどうかは、市中銀行の判断が重要になる。(日系企業ヒアリング調査結果)

専門家の見解：

- 国外送金の規制が税法によって決められているということは、一見すると不合理に見えるが、その反面で、この規制の範囲内であれば移転価格税制は適用されないことになっている(ブラジルの移転価格法には、ロイヤリティ送金には課税しないと明記されている)。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- 現行法のもとでは、送金は INPI への契約登録後に可能になる。特許権の成立が契約の登録よりも遅れた場合にも、契約登録時に遡って送金が可能になる。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- INPI が契約内容を承認すると、Recordable certificate を発行する。それを受けて中央銀行は、送金の届出受付(registration)を行う。中央銀行の registration の手続きはせいぜい2～3日であり、面倒ではない(注：要するに、中央銀行の登録が問題ではなく、やはり INPI の登録承認が問題であるということ)。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- ここでの問題は、送金を実行する銀行が「技術的要素を含まない」という判断に同意せず、「もしもこの契約にもとづく送金を望むのであれば、INPI から、本契約は登録対象ではないという証明を受けてほしい」と言ってくることである。これは、しばしばみられる対応であるが、そうすると非常に時間を要する結果となる。なによりも、結局のところ INPI の審査を受けなければならなくなってしまう点が問題である。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

ロイヤリティの一括送金に係る問題事例

企業の実態：

- INPI に登録できたとしてもロイヤリティとしての一括送金は許されず、年率換算で5%を超えて送金ができないという問題がある。それを超えて送金する場合は、サービス契約と同じく PIS/Cofins や ISS の税金を支払う必要がある。(日系企業ヒアリング調査結果)

専門家の見解：

- INPI による契約内容の審査に際しては、当初に一括支払い(lump sum)を行うという条項は認められない。5%という上限の基準となる売上高は実績値であるため、取引が開始する前の時点では、その金額は不確定であり、一括支払い額が上限を超えないという保証はないはずだというのが INPI の論理である。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- (別の弁護士事務所の見解として) 生産開始前に一時払い(lump sum)の形で送金することも INPI は認めている。ただし、その金額は、事後的に所定の期間の売上高に対応するよう引き直され、5%以内か否かの判断を受けることになる。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

海外送金する際の課税の問題事例

企業の実態：

- ロイヤリティの送金には、通常、IRRJ (法人税) 12.5%、CIDE (経済的支配干渉負担金) 10%、IOF (送金税) 0.38%が課税される。サービス契約として送金すると、さらに PIS/Cofins や ISS も課税されるため、企業はできるだけ課税が少なくすむロイヤリティとして送金することを希望している。(日系企業ヒアリング調査結果)

専門家の見解：

- ロイヤリティ等の送金をしようとする場合、①12.5%の所得税(源泉徴収)(日本とブラジルの租税条約の付属書3条2項に基づき、国内法で15%のところを12.5%に軽減)、②CIDE(経済発展貢献拠出金、これは科学技術の振興のための目的税で技術移転を受けるブラジル側に納税義務がある)10%、③社会保障基金(PIS と Cofins、合計して9.25%)、④ISS というサービス税(2~5%)、⑤送金税(0.38%)の5種が課税される。サービスの提供の要素が全くなければ、社会保障基金(PIS/Cofins)とサービス税(ISS)は課税されない。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

- ブラジル政府としては、PIS/Cofins が課税されるものと、課税されないものは分けて契約し、送金しなさいというスタンスである。ロイヤリティ料率に制限があるからといって、すべてサービスとして送金すると、すべてに PIS や Cofins が課税されてしまうことになる。(ブラジルの会計事務所ヒアリング調査結果)
- PIS/Cofins については、税関を通じて輸入される有体物にしか課税されないはずであり、現に、税額は、通関価格を基準として計算される。したがって、物の輸入を伴わない純粋な技術移転契約（ノウハウ提供契約）や知的所有権ライセンス契約等は課税対象ではないと思われるが、この点に関する税務当局の解釈は、そのように回答したもの(Consultation Procedure No.89/06 of the Superintendence of the 8th Region of the Brazilian IRS)と、これと異なる解釈をとったもの(Consultation Procedure No. 273/09 of the Superintendence of the 7th Region of the Brazilian IRS)とに分かれている。もっとも、輸入時に PIS/Cofins を支払えば、その後の国内取引に課される PIS/Cofins の税額から既払い税額を控除することが可能になるので、あくまでもこれを支払わず争うことは、得策ではないと考える。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- ブラジルでは、技術移転に伴うロイヤリティなのか、それ以外のアフターサービス、人材育成、商品試験といった役務提供に対する送金なのかによって、課税が変わる。サービス輸入に課税される社会統合基金（PIS・税率 1.65%）と社会保険融資負担金（Cofins・税率：総売上の 7.6%）は連邦税で、本来ロイヤリティには課税されないが、ここも人により解釈（具体的な事案に対する適用）が変わる。たとえば、当初、PIS と Cofins は必要ないと言われていても、5 年後に PIS と Cofins を納めなさいと追徴されることもある。(ブラジルの会計事務所ヒアリング調査結果)
- ISS2.5%は、サービスに対して課税される市税である。課税対象としての「サービス」にあたるか否かは、問題となりやすく、ここでも、純粋な技術移転契約には課税されないというのが正しい解釈であろうと思われる。しかし、判例には、商標及び著作権のライセンス契約におけるロイヤリティについて ISS の課税対象となるとしたものがある。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- ロイヤリティには商標ライセンス契約のロイヤリティなども含まれ、連邦税としての PIS と Cofins は商標には課税されないはずであるが、ISS というサービス税は市税なので、自治体が条例で勝手に定めることができしまい、市によっては「商標の権利については ISS が課税される」と定めているところもある。(ブラジルの会計事務所ヒアリング調査結果)

(6) その他

INPI への登録の問題やロイヤリティ回収の問題については、弁護士や会計士などの現地の専門家によると、日系企業だけの問題ではなく、欧米などの全ての外国企業も同様の事業環境にあり、また、ブラジルの行政の規制措置には内外差別は存在しないとの意見が大勢を占めた。

欧米企業はブラジルの移転価格税制への不満はあっても、ロイヤリティ送金の問題は日本ほど顕在化していないようだ、との意見も聞かれた。その理由として、特に欧州企業はブラジルへの進出の歴史が長く現地開発・現地調達が進んでいるため、配当金として送金しており、親子関係でロイヤリティ送金を行っている日系企業のような問題は発生していないのではないかとの見方がなされている。

ただし、INPI の対応についての不満は欧米企業にも共通ではないかとの指摘がなされた(米国商工会議所では会員に対して INPI のサービスに対するアンケート調査を実施しているが、登録手続きに時間がかかる、審査官による判断基準に違いが認められるなど、日系企業同様の不満が指摘されている)。

専門家の見解：

- 技術移転に伴う課題 (INPI への登録の問題、ロイヤリティ料率の問題等) は、日系企業だけではなく、ブラジルに進出している企業が等しく直面する問題である。他国の企業の動向を詳しく知るわけではないが、欧州系企業からはロイヤリティ料率の制限の値が低い、もう少し送金したいという声を聞くこともある。(ブラジルの会計事務所ヒアリング調査結果)
- 産業財産権法が 96 年に改正されるまでは、米国商工会議所はその改正を目的としたロビー活動を活発に展開していた。現在、米国も移転価格を問題視しており、働きかけをしているようであるが、現状、進展はなさそうである。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)
- 欧州の企業はブラジル経済の厳しい時もブラジルにとどまり、100~150 年もの長い歴史がある。欧州企業は文化的にも、人種的にも、ブラジルに深く入り込んでいる。それ故に、ブラジル政府に欧州企業がロビー活動を展開している面はあるだろう。(ブラジルの弁護士事務所ヒアリング調査結果)

〔ご助言いただいた弁護士、会計士〕 *所属組織名のアルファベット順

■ 弁護士

Mr. Carlos Eduardo Eliziário de Lima Dannemann Siemsen Advogados

Mr. Diego Alejandro Costa Marchant Machado Meyer Sendacz Opice

Mr. Moshe B. Sendacz Machado Meyer Sendacz Opice

Mr. Fernando Tonanni Machado Meyer Sendacz Opice

Mr. Elton Minasse Machado Meyer Sendacz Opice

Mr. Flavio Tsuyoshi Oshikiri OHNO E OSHIKIRI ADVOGADOS

Ms. Luiza Sato P. Dias Pinheiro Neto Advogados

■ 会計士

都築 慎一 氏 Deloitte Touche Tohmatsu
(ディレクター、日本企業サービスグループ)

Mr. Yassuo Yuda Planaudi Consultoria e Assessoria Contábil L.tda.

V. 中国、インド、ブラジルにおける技術移転・資金回収に係る問題点の整理と対応方策の検討

ここでは、前章で分析した各国の技術移転・資金回収に係る問題点や課題を、主要テーマ別に「制度上の問題」「運用上の問題」「契約・ビジネススキーム上の問題」という観点から整理し、それぞれに対する政府への提言、業界団体への提言、企業への提言という形でとりまとめている。

なお、個々の問題に対する対応策の検討に移る前に、本報告書で扱っているようなビジネス上の問題が発生した場合に、一般的に政府・業界団体・企業それぞれに求められる役割を整理しておく¹¹。

1) 政府は、各国の法令及び運用について予備的な調査を進め、個別企業、業界団体、研究者及び弁護士らと協力して、WTO、EPA、投資協定等のうち、具体的にどの規定との適合性に問題がありうるかについて一定のコンセンサス乃至暫定的な結論を形成すべきである。その際、法令それ自体のみならず、法令の運用も含め、また明確に問題であるもの（顕在的問題）だけでなく、問題提起のためにはさらなる証拠の収集が必要となるもの（潜在的問題）も含め、幅広く対象とする。それらの暫定的結論を個別企業及び業界団体に明確な形で提示すべきである。

2) 個別企業は、上記の予備的な調査に対し協力するのみならず、法務部門に加え、相手国政府による法令・運用などの問題に直面する事業部門・現地部門も含めて、協定適合性についての認識を深めるべきである。問題のある措置について、相手国政府に対し強い姿勢で改善を求めるほか、必要な証拠の収集にも可能な限り政府及び業界団体と協力すべきである。

3) 業界団体は、上記の1)と2)の作業を架橋するため重要な役割を担う。予備的な調査段階で個別企業からの情報提供をとりまとめ、政府に伝達するほか、政府からの協定適合性に関する暫定的結論及び証拠収集の要請を個別企業に伝達し、必要であればセミナー、研究会等を開催し、一層の認識の共有に努めるべきである。それらの活動を受けて得られ

¹¹川島委員から提出のあったコメントを参照した。本部分の参考文献として以下がある。

・川島富士雄 「我が国の WTO 紛争解決手続の活用実績と今後の課題—自由貿易体制に対する長期的な支持の確保に向けて」法律時報 77 巻 6 号 46-53 頁 (2005)

・Gシェイファー・田村暁彦 (解説・訳) 「WTO 紛争解決システムを巡る『官民パートナーシップ』の形成」国際商事法務 33 巻 8 号 1041-1044 頁 (2005)

・Gregory C. Shaffer, *Defending the Interest: Public-Private Partnerships in WTO litigation*, Brookings Institute, 2003.

た情報を土台に、直接相手国政府に対する働きかけを行うほか、二国間・多国間の場における問題提起にとって重要な情報のとりまとめと政府へのフィードバックを行うべきである。

4) 上記の官民パートナーシップの構築に当たり、上記の各段階において、研究者及び弁護士などの積極的な活用を図るべきである（予備的調査段階での協定適合性の評価、業界団体におけるセミナー・研究会開催、情報収集、相手国政府・学界への働きかけ等）。

1. 中国の技術移転・資金回収に係る問題点の整理と対応方策

1-1. 技術輸出入管理条例の問題

< 制度上の問題 >

侵害責任への保証～契約の定めに従って技術を使用し、第三者の権利（特許権等）を侵害した場合、ライセンサーは保証責任を負う旨の規定あり（24条1項・3項）、技術の完全性への保証～「技術の保証責任」を求めている（25条）、技術改良の権利帰属についても内外差別がある（27条）。

< 契約・ビジネススキーム上の問題 >

ライセンスした技術が第三者の権利を侵害していた場合に、ライセンシーに訴えられる、または、ロイヤリティの回収ができないリスクがある。
合弁会社の売上目標が達成できなかつたり、事故等が発生した場合に、「技術の保証責任」を根拠に、ライセンシーに訴えられる、または、ロイヤリティの回収ができないリスクがある。

(1) 政府への提言（何を根拠に働きかけていくか）

- 第三者権利侵害責任保証については、TRIPS 協定における内国民待遇義務違反であるとして、制度改正についての交渉・働きかけを行っていく（バイまたはマルチ）。

技術輸出入管理条例第24条3項は、「技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人が提供した技術を使用した結果、他人の合法的権益を侵害する場合、その責任は譲渡人が負う」旨を規定しているのに対し、中国国内の技術移転を規律する契約法353条は、譲渡人が責任を負うとしながらも、当事者が別途契約で定めることが出来る旨を規定している。これは、特許権（TRIPS 協定28条2項の実施許諾契約締結権）の享受に関して、発明地に基づく差別をしていると考えられるため、TRIPS 協定27条1項違反の可能性がある（※27条1項では、「（前略）発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される」と規定されている）。

また、技術輸出入管理条例第24条3項は、発明地だけでなく、外国人であるかどうかに基づく差別でもある可能性もあり、TRIPS 協定3条1項違反の可能性がある（※3条1項では、「各加盟国は、知的所有権の保護（注）に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える（後略）」 「（注）第3条及び第4条に規定する「保護」には、知的所有権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に關す

る事項並びにこの協定において特に取り扱われる知的所有権の使用に関する事項を含む¹²と規定されている)¹³。

日本企業が不利益を被らないように、理想的には技術輸出入管理条例を改正してもらうことがベストではあるが、改正ができない場合には、条例の解釈を示すような新しい規則や新しい司法解釈を出してくれるように中国側に働きかけることが望まれる。

「技術の保証責任」、「技術改良の権利帰属」についても、第三者権利侵害責任保証と同様に、TRIPS 協定における 28 条 2 項の特許権の実施許諾契約を締結する権利や内国民待遇義務違反の可能性を追求していくとともに、中国側に技術輸出入管理条例の改正を求めたり、条例の解釈を示すような規則や司法解釈を出すように働きかけることが求められる。

(2) 企業への提言

- 契約実務では、ライセンサーの責任を限定する条項を入れる。

- できれば、完全子会社に技術ライセンスするようにする。もし合弁企業や中国国内資本の企業に技術ライセンスする場合は、よいパートナーを選ぶ。

¹² 2010 年版不公正貿易報告書 59 頁も根拠条文として TRIPS3 条と 28 条 2 項に触れている。また、『国際知財制度研究会報告書（平成 21 年度）』（2010）173 頁も TRIPS 協定 3 条 1 項違反を構成する可能性がある」と指摘している。

¹³ なお、実務上面において、日中間のライセンス契約に関する紛争の解決手段としては、通常、契約に仲裁条項を入れる。日中間には、訴訟の場合の判決の相互執行力を認める条約がないため、訴訟の場合相手方の国で執行できないため、裁判という手段はとらない。仲裁の場合は日中ともニューヨーク条約に加盟しているので、日中相互に執行ができる。ただし、仲裁の裁決は公開されないため、仲裁機関が技術輸出入管理条例に関する解釈をどう判断したかについては、第三者には分からない。仮に仲裁裁決が公開されたとしても、あくまでも当該事件の仲裁廷の判断によるものであるため、他の事例で同じような判断がなされるとはまったく保証できないことに留意すべきである。

1-2. ライセンス契約の登録に係る問題

< 運用上の問題 >

ライセンス契約の内容をコンピュータ入力する際に、入力できない等の理由で契約内容を変更させられる。

技術輸出入管理条例改正後も、ロイヤリティ料率の上限（5%）が適用され、上限以下のロイヤリティ料率でないと登録を認めてもらえないケースがある。

ライセンス契約の更新をする際に新しい技術が入っていないと登録を認めてもらえない。

地方政府によって、ライセンス契約の登録に必要なとされる書類の言語（中国語の正本が必要か、翻訳でよいか）が異なる。

< 契約・ビジネススキーム上の問題 >

ライセンスの登録ができず、対価の回収に支障をきたす。

(1) 政府への提言（何を根拠に働きかけていくか）

○ 登録制度の運用ルールの統一化を国務院商務部に要請する。

技術・ノウハウのライセンス契約の届出の際に、地方政府の商務部門のコンピュータシステムの入力項目に合わせるために契約期間等の変更を求められるケース、契約年限の期間を10年で切られるケース、ロイヤリティの料率の上限を決められるケース、中国語を正本とする契約書の提出を求められるケースなど、地方政府の指導により、当事者間で合意した契約内容を一部変更せざるを得ないケースが多々ある。

このような登録制度の運用ルートを統一化するために、日本政府として、技術輸出入管理条例の改正などを中央政府の国務院商務部に要請していくことが必要である。

○ 国際ルールとの整合性を検討し、必要に応じて対応する。

例えば、ライセンス料の上限設定が、旧技術輸出入管理条例から引き継いでいることに照らして、外国人・企業が保有する特許権の許諾にのみ適用される可能性が高いが、そうであれば TRIPS 協定 3 条の内国民待遇原則及び TRIPS 協定 27 条の特許発明地に基づく無差別原則の違反を構成する可能性がある。この違反を立証するためにはライセンス料の上限設定が、外国人・企業が保有する特許権の許諾についてのみ適用され、中国人・企業には適用されていない実態を明らかにすることが必要となり、実際の運用に直面する個別企業や弁護士からの情報提供が不可欠である。また、各地方における登録制度の

運用のバラツキは、中国の WTO 加盟議定書第 2 条 A 第 2 項（TRIPS 事項を含む統一行政）に違反するおそれがある。

（2） 業界団体への提言

- 契約における当事者間の合意内容を尊重する（干渉しない）ように、政府・産業界が一体となって働きかけを行う。

（3） 企業への提言

- ライセンス契約の登録の際に、当局に対してライセンス技術及びその対価についてきちんと説明ができるような契約書を作っておく。

1-3. ロイヤリティに係る海外送金の問題

< 運用上の問題 >

多額のロイヤリティを送金しようとした際に、地方の外貨管理局では決裁できないとして、受け付けてもらえない。

出張者及び出向者に関して PE 認定を認めて納税するか、担保を供しない限り、ロイヤリティ送金を認めてもらえない。

< 契約・ビジネススキーム上の問題 >

ロイヤリティが送金できず、対価の回収に支障をきたす。

(1) 政府への提言（何を根拠に働きかけていくか）

- ロイヤリティ送金の運用ルールの統一化を外貨管理局等に要請する。

TRIPS 協定 28 条 2 項では、「特許権者は、また、特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する」と規定しており、ここで言う実施許諾契約締結権の享受とは、それにより発生するロイヤリティの送金の保護を含まないかどうか、また、ロイヤリティが送金できない場合、当該権利は無効化又は侵害されるといえないかどうか検討する余地がある。

地域ごとに、ロイヤリティ送金に必要な書類や手続き等のルールが異なる場合があるため、日本政府として、外貨管理政策に基づくロイヤリティ送金の運用ルールの統一化を中央政府の外貨管理局等に要請していくことが必要である。

各地方におけるロイヤリティ送金に関する運用のバラツキは、中国加盟議定書第 2 条 A 第 2 項（TRIPS 事項及び為替管理を含む統一行政）に違反するおそれがある。

また、そもそもロイヤリティ送金の規制は、日中投資保護協定 8 条 1 項¹⁴に規定する送金の自由の観点からも検討する必要がある。ロイヤリティ送金の許可制は投資協定の送金規定上許されないと見る事が可能である。

(2) 業界団体への提言

- 地方政府に対して、PE 認定課税の問題と派遣駐在員の立替金の送金問題について、政府・産業界が一体となって働きかけを行う。

¹⁴ 日中投資保護協定第 8 条「いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国により、両締約国の領域の間及び当該他方の締約国の領域と第 3 国の領域との間に行われる支払、送金及び投資財産の清算の価額を含む金銭証券又は資金の移転の自由を保証される。」

(3) 企業への提言

- ライセンス契約の登録の際に、当局に対してライセンス技術及びその対価についてきちんと説明ができるような契約書を作っておく。

- 地方政府の交渉相手を上げていく（村→市→省→中央政府）。

- 契約内容とロイヤリティ送金のタイミング・額を整合させる等、外貨管理局に認めてもらいやすい契約内容にする。

ライセンス契約の登録の際に、当局に対してライセンス技術及びその対価についてきちんと説明ができるような契約書を作っておくことが重要である。具体的には、契約書で送金の方法、金額、タイミング等について明確化しておくことが必要である。

1-4 . PE 認定課税の問題

< 運用上の問題 >

ライセンサー企業への技術指導のための人員派遣について、2009年10月以降、中国当局はこれを租税条約5条5項のコンサルタントPEと認定し、技術指導料に対してPE課税をしようとする動きがあった。

出張者及び出向者に関してPE認定を認めて納税するか、担保を供しない限り、ロイヤリティ送金を認めてもらえない。

< 契約・ビジネススキーム上の問題 >

新たな課税リスクのおそれ。

(1) 業界団体への提言

- 地方政府に対して、PE認定課税の問題と派遣駐在員の立替金の送金問題について、政府・産業界が一体となって働きかけを行う。

(2) 企業への提言

- 現地法人と日本からの出向者の間で労働契約を締結する。
- 契約書は弁護士に、税務については税理士など専門家に相談することが重要。

1-5. その他（投資の対価の回収全般）

< 制度上の問題 >

ライセンス契約に基づいて生産される製品の部品を中国へ輸出する際に、部品の関税課税基礎額にロイヤリティを含めるべきと要求される（※買主が売主または関連当事者に直接または間接的に支払う必要のある特許権等使用料は輸入貨物の課税価格に算入しなければならない）。【中国税関輸出入貨物課税価格査定弁法第 11 条第 1 項第 3 号】。

< 契約・ビジネススキーム上の問題 >

合弁会社の売上目標が達成できなかった場合に、ライセンス技術に原因があるとして、ロイヤリティの回収ができない。

(1) 政府への提言（何を根拠に働きかけていくか）

中国各税関においては買主から売主にライセンス料が支払われていれば、同但書の除外要件の具備を綿密に検討しないで短絡的にライセンス料を課税価格に加算するプラクティスが見られるようである¹⁵。この中国各税関における価格査定弁法の具体的な運用状況は、価格査定弁法それ自体に違反するのみならず、WTO 関税評価協定にも違反するおそれがある。同時に、地方各税関における運用のバラツキは、GATT 第 10 条第 3 項(a)（関税評価を含む一律の実施義務）及び中国加盟議定書第 2 条 A 第 2 項（関税評価を含む統一行政）に違反するおそれがある。

よって、日本政府として、業界団体及び個々の企業と協力して、具体的な運用状況を把握するよう努めると同時に、上記の懸念を中国政府に二国間及び多国間の場において提起し、改善を求めるべきである。

(2) 業界団体への提言

- 欧米企業が導入しているロイヤリティ監査制度等、技術ライセンスの対価の回収について有効な制度やスキームについて研究し、効果が見込めるものについては業界単位で取り組んでいくことが必要である。【※ロイヤリティ監査については後述】

¹⁵ 村尾龍雄「徹底強化される徴税行政下での価格査定に関する各種問題」ザ・ローヤーズ 2010 年 5 月号 25 頁

(3) 企業への提言

- 部品の関税課税基礎額の算定に関する税関での運用について、中国国内法令及びWTO 関税評価協定違反となる可能性があることを認識し、地方各税関の不当な要求を拒絶する対応が求められる。
- 上記の運用に関する情報について、業界団体及び政府と可能な範囲で共有を進めるべきである。

- 欧米企業が行っているように、契約書の条項に工場の監査に関する項目を入れて、会計事務所にロイヤリティ監査を委託し、第三者としての立場で会計事務所が監査をして、その監査結果に基づき、ロイヤリティの支払いの交渉をする。

- 移転価格税制の問題に対応するために、日中相互協議や事前確認制度の利用についても検討を行い、必要に応じて利用する。

2. インドの技術移転・資金回収に係る問題点の整理と対応方策

2-1. 外資参入規制の問題

< 制度上の問題 >

外国企業によるインドへの直接投資は、2005年1月12日より後は、ネガティブ・リストに該当しなければ外資出資比率 100%まで自動承認されている（インド政府の事前承認は不要である）が、“2005年1月12日時点で、インド企業と資本提携・技術移転・商標契約を行っていた外資系企業が、新たに同一業種において、投資や別のインド企業と資本提携・技術移転・商標契約を締結する場合”がネガティブ・リストに含まれている。これは、2005年1月12日時点で外国企業と資本提携・技術移転・商標契約を行っていたインド企業の利益を保護することが期待されているためとしている。なお、2005年1月12日以降に有効となる合併契約においては、一方の企業が別の合併事業や単独出資子会社を同一業種で立ち上げることを希望する場合に、双方の利益を守る/定める利益相反条項を含めておくよう求めている<インド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI(Foreign Direct Investment) POLICY」(2010年10月1日)4.2.2>。

新規の提案が現存している資本提携・技術移転・商標契約の提携先インド企業の利益を損なわないことを示した根拠を提示する義務を外国企業とその提携先インド企業の両方に課している<同 4.2.2.2>。法規には提携先インド企業の「No Objection Certificate (NOC)」の提出が必要とは明記されていないが、インド政府への外国直接投資申請フォームにおいて、「No Objection Certificate (NOC)」の添付を求める箇所があり、添付しない場合はその理由を記入しなければならないようになっている<P.26「インド政府外国投資促進委員会(Foreign Investment Promotion Board; FIPB)に対する外国直接投資申請フォーム(抜粋)」参照>。

< 運用上の問題 >

承認の判断が、インド政府 Ministry of Finance の Department of Economic Affairs (DEA)の外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board ; FIPB) の裁量に任されており、回答期限などが定められていない。ジェットロのウェブサイトには4~6週間必要と記されているが、半年~1年かかるケースもある。インド政府は通常 NOC が添付されていないと承認しない。

上記ネガティブ・リストには以下の5つの例外要件があり (a)投資者がベンチャーキャピタルファンドである場合、(b)投資者がアジア開発銀行等の国際金融機関である場合、(c)既存の合併事業のいずれかのシェアが3%未満の場合、(d)既存の合併もしくは提携が休止状態の場合 (where the existing joint venture / collaboration is defunct or sick) (e)既存の資本提携・技術移転・商標契約がIT産業または鉱業でIT産業または同じ地域/鉱物の鉱業に投資する場合) いずれかに該当する場合は、

インド政府の事前承認は免除されている<インド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI(Foreign Direct Investment) POLICY」(2010年10月1日)4.2.2.3>。しかし、2005年1月12日時点でインド企業と資本提携・技術移転・商標契約を行っていたが、その契約が現時点では終了している場合が例外要件の(d)に該当するかどうかの判断が、インド政府 Ministry of Finance の Department of Economic Affairs (DEA)の外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board ; FIPB) の裁量に任されており、弁護士の解釈も分かれています。そのため、念のために、インド政府に事前承認を申請しなければならなくなっている。

< 契約・ビジネススキーム上の問題 >

上記実態を、インド企業が提携先外国企業に対して NOC と引き替えに各種の要求をする手段として利用するケースが横行している(例：金銭支払いの要求、新規技術の低いロイヤリティでの移転の要求、新規の取引契約の要求など)。

(1) 政府への提言(何を根拠に働きかけていくか)

- インド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI (Foreign Direct Investment) POLICY」(2010年10月1日) 4.2.2 については、インド日本商工会に限らず、各国の商工会が撤廃を要求している。各国政府と連携して、インド政府に対し、外資参入規制の完全撤廃を働きかける。

技術移転を行う外国企業にのみ規制が課されており、TRIPS 協定における内国民待遇義務違反を問える可能性がある。

インド政府も、撤廃に向けて関係各所からのヒアリングを開始しているが、署名・批准を控えた日印経済連携協定(EPA)においても、本規制は当面 EPA の適用除外とされることとなっており、今後もその動向を注視することが必要である。

インド日本商工会も2010年10月にインド政府に対して規制撤廃の要求をしている<P.27「インド日本商工会からインド政府への要望書」参照>が、各国の商工会・政府も撤廃要求をしていることから、連携してインド政府に完全撤廃を働きかけることが望まれる。

- インド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI (Foreign Direct Investment) POLICY」(2010年10月1日) 4.2.2 は、2005年1月12日時点で外国企業と資本提携・技術移転・商標契約を締結しており利益が保護されているインド企業と同一業種で事業展開する他のインド企業にとっても不公平である。競争制限的規制の撤廃を希望するインド企業に対し、インド競争当局に不公平を訴えるよう働きかける。

本規制は、2005年1月12日時点で外国企業と資本提携・技術移転・商標契約を締結しており利益が保護されているインド企業と同一業種で事業展開する他のインド企業にとっても不公平である。当該資本提携・技術移転・商標契約の競争力が強い場合に継続的に安定した立場が保証される一方で、他のインド企業は、継続的に不利な立場に置かれることとなる。状況を打開するため、当該外国企業に対して、現在の提携先インド企業よりも好条件を提示する等して提携を希望したとしても、当該外国企業は提携先を変更することができない。2005年1月12日時点でインド企業と提携していなかった外国企業と提携することは可能だが、政府により提携継続が事実上保証されている資本提携・技術移転・商標契約と比べれば不利な条件であることは否めない。また、単独で当該業種に新規参入する場合も同様である。このような競争制限的規制の撤廃を希望するインド企業を探し出し、インド競争当局に不公平を訴えるよう働きかける。インド国内からも規制撤廃の要求が起これば、早期の規制撤廃につながることを期待できる。

- **(外資参入規制が残る場合) インド政府に対し、外国直接投資の申請を受けた際の回答期限等の明確化を要請する。**

外国直接投資の承認の判断が、インド政府 Ministry of Finance の Department of Economic Affairs (DEA)の外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board ; FIPB) の裁量に任されており、回答期限などが定められていない。ジェトロのウェブサイトには4~6週間必要と記されているが、半年~1年かかるケースもあるため、回答期限等の明確化を要請する。

- **(外資参入規制が残る場合) インド政府に対し、同一業種の範囲の限定化を要請する。**

「同一業種」の定義は、“国家産業分類 (NIC コード) の上 4 桁が同一である場合”とされている<インド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI (Foreign Direct Investment) POLICY」(2010年10月1日)4.2.2.4>が、分類が粗いため広く同一業種とみなされてしまう。

インド日本商工会 (Japan Chamber of Commerce and Industry in India (JCCII)) は、2010年10月13日に、この点の改善およびインド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI POLICY」4.2.2の全面撤廃を要求している<P.27「インド日本商工会からインド政府への要望書」参照>。本規制が残る場合は、政府としても、同一業種の範囲の限定化を要請することが求められる。

- 日本企業がインド企業との契約交渉に臨む場合、少なくともインド国営企業や財閥企業との契約交渉に臨む場合は、政府職員が立ち会うなど政府が企業をバックアップすることを検討する。

欧米諸国は、在インド大使館職員が、企業同士の交渉に立ち会うなどして直接支援しているようであるが、在インド日本大使館の機能は弱いとの声が聞かれた。少なくともインド国営企業や財閥企業との契約交渉に臨む場合は、日本政府職員が立ち会うなど政府が企業をバックアップすることが望まれる。

- インド市場は拡大しており、今後は、中小企業の進出増加も予想されることから、陥りやすい失敗事例を一般化して周知するとともに、欧米韓企業を含めた上手な対応事例や適切な対応方法をもって啓発を行う。

インドに進出している日本企業数は中国に比べるとまだ少ない（2010年10月1日現在725社、在インド日本大使館調べ）が、潜在的市場の大きさや成長性を見込んで今後進出する企業が増えることは間違いない。大手企業のみならず今後は中小企業の進出も増えると予想されるが、中小企業では、大手企業以上に法務や税務への備えが一般的には十分でない。大手企業でさえ苦勞している事実や具体的な問題ポイントを十分に周知し、進出を検討している中小企業に対して十分な啓発を行わないと、進出はしたものの技術が流出したり対価の回収ができなかったりといった問題に直面する中小企業が続出することになりかねない。技術流出は我が国の国益にとっても損害となる。陥りやすい失敗事例を一般化して周知するとともに、欧米韓企業を含めた上手な対応事例も周知することが求められる。

現在、海外進出を促進する政策が推進されていることもあり、企業に対する啓発は急務である。

(2) 業界団体への提言

- 引き続き、インド政府の統合版 外国直接投資政策「**CONSOLIDATED FDI (Foreign Direct Investment) POLICY**」(2010年10月1日) 4.2.2の撤廃を要求する。

インド日本商工会 (Japan Chamber of Commerce and Industry in India (JCCI)) は、2010年10月13日にインド政府に対して撤廃を要求した <P.27「インド日本商工会からインド政府への要望書」参照>。

しかし、署名・批准を控えた日印経済連携協定（EPA）においても、本規制は当面 EPA の適用除外とされることとなっているため、引き続き粘り強く撤廃を要求することが必要である。

- インド政府 Ministry of Finance の Department of Economic Affairs (DEA) の外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board ; FIPB) による外国直接投資申請の審査に係る議事録を業界団体で公開請求して入手して、承認状況を整理して日本企業に公開する。

インド政府外国投資促進委員会 (FIPB) による外国直接投資申請の審査に係る議事録は、裁判にかからない限り公開されることはないため、“2005 年 1 月 12 日時点でインド企業と資本提携・技術移転・商標契約を行っていた外資系企業が、新たに同一業種において、投資や別のインド企業と資本提携・技術移転・商標契約を締結する場合”のインド政府外国投資促進委員会 (FIPB) による承認状況について、整理された情報は、現状、公には存在していない。NOC を添付して承認されたケースの件数や、NOC 無しに承認されたケースもあるようであるが、その理由やそうしたケースの件数、また、その中には、2005 年 1 月 12 日時点で締結されていた契約が現時点では終了しているものもあったようだが、そのことだけでインド政府の事前承認は不要と判断されたのか、あるいは他の要件も考慮されたのかなど、過去の承認ケースおよび否決ケースに関する情報を入手・整理することが必要である。

インド政府外国投資促進委員会 (FIPB) による外国直接投資申請の審査に係る議事録は、デリーに出向いて公開請求すれば紙媒体で入手することができる。

そこで、業界団体やインド日本商工会等において、インド政府外国投資促進委員会 (FIPB) の議事録を公開請求して入手し、承認状況や、NOC 無しに承認されたケースの件数や理由、2005 年 1 月 12 日時点で締結されていた契約が現時点では終了している場合にインド政府の事前承認は不要と判断されたケースの有無・件数等に関する情報を整理し、日本企業に対して情報提供することが求められる。また、これは、継続的に行われることが求められる。

(3) 企業への提言

- インドで技術移転・資金回収を円滑に進める為には高度な法務対応が必要と認識し、契約締結前に、現地事情に精通した弁護士に相談して、起こり得るあらゆるケースを想定して契約書に盛り込む。特に、インド企業との合弁契約においては、将来、別の合弁事業や単独出資子会社を同一業種で立ち上げることを希望する場合に、当

該インド企業の「No Objection Certificate (NOC)」取得を必須とするような不利な契約条項を含められないように留意する。

日本企業は欧米企業に比べて法務対応が甘く、非独占ではなく独占実施権で期限や地域を限定していない契約を締結しているケースや、契約見直しの頻度が年1回さらには数年に1回であるケース、契約書の原文（英文）を確認していないケースなどが見られるが、インドでの契約においては、現地事情に精通した弁護士に相談して、起こり得るあらゆるケースを想定して契約書に盛り込むことが重要である。

特に、インド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI (Foreign Direct Investment) POLICY」は、2005年1月12日以降に有効となる合弁契約においては、一方の企業が別の合弁事業や単独出資子会社を同一業種で立ち上げることを希望する場合に、双方の利益を守る/定める利益相反条項を含めておくよう求めている<インド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI POLICY」(2010年10月1日)4.2.2>。インド企業との合弁契約において、将来、別の合弁事業や単独出資子会社を同一業種で立ち上げることを希望する場合に当該インド企業の「No Objection Certificate (NOC)」取得を義務付けるような契約を、そうと認識せずに締結してしまわないよう留意することが必要である。

(4) 最新の動向

以上で述べた、“2005年1月12日時点でインド企業と資本提携・技術移転・商標契約を行っていた外資系企業が、新たに同一業種において、投資や別のインド企業と資本提携・技術移転・商標契約を締結する場合”にインド政府の事前承認を必要とする規制<インド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI (Foreign Direct Investment) POLICY」(2010年10月1日)4.2.2>について、インド政府は、2011年3月31日にプレスリリースを行い、2011年4月1日発効のインド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI POLICY」においては、当該規制を撤廃すると発表した。

プレスリリースでは、外国からの新規の投資・技術導入の誘致と事業領域への政府の介入度合いを減らす必要性があることから、規制を撤廃する決断をしたとし、これにより、投資先としてのインドの競争力が高まり、外国からより一層の投資および技術導入が進むことが期待される、と述べている。

今後は、この運用を注視していくとともに、企業においては、引き続き、インドでの契約においては、現地事情に精通した弁護士に相談して、起こり得るあらゆるケースを想定して契約書に盛り込むことや、提携先インド企業の「No Objection Certificate (NOC)」取得は不要であるにもかかわらず必要となるような契約を、そうと認識せずに締結してしまわないよう留意することが重要である。

また、グローバルな投資誘致競争が激化する中で、外資参入規制を撤廃するこうした流れが、今後、他の新興国・発展途上国にも広がっていくことを期待したい。

インド政府の統合版 外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI POLICY」(2011年4月1日)に関するプレスリリース(2011年3月31日)より抜粋

<http://dipp.gov.in/FDI_Circular/press_release_circular_1_of_2011.pdf>

(iii) Removal of the condition of prior approval in case of existing joint ventures/ technical collaborations in the 'same field'

(paragraph 4.2.2 of Circular 2 of 2010):

A discussion paper had been released by DIPP last year on the need for review of this condition. There is a felt need to attract fresh investment and technology inflows into the country, as also to reduce the levels of State intervention in the commercial sphere. Keeping in view the above, Government has decided to abolish this condition. It is expected that this measure will promote the competitiveness of India as an investment destination and be instrumental in attracting higher levels of FDI and technology inflows into the country.

2-2 . 投資の対価の回収に係る問題

< 制度上の問題 >

インドでは、「事前確認 (Advance Pricing Arrangement; APA)」がまだ導入されていないため、移転価格課税を予測することができない。

移転価格課税についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的とした、日本政府とインド政府の税務当局間での「相互協議 (Mutual Agreement Procedure ; MAP)」についても、申し立て例はあるものの、これまでに合意した例が無い。< P.36 図表 III-3「日本の相互協議の相手国・地域」(国税庁「平成 21 事務年度の『相互協議を伴う事前確認の状況』について」(2010 年 11 月)より抜粋)参照 >

< 契約・ビジネススキーム上の課題 >

インドでは、技術移転・商標契約における技術や商標の金銭的価値について、当事者間の合意・契約内容を制限する法規制は従前から存在しない。2009 年 12 月 16 日に「2009 年プレスノート (通達) 8 号」が発効されるより以前は、ロイヤリティの「送金」について規制があったが、同日以降、完全に規制は撤廃されている< P.35 「2009 年プレスノート 8 号」(2009 年 12 月 16 日) >。一方、日本企業のインド法人が、日本から多くの部品を調達していた時は、開発費を部品代に上乗せして回収すれば良かったが、近年は、現地調達比率を高めることにより価格競争力を高めようとしており、他の方法で投資の対価を回収する必要がある。また、インドでは、投資の回収方法には次のような種類があるが、税金の観点では配当よりも、ロイヤリティや技術指導料として回収する方が有利である。従って、送金規制が撤廃されたロイヤリティによる回収を今後日本企業が拡充しようとする可能性がある。しかし、ロイヤリティを高く設定することについては他の株主企業やインド国内世論への印象が悪い。一方、ロイヤリティを低く設定すると、日本の税務当局から移転価格課税が行われる危険性がある。今後は、ロイヤリティ、技術指導料、配当その他をどのように設定し、どのような方法で投資の対価を回収するにしても、税務当局に対する明確な説明が必要となる。

投資の回収方法の整理

1	ロイヤリティ	源泉徴収税 10% (日本本社がインド政府に納税義務あり) (注)
2	技術指導料	源泉徴収税 10% (日本本社がインド政府に納税義務あり)
3	配当	配当分配税 (Dividend Distribution Tax ; DDT) 15% ++ (16.609%) (インド日本法人がインド政府に納税義務あり)

4	部品代に上乗せ	
5	貸付金の金利	ただしインドでは ECB (External Commercial Borrowing) の用途上の制約で運転資金の貸付は認められておらず、資本金の貸付のみ
6	自己株を買い取らせる	

(注)日本とインドとの間の租税条約により、ロイヤリティおよび技術指導料について、10%まで源泉地国で課税することができる。これらを受領した日本本社はインド政府に10%の税金を納める義務がある < Indo-Japan Double Tax Avoidance Agreement (DTAA) 12条 >。実際には、日本本社が納めるべき税金を、インド現地法人が源泉徴収して代わって納入し、日本本社はそれと同額の税額控除を受けられる。

日本企業の中には、法務・税務の専門家のアドバイスを受けてきちんとした対応をすることで多額の費用を節約できると考えるのではなく、法務・税務に係る費用は“少しでも削減すべきコストである”と考えて、専門家に十分相談せずに現地進出し、本来回収できる投資の対価を回収できていなかったり、支払う必要のない税金を支払っているケースが少なくない。

(1) 政府への提言(何を根拠に働きかけていくか)

- 日印租税条約改正の際には、日本政府とインド政府の税務当局間での「相互協議 (Mutual Agreement Procedure ; MAP)」が確実に合意に至るよう、仲裁規定を導入する。

2008年のOECDモデル租税条約改訂において、相互協議(MAP)開始から2年経過しても事案が解決しない場合に、納税者の申し立てにより第三者の仲裁による紛争解決ができる仕組みを導入している。昨年署名された日蘭新租税条約、日香租税条約においても導入されており、今後、インド等新興国との条約においても導入し、相互協議が合意に至る制度としていくことが必要である。

- インド市場は拡大しており、今後は、中小企業の進出増加も予想されることから、陥りやすい失敗事例を一般化して周知するとともに、欧米韓企業を含めた上手な対応事例や適切な対応方法をもって啓発を行う。(再掲)

インドに進出している日本企業数は中国に比べるとまだ少ない(2010年10月1日現在725社、在インド日本大使館調べ)が、潜在的市場の大きさや成長性を見込んで今後進出する企業が増えることは間違いない。大手企業のみならず今後は中小企業の進出も増えると予想されるが、中小企業では、大手企業以上に法務や税務への備えが一般的には十分でない。大手企業でさえ苦勞している事実や具体的な問題ポイントを十分に周知

し、進出を検討している中小企業に対して十分な啓発を行わないと、進出はしたものの技術が流出したり対価の回収ができなかったりといった問題に直面する中小企業が続出することになりかねない。技術流出は我が国の国益にとっても損害となる。陥りやすい失敗事例を一般化して周知するとともに、欧米韓企業を含めた上手な対応事例も周知することが求められる。

現在、海外進出を促進する政策が推進されていることもあり、企業に対する啓発は急務である。

(2) 業界団体への提言

- 引き続き、インド政府に対し、「事前確認 (Advance Pricing Arrangement; APA)」の導入を働きかける。

インド日本商工会 (Japan Chamber of Commerce and Industry in India (JCCII)) は、2010年4月5日に提出した「対インド政府建議書」<参考資料2 - 2参照>において事前確認 (APA) の早期の導入を要望した。引き続き、導入を要望することが重要である。

- 上記、事前確認 (APA) と併せて、日印租税条約改正の際には、「相互協議 (Mutual Agreement Procedure ; MAP)」に係る仲裁規定の導入を働きかける。

日本政府とインド政府の税務当局間での相互協議が合意に至るよう、相互協議 (MAP) 開始から2年経過しても事案が解決しない場合に、納税者の申し立てにより第三者の仲裁による紛争解決をはかる仲裁規定の導入を要望することが重要である。

(3) 企業への提言

- インドで技術移転・資金回収を円滑に進める為には高度な税務・法務対応が必要と認識し、欧米韓企業に倣い、現地事情に精通した税理士・弁護士に相談する。特に、投資前の段階から、第三国の法人を経由して投資する方法も含め、投資対価の回収時を見据えて投資形態を決定し、複数の投資対価の回収方法 (ロイヤリティ、技術指導料、配当、貸付金金利、株式売却等) を検討して十分な tax planning を行う。

これまでにインドに進出した日本企業のインド現地法人の社長は工場長であるケースが多い。節税を検討することは好ましいことではないとの意識が強い上、法務・税務に係る費用は“少しでも削減すべきコストである”との認識しかなく、法務・税務の専門

家のアドバイスを受けてきちんとした対応をすることで多額の費用を節約できることを理解できないことが多い。

一方、欧米企業の場合は、投資の対価を回収することを最重視しており、法務・税務の専門家に費用を支払うことを惜しまず、合法的な範囲で徹底的に“tax planning”を行う。

インド進出の際も、本国から直接投資するのではなく、（税率の低い）第三国に投資会社を設立し、同社から投資しているケースが多い。投資の対価の回収も第三国の投資会社が行えば、税も少なくて済むため、より多く利益を得ることができる。そこからさらに別の国へ再投資しているケースも多い。

また、投資対価の回収に当たっては、インドでは、ロイヤリティや技術指導料で回収するか、配当で回収するかの二者択一の場合は、ロイヤリティや技術指導料で回収する方が、税務面で良い。にもかかわらず、現地法人が利益を上げることが社員の評価につながるという理由で利益を出して配当している日本企業がしばしば見られるが、欧米企業では、通常、財務会計と（社員の評価に用いる）管理会計を分け、現地法人の利益は最低限に抑えている。韓国企業でも、利益を抑えて再投資したり、部品代に開発費を上乗せして仕入れるといった方法が採られており、配当はあまり行われていないようである。

投資前の段階から、第三国の法人を経由して投資する方法も含め、投資対価の回収時を見据えて投資形態を決定し、複数の投資対価の回収方法（ロイヤリティ、技術指導料、配当、貸付金金利、株式売却等）を検討して十分な tax planning を行うことが重要である。

○ **どのような方法で投資対価を回収するにしても、その根拠を税務当局に対して明確に説明できるようにする。**

ロイヤリティ、技術指導料、配当その他をどのように設定し、どのような方法で投資の対価を回収するにしても、税務当局に対する明確な説明が必要である。逆に言えば、ロイヤリティにしても利益率にしても、税務当局に対して（節税のためではない）根拠を明確に説明できれば何ら問題は無い。

韓国企業の中には、グローバル展開している複数の税理士事務所と共に数年間かけて、韓国から部品を高額で仕入れることにより利益を不当に低く抑えているわけではなく、利益率は正当であるとインドの税務当局に対して証明することに取り組んでいる企業がある。

○ **税制が日本と異なることを認識し、税務調査に適切に対応する。**

インドでは日本と異なり、税務調査で税額を増やす更正処分をすることが税務調査官の人事評価につながったり、逆に税務当局が敗訴した場合に担当した税務調査官の出世に響いたりといったことはないため、税務調査の段階で税務当局に歩み寄る必要性は全

くない。税務調査で税務当局から指摘を受けた場合には、(インドが「事前確認 (Advance Pricing Arrangement; APA)」を導入していないため、インド政府に対する事前確認はできないものの) 日本政府とインド政府の税務当局間での「相互協議 (Mutual Agreement Procedure ; MAP)」を申し立てることができる他、異議申し立てをすることがごく普通に行われており、税務当局もそれを勧めている。異議申し立てには複数の手段があり、最終的には裁判に訴える方法もある。裁判所は比較的公平であり税務当局が敗訴するケースもあり、10年程度の時間と費用はかかるが永続的に徴税されることは排除できるため有効である。1社で数十件の不服申し立てをしている例も珍しくない。

3. ブラジルの技術移転・資金回収に係る問題点の整理と対応方策

3-1. INPI (国立工業所有権院) の介入

< 制度上の問題 >

技術移転に際して、以下の 1) ~ 3) を可能とするには INPI への登録が必要となるが、登録の際には厳しい条件を満たす必要があり、内容に不備があれば登録を受け付けてもらえない。

1) 第三者に対する対抗力

「産業財産権法」(Article 211 of law no. 9279/96)¹⁶

2) ロイヤリティの外国送金

「外国の資本の運用および送金法 (外資法)」(law no. 4131/62)

3) 支払われたロイヤリティの損金算入

所得税法 (law no. 4506/64)

財務省令 (Ordinance MF (Ministry of Finance) no. 436/58)

< 運用上の問題 >

技術ライセンス登録の際に実質的には審査が行われている。

INPI への登録が必要か否かについての判断が市中銀行や弁護士で異なる。

INPI の規制ルールは明確であるが、個別の契約の解釈に担当官の裁量の幅が認められる。

< 契約・ビジネススキーム上の問題 >

INPI への登録が認められず、対価の回収に支障をきたす。

(1) 政府への提言 (何を根拠に働きかけていくか)

- 引き続き日伯貿易投資促進合同委員会という両国の対話の場において、INPI への登録の際の INPI 担当官の判断基準の明確化及びルールのシンプル化を働きかけ¹⁷、同時に、契約自由の原則、TRIPS 整合性に基づき、INPI の審査行為の撤廃を粘り強く働きかけていく。

¹⁶ 第 211 条 INPI は、技術移転、フランチャイズその他類似の契約を、それらが第三者に対して効力を有するようにするために、登録するものとする。

補項 本条にいう種類の契約に係わる登録申請に関しては、登録申請日から 30 日の期間内に決定するものとする (特許庁翻訳)

¹⁷ INPI の規制ルールは明確であるものの、ルールが複雑で担当官の裁量が働くために、進出企業にとって分かりにくいものになっているとの指摘がある。

ブラジル政府は、INPI への登録の際に契約の金銭的な面に関する条項（ロイヤリティ等）も審査されることの根拠を、ロイヤリティの外国送金（外国資本及び海外送金ルールが規定されている 1962 年法律第 4131 号）、及び、ロイヤリティの損金算入の限度額（所得税法 1964 年法律第 4506 号、財務省令 1958 年第 436 号）に求めている。しかし、何をロイヤリティとして承認するか、ロイヤリティ料率をいくらまで認めるかなど、契約に立ち入ったところについては INPI 担当官の裁量が働き、登録が拒否され差し戻される点が問題となっており、判断基準の明確化、ルールの簡素化が必要である。

技術移転契約における INPI の介入については、かつては Normative Act no. 15/1975 が存在したが、この条例は 1993 年に廃止されている。現在の INPI の介入には法令根拠が存在せず、条例廃止後も既得権益として残っているものである。ブラジルは、当事者間が契約するとブラジル企業が不利な条件を飲まされるため INPI が介入する必要があると考えているようだが、権利の乱用を抑制し競争環境を守るという趣旨であるならば、本来であればブラジルの競争当局である経済擁護行政委員会（CADE：Conselho Administrativo de Defesa Economica）が適切な措置を講ずるべきであり、当事者間の合意にまで介入するような、契約自由を阻害する規制については、撤廃を働きかけるべきである。¹⁸

加えて、ロイヤリティの海外送金を行うには、ブラジル企業にとっても INPI への登録が必要になるとはいえ、実質的にロイヤリティの海外送金を行う圧倒的多数は外国企業であり、その結果、契約内容について INPI の介入を受けるのも圧倒的多数が外国企業であるならば、事実上、TRIPS 協定 3 条及び 27 条の内国民待遇原則の違反を構成する可能性がある。この違反を立証するためには、ライセンス料の上限設定等が、外国人・企業が保有する特許権の許諾についてのみ適用され、ブラジル人・企業には適用されてい

¹⁸ ブラジル現地調査を実施された小塚委員からは、以下のようなご指摘をいただいている。

ブラジルの法制について、最も問題であると感じられるのは、「契約の自由」という基本的な視点の欠如である。これは、国際条約等に明文の規定はないとしても、世界共通の大原則であり、現行の規制の改革に際して、何よりもよりどころとなるものである。

これに対しては、いわゆる経済力の格差（弱者保護）の目的で、契約自由を制限すべき場合があるという反論があり得るかもしれないが、現在のブラジル企業が「弱者」とあるという点はさておくとしても、どのような「格差」を是正するための規制なのか、その規制目的と規制の手法・態様は適切なのか、という点が吟味されなければならない。

なお、このことと関連して、本来、競争法によって対応されるべき支配力の濫用規制が、契約に対する制約として現れている側面もあるように思われる。競争法の問題であれば競争法の枠組の中で議論すべきである。そうすることによって、濫用規制の原則は「合理の原則」(rule of reason)であるという議論に持ち込むことができ、一律の形式的な規制を撤廃することが可能になる。

以上を要約すれば、今後、二国間の交渉において制度の改革を要求していく際には、「契約自由の原則の承認」「規制の目的と態様の合理的な連関」「競争政策における合理の原則の採用」という考え方をよりどころとしていくとよいと思われる。

ない実態を明らかにすることが必要となり、実際の運用に直面する個別企業や弁護士からの情報提供が不可欠である。

なお、INPI と日本の特許庁とは人材交流をはじめとする長年にわたる協力関係を構築してきた経緯もあり（特許庁と INPI の協力覚書も締結）、特許庁は INPI から審査官や職員を研究生として受け入れてきている。日伯貿易投資促進合同委員会・知的財産ワーキンググループにおいても特許庁と INPI との対話交流の場があり、こうしたネットワークを生かした働きかけも有効と考えられる。

（２） 業界団体への提言

- 経団連やブラジル日本商工会議所として、引き続き、日伯貿易投資促進合同委員会等の場において、当事者が合意した契約内容を INPI が登録を認めるよう働きかけていく。

経団連では日本ブラジル経済委員会が中心となり、ブラジル日本商工会議所とも連携を図りつつ、CNI（ブラジル全国工業連盟）と日伯の経済関係の強化を話し合う日伯経済合同委員会を開催してきたという実績がある。また、ブラジル日本商工会議所には 12 の委員会と 11 の部会¹⁹ が存在し、現地において活発な活動が展開されている。日伯貿易投資促進合同委員会を立ち上げる際にもブラジル日本商工会議所が会員企業に対してアンケート調査を実施し、その結果も踏まえて、優先度の高い課題テーマを両国対話の場に持ち込んでいる。

ブラジルにおける技術移転・資金回収の円滑化を図るには、経団連やブラジル日本商工会議所が中心となって、業界の意見を取りまとめつつ、日伯貿易投資促進合同委員会等の場において「契約の自由」という基本的原則に則った企業活動を認めるように粘り強く働きかけていくことが望まれる。

- ブラジル知的財産協会（ABPI）が起草中の法案が成立するよう日本の産業界としても協力を行い、現地企業や団体が ABPI と連携する形で大きな声にしていくことで、現在の INPI の介入やロイヤリティ送金に係る規制等の見直しをブラジル政府に働きかけていく。

ABPI では、「ライセンス契約の登録に際して、INPI は当事者が合意した契約条件について要求または介入をしてはならない（INPI の裁量の排除）」という内容の法案提出を準備中である。INPI が登録の際にライセンス契約や技術移転契約の内容を実質的に審

¹⁹運輸サービス、化学、機械金属、自動車、金融、建設不動産、コンサルタント、食品、繊維、電気電子、貿易

査するという行為に、そもそも法令根拠は存在しないが、ABPIは現行法下でのINPIの裁量権を排除することで不当な介入を取り除こうとしている。

ABPIには民間企業のほか、弁護士事務所や弁護士などの専門家が所属しており、ブラジルの産業界や法曹界としても、現在のINPIによる事実上の規制はブラジルの産業経済において必ずしも好ましい状況ではないと考えていることがうかがえる。

そこで、ブラジル日本商工会議所や現地へ進出している日系企業もABPIとの交流、連携を深めて人的ネットワークの構築を図り、ABPIが起草中の法案が成立するよう後方支援を行う。また、ABPIに対して日伯貿易投資促進合同委員会のビジネス円滑化ワーキングや技術移転ワーキンググループへの参加を呼びかけ、日本の官民代表との対話の場を設けたり、両国のWin-Win関係構築へ向けたネットワーキングを強化する。

○ **ブラジルアメリカ商工会議所等と連携し、INPIの担当官の判断基準の明確化やルールのシンプル化を働きかけていく。**

現地調査においては、技術移転によるロイヤリティ回収は現地化が進んでいる欧米企業に比べて日系企業特有の課題との指摘もなされたが、“INPIの対応には一貫性がない”との指摘はブラジルアメリカ商工会議所が会員企業に対して実施したアンケート調査²⁰でも明らかとなっており、ブラジルアメリカ商工会議所とも連携して、INPI担当官の裁量の排除を働きかけていく。

(3) 企業への提言

○ **ブラジルで技術移転・資金回収を円滑に進める為には高度な法務対応が必要と認識し、契約締結前にINPIの考え方をよく理解している弁護士事務所と相談しつつ、契約内容を詰めるようにする。**

²⁰ ブラジル米商工会議所(Amcham)は、会員である弁護士事務所や産業財産権について関心を持っている会社などを対象に、平成21年8月に「INPI(国家工業所有権院)のサービスに関するアンケート調査」を実施している。その中で、技術移転やノウハウなどの契約登録を担当している契約局(Diretoria de Contratos)に関するアンケート結果のポイントは以下のとおり。

- ※ 回答者の49%は「透明性」について契約担当官の対応は良好もしくは優秀であると評価している。一方で、回答者の57%は「申請者の依頼への対応が妥当な期間内に行われたことは一度もない、あるいは稀にしかない」と回答している。
- ※ 回答者の71%は「決定の判断基準やパラメータは明確かつ客観的である」としているが、55%は「審査官同士では判断基準に違いがある」と回答している。
- ※ INPIの活動に対する総評として5点(最高)～1点(最低)で評価した場合、平均点は2.75点で、5点を与えた会員は1社も存在しなかった。

INPI の承認を取り付けるには、契約が様々な形式上の条件を満たしていることが必要²¹で、これらの条件が満たされていないと手続きをやり直す必要が生じる。さらに、INPI の登録に時間がかかるのは、そもそも INPI の認定基準が、法律に明記された以外の「書かれざる運用上の取扱い」を含んでいることなどもあり、外国企業にはわかりにくいことに起因する。

よって、INPI への登録をスムーズに進めるには、ブラジルの法律に長け、INPI の実務に詳しい（どういう契約内容にすれば INPI の審査を通りやすいかを熟知している）弁護士と相談しつつ、契約内容を詰めることが肝要である。なお、INPI では事前相談のサービスも提供している。

技術移転の必要性を訴える際、ブラジル政府の工業政策や産業政策に添った裏付資料を用意することも有効で、契約内容がブラジルの国策に合致しており、ブラジルの国益に叶うことをアピールすることが重要である。

- **経営者が現場任せ、弁護士任せにせず、ブラジルにおける法務対応・INPI 対応の重要性を十分理解する。時には経営者が率先して INPI に直訴するくらいの心構えが必要である。**

INPI の実務に詳しい弁護士事務所を活用する場合でも、弁護士任せにせず、弁護士が本当に企業の要請どおりに働いているかどうか、要望にそったアプリケーション・レターを出しているのかどうかはチェックした方がよい。経営にかかわる重要案件については、会社の代表者が INPI に直接乗り込んで訴え、交渉するくらいのアプローチが必要である。現地の弁護士事務所からは、ブラジルでは待ちの姿勢では駄目であり、督促しなければ後回しになってしまうと心得た方がよく、INPI にプッシュし、審査の順番を入れ替えてもらうくらいのアプローチが必要だ、との助言もなされた。

実際、取材した日系企業の中には、重大な場面において、弁護士任せにせず日系企業の現地法人社長が自ら INPI に向けあって交渉した結果、同社の主張が認められ、滞っていたロイヤリティの支払い及び一括送金が認められたケースもあった。日系企業からは「INPI はきちんと根拠を示して主張すれば認めてくれる組織である」「経営者が自ら出向けば INPI のトップが対応してくれる」といった声も多く聞かれた。

²¹例：外国企業の代表者の署名については公証人の認証を受け、かつ領事館から証明を受けていなければならない、ポルトガル語に翻訳されていなければならない、等

3-2. ロイヤリティ料率の上限規制

< 制度上の問題 >

関係会社間の契約の場合、損金算入の限度額（最高限度は商品の売上高の 5%）がロイヤリティ料率の上限規制に転用されている。

損金算入限度額は業種ごとに財務省の省令 no. 436/58 で定められているが、現在の産業構造には馴染まないものとなっている。

< 運用上の問題 >

技術移転の度合いが低いこと等を理由にロイヤリティ料率を低く抑えられる（関係会社間以外の場合でも INPI が純売上高の 5% 以上を認めないケースは多い）。

ノウハウ提供者（ライセンサー）から原材料や備品を購入した場合には、その金額は、上限算定の基準となる売上高から控除されてしまう。

< 契約・ビジネススキーム上の問題 >

進出時に本社が負担した初期投資コスト、新商品を開発時に本社が負担した開発費（図面や人件費）等がロイヤリティ認定されたとしても、年率上限のあるランニングロイヤリティとは別枠で一括送金が認められないために、対価の回収に支障をきたす。

グローバル展開している企業はロイヤリティ料率に統一基準を設けているケースが多いが、ブラジルの特殊事情故にグローバル経営に支障をきたしている。

(1) 政府への提言（何を根拠に働きかけていくか）

- 引き続き日伯貿易投資促進合同委員会という両国の対話の場において、ロイヤリティ料率の上限設定を見直すことで、日本をはじめとする海外からの先端技術導入を促し、ブラジル製造業の高度化にメリットをもたらすことを訴える。

ブラジルの子会社から海外の親会社に対するロイヤリティの支払いや技術支援に対する報酬（技術提供契約や技術アシスタントサービス提供への支払い）の海外送金は 1991 年から認められているが、業種別に損金算入限度を定めた財務省の省令 no. 436/58 を引用し、その限度で送金を認めるという内容であったため、税法上の損金算入を選択するか否かにかかわらず、税法の定める範囲を超えて海外へ送金することができなくなっている。また、損金算入限度は業種別に定められているが、1958 年に制定された省令であるため、今日の産業構造には馴染まないものとなっている。

このように、ロイヤリティ料率制限の問題（すなわちロイヤリティの海外送金の規制の問題）はブラジルの税制にも踏み込むことになるため、内政干渉になりかねないセンシティブな問題でもある。

関係会社間でのロイヤリティ料率の規制を行っている背景には国内産業保護政策がある。しかしながら、現在の産業構造には馴染まない財務省令の業種分類に従って実質的にロイヤリティ料率が規定されていることは、結果的に海外からの先端技術の導入を阻害し、ブラジル製造業の高度化や産業構造の高度化をも阻害することになる。

インド政府は、2011年3月31日にプレスリリースを行い、4月1日発効のインド政府の統合版、外国直接投資政策「CONSOLIDATED FDI POLICY」において、外資系企業からの不満が強かったNOC規制を撤廃すると発表している。NOC規制が外資導入を阻害していると認め、政府の介入度合いを減らすことで外国からの新規の投資・技術導入の促進を図ろうという狙いがある。

インド政府のNOC規制撤廃を例に挙げ、ブラジル政府に対してもロイヤリティ料率の上限規制を見直し、より付加価値の高い技術を海外から積極的に導入することのメリットを働きかけていく。

(2) 業界団体への提言

- **ブラジル知的財産協会（ABPI）が起草中の法案が成立するよう日本の産業界としても協力を行い、現地企業や団体がABPIと連携する形で大きな声にしていくことで、現在のINPIの介入やロイヤリティ送金に係る規制等の見直しをブラジル政府に働きかけていく。【再掲】**

ABPIが検討を進めている法案には、「海外送金できるロイヤリティ料率の上限を売上高の10%まで引き上げるべき」という内容も含まれている。現行の5%から10%への引き上げが実現すれば、付加価値の高い製品をブラジルで生産しようとする日系企業にとっては大きなインセンティブとなり、かつ、ブラジルの移転価格法にはロイヤリティ送金には課税しないと明記されているため、移転価格税制の適用がないこともブラジルに進出している日系企業へのインセンティブとなる。このように、ABPIが作成中の法案が成立すれば日本の産業界にとってもメリットが大きく、ABPIと連携する形でブラジル政府に働きかけをしていくことが有効である。

現地の弁護士からは、「送金額の上限が損金算入額の上限に連動するという制度の妥当性には疑問の余地があり、ABPIが起草している法案が成立すれば、財務省の省令1958年第436号は廃案となるであろう」との指摘もなされている。

- 経団連やブラジル日本商工会議所として、引き続き、日伯貿易投資促進合同委員会等の場において、ロイヤリティ料率制限の問題を取り上げていく（すなわち、当事者が合意した契約内容を INPI が登録を認めるよう働きかけていく）。【再掲】

関係会社間でない契約において INPI が干渉を行ったケースでは、ライセンサーであるフィリップスが INPI を提訴し、フィリップスが勝訴した。当該事案において、INPI には契約内容を規制する権限がないことが確定し、フィリップスは当初の契約にもとづく送金を行うことができている。親子関係のロイヤリティ送金に当てはまる事例とはいえないが、INPI の介入に歯止めをかけた判決として活用することが可能である。

また、日伯貿易投資促進合同委員会の場で、インドの NOC 規制撤廃が産業界にどのような投資インセンティブをもたらすかを具体的にアピールすることも必要である。

(3) 企業への提言

- ロイヤリティ回収に係るブラジルの複雑な制度を本社・経営者はよく理解し、契約当初からロイヤリティ料率制限と INPI への登録承認の必要性を念頭に弁護士と相談しながら契約内容を詰めていく。

ブラジルに進出している日系企業の大半は独資による進出であり、親子関係で技術移転・資金回収の問題が発生している。親子関係故に、契約関係を曖昧なまま、あるいはエビデンス（様々な証拠）を揃えずに技術支援を実施すると、その後の対価の回収に支障をきたすことになる。

ブラジルではロイヤリティの海外送金を行うには INPI に契約を登録する必要がある、INPI の承認をいかに取り付けるかという問題が発生する。さらにロイヤリティ料率にも上限規制があるため、初期コストも含めた技術支援にかかる費用をランニングでどう回収するかという戦略が重要となる。ブラジルの税制や送金規制を常に念頭におき、計画的な資金回収可能な契約書をしっかりと作り込む必要がある。

そのためにも、当事者同士で契約締結してから弁護士に相談したり、いきなり INPI へ持ち込むのではなく、INPI 対応のノウハウを持つ弁護士事務所を活用して契約書の作り込みをすることが重要である。ただし、個別案件への規制の適用については、弁護士事務所や会計事務所、市中銀行の解釈が分かれる場合も少なからずあるので、一人の専門家の意見だけに従うのではなく、複数の意見を聞いておくことも必要である。

いずれにせよ、親子関係または関係企業間で技術移転契約を締結する際、基本的に契約をどう作り込むかは、①INPI 対応、②海外送金、③税制の3点に留意すべきで、詳細は図表 V-1 ブラジルにおける技術移転に係る留意点も参考されたい。

3-3 . 技術・ノウハウ供与の契約期間制限

< 制度上の問題 >

知的所有権ライセンス以外の技術移転契約（ノウハウ提供契約）に基づくロイヤリティ送金の損金算入の期間は、通常5年しか認められず、延長しても最大10年までしか認められない。（Law no. 4131/62 Art.12 § 3°）（Law no. 4506/64 Art. 52 § 1°）

< 運用上の問題 >

5年延長を申請しても INPI が承認しないケースが多い（INPI 担当官の裁量次第のところがある）。

< 契約・ビジネススキーム上の問題 >

長期にわたるロイヤリティ回収に支障をきたす。

（1） 政府への提言（何を根拠に働きかけていくか）

- 引き続き日伯貿易投資促進合同委員会という両国の対話の場において、技術・ノウハウ供与の期間制限問題、とりわけ、INPI の裁量が大きく働く期間延長申請の際の対応についての改善を働きかけていく。

技術移転契約（ノウハウ提供契約）に基づくロイヤリティの損金算入は5年間と制限されており、INPI によりこの期限はさらに5年間の延長が可能であるが、これは国家通貨審議会（CMN）より INPI に与えられた権限であり、法令に定められたものではない。よって、日伯貿易投資促進合同委員会の場において、5年延長が認められる場合の判断基準の明確化を働きかけるとともに、契約期間制限の撤廃に向けて粘り強く働きかけていく。

（2） 業界団体への提言

- 経団連やブラジル日本商工会議所として、引き続き、日伯貿易投資促進合同委員会等の場において、技術・ノウハウ供与の期間制限問題、とりわけ、INPI の裁量が大きく働く期間延長申請の際の対応についての改善を働きかけていく。

5年の延長申請が実質的には認められにくいという現状があるため、経団連やブラジル日本商工会議所としても官民対話の場である日伯貿易投資促進合同委員会の技術移転ワーキンググループの場等において問題提起と対応改善を働きかけていく。

- **ブラジル知的財産協会（ABPI）**が起草中の法案が成立するよう日本の産業界としても協力を行い、現地企業や団体が**ABPI**と連携する形で大きな声にしていくことで、現在の**INPI**の介入や契約期間制限の撤廃をブラジル政府に働きかけていく。

ABPIが作成中の法案には「ノウハウの移転またはライセンス契約の契約期間の自由化」が盛り込まれており、経団連やブラジル日本商工会議所も**ABPI**との連携を図り、契約期間制限の撤廃に向けて働きかけを行う。

(3) 企業への提言

- 技術の改良をアピールし、かつ、ライセンシーにとっても期間延長が利益になるような理由づけを明確にする。

さらに5年延長する必要性がブラジル企業の利益に叶っていれば申請はみとめられやすい。（例：同一の技術やノウハウを用いる新商品が開発された、技術やノウハウが改良された、等）

- **INPI**が受理しやすい書類の作り方や**INPI**との交渉を心得ている弁護士事務所を活用する。

3-4 . 秘密保持期間制限

< 運用上の問題 >

INPI への登録を要する技術移転契約の中に秘密保持条項を含める場合、秘密保持契約も通常 5 年しか認められず、延長しても最大 10 年までしか設定できない。

< 契約・ビジネススキーム上の問題 >

INPI が 10 年を超える秘密保持を承認しないことを理由に、ライセンシーから秘密保持契約の延長を拒否されるリスクがある。

(1) 政府への提言 (何を根拠に働きかけていくか)

- 秘密保持は当事者間の契約締結があれば有効であり、INPI の規制に法的根拠は存在しないため、「契約自由の原則」を拠り所に、当事者双方が適切と判断する秘密保持契約期間を定めることができるよう引き続き働きかけ、第 4 回日伯貿易投資促進合同委員会に先駆けて行われた関係者協議においてブラジル側と確認した合意事項が遵守されるよう注視する。

当初より技術移転契約の中に秘密保持契約条項を記載することは可能であり、かつ、その期間についても INPI が制限を課す法的根拠は存在しなかった。本件については、第 4 回日伯貿易投資促進合同委員会(東京会議)に先駆けて行われた関係者協議において、ブラジル側より「技術移転契約では、技術移転期間に関わらず、当事者双方が適切と判断する秘密保持期間を定めることができる。INPI は、10 年を超える秘密保持期間が設定されている技術移転契約を登録し得る。INPI が技術移転契約の登録を拒否する場合は、申請者に対し、十分な法的根拠を示す」ことを確認している。今後、INPI へ提出された技術移転契約に秘密保持条項が記載されていた場合に、両国の合意どおりに実行されるかどうか、INPI の対応を注視していく必要がある。

(2) 業界団体への提言

- 経団連やブラジル日本商工会議所として、今後も必要があれば、日伯貿易投資促進合同委員会等の場において秘密保持の問題を取り上げていく。

ブラジルの開発商工省より「技術移転契約では、技術移転期間に関わらず、当事者双方が適切と判断する秘密保持期間を定めることができる」との回答を得たことは、これまで日伯貿易投資促進合同委員会等において、経団連やブラジル日本商工会議所が経済産業省や大使館とも連携し、粘り強く秘密保持の重要性を交渉した成果といえる。こうした対話の場を引き続き確保することは重要である。

(3) 企業への提言

○ 秘密保持についてはパートナー企業との信頼関係構築にさらに留意する。

秘密保持契約はロイヤリティの発生を伴うものではなく、本来 INPI への登録も不要であり、当事者間での契約が成立していれば、法的にも有効である。しかし、ロイヤリティ送金を伴う技術移転契約（ノウハウ提供契約）の中に秘密保持条項が記載されていると、INPI が結果的に審査してしまうことになり、5年間しか認めないなど期間制限の問題などが発生していた。

弁護士事務所の見解としては、①技術移転契約とは別個の契約として合意すれば INPI の規制は一切問題とはならず、民事法的にも有効であり、裁判所でその履行を求めることも可能である（損害賠償だけではなく、差止請求も可能）、②INPI に登録した技術移転契約書の修正合意という形で秘密保持条項を盛り込む、といった助言が得られた。

しかしながら、それでも本件が問題視されたのは、ライセンサー側が「INPI が本来承認しない契約を締結するわけにはいかない」と、INPI の判断基準を持ち出して5年を超える秘密保持契約を了承しないというところにあった。日伯貿易投資促進合同委員会等での合意が周知徹底され、今後 INPI が技術移転期間に関わらず、当事者双方が適切と判断する秘密保持期間を定めることを認めるのであれば、ライセンサーとビジネス交渉のテーブルに着くことができ、それだけでも大きく前進することになる。ただし、いずれにせよ、秘密保持についてはパートナー企業との信頼関係の構築が重要になることは言うまでもない。

現在、ブラジルには親子関係で進出している日系企業が大半であり、親子関係では秘密保持契約の期間制限は問題化していないものの、今後、ブラジル企業との合弁や資本参加という形で進出する場合には、本来、秘密保持を課すことが難しい国であるという認識をもってビジネススキームを構築することが必要となる。

3-5 . ノウハウライセンス制限

< 運用上の問題 >

ノウハウにライセンスは認められず、契約終了後は受領者がノウハウを自由に使用することができ、買い戻しも認められない (INPI は「産業財産権法の書かれざる一般原則」として解釈)。

< 契約・ビジネススキーム上の問題 >

ブラジルではノウハウは移転されるものとの前提にあり、競争力の源泉がノウハウにある企業は常にノウハウ流出のリスクに晒されることになる。

(1) 政府への提言 (何を根拠に働きかけていくか)

- 1996 年に産業財産権法が改正されて以来、ノウハウのライセンス禁止の法的根拠は存在せず、諸外国と比較してもノウハウライセンスを認めないブラジルの現行体制は特異であることから、日伯貿易投資促進合同委員会等の場で改善を働きかけていく。
- 「産業財産権法の書かれざる一般原則」を明文化するよう働きかける。

ブラジルではノウハウについては譲渡のみを認め、ライセンス契約を許可しない。よってノウハウの提供契約は承認されても、ノウハウのライセンス契約は承認されない。ノウハウは売買されるもので、最終的にライセンシーに移転され、契約終了後はライセンシーがノウハウを自由に使用することができるという立場をとっている。

1996 年に産業財産権法が改正される以前の旧法においても明文化されていなかったものの、国内産業保護の立場から公序 (public policy) を守るために INPI は国際契約を規制できると定められていた。しかし、改正後の法律ではその規制が削除されており、ノウハウのライセンス契約が認められないということは、現行法のどこにも明文化されていない。INPI は「産業財産権法の書かれざる一般原則」として解釈し、ノウハウライセンスを規制している。

ノウハウライセンス契約を認めないブラジルの現状は、法令根拠がなく、国際ルールに照らし合わせても例外的なケースであり、日伯貿易投資促進合同委員会等においてノウハウの重要性とライセンス契約の承認を粘り強く働きかけていく。

なお、ブラジルは新興国としての経済発展が著しいが、工業力は必ずしも高いわけではない。国際ルールに準じたビジネス環境整備が日本の先端技術の導入をより促進し、

ブラジルの産業高度化にも資するという、Win-Win 関係構築に資するシナリオを政府としても明らかにし、ブラジル側にメッセージを発していく。

(2) 業界団体への提言

- 経団連やブラジル日本商工会議所として、引き続き、日伯貿易投資促進合同委員会等の場において、ノウハウライセンスの問題を取り上げ、改善を働きかけていく。

引き続き、日伯貿易投資促進合同委員会等の場において、経団連やブラジル日本商工会議所としてもノウハウライセンスの問題を取り上げていく。

現状、ブラジルに進出している機械系製造業の大半は、最先端のノウハウ移転を伴う事業内容ではないため、本件については業界により温度差があるかもしれないが、今後、次世代自動車や高速鉄道といった先端事業をブラジルで手がけていく際にはノウハウライセンスの問題が生じてくると考えられることから、業界ごとに今後のブラジルにおけるビジネススキームを検討しておくことも重要である。

(3) 企業への提言

- 親子会社関係の間ではノウハウをめぐるトラブルは問題になりにくいですが、今後日系企業がブラジル企業への技術移転を行う際には、資本でマジョリティを取るなど、ノウハウ保護へのビジネススキームをしっかりと構築しておくことが重要になる。

ブラジル企業との合弁等で進出する場合は、ブラジルではノウハウライセンスが認められず、ノウハウ保護が弱いということを念頭に置いたビジネススキームを構築することが非常に重要である。

また、ブラジルでは特許とノウハウの両方を許諾する場合、ロイヤリティの回収はどちらか一方を選択する必要があるため、ノウハウでは回収期限が5年と短いため、特許を選択するケースが多い。その場合、特許はブラジル国内における登録特許であるか、またはブラジルにおいて出願中の特許であることが条件となっているので注意が必要である。

3-6 . 海外送金規制

< 制度上の問題 >

海外送金をするにはブラジル中央銀行への登録が必要であるが (Law no. 4131/62)、ロイヤリティや技術サービスに関する送金は事前に INPI の承認がなければブラジル中央銀行へ登録できない (Law No. 8248/91 (所得税法改正))。

ブラジルでは、税法によって損金算入の上限が業種ごとに細かく定められており (財務省の省令 436 号 / 58、最大で 5%)、1991 年の所得税法改正により関係会社間でのロイヤリティの海外送金が可能になったものの、改正法は財務省令を引用し、財務省令に定める限度でしか損金算入を認めていない。しかも、知的所有権ライセンス以外の技術移転契約 (ノウハウ提供契約) においては、送金期間は原則 5 年間で、INPI の判断次第でさらに 5 年の延長が可能 (Law no. 4131/62 Art.12 § 3°) (Law no. 4506/64 Art. 52 § 1°)。

< 運用上の問題 >

海外送金の際に INPI の承認が必要かどうかの判断に迷うケースがあり、INPI も明確な判断基準を示していない。

送金内容に「技術的要素を含む・含まない」という判断 (すなわち INPI 承認なしに送金できる・できないという判断) が市中銀行、弁護士事務所、会計事務所で異なるケースが散見される。

< 契約・ビジネススキーム上の問題 >

進出時に本社が負担した初期投資コスト、新商品を開発時に本社が負担した開発費 (図面や人件費) 等がロイヤリティ認定されたとしても、年率上限のあるランニングロイヤリティとは別枠で一括送金が認められないので、対価の回収に支障をきたす (再掲)。

送金する際に様々な課税がなされ、収益に影響する (課税の実態が複雑)。

(1) 政府への提言 (何を根拠に働きかけていくか)

- 基本的に中央銀行による海外送金規制は緩和されつつあり、INPI に登録できればロイヤリティの海外送金は可能となるため、引き続き、日伯貿易投資促進合同委員会等の場において、当事者間で合意した契約内容を INPI が登録を認めるよう働きかけていく。

海外送金規制は、ブラジル中央銀行への登録手続きに起因するのではなく、INPI への登録手続きに起因するところが大きい。よって、日伯貿易投資促進合同委員会では、INPI へのスムーズな登録（INPI による介入の排除）を働きかけるとともに、ロイヤリティ料率の上限の見直しについても、粘り強く働きかけていく。

（２） 業界団体への提言

- 経団連やブラジル日本商工会議所として、引き続き、日伯貿易投資促進合同委員会等の場において、当事者間で合意した契約内容を INPI が登録を認めるよう働きかけていく。【再掲】

基本的には INPI へ登録できれば、ロイヤリティの海外送金は可能となる（ただし、ロイヤリティ料率の上限の問題は依然として残る）。

- ブラジル知的財産協会（ABPI）が起草中の法案が成立するよう日本の産業界としても協力を行い、現地企業や団体が ABPI と連携する形で大きな声にしていくことで、現在の INPI の介入やロイヤリティの海外送金規制の撤廃をブラジル政府に働きかけていく。

ABPI が起草中の法案には「ライセンス契約の登録に際して、INPI は当事者間で合意した契約条件について要求または介入をしてはならない」「ロイヤリティ料率の上限を売上高の 10%まで引き上げるべき」という内容が盛り込まれている。この ABPI が作成中の法案が成立すれば、INPI へ登録できないためにロイヤリティが海外送金できないという問題は解決される。また、売上高の 5%を超えたロイヤリティの海外送金も可能となるため、経団連やブラジル日本商工会議所も ABPI との連携を図り、法案成立に向けた働きかけを行う。

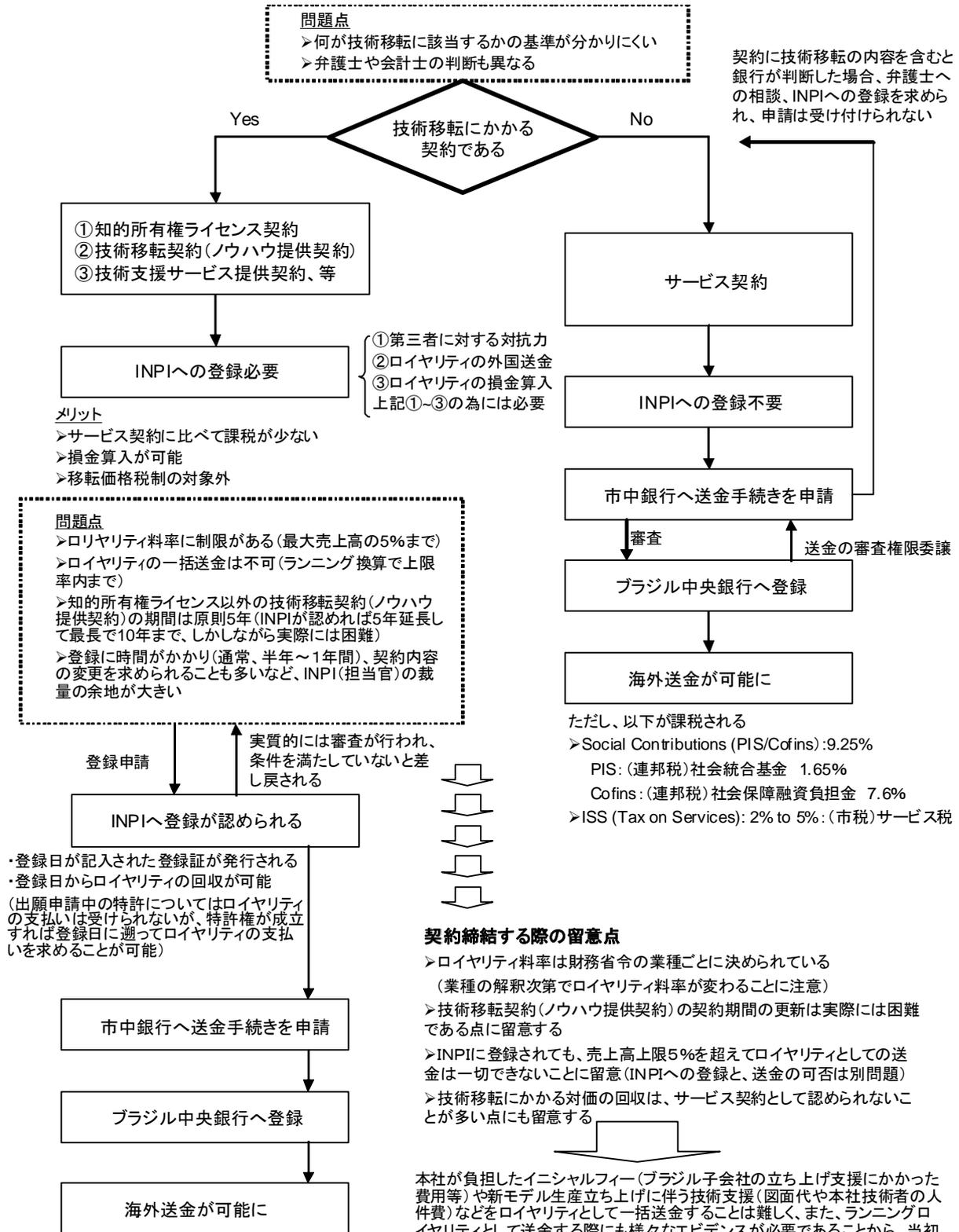
（３） 企業への提言

- ブラジルは税金が高く、かつ、多種多様な種類の税金が存在して非常に複雑である。知的所有権ライセンス契約や技術移転契約（ノウハウ提供契約）を締結したり、技術支援サービス契約等を締結したりする際には、①INPI の承認・登録の問題、②海外送金の問題、③課税の問題（PIS/Cofins や ISS 等）を常に念頭に置いてビジネススキームを構築し、契約内容を作り込む必要がある。（詳細は図表 V-1 もご参考）

ブラジルにおいては「ロイヤリティ」の概念が広く、技術支援サービスも含めてロイヤリティ料率の上限（最大で5%）までしか海外送金が認められない。よって、INPIが承認した契約でも、既にロイヤリティ料率の上限まで使いきってしまった場合は、ロイヤリティとして海外送金できないことは注意を要する（ライセンス契約や技術移転契約とは別に、INPIが承認すれば、本社が負担した図面代や技術サービスに対する対価を一括送金できると考えがちであるが、これら全てを含めてランニングロイヤリティの上限までしか海外送金はできない。また、原則としてロイヤリティの一括送金は認められない点に注意を要する）。

図表 V-1 ブラジルにおける技術移転に係る留意点

ロイヤリティ回収に係るブラジルの複雑な制度を本社・経営者は理解し、当初からライセンス契約や技術移転契約を INPI へ登録する際には様々な規制が発生し、結果としてロイヤリティ回収に制限を受けることや、ブラジルの複雑な税制を念頭において、弁護士とよく相談しながら契約内容を詰めていく必要がある。



参考資料

< 中国関連 >

- 参考資料 1 - 1 中華人民共和国技術輸出入管理条例 (JETRO 北京センター知的財産権部編) p103
- 参考資料 1 - 2 中華人民共和国契約法 (抄録) (JETRO 北京センター知的財産権部編) p111
- 参考資料 1 - 3 外商投資産業指導目録 (森・濱田松本法律事務所翻訳) p119
- 参考資料 1 - 4 産業構造調整促進指導目録 (JETRO 上海センター編) p137
- 参考資料 1 - 5 中華人民共和国外貨管理条例 (JETRO 上海センター編) p145
- 参考資料 1 - 6 中国非貿易送金手続 (MUFG 北京支店資料) p155

< インド関連 >

- 参考資料 2 - 1 CONSOLIDATED FDI POLICY (EFFECTIVE FROM OCTOBER 1, 2010)
(Ministry of Commerce and Industry) 抜粋 p159
- 参考資料 2 - 2 2010 年 対インド政府建議書 (インド日本商工会)、対インド政府要望書 (インド日本商工会) p213

< ブラジル関連 >

- 参考資料 3 - 1 Law on Technology Transfer (Planaudi 英訳) p221
- 参考資料 3 - 2 Normative Act no 135/97 (INPI) p227
- 参考資料 3 - 3 ORDINANCE MF No 436/58 (Planaudi 英訳) p231
- 参考資料 3 - 4 PIS / Cofins に係る解説 (Planaudi 英訳) p235

中華人民共和国技術輸出入管理条例

2001年12月10日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國技術輸出入管理条例

(2001年12月10日中華人民共和國國務院令第331号公布)

第一章 總則

第一條 技術の輸出入管理を規範化し、技術輸出入の秩序を維持し、國民經濟と社會の發展を促進することを目的に、「中華人民共和國對外貿易法」(以下、對外貿易法と略稱する)及びその他の関連法律の関連規定に従い、本条例を制定する。

第二條 本条例にいう技術輸出入とは、中華人民共和國外から国内に、又は中華人民共和國国内から国外に、貿易、投資又は經濟技術協力を通じ、技術を移轉する行為のことをいう。

前項に規定した行為とは特許權の移轉、特許出願權の移轉、特許實施許諾、ノウハウの移轉、技術サービス及びその他の方式の技術移轉を含む。

第三條 國は技術輸出入について統一的な管理制度を實行し、法により、公平、自由な技術輸出入秩序を維持する。

第四條 技術輸出入は國家の産業政策、科學技術政策及び社會發展政策に合致し、わが國の科學技術の進歩及び對外經濟技術協力の發展に利し、わが國の經濟技術の權益維持に利しなければならない。

第五條 國家は自由な技術輸出入を認める。但し、法律、行政法規の別途に規定がある場合はこの限りではない。

第六條 國務院對外經濟貿易主管部門(以下、國務院外經貿主管部門と略稱する)は對外貿易法及び本条例の規定に従い、全國の技術輸出入管理事務に責任を負う。

省、自治区、直轄市人民政府の外經貿主管部門は國務院外經貿主管部門の授權に基づいて、同行政区域内の技術輸出管理事務に責任を負う。

國務院関連部門は國務院の規定に従い、技術輸出入項目の関連管理職責を履行する。

第二章 技術輸入管理

第七條 國は先進的、且つ実用的である技術の輸入を奨励する。

第八條 對外貿易法第16條、第17條に規定している条項の一つがある技術は、その輸入を禁止し又は制限する。

國務院外經貿主管部門は國務院関連部門と共同で輸入を禁止又は制限する技術目録を制定、調整又は公布する。

第九條 輸入禁止技術を輸入してはならない。

第十條 輸入制限のある技術については許可証管理を實施する。許可証を得ず、輸入し

てはならない。

第十一条 輸入制限のある技術を輸入する場合には、国务院外経貿主管部門に技術輸入申請を提出し、且つ関連書類を添付しなければならない。

技術輸入項目は関連部門の許可を得る必要がある場合には、関連部門に許可書類を提出しなければならない。

第十二条 国务院外経貿主管部門は技術輸入申請を受領してから、国务院関連主管部門と共同で審査をし、且つ申請日より 30 の労働日以内に許可又は不許可の決定をしなければならない。

第十三条 技術輸入申請が許可された場合には、国务院外経貿主管部門は技術輸入許可意向書を付与する。

輸入経営者は技術輸入許可意向書を取得してから、対外の技術輸入契約を締結することができる。

第十四条 輸入経営者は技術輸入契約を締結してから、国务院外経貿主管部門に技術輸入契約の副本及び関連書類を提出し、技術輸入許可証を申請しなければならない。

国务院外経貿主管部門は技術輸入契約の真実性について審査をし、且つ前項規定の書類を受領した日より 10 の労働日以内に技術輸入について許可又は不許可の決定をしなければならない。

第十五条 申請人は本条例第十一条の規定に従い、国务院外経貿主管部門に技術輸入申請を提出する場合には、締結した技術輸入契約の副本を合わせて提出することができる。

国务院外経貿主管部門は本条例第十二条及び第十四条の規定に従い、申請及び技術輸入契約の真実性について合わせて審査する。且つ前項に規定する書類を受領した日より 40 労働日以内に、技術輸入について許可又は不許可の決定をする。

第十六条 技術輸入が許可された場合には、国务院外経貿主管部門が技術輸入許可証を付与する。技術輸入契約は技術輸入許可証の付与日より発効する。

第十七条 自由に輸入することのできる技術については契約登録管理を実施する。

自由に輸入することのできる技術を輸入する場合、契約は法により成立する時に発効し、登録を契約発効の要件としない。

第十八条 自由に輸入することのできる技術を輸入する場合、国务院外経貿主管部門で登録をし、且つ以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 技術輸入契約登録申請書
- (2) 技術輸入契約の副本
- (3) 契約締結者双方の法的地位を証明する書類

第十九条 国务院外経貿主管部門は本条例第十八条に規定する書類を受領した日より 3 労働日以内に技術輸入契約について登録をし、技術輸入契約登録証を付与する。

第二十条 申請人は技術輸入許可証又は技術輸入契約登録証で外貨、銀行、税務、税関などの関連手続を取る。

第二十一条 本条例の規定に従い許可又は登録された技術輸入契約について、その契約の主要内容に変更がある場合には、改めて許可又は登録手続を取らなければならない。

許可又は登録された技術輸入契約を終了した場合には、速やかに国務院外経貿主管部門に登録をしなければならない。

第二十二条 外商投資企業を設立する場合であって、且つ外国側は技術で投資する場合に、同技術の輸入は外商投資企業の設立審査許可手続に従い、審査又は登録をしなければならない。

第二十三条 国務院外経貿主管部門と関連部門及びその職員は、技術輸入管理職責の履行中に知った営業秘密について守秘義務を負う。

第二十四条 技術輸入契約の譲渡人は、自分が提供した技術の適法な所有者であり、又は譲渡、使用許諾をする権利を有する者であることを保証しなければならない。

技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人の技術を使用した結果、第三者に権利侵害で告訴された場合、直ちに譲渡人に通知しなければならない。譲渡人は通知を受けた後、譲受人と協力し、譲受人が受ける不利益を排除しなければならない。

技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人が提供した技術を使用した結果、他人の合法的権益を侵害する場合、その責任は譲渡人が負う。

第二十五条 技術輸入契約の譲渡人は、提供した技術が完全で、誤りなく、且つ有効的であり、契約した技術的目標を達成することができることを保証しなければならない。

第二十六条 技術輸入契約の譲受人、譲渡人は契約に定めた秘密保持範囲、秘密保持期限内に譲渡人が提供した技術の未公開の部分について、守秘義務を負わなければならない。

秘密保持期間内に、秘密技術が守秘義務を負うべき側以外の原因で公開された場合には、同守秘義務は消滅する。

第二十七条 技術輸入契約の有効期間内に、改良した技術は改良した側に帰属する。

第二十八条 技術輸入契約期間の満了後、技術譲渡人と譲受人は公平合理の原則に従い、技術の継続使用について協議することができる。

第二十九条 技術輸入契約には以下に掲げる制限的条項を含めてはならない。

(1) 譲受人に技術輸入に必須ではない付帯条件を求めること。必須ではない技術、原材料、製品、設備又はサービスの購入を含む。

(2) 譲受人に特許権の有効期間が満了し又は特許権が無効宣告された技術について許諾使用料の支払い又は関連義務の履行を求めること。

(3) 譲受人が譲渡人に提供された技術を改良し、又は改良した技術の使用を制限すること。

(4) 譲受人にその他の供給先から譲渡人が提供した技術に似し又は競合する技術の取得を制限すること。

(5) 譲受人に原材料、部品、製品又は設備の購入ルート又は供給先を不合理に制限すること。

(6) 譲受人に製品の生産高、品種又は販売価格を不合理に制限すること。

(7) 譲受人に輸入した技術を駆使し、生産した製品の輸出ルートを不合理に制限すること。

第三章 技術輸出管理

第三十条 国は成熟した産業化技術の輸出を奨励する。

第三十一条 対外貿易法第十六条、第十七条に規定した条項の一つがある場合、その輸出を禁止又は制限する。

国務院外経貿主管部門は、国務院関連部門と共同で輸出禁止又は制限する技術の目録を制定、調整又は公布する。

第三十二条 輸出禁止のある技術は輸出してはならない。

第三十三条 輸出制限のある技術は許可証管理を実施する。許可なしには輸出してはならない。

第三十四条 輸出制限のある技術を輸出する場合、国務院外経貿主管部門に申請書を提出しなければならない。

第三十五条 国務院外経貿主管部門は技術輸出申請を受領した後、国務院科学技術管理部門と共同で輸出申請技術について審査をし且つ申請書を受領した日より 30 労働日以内に、許可又は不許可の決定をしなければならない。

輸出制限のある技術は関連部門で秘密保持審査をする必要がある場合、国の関連規定に従い、実施する。

第三十六条 技術輸出申請が許可された場合には、国務院外経貿主管部門は技術輸出許可意向書を付与する。

申請人は技術輸出許可意向書を取得すれば、外国側と実質的交渉をし、技術輸出契約を締結することができる。

第三十七条 申請人は技術輸出契約を締結した後、国務院外経貿主管部門に対し、以下に掲げる書類を提出し、技術輸出許可証を申請しなければならない。

- (1) 技術輸出許可意向書
- (2) 技術輸出契約の副本
- (3) 技術資料の輸出リスト
- (4) 契約締結双方の法的地位を証明する書類

国務院外経貿主管部門は技術輸出契約の真実性について審査をし、且つ前項に規定した書類を受領した日より 15 労働日以内に、技術輸出について許可又は不許可の決定をしない。

ければならない。

第三十八条 技術輸出が許可された場合には、国务院外経貿主管部門は輸出許可証を付与する。技術輸出契約は技術輸出許可証の付与日より発効する。

第三十九条 自由に輸出することのできる技術については、契約登録管理を実施する。自由輸出技術を輸出する場合には、契約が法により成立する時に発効する。登録を契約が発効する条件としない。

第四十条 自由輸出技術を輸出する場合には、国务院外経貿主管部門に登録申請し、且つ以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 技術輸出契約登録申請書
- (2) 技術輸出契約の副本
- (3) 契約締結者双方の法的地位を証明する書類

第四十一条 国务院外経貿主管部門は本条例第四十条に規定した書類を受領した日より3労働日以内に、技術輸出契約について登録をし、技術輸出契約登録証を付与しなければならない。

第四十二条 申請人は技術輸出許可証又は技術輸出契約登録証で外貨、銀行、税務、税関などの関連手続を取る。

第四十三条 本条例の規定に従い許可又は登録された技術輸入契約についてその契約の主要内容に変更がある場合、改めて許可又は登録手続を取らなければならない。

許可又は登録した技術輸出契約が終了した場合には、速やかに国务院外経貿主管部門に登録しなければならない。

第四十四条 国务院外経貿主管部門と関連部門及びその職員は、技術輸出管理職責の履行中に知った国家秘密及び営業秘密について守秘義務を負う。

第四十五条 核技術、核の軍民両用品関連技術、管理化学品生産技術、軍事技術などの輸出管制技術を輸出する場合、関連行政法規の規定に従い、処理する。

第四章 法律責任

第四十六条 輸出入禁止の技術を輸入又は輸出した場合、若しくは許可なしに無断で輸出入制限技術を輸出又は輸入した場合には、刑法の密輸罪、非法經營罪、国家秘密漏洩罪又はその他の罪の規定に従い、法により刑事的責任を追及する。二、刑事的処罰をするに及ばない場合には、状況に基づいて、税関法の関連規定に従い処罰し、又は国务院外経貿主管部門が警告を言い渡し、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金に処する。国务院外経貿主管部門は其の對外貿易經營の許可を取り消すことができる。

第四十七条 無断で許可範囲外の輸出入制限技術を輸入又は輸出した場合、刑法の非法經營罪又はその他の罪の規定に従い、刑事的責任を法により追及する。刑事的処罰をする

に及ばない場合には、状況によって、税関法の関連規定に従い、処罰し、又は国务院外経貿主管部門が警告を言い渡し、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上3倍以下の罰金に処する。国务院外経貿主管部門は其の對外貿易經營の許可を中止し又は取り消すことができる。

第四十八条 技術輸出入許可証又は技術輸出入契約登録証を偽造、変造又は売買した場合、刑法の非法經營罪又は国家機關の公文書、証書、印鑑の偽造、変造、売買罪の規定に従い、法により刑事的責任を追及する。刑事的処罰をするに及ばない場合には、税関法の関連規定に従い、処罰する。国务院外経貿主管部門は其の對外貿易經營の許可を取り消すことができる。

第四十九条 欺瞞又はその他の不正な手段で技術輸出入許可を取得した場合には、国务院外経貿主管部門は其の技術輸出入契約登録証を剥奪し、其の對外貿易經營許可を中止し又は取り消す。

第五十条 欺瞞又はその他の不正な手段で技術輸出入契約登録を取得した場合、国务院外経貿主管部門は其の技術輸出入契約登録証を剥奪し、其の對外貿易經營許可を中止し又は取り消す。

第五十一条 技術輸出入管理職員は、本条例の規定に違反し、国家秘密又は營業秘密を漏洩した場合には、刑法の国家秘密漏洩罪又は營業秘密侵害罪の規定に従い法により刑事的責任を追及する。刑事処罰をするに及ばない場合、法により行政処分に処する。

第五十二条 技術輸出入管理職員は、職権を乱用し、職務を怠慢し、又は職務上の地位を利用して他人から金銭を受け取り、又は要求した場合には、刑法の職権乱用罪、職務怠慢罪、収賄罪、又はその他の罪の規定により刑事責任を追及する。刑事処分するに及ばない場合には、法により行政処分に処する。

第四章 附則

第五十三条 国务院外経貿主管部門が下した技術輸出入関連の批准、許可、登録又は行政処罰に不服がある場合、法により行政不服を申し立てることができ、法により裁判所に提訴することができる。

第五十四条 本条例の公布前に国务院が制定した技術輸出入管理関連の規定が本条例の規定に一致していない場合、本条例を基準とする。

第五十五条 本条例は2002年1月1日より施行する。1985年5月24日国务院が、発布した「中華人民共和国技術導入契約管理条例」と1987年12月30日国务院が許可し、1988年1月20日對外經濟貿易が発布した「中華人民共和国技術導入契約管理条例施行細則」は同時に廃止する。

中華人民共和国契約法（抄録）

1999年3月15日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國契約法（抄録）

（1999年3月15日中華人民共和國主席令第15号公布）

第2章 契約の締結

第43条 当事者は契約の締結過程において、契約が成立するかどうかに関わらず、提供された商業秘密を漏洩しまたは不当使用をしてはならない。当該商業秘密を漏洩しまたは不当使用をして相手方に損害をもたらした場合は、損害賠償責任を負わなければならない。

第9章 売買契約

第137条 知的財産権を有するコンピューターソフトなどを売買する場合は、法律に異なる規定があり、または当事者に異なる約定がある場合を除き、知的財産権は買主に属しない。

第18章 技術契約

第1節 一般規定

第322条 技術契約とは、当事者が技術開発、譲渡、コンサルタント、及びサービスについて締結した相互間の権利、義務を確定する契約をいう。

第323条 技術契約を締結するには、科学技術の進歩に有利であり、科学技術成果の応用及び普及を促進するものでなければならない。

第324条 技術契約の内容は当事者が約定する。一般的には以下の条項を含む。

- (1) プロジェクト名称
- (2) 目的物の内容、範囲、要求
- (3) 履行の計画、進捗、期限、場所、地域及び方式
- (4) 技術情報及び資料の秘密保持
- (5) 危険責任の負担
- (6) 技術成果の帰属及び共同利用権の分配
- (7) 検査収納の基準及び方法
- (8) 代金、報酬または使用料及びその支払い方法
- (9) 違約金または損害賠償の計算方法
- (10) 紛争の解決方法
- (11) 名詞及び専門用語の解釈

契約履行に関する技術背景資料、フェージビリティ・スタディ及び技術評価報告、プロジェクトの任務書及び計画書、技術標準、技術規範、基本設計及びその他の技術文書などは、当事者の契約の合意に基づき契約の構成部分とすることができる。

技術契約が特許に関わる場合、特許の名称、特許申請人、特許権者、申請期日、申請番号、特許番号及び特許権の有効期限を明記しなければならない。

第 325 条 技術契約の代金、報酬または使用料の支払い方式は、当事者の合意により、定額一括払いまたは定額分割払い、ロイヤルティ、イニシャルロイヤルティの何れかによることができる。

ロイヤルティによる支払いは製品の価格、特許実施及びノウハウの使用によって増加された価値、利潤または販売額の何れかにより、または約定したその他の方式により計算することができる。

ロイヤルティは固定比率又は年毎に増加または減少の比率により行うことができる。

第 326 条 職務技術成果の使用権、譲渡権が法人又はその他の組織に属する場合、法人又はその他の組織は当該技術成果について技術契約を締結することができる。

法人またはその他の組織は当該職務技術成果の使用権及び譲渡権より得た収益に基づき、当該技術成果を完成させた個人に、一定比率の報奨金を与えなければならない。

法人またはその他の組織が契約を締結し、職務技術成果を譲渡する場合、職務技術の完成人は同等条件で優先権を有する。

職務技術成果とは、法人またはその他の組織の任務を執行し完成した技術結果、または法人又はその他の組織の物質技術条件を利用し完成した技術成果をいう。

第 327 条 非職務技術成果の使用権、譲渡権は技術成果を完成した個人に属する。技術成果を完成した個人は当該非職務技術成果について技術契約を締結することができる。

第 328 条 技術成果を完成した個人は技術成果に関する書類に自分が技術成果完成者であると明記する権利、名誉証書、奨励を取得する権利を有する。

第 329 条 違法に技術を独占し、技術の進歩を阻害し、または他人の技術成果を侵害する技術契約は、無効とする。

第 2 節 技術開発契約

第 330 条 技術開発契約とは、当事者間において、新技術、新製品、新加工技術及び新材料並びにそのシステムの研究開発について締結する契約をいう。

技術開発契約は委託開発契約及び共同開発契約を含む。

技術開発契約は書面によらなければならない。

産業応用価値を有する科学技術成果の実施につき締結される当事者間の契約は、技術開発契約に関する規定を参照する。

第 331 条 委託開発契約の委託人は約定に基づき研究開発費及び報酬を支払い、技術資料、基本データを提供し、協力事項を完成し、研究開発成果を受け取らなければならない。

第 332 条 委託開発契約の研究開発人は約定に基づき研究開発計画を企画して実施し、合理的に研究開発費を使用し、期限通り研究開発の仕事を完成し、研究開発成果を交付し、技術資料及び必要な技術指導を提供し、委託人が研究開発成果を把握するまで手伝う。

第 333 条 委託人は約定に違反することにより研究開発の仕事を停滞、遅延、失敗せし

めた場合、違約責任を負わなければならない。

第 334 条 研究開発人は約定に違反することにより研究開発の仕事を停滞、遅延、失敗せしめた場合、違約責任を負わなければならない。

第 335 条 共同開発契約の当事者は約定に従い投資を行わなければならない、技術をもって投資し、研究開発の仕事を分担して参与し、研究開発業務に協力しなければならない。

第 336 条 共同開発契約の当事者は約定に違反することにより研究開発の仕事を停滞、遅延、失敗せしめた場合、違約責任を負わなければならない。

第 337 条 技術開発契約の対象の技術がすでに第三者に公開され、これにより技術開発の履行の意義がなくなった場合、当事者は契約を解除することができる。

第 338 条 技術開発契約の履行過程において、克服できない技術的困難が生じたことにより、研究開発が失敗または部分的に失敗した場合、当該危険責任は当事者の合意による。合意がなく、または合意が明確でなく、本法第 61 条の規定によりなお確定できないときは、危険責任は当事者が合理的に負担する。

当事者の一方が前項に規定する研究開発を失敗または部分的に失敗させるおそれのある状況を発見したときは、速やかに他方の当事者に通知しなければならない、かつ損失を減少する措置を取らなければならない。速やかに他方の当事者に通知せず、かつ適切な措置を取らずに損失を拡大させたときは、拡大した損失について責任を負わなければならない。

第 339 条 委託開発で完成した発明については、当事者が異なる合意をした場合を除き、特許を申請する権利は研究開発人に属する。

研究開発人が特許権を取得する場合、委託人は無料で特許実施権を有する。

研究開発人が特許権を譲渡する場合、委託人は同等の条件のもとで優先して譲受権を有する。

第 340 条 共同開発によって完成した発明については、当事者が異なる合意をした場合を除き、特許を申請する権利は共同研究開発人の共有に属する。

当事者の一方が共有の特許申請権を譲渡する場合、他方は同等の条件のもとで優先して譲受権を有する。

共同開発の当事者の一方がその共有の特許申請権を放棄すると声明を出した場合は、他方の単独申請またはその他の各当事者の共同申請ができる。申請者が特許権を取得する場合、特許申請権を放棄する一方は無料で特許を実施することができる。

共同開発の当事者の一方が特許の申請に同意しない場合、他方またはその他の各当事者は特許を申請することはできない。

第 341 条 委託開発または共同開発によって完成した技術秘密成果の使用権、譲渡権及び利益分配方法は当事者の合意による。

当事者間に約定がなく、または約定が明確でなく、本法第 61 条の規定によりなお確定できない場合、当事者はすべて使用権、譲渡権を有する。ただし、委託開発の研究開発人

は委託人に研究開発成果を交付するまでは、研究開発成果を第三者に譲渡することはできない。

第3節 技術譲渡契約

第342条 技術譲渡契約は特許権の譲渡、特許申請の譲渡、ノウハウの譲渡、特許実施許可契約を含む。

技術譲渡契約は書面によらなければならない。

第343条 技術譲渡契約は譲渡人及び譲受人が特許またはノウハウを実施する範囲を約定することができる。ただし、技術競争及び技術発展を制限してはならない。

第344条 特許実施許可契約は特許権の有効期間中は有効とし、特許権の有効期間が満了、または特許権が無効と宣告された場合、特許権者は当該特許につき他人と特許実施許可契約を締結してはならない。

第345条 特許実施許可契約の譲渡人は約定に従い譲受人に特許の実施を許可し、特許実施に関する技術資料を交付し、必要な技術指導を提供する。

第346条 特許実施許可契約の譲受人は約定に従い特許の実施を行い、約定以外の第三者に当該特許の実施を許可してはならず、約定に従い使用料を支払わなければならない。

第347条 ノウハウ譲渡契約の譲渡人は約定に従い技術資料を交付し、必要な技術指導を行い、技術の実用性、信頼性を保証し、秘密保持の義務を負う。

第348条 ノウハウ譲渡契約の譲受人は約定に従い技術を使用し、使用料を支払い、秘密保持義務を負わなければならない。

第349条 技術譲渡契約の譲渡人は自分が提供する技術の合法的所有者であり、提供する技術が完全で、誤りなく、有効で、約定の目標を達成できることを保証する。

第350条 技術譲渡契約の譲受人は約定の範囲、期限に基づき譲渡人に提供された技術の未公開の秘密部分につき秘密保持義務を負う。

第351条 譲渡人は約定に従い技術を譲渡しない場合、部分または全部の使用料を返還しなければならない。また違約責任を負わなければならない。特許の実施またはノウハウの使用が約定の範囲を越え、約定に違反し無断で第三者に当該特許またはノウハウの実施を許可した場合、違約行為を停止し、違約責任を負わなければならない。約定の秘密保持義務に違反する場合、違約責任を負わなければならない。

第352条 譲受人は約定に従い使用料を支払わない場合は、使用料及び約定の違約金を支払わなければならない。使用料及び約定の違約金を支払わない場合、特許またはノウハウの使用を停止し、技術資料の返還を行い、違約責任を負う。特許の実施またはノウハウの使用が約定の範囲を越えて、譲渡人の同意なく、無断で第三者に当該特許またはノウハ

ウの実施を許可した場合、違約行為を停止し、違約責任を負わなければならない。約定の秘密保持義務に違反する場合、違約責任を負わなければならない。

第 353 条 譲受人が約定に従い特許を実施し、ノウハウを使用し他人の合法的權益を侵害した場合は、譲渡人が責任を負う。

ただし、当事者が合意をした場合を除く。

第 354 条 当事者の互惠の原則に従い技術譲渡契約には、特許を実施し、またはノウハウを使用後改善した技術成果の分配方法を約定することができる。約定がなく、または約定が明確でなく、本法第 61 条の規定によりなお確定できない場合、当事者の一方が改善した技術成果については、その他の当事者は分配を受ける権利がない。

第 355 条 法律・行政法規に技術輸出入契約または特許、特許申請契約に関して規定を設けている場合は、その規定に従う。

第 4 節 技術コンサルティング契約及び技術サービス契約

第 356 条 技術コンサルティング契約は特定の技術プロジェクトのフィージビリティ・スタディ、技術予測、個別技術調査、分析評価報告などの契約を含む。

技術サービス契約とは、当事者の一方が技術知識をもって他方のために特定の技術問題を解決するため締結される契約をいう。ただし、建設工事契約、請負契約を除く。

第 357 条 技術コンサルティング契約の委託人は約定に従いコンサルティングを求めた問題を説明し、技術背景資料並びに関係技術の資料及びデータを提出し、受託人の技術的成果を受取り、報酬を支払わなければならない。

第 358 条 技術コンサルティング契約の受託人は約定した期限に従いコンサルティング報告を完成させ、委託人の問題に回答しなければならない。提出するコンサルティング報告は約定した要求を満たさなければならない。

第 359 条 技術コンサルティング契約の委託人は約定に従い必要な資料及びデータを提出せず、業務の進捗及び質に影響を及ぼし、技術的成果を受取らず、または延期して受け取る場合、支払いの報酬の返還を求めることができず、未払いの報酬の全額を支払わなければならない。

技術コンサルティング契約の受託人は約定した期限に従いコンサルティング報告を提出せず、または提出したコンサルティング報告が約定した要求を満たしていない場合、報酬を減額または免除する違約責任を負う。

技術コンサルティング契約の受託人は受託人が約定の要求を満たしたコンサルティング報告または意見に基づき意思決定をしたことにより生じた損失を負う。ただし、当事者が異なる合意をした場合を除く。

第 360 条 技術コンサルティング契約の委託人は約定に従い業務条件を提供し、協力内容を完成し、業務の成果を受け取り、報酬を支払わなければならない。

第 361 条 技術コンサルティング契約の受託人は約定に従いサービスを完成し、技術的問題を解決し、業務の質を保証し、技術的問題を解決する知識を伝授しなければならない。

第 362 条 技術コンサルティング契約の委託人は契約に定める義務を履行せず、またはその履行が約定に合致せず、業務の進捗及び質に影響を及ぼし、技術的成果を受取らず、または延期して受け取る場合、支払いの報酬の返還を求めることができず、未払いの報酬の全額を支払わなければならない。

技術コンサルティング契約の受託人は契約の定めに従いサービスを完成しない場合、報酬を免除する違約責任を負う。

第 363 条 技術コンサルティング契約、技術サービス契約の履行過程において、委託人が提供した技術資料及び業務条件を利用し完成した新しい研究成果は受託人に属する。委託人が受託人の成果を利用し完成した新しい技術成果は委託人に属する。当事者が異なる合意をした場合は、その合意による。

第 364 条 法律・行政法規に技術仲介契約、技術訓練契約に関し規定を設けている場合は、その規定に従う。

外商投資産業指導目録

[外商投资产业指导目录]

(国家發展改革委員会、商務部令第57号)

(国家計画委員会・国家經濟貿易委員会・對外貿易經濟合作部1995年6月28日公布。國務院1997年12月29日改正を承認、国家計画委員会・国家經濟貿易委員会・對外貿易經濟合作部1997年12月31日公布、1998年1月1日施行。國務院2002年3月4日改正を承認、国家發展計画委員会・国家經濟貿易委員会・對外貿易經濟合作部2002年3月11日公布、2002年4月1日施行。国家發展改革委員会・商務部2004年11月30日公布、2005年1月1日施行。国家發展改革委員会・商務部2007年10月31日公布、2007年12月1日施行。)

◆外商投資を奨励する産業の目録

一 農業、林業、牧畜業、漁業

1. 生産性が中低度の田畑の改良
2. 木本食用油の原料、調味料及び工業原料の栽培及び開発、生産
3. 野菜（食用キノコ、スイカ・メロンを含む）、ドライフルーツ・果物、茶葉の無公害栽培技術及び製品のシリーズ化開発、生産
4. 製糖原料、果樹、牧草等の農作物新技術の開発、生産
5. 花卉の生産及び苗圃基地の建設、運営
6. ゴム、サイザルアサ、コーヒーの栽培
7. 漢方薬材料の栽培、養殖（合弁、合作に限定）
8. 農作物のわらの肥料化及び総合利用、有機肥料資源の開発、生産
9. 造林（竹）及び優良品種の栽培、倍数体樹木新品種及び遺伝子組み換え樹木新品種の栽培
10. 水産物の稚魚及び種の繁殖育成（中国特有の貴重な優良品種を含まない）
11. 砂漠化及び土壌流失防止のための植林、草の植付等、生態環境保護プロジェクトの建設、運営
12. 水産物の養殖、深水域における生質による養殖、水産養殖工場、生態型海洋栽培・養殖

二 採掘業

1. 石炭層ガスの探査、開発及び鉱山ガスの利用（合弁、合作に限定）
2. 石油、天然ガスのリスク探査、開発（合弁、合作に限定）
3. 低浸透埋蔵天然ガス（田）の開発（合弁、合作に限定）
4. 原油採掘回収率の向上、及び新技術の開発と応用（合弁、合作に限定）
5. 物質探査、ボーリング、油井の探索、石油掘削記録、地下作業等、石油探査、開発の新技術の開発と応用（合作に限定）
6. オイル・シェール、オイル・サンド、重油、超重油等の特殊石油資源の探査、開発（合作に限定）
7. 鉄鉱石、マンガン鉱石の探査、採掘と選鉱
8. 鉱山選鉱くず利用率を高める新技術の開発と応用及び鉱山生態系回復技術の総合応用
9. 海底メタンハイドレートの探査、開発（合作に限定）

三 製造業

(一) 農業副産物食品加工業

1. 生物飼料、飼料用わら、水産飼料の開発、生産
2. 水産物の加工、貝類の浄化と加工、海藻の栄養機能食品の開発
3. 野菜、ドライフルーツ・果物、畜産製品の貯蔵及び加工

(二) 食品製造業

1. ベビーフード、高齢者用食品及び栄養機能食品の開発、生産
2. 森林自然食品の開発、生産及び加工
3. 天然食品添加物、食品添加物の生産（合弁、合作に限定）

(三) 飲料製造業

1. 果物・野菜飲料、プロテイン飲料、茶飲料、コーヒー飲料、ボタニカル飲料の開発、生産

(四) たばこ加工業

1. ジアセテート繊維及び繊維束の加工（合弁、合作に限定）
2. 製紙法タバコチップ生産（合弁、合作に限定）
3. フィルター加工生産（合弁、合作に限定）

(五) 紡績業

1. ハイテクを採用する産業用特殊紡績品の生産
2. 高級織物生地繊維の織染め及び後仕上げ加工
3. 生態、資源の総合利用と環境保護条件に合致する特殊な天然繊維（羊毛以外のその他動物の繊維、麻繊維、竹繊維、蚕糸、有色綿等を含む）製品の加工
4. コンピューター統合生産システムを採用する衣料生産
5. 高級絨毯、刺繍、ドロンワーク製品の生産

(六) 皮革、毛皮、羽毛（鳥獣の綿毛）及びその製品業

1. 皮革及び毛皮のクリーン技術による加工
2. 皮革の後仕上げ装飾の新技术による加工
3. 高級皮革（ソファー革、自動車座席用皮）の加工

(七) 木材加工及び木、竹、藤、シュロ、草製品業

1. 林業の三大残余物「二級材、端材、燃材」及び竹材の総合利用の新技术、新製品の開発と生産

(八) 製紙及び紙製品業

1. 林業・製紙業一体化に基づき建設された、生産ラインにつき年産30万トン以上の規模の化学パルプ及び生産ラインにつき年産10万トン以上の規模の化学機械パルプ並びに同時建設の高級紙及びボール紙の生産（合弁、合作に限定）

(九) 石油加工及びコークス製造業

1. ニードルコークス、コールタールの高度加工

(十) 化学原料及び化学製品製造業

1. 年産80万トン以上の規模のエチレン生産（中国側の相対的持分支配）
2. エチレン川下製品誘導体の加工製造及びエチレン副産物C4—C9製品（ブラジエン生成合成ゴムを除く）の総合利用
3. 年産20万トン以上のポリ塩化ビニール樹脂の生産（エチレン法）
4. ナトリウム法次亜塩素酸カルシウム、ポリ塩化ビニール及びシリコン精密加工製品の生産
5. ベンゼン、トルエン、キシレン、エタンジオール等の有機化学工業基本原料及びその誘導体の生産
6. 合成材料の配合原料：ビスフェノールAの生産、過酸化水素酸化プロピレン法によるエポキシプロパンの生産
7. 合成繊維原料：テレフタル酸、カプロラクタム、ナイロン66塩、スパンデックスの生産
8. 合成ゴム：溶液ブタジエンスチレンゴム（熱可塑性ブタジエンスチレンゴムを含まない）、ブチルゴム、イソアミルゴム、ポリウレタンゴム、アクリルゴム、クロロヒドリンゴム、エチレンプロピレンゴム、ブタジエンアクリロニトリルゴム、並びにフッ素ゴム、シリコンゴム等の特殊ゴムの生産
9. エンジニアリングプラスチック及びプラスチック合金：ポリプロピレンオキシド（PPO）、エンジニアリングプラスチックのナイロン11及びナイロン12、ポリイミド、ポリサルフォン、ポリアリレート（PAR）、液晶ポリマー等の製品の生産
10. ファインケミカル：触媒、補助剤、添加剤新製品、新技术、染（顔）料の商品化加工技術、エレクトロニクス・製紙用ハイテク化学品、食品添加物、飼料添加物、皮革化学品（N-Nジメチルホルムアミドを除く）、油田補助剤、界面活性剤、水処理剤、接着剤、無機繊維、無機ナノテクノロジー材料の生産、顔料コーティング処理精密加工
11. 低ラグ・高耐摩耗カーボンブラックの生産
12. 環境保護型印刷インク、環境保護型芳香族炭化水素油の生産
13. 天然香料、合成香料、単離香料の生産

14. 高性能塗料、水性自動車塗料及び附属の水性樹脂の生産
15. クロロフルオロカーボン代替物の生産
16. 有機フッ素系列の化学工業製品の生産（クロロフルオロカーボン又はハイドロクロロフルオロカーボン、テトラフルオロエチレンを除く）
17. リン化工、アルミニウム溶解中から回収するフッ素資源の生産
18. 大型石炭化学工業製品の生産（中国側の持分支配）
19. 林業化学製品の新技术、新製品の開発と生産
20. 苛性ソーダ用イオン膜の生産、無機分離膜、機能性隔膜の生産
21. 環境保護用無機、有機及び生体膜の開発と生産
22. 新型肥料の開発と生産：バイオ肥料、高濃度カリウム肥料、複合肥料、持続放出・放出制御肥料、複合型微生物接種剤、複合微生物肥料、わら及びゴミ腐敗剤、特殊機能微生物製剤
23. 高効率、安全な農薬の新品種及び新形状の高性能農薬の開発と生産
24. バイオ農薬及び生物学的駆除製品の開発と生産：微生物殺虫剤、微生物殺菌剤、農業用抗生物質、昆虫フェロモン、天敵昆虫、微生物除草剤
25. 排ガス、廃液、固形廃棄物の総合利用と処理、処置
26. 有機高分子材料の生産：シリコン変性船舶船殻塗料、飛行機外殻塗料、希土硫化セリウム赤色染料、リードフリー・パッケージ材料、カラープラズマディスプレイ専用シリーズフォトレジスト用サイズ剤、内径が小さく比表面積が大きいスーパーファインファイバー、高精度燃料フィルター、リチウムイオン電池隔膜、プラスチック加工用多機能複合補助剤、ジグリセリドのクエン酸エステル、フルジオキシニル、シアゾファミド。

(十一) 医薬品製造業

1. 新型化合物薬物又は活性成分薬物の生産（原料薬及び製薬）
2. アミノ酸類：セリン、トリプトファン、ヒスチジン、飼料用メサイオン等の生産
3. 新型抗がん剤、新型心臓・脳・血管薬物及び新型神経系統用薬物の生産
4. 新型、高性能、経済的な避妊薬、避妊器具の生産
5. バイオテクノロジー技術を採用する新型薬物の生産
6. 複素環フッ化物等のフッ素含有量の高い生理活性薬品及び中間体の生産
7. 遺伝子工学によるワクチンの生産（エイズワクチン、C型肝炎ワクチン、避妊ワクチン等）
8. 生物ワクチンの生産
9. BCG及び脊髄ポリオワクチンの生産
10. 海洋薬物の開発と生産
11. 薬品製剤：持続放出剤、放出制御剤、代謝拮抗剤、皮膚吸収等の新技术を導入した新剤型、新製品の生産
12. 新型薬用補助剤の開発、応用
13. 生物医学材料及び製品（人体の死体及びその標本、人体器官組織及びその標本の加工を除く）の生産
14. 動物用抗菌原料薬の生産（抗生物質、化学合成品類を含む）
15. 動物用抗菌薬、駆虫薬、殺虫薬、抗コクシジウム薬の新製品及び新型薬剤の開発と生産
16. 新型診断試剤の生産

(十二) 化学繊維製造業

1. 差別化化学繊維及びアラミド繊維、カーボン繊維、超高強度PE繊維、ポリフェニレンサルファイド（PPS）等のハイテク化学繊維の生産
2. 新溶剤法繊維素繊維等の環境保護型化学繊維の生産
3. 繊維及び非繊維用新型ポリエステル生産：ポリトリメチレンテレフタレート（PTT）、ポリエチレンナフタレート（PEN）、ポリブチレンテレフタレート（PBT）
4. 再生資源、バイオマスエンジニアリング技術により生産する新型繊維材料の生産：ポリ乳酸繊維（PLA）、バイオ法ポリオールPDO繊維等
5. ラインごとの生産能力が日産100トン以上のポリアミドの生産
6. ラジアルタイヤ用のアラミド繊維及びコードの生産

(十三) プラスチック製品製造業

1. 農業用フィルムの新技术及び新製品（光分解フィルム、多機能フィルム及び原料等）の開発と生産

2. 廃棄プラスチックの分解処理と再利用
3. プラスチックソフトケースの新技术、新製品（高分離、多機能フィルム及び原料）の開発と生産

(十四) 非金属鉱物製品業

1. 新型省エネルギー、環境保護建築材料の開発と生産：軽量高強度多機能隔壁材料、高級環境保護型裝飾改装材料、高品質防水シール材料、高効率保温用材料
2. 鋼鉄代替プラスチック、プラスチック製人工木材、省エネルギー高効率の化学建材品の生産
3. 年産1000万平方メートル以上の弾性、可塑性改質アスファルト防水ロール材、幅（2メートル以上）の高品質エチレンプロピレンゴム防水ロール材及び附属材料、耐久性ポリ塩化ビニールロール材、TPO防水ロール材の生産
4. 電磁波シールドガラス、マイクロエレクトロニクス用ガラス基板、透明赤外線無鉛ガラス、電子グレード大規模石英ガラス拡散管、第二世代・第三世代を超えたマイクロチャンネルプレート、光ファイバプレート・光ファイバー製転像器及びガラス光ファイバーの生産
5. 年産5万トン以上のグラスファイバー（タンクがま引き出し法生産ライン）及びガラス繊維強化プラスチック製品の生産
6. 連続グラスファイバーを原糸とするマット、グラスファイバー製表面用シート、マイクロエレクトロニクスガラス繊維クロス及び薄型シートの生産
7. バンドルファイバー及びレーザー医療光ファイバーの生産
8. 年産100万件以上の衛生磁器の生産
9. セラミック原料の標準化精製、セラミック用高級裝飾材料の生産
10. セメントがま、高級（電子）ガラス、セラミック、グラスファイバー、ポーラスカーボン煉瓦等のかまど用高級耐火材料の生産
11. 自動車触媒装置用セラミック担体、窒化アルミ（AlN）セラミック基板、多孔セラミックの生産
12. 無機非金属材料及び製品の生産：人工クリスタル、炭素/炭素複合材料、特殊陶器、特殊シール材料、高速オイルシール材料、特殊ゲル材料、特殊エマルジョン材料、水中音響ゴム製品、常温熱伝導係数0.025W/mK以下の断熱材等
13. 高技術複合材料の生産：連続繊維強化熱可塑性複合材料及び予浸材料、耐熱 $>300^{\circ}\text{C}$ 樹脂基副材料成型用の工程補助材料、樹脂基複合材料の高級体育用品、特殊性能ガラス鋼管（圧力 $>1.2\text{MPa}$ ）、特殊機能複合材料及び製品、水中及び潜水複合材料製品、医療用及びリハビリ用複合材料製品、炭素/炭素複合材料及びブレーキパッド、高性能陶器基複合材料及び製品、金属基複合材料及び製品、金属層状複合材料及び製品、圧力 $\geq 320\text{MPa}$ の超高压複合ゴム管、大型旅客機航空タイヤ
14. 精密高性能陶器及び機能陶器原料の生産：炭化ケイ素（SiC）微細粒子パウダー（純度 $>99\%$ 、平均粒子直径 $<1\mu\text{m}$ ）、窒化ケイ素（Si₃N₄）微細パウダー（純度 $>99\%$ 、平均粒子直径 $<1\mu\text{m}$ ）、高純度微細酸化アルミニウム微細パウダー（純度 $>99\%$ 、平均粒子直径 $<0.5\mu\text{m}$ ）、低温焼結酸化ジルコニウム（ZrO₂）パウダー（焼結温度 $<1350^{\circ}\text{C}$ ）、高純度酸化アルミニウム（AlN）パウダー（純度 $>99\%$ 、平均粒子直径 $<1\mu\text{m}$ ）、ルチル型TiO₂パウダー（純度 $>98.5\%$ ）、二酸化ケイ素（粒子直径 $<100\text{nm}$ ）、チタン酸バリウム（純度 $>99\%$ 、粒子直径 $<1\mu\text{m}$ ）
15. ダイヤ膜工具、厚さ0.3mm以下の超薄人工ダイヤモンドの生産
16. 非金属鉱物精密加工（微細粉砕、高純度、精製、変性）
17. 超高効率グラファイト電極の生産
18. パーライト雲母の生産（粒子直径3-150 μm ）
19. 多次元多方向の一体的編み上げニット及びニットのコピーの生産
20. 新型乾式セメントがまを利用した可燃工業廃棄物及び生活ごみの無害化処理

(十五) 非鉄金属の製錬及び圧延加工業

1. 直径200mm以上のケイ素単結晶及び研磨ディスク、多結晶シリコンの生産
2. ハイテク非鉄金属材料の生産：新型高性能水素吸蔵材料、リチウムイオン電池電極材料、化合物半導体材料（ガリウム砒素、リン化ガリウム、リン化インジウム、窒化ガリウム）、高温超伝導材料、記憶合金材料（チタンニッケル、銅基及び鉄基記憶合金材料）、超微細（ナノ）カーバイド及び超微細（ナノ）結晶硬質合金、超硬質複合材料、貴金属複合材料、放熱器用アルミ箔、中高圧陰極蓄電アルミ箔、特殊大型アルミ合金型材、アルミ合金精密型鑄造品、電気化鉄道架線、超薄銅帯、耐熱スリット銅合金材、高性能銅ニッケル、銅鉄合金帯、ベリリウム銅帯、針金、パイプ及び棒の加工材、耐高温抗消耗タングステン線、マグネシウム合金

鑄造品、無鉛溶接材料、マグネシウム合金及びその応用品、発泡アルミニウム、チタン合金帯材及びチタン溶接管、原子力級ジルコニウムスポンジ、タングステン及びモリブデン精密加工製品

(十六) 金属製品業

1. 自動車、オートバイ軽量化及び環境保護型新材料の製造（車体アルミ板、アルミマグネシウム合金材料、オートバーアルミ合金フレーム等）
2. 建築用金具、スチーム暖房器材及び金具の開発、生産
3. 各種食物油脂製品、果物・野菜、飲料、日用品等の内容物の包装に用いる金属包装製品（厚さ0.3mm以下）の製造と加工（製品の内外パッケージの印刷塗布加工を含む）

(十七) 汎用機械製造業

1. 高級数値制御工作機及び重要部品の製造：5軸連動数値制御工作機、数値制御座標ボーリング・フライス加工センター、数値制御座標研磨機、5軸連動数値制御システム及びサーボ装置、精密数値制御加工用の高速超硬度カッター
2. 1000トン以上の多段式延圧フォーマーの製造
3. 廃棄自動車の分解、スクラップ処理設備の製造
4. FTLフレキシブル生産ラインの製造
5. 垂直多関節工業ロボット、溶接ロボット及びその溶接装置設備の製造
6. 特殊加工機械の製造：レーザー切断及び半田付けユニット、レーザー精密加工設備、数値制御低速ワイヤカット放電加工機、サブミクロン微細粉碎機
7. 300トン以上の回転式、キャタピラ式クレーンの製造（合弁、合作に限定）
8. 圧力（35-42MPa）軸を通した高圧ピストンポンプ及びモーター、圧力（35-42MPa）低速ハイトルクモーターの設計と製造
9. 電気油圧比例・サーボ部品の製造
10. 圧力（21-31.5MPa）全体多方切換バルブ、効率0.35W以下のエア電磁バルブ、200Hz以上の高周波電気制御エアバルブの設計と製造
11. 静水圧駆動装置の設計と製造
12. 圧力10MPa以上の非接触ガスシール、圧力10MPa以上のドライガスシール（実験装置を含む）の開発と製造
13. 自動車用高分子材料（摩擦チップ、改造型フェノール樹脂製ピストン、非金属油圧マスター・サブシリンダー等）設備の開発と製造
14. 第3世代・4世代乗用車車輪用ハブベアリング（ベアリング内輪、外輪にフランジ及びセンサー付きの車輪用ハブベアリング機能部品）、高中級数値制御工作器及び加工センターベアリング（加工センターに3軸以上の連動機能があり、測位・繰返し精度が3-4 μ mであるもの）、高速線材、板材圧延機ベアリング（単独線材圧延機圧延速度120m/s以上、薄板圧延機加工板厚さ2mm以上のベアリングとワークローラーベアリング）、高速鉄道ベアリング（走行速度200km/hを超える）、振動地Z4以下の低騒音ベアリング（Z4、Z4P、V4、V4P騒音レベル）、各種ベアリングのP4、P2レベルのベアリング製造
15. 耐高温絶縁材料（絶縁等級がF、H級であるもの）及び絶縁成形品
16. 液圧エア駆動用ゴム・プラスチックシールの開発と製造
17. 12.9レベル以上の高強度固定用部品の製造
18. 自動車、オートバイ用鑄造、鍛造未加工品の製造
19. 工作機、自動車部品（五大組み立て部を除く）、工程機械の再製造

(十八) 専用設備製造業

1. 鉱山無軌道採掘、積載、運搬設備の製造：100トン以上の機械駆動鉱山用ダンプカー、移動式粉碎機、3000立方メートル/時以上の連続バケット掘削機、5立方メートル以上の鉱山用積載機、2000キロワット以上の電動牽引式採掘機設備等
2. 物質探査、油井探索設備の製造：MEME地震検波器、データ遠隔測定地震計、デジタル画像・数値制御油井探索システム、水平井・傾斜井・ボーリング装置及び器具、MWDリアルタイム掘削情報検知システム
3. 石油探査、ボーリング、集積運搬設備の製造：工作深度が500メートルを上回る浮遊式ボーリングシステム及び浮遊式生産システム、工作深度が600メートルを上回る海底石油採掘及び集積運搬設備、ウインチ効率が3000キロワットを上回り、上部駆動力が850キロワットを上回り、ボーリングポンプ効率が1800キロワットを上回る深海用石油ボーリング機、ボーリング深度9000メートル以上の陸地石油ボーリング機及び砂漠石油ボ

- ーリング機、1000万トン/年の製油装置用の80トン以上のピストン力を備えた往復圧縮機、数値制御石油探査油井探索器、石油ボーリングスラリー削孔設備
4. 直径6メートル以上のシールド掘進機システムインテグレーションの設計と製造、直径5メートル以上のトンネルボーリングマシン (TBM) システムインテグレーションの設計と製造、口径1メートル以上かつ深度30メートル以上の大口径回転掘削ボーリング機の製造、直径1.2メートル以上の削進機の設計と製造、回転力200トン以上の大型非開削地下パイプ敷設工法プラントの製造、地下連続壁施工ボーリング機の製造、自動垂直ボーリングシステムの製造
 5. 100トン以上の大型鋼管つり上げ機、320馬力以上の大型溝掘機の設計と製造
 6. 接地圧力0.03MPa以下、効率220馬力以上のキャタピラブルドーザー、520馬力以上の大型ブルドーザーの設計と製造
 7. 100立方メートル/時以上の規格の浚渫機、1000トン以上の浚渫船の浚渫装置の設計と製造
 8. 防波堤用コンクリート浸透防止壁施工装備の設計と製造
 9. 水底土石方施工機械の製造：水深9メートル以下のブルドーザー、積載機、掘削機等
 10. 道路橋梁のメンテナンス、自動検査設備の製造
 11. 道路トンネル運営監視、通風、防災及び救助システム設備の製造
 12. 鉄道大型施工、大型道路補修機械及び運営安全設備の設計と製造
 13. (コールドロール) アスファルトルーフィング設備、亜鉛メッキ鋼板等の金属屋根の生産設備の製造
 14. 環境保護・省エネルギー型のポリウレタンの現場吹きつけ防水保温システム設備、ポリウレタン密封剤調合技術と設備、変性シリコン密封剤調合技術と生産設備の製造
 15. 薄板連続鋳造機、高精度帯材圧延機 (厚み精度10マイクロン) の設計と製造
 16. 直接還元鉄及び溶解還元鉄設備の製造
 17. 50トン以上の高効率の直流アーク炉の製造
 18. カラーコーティング、メッキ板材設備の製造
 19. 多元素、微粒子、選別困難な金属鉱物の選鉱装置の製造
 20. 80万トン/年以上のエチレンプラントにおける重要設備の製造：熱分解ガス、エチレン・プロピレン遠心圧縮機、年間処理能力10万トン以上の混合造粒機、直径800ミリメートル以上の遠心分離機、動作温度250℃以上、動作圧力15Mpa以上の高温高圧耐腐食ポンプ及びバルブ、-55℃以下の低温及び超低温ポンプ等 (合弁、合作に限定)
 21. 大型石炭化学工業プラントの製造 (合弁、合作に限定)
 22. 金属製品の金型 (銅、アルミニウム、チタン、ジルコニウムの管、棒、型材押し出し金型等) の設計、製造、修理
 23. 自動車車体外側パネルプレス金型の設計と製造、自動車及びオートバイのジグ、検査器具の設計と製造
 24. 精度0.02ミリメートルを上回る (0.02ミリメートル含む) 精密プレス金型、精度0.05ミリメートルを上回る (0.05ミリメートル含む) 精密キャビティ金型、金型統一規格品の設計と製造
 25. 非金属製品金型の設計と製造
 26. 6万瓶/時以上のビール瓶詰設備、5万瓶/時以上の中温飲料及び高温飲料の瓶詰設備、3.6万瓶/時以上の無菌瓶詰設備の製造
 27. アミノ酸、酵素、食品添加剤等の生産技術及び主要設備の製造
 28. 毎時10トン以上の飼料加工プラント及び主要部品の生産
 29. うねが0.75ミリメートル以下の軽量ダンボール紙及び紙箱設備の製造
 30. 印刷速度が二つ折り判で毎時16000枚 (720×1020ミリメートル) を上回る二つ折り判用枚葉紙多色平版印刷機、印刷速度が二つ折り判で毎時13000枚 (720×1020ミリメートル) の二つ折り判用両面印刷多色平版印刷機、印刷速度が二つ折り判で毎時13000枚 (1000×1400ミリメートル) の全判用枚葉紙多色平版印刷機の製造
 31. 印刷速度が二つ折り判で毎時75000枚 (787×880ミリメートル) を上回るシングル幅の単軸ロール紙平版印刷機、印刷速度が二つ折り判で毎時170000枚 (787×880ミリメートル) を上回るダブル幅の単軸ロール紙平版印刷機、印刷速度が二つ折り判で毎時50000枚 (787×880ミリメートル) を上回る商業用ロール紙平版印刷機の製造
 32. 速度が毎分300メートル以上、幅1000ミリメートル以上の多色フレキソ印刷機の製造
 33. コンピューターインク調整、インクリモートコントロール、インク速度追跡、印刷品質自動検査及び追跡システム及びシャフトレス駆動技術、速度が毎時75000枚の高速自動接紙機、給紙機及び自動リモートコントロール調整可能な高速折り機、自動重ね刷りシステム、冷却装置、シリコン追加システム、偏向調節装置等

の製造

34. 板ガラス高度加工技術及び設備の製造
35. 技術レベルの高い工業用特殊ミシンの製造
36. 新型製紙機械（パルプを含む）等のプラントの製造
37. 皮革仕上げ装飾新技術設備の製造
38. 農産物の加工及び貯蔵の新設備の開発と製造：穀物、搾油原料、野菜、乾燥果物、肉食品、水産品等の製品の加工貯蔵、鮮度維持、等級分け、包装、乾燥等の新設備、農産品品質検査機器設備、農産品品質無損傷検査機器設備、レオメーター、ファリノグラフ、超微細粉碎設備、高効率脱水設備、5効能以上の高効果の果汁濃縮設備、粉末食品材料殺菌設備、固体と半固体の食品の無菌包装設備、無菌包装用包装材料、乳製品生産用直接投入式発酵剤、円盤式遠心分離機
39. 農業機械の製造：農業施設設備（温室自動灌漑設備、栄養液自動配置と施肥設備、高効率の野菜育苗設備、土壌養分分析機器）、付帯エンジン効率120キロワット以上のブルドーザー及び附属農具、低油消耗・低騒音・低排出のディーゼル機、大型ブルドーザーに取り付ける残余霧粒回収装置付霧吹き機、高性能田植え機、綿摘み機及び綿摘み台、各種走行距離対応の自走式とうもろこしコンバイン（液圧駆動又は機械駆動）
40. 林業機具新技術設備の製造
41. 農作物の茎の肥料化及び総合利用設備の製造、もみ殻の総合利用設備の製造
42. 農業廃棄物の総合利用及び大規模畜産養殖廃棄物の総合利用設備の製造
43. 肥料節約、薬物（農薬）節約、節水型の農業技術設備の製造
44. 動力井戸の洗浄設備及び洗浄薬品生産設備の製造
45. 電子内視鏡の製造
46. 眼底撮影機の製造
47. 医療用映像設備（ハイフィールド超伝導磁気共鳴MRI、CT、X線コンピューター断層、B波等）の重要部分の製造
48. 医療用超音波変換機（3D）の製造
49. 硼素中性子捕捉治療設備の製造
50. X線立体指向放射治療システムの製造
51. 血液透析機、血液ろ過機の製造
52. 全自動酵素免疫測定システム（サンプル追加、酵素による標識化、プレート洗浄、培養、データ後処理等の一部の機能を含む）設備の製造
53. 医薬製品の品質管理の新技術、新設備の製造
54. 漢方薬の有効成分の分析の新技術、抽出の新技術、新設備の開発と製造
55. 新型薬品包装材料、容器及び先進的な製薬設備の製造
56. 新型紡績機械、重要部品及び紡績検査、実験機器の開発と製造
57. 人工毛皮コンピュータジャカード機の製造
58. 太陽エネルギー電池生産専用設備の製造
59. 汚染予防改善設備の開発と製造
60. 都市ゴミ処理設備及び農村有機ゴミの総合利用設備の製造
61. 不用・中古プラスチック、電器、ゴム、電池の回収処理再生利用設備の製造
62. 水生生態系の環境保護技術及び設備の製造
63. 日産10万立方メートル以上の海水淡水化及び循環冷却技術及びプラントの開発と製造
64. 特殊気象観測及び分析設備の製造
65. 地震観測所、観測所ネットワーク及び流動地震観測技術システムの開発と機器設備の製造
66. 3ドラム以上のラジアルタイヤ成形機の製造
67. 回転抵抗試験機、タイヤ騒音試験室の製造
68. 熱供給メーター、温度調整装置の新技術設備の製造
69. 水素エネルギー調整・保存設備と検査システムの製造
70. 新型の重油・残油気化霧化ノズル、蒸気漏洩率0.5%以下の高効率蒸気流水バルブ、1000℃以上の高温セラミック熱交換器の製造
71. 不用・中古タイヤの総合利用装置の製造

(十九) 交通輸送設備製造業

1. 自動車の車両全体の製造（外資比率は50%を超えないこと）及び自動車研究開発機構の建設

2. 自動車のエンジンの製造、エンジン再生製造及びエンジン研究開発機構の建設：出力50キロワット以上のガソリンエンジン、出力40キロワット以上の排気量3リットル以下のディーゼルエンジン、出力30キロワット以上の排気量3リットル以下のディーゼルエンジン、燃料電池と混合燃料等の新エネルギーエンジンの製造
3. 自動車主要部品の製造及び主要技術の研究開発：ディスクブレーキアセンブリ、車軸アセンブリ、オートマチックギアボックス、ディーゼルエンジン燃料ポンプ、スーパーチャージャー、ビスカスカップリング（四輪駆動用）、油圧タペット、電子計器ユニット、車用クランクシャフト及びコネクティングロッド（8リットル以上のディーゼルエンジン）、アンチロック・ブレーキシステム（ABS、ECU、バルブ本体、センサー）、エレクトロニクススタビリティプログラム（EPS）、電気回路制動システム（BBW）、電子制御制動力配分装置（EBD）、牽引力コントロールシステム、自動車エアバック用気体発生器、ディーゼル電子噴射システム、燃料コモンレール噴射技術（最大噴射圧力>1600パスカル）、可変ジオメタリ・ターボチャージャー（VGT）、可変ノズル付タービン（VNT）、中国IV段階汚染物質排出基準を満たすエンジン排出制御装置、双方向型トルク配分システム（ITM）及び結合器アセンブリ、ステア・パイ・ワイヤシステム、ディーゼルパティキュレートフィルター、インテリジェント・エアシリンダ、自動車用特殊ゴム部品
4. 自動車電子装置の製造と研究開発：エンジン及びシャーン電子制御システム及び主要部品、車載電子技術（自動車情報システム及びナビゲーションシステム）、自動車電子バスネットワーク技術（合弁に限定）、電子制御システムのインプット（センサー及びサンプリングシステム）アウトプット（アクチュエーター）部品、電気式パワーステアリング電子制御器（合弁に限定）、埋込式電子集積システム（合弁、合作に限定）、電気制御式エアスプリング、電子制御式サスペンションシステム、電子バルブシステム装置、電子スロットル、動力電池（ニッケル及びリチウムイオン）及び制御システム（合弁に限定）、一体化電機及び制御システム（合弁に限定）、ハブユニット、多機能制御器（合弁に限定）、燃料電池スタック及びその部品、車用水素タンクシステム、自動車、オートバイ型試験及びメンテナンス用検査システム
5. オートバイ主要部品の製造：オートバイ電気制御燃料噴射技術（合弁、合作に限定）、中国オートバイⅢ段階汚染物質排出基準を満たすエンジン排出制御装置
6. 軌道交通運輸設備（合弁、合作に限定）：高速鉄道、鉄道旅客運輸専用路線、都市間鉄道、幹線鉄道及び都市軌道交通運輸設備の車輛全体及び主要部品（牽引伝導システム、制御システム、制動システム）の研究開発、設計と製造。高速鉄道、鉄道旅客運輸専用路線、都市間鉄道及び都市軌道交通旅客サービス施設及び設備の研究開発、設計と製造、情報化構築における関連情報システムの設計と研究開発。高速鉄道、鉄道旅客運輸専用路線、都市間鉄道のレール及び橋梁設備の研究開発、設計と製造、軌道交通運輸通信信号システムの研究開発、設計と製造、電化された鉄道の設備及び器材の製造、鉄道騒音及び振動の制御技術と研究開発、鉄道客車汚染物質排出設備の製造、鉄道輸送安全モニター設備の製造
7. 民間用飛行機の設計、製造と補修：幹線、支線の飛行機（中国側の持分支配）、汎用飛行機（合弁、合作に限定）
8. 民間用飛行機の部品の製造と補修
9. 民間用ヘリコプターの設計と製造：3トン級以上（中国側の持分支配）、3トン級以下（合弁、合作に限定）
10. 民間用ヘリコプター部品の製造
11. 水陸両用飛行艇の製造（中国側の持分支配）
12. 無人機、軽航空機の設計と製造（中国側の持分支配）
13. 航空エンジン及び部品、航空補助動力システムの設計、製造と補修（合弁、合作に限定）
14. 民間用航空機搭載設備の設計と製造（合弁、合作に限定）
15. 民間用キャリア・ロケットの設計と製造（中国側の持分支配）
16. 航空地上設備の製造：民間用空港施設、民間用空港運営保障設備、飛行試験地上設備、模擬飛行と訓練設備、航空テストと計量設備、航空地上試験設備、飛行機搭載設備の総合検査設備、航空製造専用設備、航空材料試作専用設備、民間用航空機地上受信及び応用設備、キャリア・ロケット地上テスト設備、キャリア・ロケット力学及び環境実験設備
17. 宇宙飛行機光学技術電子製品、宇宙飛行機温度制御製品、衛星関連製品検査設備、宇宙船構造と内部構造製品の製造
18. 軽量型ガスタービンの製造
19. ハイテック船舶及び海洋工事装備の設計（合弁、合作に限定）
20. 船舶（船舶ブロックを含む）及び海洋工事装備の修理、設計と製造（中国側の持分支配）
21. 船舶用低速、中速、高速ディーゼルエンジンの設計（合弁、合作に限定）
22. 船舶用ディーゼルエンジン部品の設計と製造（合弁、合作に限定）
23. 船舶用低速、中速ディーゼルエンジン及びクランクシャフトの設計と製造（中国側の持分支配）

24. 船舶船室機械、甲板機械の設計と製造（中国側の相対的持分支配）
25. 船舶通信ナビゲーション設備の設計と製造：船舶通信システム設備、船舶電子ナビゲーション設備、船舶用レーダー、ジャイロパイロット、船舶内部の公共放送システム等
26. 遠洋漁業用漁船、遊覧船の設計と製造（合弁、合作に限定）

(二十) 電機機械及び器材製造業

1. 60万キロワット超臨界、100万キロワット超超臨界火力発電所用の重要設備の製造（合弁、合作に限定）：ボイラー給水ポンプ、水循環ポンプ、工作温度400℃以上、工作压力20MPa以上の主蒸気回路高温高压バルブ
2. 100万キロワット級の原子力発電所用の重要設備の製造（合弁、合作に限定）：核Ⅰ級、核Ⅱ級のポンプ及びバルブ
3. 火力発電所の脱硫、脱硝、布製集塵機技術及び設備の製造
4. 原子力発電、火力発電設備の密封材の設計、製造
5. 原子力発電設備用大型金型の製造
6. 送電・変電設備（合弁、合作に限定）：アモルファス合金変圧器、500キロボルト以上の高压電気用大型パイプ、高压スイッチ用操作構造及び自主型全体弧コンタクタ、直流送電用乾式電気抵抗器、6インチ直流変流バルブ用高効率水晶バルブパイプの設計と製造、EUのRoHS指令に合致する電気コンタクタ材料及びPb、CBを含まない溶接材料の製造
7. 新エネルギー発電プラント又は主要設備の製造（合弁、合作に限定）：太陽光発電、地熱発電、潮流発電、波浪発電、廃棄物発電、メタンガス発電、1.5メガワット以上の風力発電設備
8. スターリング発電ユニットの製造
9. 直線及び平面モータ及びその駆動システムの開発と製造
10. 太陽エネルギーエアコン、暖房システム、太陽エネルギー乾燥装置の製造
11. バイオマス乾燥熱分解システム、バイオマス気化装置の製造
12. 交流周波数変換調圧牽引装置の製造
13. インテリジェントモールド遮断機（電圧380V、電流1000A）、大型プロジェクト用インテリジェント棚式又は引出式断路器、バス式インテリジェント電気制御配電プラント装置の製造

(二十一) 通信設備、コンピュータ及びその他電子設備製造業

1. デジタル撮影録画機、デジタル音声再生設備及びデジタル映画館制作、編集、放映設備の製造
2. TFT-LCD、PDP、OLED、FED（含SED等）フラットディスプレイ、ディスプレイ材料の製造
3. 大画面カラープロジェクション・ディスプレイ用光学エンジン、光源、プロジェクションスクリーン、高精度プロジェクションチューブ及びマイクロプロジェクション設備モジュール等の主要部品の製造
4. デジタルオーディオ、ビデオ・コーダー・デコーダー設備、デジタルテレビ・ラジオスタジオ設備、デジタル有線テレビシステム設備、デジタルオーディオラジオ送信設備、デジタルテレビ上下変換器、デジタルテレビ地上放送単一周波数ネットワーク（SFN）設備、衛星デジタルテレビアップリンク局設備、衛星公共受信テレビ（SMATV）フロントエンド設備の製造
5. 600万画素以上の高性能デジタル一眼レフカメラの製造
6. 集積回路の設計、幅0.18ミクロン以下の大規模デジタル集積回路の製造、0.8ミクロン以下のアナログ、デジタル集積回路の製造及びBGA、PGA、CSP、MCM等の先進パッケージとテスト
7. 大型・中型コンピュータ、百万億回高性能コンピューター、携帯式マイクロコンピューター、毎秒一万回以上の高級サーバー、大型アナログエミュレーションシステム、大型工業制御機及び制御器の製造
8. コンピュータデジタル信号処理システム及び集積回路基板の製造
9. 図形映像識別・処理システムの製造
10. 大容量光ディスクドライブ、磁気ディスクドライブ及びその部品の開発と製造
11. 高速、容量100TB以上のメモリスステム及びスマートメディア設備の製造
12. 大画面（幅900mm以上）高解像度カラープリンター設備、精度2400dpi以上の高解像度カラープリントヘッド、大画面（幅900mm以上）高明瞭度カラープリンター設備の製造
13. コンピュータ支援設計（三次元CAD）、支援テスト（CAT）、支援製造（CAM）、支援エンジニアリング（CAE）システム及びその他コンピュータ応用システムの製造
14. ソフトウェア製品の開発、生産
15. 電子専用材料の開発と製造（光ファイバー用プリフォームの開発と製造を除く）
16. 電子専用設備、計器、工具、金型の製造

17. 新型電子部品の製造：チップエレメント、センサー及び検出器、周波数制御及び選別エレメント、混合集積回路、電力電子部品、光電子部品、新型機電エレメント、高密度インタコネクティブボード基板、多層フレキシブル基板、リジッドフレキシブル印刷回路基板及びパッケージ基板
18. 高技術エコバッテリー製造：動力ニッケル水素電池、ニッケル亜鉛電池、銀亜鉛電池、リチウムイオン電池、高容量メンテナンスフリーのシール形鉛酸電池、太陽エネルギー電池、燃料電池、円柱型亜鉛空気電池等のハイテク環境保護型電池の生産
19. 発光効率50lm/W以上の高輝度発光ダイオード、発光効率50lm/W以上の発光ダイオードエピタキシャル基板（ブルーレイ）、発光効率50lm/W以上かつ効率200mW以上の白色発光ダイオードの製造
20. RFIDチップの開発と製造
21. 高密度デジタル光ディスクプレイヤー用主要部品の開発と生産
22. 読取専用ディスクの複製及び書込可能ディスクの生産
23. 民間用衛星の設計と製造（中国側の持分支配）
24. 民間用衛星ペイロードの製造（中国側の持分支配）
25. 民間用衛星部品の製造
26. 衛星通信システム設備の製造
27. 衛星ナビゲーション測位受信設備及び主要部品の製造
28. 光通信測量計、速度10Gb/s以上の光受信器の製造
29. 超ブロードバンドネット（UWB）通信設備の製造
30. 無線局エリアネット（広域ネット）設備の製造
31. 光交差接続設備（OXC）、自動光交換ネットワーク設備（ASON）、40G/sSDH以上の光ファイバー通信伝送設備、光ファイバー波長多重伝送装置（CWDM）設備の製造
32. 非同期転送モード（ATM）及びIPデジタル通信システムの製造
33. 第三代以降の移動体通信システムの携帯電話、ベースステーション、基幹回線設備及びネットワーク検査設備の開発と製造
34. ハイエンドルーター、千メガビット以上のネット交換機の開発、製造
35. 航空交通管制システム設備の製造（合弁、合作に限定）

(二十二) 計器及び文化、事務用機械製造業

1. フィールドバス・コントロールシステム及び主要部品の製造
2. 大型精密計器の開発と製造：電子顕微鏡、レーザー स्क্যান顕微鏡、スキヤントネル顕微鏡、パワー2kw以上のレーザー器、電子プローブ、光電子直読式分光計、ラマンスペクトル、質量分析器、液体クロマトグラフ、工業用クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析計、核磁気共鳴分析装置、エネルギー分光計、蛍光X線分光計、X線回折計、工業CT、大型動釣り合い試験機、オンライン機械量自動検査測定システム、回転速度100000r/min以上の超高速遠心分離機、大型金属顕微鏡、三座標測量器、レーザーコンパレータ、電気的探査装置、500m以上の航空電気及びガンマ線スペクトロメトリー、坑内重力及び三成分磁力計、高精度マイクロGAL重力及び空中重力傾斜測量計器、地球科学元素野外現場高速分析器、携帯式地質レーダー
3. 高精度デジタル電圧計、電流計の製造（表示計量7桁半以上）
4. 無効電力自動補償装置の製造
5. 二相流量計、固体流量計の製造
6. 電子銃自動蒸着装置の製造
7. パイプ電圧800キロボルト以上の工業X線欠陥検出器の製造
8. 安全生産及び環境保護検査測定機器の新技術設備の製造
9. VXIバス式自動テストシステム（IEEE1155国際規範に適合）の製造
10. 炭鉱地下監視測定及び災害予報システム、石炭安全検査総合管理システムの開発と製造
11. 工事測量及び地球物理観測設備の製造：デジタル三角測量システム、3D地形モデルデジタル制御成型システム（面積>1000×1000mm、水平誤差<1mm、高度誤差<0.5mm）、超広範囲周波数帯地震計（φ<5cm、周波数帯0.01-50Hz、等量地動速度ノイズ<10-9m/s）、地震データ集合処理システム、総合地下地震及び前兆観測システム、精密制御震源システム、工程加速度測量システム、高精度GPS受信機（精度1mm+1ppm）、INSAR画像受信及び処理システム、INSAR画像受信及び処理システム、精度<1マイクロGALの絶対重力計、衛星重力計、コヒーレンス又は二重偏波技術を採用したドップラー天気レーダー、視界度測量計、気象センサー（温度、気圧、湿度、風、降水、雲、視界度、輻射、凍土、積雪量）、避雷システム、各レベル浮遊粉塵サンプリング計、3-D超音波風速計、高精度インテリジェントトータルステーション、3Dレーザーस्कヤン計、ドリル用

- 高性能ダイヤモンドビット、無強調対象のレーザー距離計、風観測記録装置 (RASSを付帯)、GPS電子探知モニターシステム、CO₂/H₂O流量観測システム、境界層ドップラーレーザーレーダー、顆粒物顆粒直径測定分光計 (3nm-20 μ m)、高性能データ採取器、水中グライダー
12. 環境保護検査測定機器の新技術設備の製造：空気品質検査測定、水質検査測定、煙オンライン検査測定機器の新技術設備、応急処理に必要な計器及びセットシステム発展新型マイクロ分光学マルチ分析システム、自動修正、組み合わせ式、低ドリフト、ネットワーク遠隔測定、遠隔制御機器及びシステム等
 13. 大気汚染防止設備の製造：耐高温及び耐腐食濾過材料、石炭発電湿式脱硫プラント設備、低NO_x燃焼装置、排煙脱窒素触媒及び脱窒素プラント装置、工業有機排気浄化設備、ディーゼル車排気浄化装置
 14. 水汚染防止設備の製造：横型螺旋遠心脱水機、膜及び膜材料、10kg/h以上のオゾン発生器、10kg/h以上の二酸化塩素発生器、紫外線消毒装置、農村小型生活污水处理設備
 15. 固体廃棄物処理処置設備の製造：ごみ埋め立て工場浸出防止土木作業フィルム、危険廃棄物処理装置、ごみ埋め立て場メタンガス発電装置、大規模畜産養殖廃棄物の総合利用設備
 16. 環境監査測定機器の製造：SO₂自動サンプリング器及び測定計、NO_x及びNO₂自動サンプリング器及び測定計、O₃自動監視測定計、CO自動監視測定計、煙及び粉塵自動サンプリング器及び測定計、煙自動サンプリング器及び測定計、携帯式有毒有害ガス測定計、空気中有機汚染物質自動分析器、COD自動オンライン監視測定計、BOD自動オンライン監視測定計、濁度オンライン監視測定計、DOオンライン監視測定計、TOCオンライン監視測定計、アンモニア窒素オンライン監視測定計、放射線薬品分量検査測定計、放射線分析テスト計
 17. 水文データ採集、処理及び伝送と洪水防止警報計器及び設備の製造
 18. 海洋探査監視測定計器及び設備の製造：中深海中ビデオカメラ及び水中カメラ、多光束探測計、中浅地層断面探測器、海底CTD、磁束コンパス、液圧ウインチ、水底密封電子結合器、効率>90%の反浸透海水脱塩用エネルギー回収装置、効率>85%の反浸透海水脱塩用高圧ポンプ、反浸透海水脱塩膜 (脱塩率>99.7%)、日産2万トン以上の低温多効果の蒸留海水脱塩装置、海洋生態系観測浮標、断面探測浮標、使い捨ての伝導率温度・深度測量計器 (XCTD)、現場水質測量計器、智能型海洋水質観測用化学センサー (連続作業3か月から6か月)、電磁海流計、音波ドップラー海流プロファイラ (内蔵式、直読式及び船用式)、電気伝導率温度深度プロファイラ、音波応答放出器、遠洋深海潮汐測量システム (海底に設置)

(二十三) その他の製造業

1. クリーンコール技術製品の開発、利用及び設備の製造 (石炭のガス化、液化、ウォーターコールスラリー、工業成型炭)
2. 石炭の洗浄・選別及び粉炭 (脱硫石膏を含む)、ばた等の综合利用
3. 微生物分解材料の生産

四 電力、ガス及び水の生産及び供給業

1. 石炭ガス化複合発電 (IGCC)、30万キロワット以上の循環流動床、10万キロワット以上の加圧流動床複合発電 (PFBC) 石炭クリーン燃焼技術発電所の建設、運営
2. 背圧型コージェネレーション発電所の建設、運営
3. 発電を主とする水力発電所の建設、運営
4. 原子力発電所の建設、運営 (中国側の持分支配)
5. 新エネルギー発電所 (太陽エネルギー、風力エネルギー、磁力エネルギー、地熱エネルギー、潮汐エネルギー、波浪エネルギー、バイオマスエネルギー等を含む) の建設、運営
6. 海水利用 (海水直接利用、海水脱塩)、工業排水処理の回收利用産業化
7. 都市給水場の建設、運営

五 交通輸送、貯蔵及び郵便電信通信業

1. 幹線鉄道網の建設、運営 (中国側の持分支配)
2. 支線鉄道、地方鉄道及びその橋梁、トンネル、連絡船及びステーション施設の建設、運営 (合弁、合作に限定)
3. 高速鉄道、鉄道旅客運輸専用路線、都市間鉄道インフラ総合メンテナンス (中国側の持分支配)
4. 道路、独立した橋梁及びトンネルの建設、運営
5. 道路貨物輸送会社
6. 港湾の公用埠頭施設の建設、運営
7. 民間用飛行場の建設、運営 (中国側の相対的持分支配)

8. 航空輸送会社（中国側の持分支配）
9. 農業、林業、漁業汎用航空会社（合弁、合作に限定）
10. 定期、不定期国際海上輸送業務（中国側の持分支配）
11. 国際コンテナ連絡輸送業務
12. 石油（ガス）輸送パイプライン、石油（ガス）タンクの建設、運営
13. 石炭パイプライン輸送設備の建設、運営
14. 輸送業務に係る貯蔵設備の建設、運営

六 卸売及び小売貿易業

1. 一般商品の配送
2. 現代物流

七 リース及びビジネスサービス業

1. 会計、監査（合作、パートナーに限定）
2. 国際経済、科学技術、環境保護情報コンサルティングサービス
3. サービスアウトソーシング方式にて取扱うシステム応用管理とメンテナンス、情報技術サポート管理、銀行バックグラウンドサービス、財務決算、人材資源サービス、ソフトウェア開発、コールセンター、データ処理等の情報技術及び業務フローのアウトソーシングサービス

八 科学研究、技術サービス及び地質実地調査業

1. バイオテクノロジーとバイオ医学テクノロジー、バイオマスエネルギー開発技術
2. アイソトープ、放射及びレーザー技術
3. 海洋開発及び海洋エネルギー開発技術、海洋化学資源総合利用技術、関連製品の開発及び高付加価値加工技術、海洋医薬と生物化学製品開発技術
4. 海洋監視測定技術（海洋波、気象、環境観測）、海底探測と大洋資源実地調査評価技術
5. 海水脱塩後の濃縮海水を総合利用した塩精製、カリウム、臭素、マグネシウム、リチウム及びその精密加工等海水化学資源高付加価値利用技術
6. 省エネルギー開発技術
7. 資源再生及び総合利用技術、企業生産排出物再利用技術の開発と応用
8. 環境汚染処理及び監視測定技術
9. 化学繊維生産の省エネルギー、廃液・廃水・排ガス処理新技術
10. 砂漠化防止及び砂漠整備技術
11. 草家畜バランス総合管理技術
12. 民間用衛星応用技術
13. 研究開発センター
14. ハイテクノロジー、新製品開発及び企業インキュベーションセンター

九 水利、環境及び公共施設管理業

1. 総合水利拠点の建設、経営（中国側の持分支配）
2. 都市高速道路の建設、運営
3. 都市地下鉄、電車等の軌道交通の建設、経営（中国側の持分支配）
4. 汚水、ゴミ処理工場、危険廃棄物処理の処分工場（焼却場、埋立地）及び環境汚染処理施設の建設、経営

十 教育

1. 高等教育機関（合弁、合作に限定）

十一、衛生、社会保障及び社会福祉業

1. 老人、障害者及び児童サービス機構

十二、文化、体育及び娯楽業

1. 上演場所の運営（中国側の持分支配）
2. 体育施設の運営、フィットネス、競技パフォーマンス及び体育研修及び仲介サービス

◆外商投資を制限する産業の目録

一 農業、林業、牧畜業、漁業

1. 農作物新品種の選択育成及び種子の開発と生産（中国側の持分支配）
2. 稀少樹種原木の加工（合弁、合作に限定）
3. 綿花（種綿）の加工

二 採鉱業

1. 特殊、稀少な炭類の探査、開発（中国側の持分支配）
2. 重晶石の探査、開発（合弁、合作に限定）
3. 貴金属（金、銀、プラチナ族）の探査、採掘
4. ダイヤモンド等の貴重な非金属鉱物の探査、採掘
5. 燐鉱石の開発、選鉱
6. カムセル石及びカムセル鉄鉱石の採掘
7. セレスタイトの採掘
8. 海洋マンガング塊、海砂の採掘（中国側の持分支配）

三 製造業

（一）農副産物加工業

1. 大豆、菜種食用油脂加工（中国側の持分支配）、とうもろこしの付加価値加工
2. バイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼル）の生産（中国側の持分支配）

（二）飲料製造業

1. 醸造酒、有名で良質の蒸留酒の生産（中国側の持分支配）
2. 炭酸飲料の生産

（三）たばこ製品業

1. たばこの葉の加工生産

（四）印刷及び記録メディアの複製

1. 出版物の印刷（中国側の持分支配、包装装飾印刷を除く）

（五）石油加工及びコークス製造業

1. 年産800万トン以下の製油工場の建設、運営

（六）化学原料及び化学製品製造業

1. カセイソーダ（水酸化ナトリウム）、炭酸カリウム（水酸化カリウム）の生産
2. 感光材料の生産
3. ベンジジンの生産
4. 毒性を生じ易い化学品の生産（エフェドリン、3,4-亜基二酸化フェニル-2-アセトン、フェニル酢酸、1-フェニル-2-アセトン、ピペロナル、サフロール、イソサフロール、無水酢酸）
5. HCFCs又はHFCs、TFE、フッ化アルミニウム、フッ化水素酸の生産
6. Cis1,4-ポリブタジエンゴム、エマルジョンポリマー・スチレンブタジエンゴム、SBSゴムの生産
7. メタン塩化物（塩化メタンを除く）、カーバイド法ポリ塩化ビニールの生産
8. 硫酸法チタンホワイト、平炉法過マンガン酸カリウムの生産
9. カムセル鉄鉱石の加工
10. バリウム塩、の生産

（七）医薬品製造業

1. クロロマイセチン、ペニシリンG、リンコマイシン、ゲンタマイシン、ジヒドロストレプトマイシン、アミカシン、塩酸テトラサイクリン、オキシテトラサイクリン、メデマイシン、ロイコマイシン、シプロフロキサシン、ノルフロキサシン、ロメフロキサシンの生産
2. アナルギン、アセトアミノフェン、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC、ビタミンE、多種ビタミン製剤及び内服カルシウム剤の生産
3. 国の計画する予防接種のワクチン（BCG及びポリオワクチンを除く）、ワクチン類及びアンチトキシン、トキシソイド類（はしか、B型日本脳炎、流行性脳膜炎ワクチンなど）の生産
4. 麻酔薬品及び一類規制精神薬品原料薬の生産（中国側の持分支配）
5. 血液製剤の生産
6. 非自壊式使い捨て注射器、輸液器具、輸血機械及び血液用バッグの生産

(八) 化学繊維製造業

1. 通常のチップを使った化繊紡糸生産
2. レーヨンスターブルの生産

(九) ゴム製品業

1. 中古タイヤの再生（ラジアルタイヤを除く）及び低性能の工業用ゴム部品の生産

(十) 非鉄金属の製錬及び圧延加工業

1. タングステン、モリブデン、錫（錫化合物を除く）、アンチモン（酸化アンチモン及び硫化アンチモンを含む）等の希少金属の製錬
2. 電解アルミ、銅、鉛、亜鉛等の非鉄金属の製錬
3. 希土類の精錬、分離（合弁、合作に限定）

(十一) 金属製品業

1. コンテナの生産

(十二) 通用設備製造業

1. 各種普通レベル（P0）ベアリング及び部品（鋼球、固定具）、半製品の製造
2. 300トン以下の回転式、キャタピラ式クレーンの製造（合弁、合作に限定）

(十三) 専用設備製造業

1. 中低級B型超音波モニターの製造
2. 一般ポリエステル長繊維、短繊維設備の製造
3. 320馬力以下のブルドーザー、30トン以下の液圧掘削機、6トン級以下の車輪式ローダ、220馬力以下のグレーダー、地ならしローラー、フォークリフト、135トン級以下の非道路ダンプカー、路面表層再生機設備、造園機械及び機具、商品コンクリート機械（ポンプ、ミキサー車、ミキシングプラント、ポンプ車）の製造

(十四) 交通運輸設備製造業

1. 普通船舶（ブロックを含む）の修理、設計と製造（中国側の持分支配）

(十五) 通信設備、コンピュータ及びその他電子設備製造業

1. 衛星テレビ放送地上受信設備及び主要部品の生産
2. 税管理レジスター製品の製造

四 電力、ガス及び水の生産及び供給業

1. チベット、新疆、海南等の小電力網の範囲内において、単機出力30万キロワット以下の石炭水蒸気凝縮火力発電所、単機出力10万キロワット以下の石炭水蒸気凝縮・抽出両用ユニット熱電複合発電所の建設、運営
2. 電力網の建設、運営（中国側の持分支配）

五 交通輸送、貯蔵及び郵便業

1. 鉄道貨物輸送会社

2. 鉄道旅客輸送会社（中国側の持分支配）
3. 道路旅客輸送会社
4. 出入国自動車輸送会社
5. 水上輸送会社（中国側の持分支配）
6. 撮影、鉱物探査、工業等の汎用航空会社（中国側の持分支配）
7. 電信会社：付加価値電信業務（外資比率は50%を超えてはならない）、基礎電信の移動みなし音声によるデータ通信（外資比率は49%を超えてはならない）、基礎電信の国内業務及び国際業務（外資比率は35%を超えてはならないが、2007年12月11日までは外資比率を49%まで許可する。）

六 卸売、小売取引業

1. 直接販売、通信販売、ネット販売、フランチャイズ経営、委託経営、商業管理等の商業会社
2. 食糧、棉、植物油、食用砂糖、医薬品、たばこ、自動車、原油、農薬、農業用フィルム、化学肥料の卸売、小売及び物流配送（30を超える支店を設立し、複数のサプライヤーから仕入れた異なる種類及びブランドの商品を販売するチェーン店は、中国側の持分支配とする）
3. オーディオ・ビジュアル製品（映画を除く）の流通（合作に限定、中国側の持分支配）
4. 商品オークション
5. 船舶代理（中国側の持分支配）、外国船検数（合弁、合作に限定）
6. 製品油卸売及びガソリンスタンド（同一の外国投資者が30を超える支店を設立し、複数のサプライヤーから仕入れた異なる種類及びブランドの製品油を販売するチェーン店のガソリンスタンドは、中国側の持分支配とする）の建設、運営

七 金融業

1. 銀行、ファイナンスリース会社、財務会社、信託投資会社、貨幣仲介会社
2. 保険会社（生命保険会社は外資比率が50%を超えてはならない。）
3. 証券会社（A株販売、B株及びH株並びに政府及び会社債権の販売と取引に限定、外資比率は1/3を超えてはならない）、証券投資ファンド管理会社（外資比率は49%を超えてはならない）
4. 保険仲立会社
5. 先物取引会社（中国側の持分支配）

八 不動産業

1. 土地の大規模開発（合弁、合作に限定）
2. 高級ホテル、別荘、高級オフィスビル、国際コンベンションセンターの建設、運営
3. 不動産二級市場取引及び不動産仲介又は代理会社

九 リース及びビジネスサービス業

1. 法律相談
2. マーケティング調査（合弁、合作に限定）
3. 信用調査と格付けサービス会社

十 科学研究、技術サービス及び地質調査業

1. 測量製図会社（中国側の持分支配）
2. 輸出入商品検査、鑑定、認証会社
3. 撮影サービス（空中撮影等の特殊撮影サービスを含むが、測量航空撮影を含まず、合弁に限定）

十一 水利、環境及び公共施設管理業

1. 大都市ガス、熱エネルギー及び給排水パイプ網の建設、運営（中国側の持分支配）

十二 教育

1. 普通高校教育機関（合弁、合作に限定）

十三 衛生、社会保障及び社会福祉業

1. 医療機関（合弁、合作に限定）

十四 文化、体育及び娯楽業

1. ラジオ、テレビ番組の制作プロジェクト及び映画製作プロジェクト（合作に限定）
2. 映画館の建設、運営（中国側の持分支配）
3. 大型テーマパークの建設、運営（中国側の持分支配）
4. 演出代理機構（中国側の持分支配）
5. 娯楽施設の運営（合弁、合作に限定）

十五 国の規定及び中国が締結又は加盟している国際条約の規定により制限されるその他の産業

◆外商投資を禁止する産業の目録

一 農業、林業、牧畜業、漁業

1. 中国の稀有及び特有の貴重な優良品種の養殖、栽培（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）
2. 遺伝子組換え植物の種子、種畜、水産苗種の開発、生産
3. 中国の管轄海域及び内陸水域の水産物の漁獲

二 採鉱業

1. タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、螢石の探査、採掘
2. 希土類の探査、採掘、選鉱
3. 放射性鉱物の探査、採掘、選鉱

三 製造業

（一）飲料製造業

1. 中国の伝統的技術である緑茶及び特種茶の加工（銘茶、黒茶等）

（二）医薬品製造業

1. 「野生薬剤資源保護条例」及び「中国希少、絶滅危機保護植物リスト」に列記される漢方薬材料の加工
2. 漢方煎じ薬の蒸し、炒め、灸、焼成等の調製技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産

（三）非鉄金属の製錬及び圧延加工業

1. 放射性鉱物の製錬及び加工

（四）専用設備製造業

1. 武器弾薬の製造

（五）電機機械及び器材製造業

1. 開口式（酸性ミスト直接排出式）塩酸電池、水銀を含むボタン式酸化銀電池、ペースト式亜鉛マンガン電池、ニッカド電池の製造

（六）工業品及びその他の製造業

1. 象牙の彫刻
2. 虎の骨の加工
3. 一閑張技法の漆器の生産
4. ホウロウ製品の生産
5. 画仙紙、墨の生産
6. 発がん性・催奇形・突然変異誘発製品及び恒久的有機汚染物製品の生産

四 電力、ガス及び水の生産及び供給業

1. チベット、新疆、海南等の小電力網を除いて、単機出力30万キロワット以下の石炭水蒸気凝縮火力発電所、

単機出力10万キロワット以下の石炭水蒸気凝縮・抽出両用ユニット熱電複合発電所の建設、運営

五 交通輸送、貯蔵及び郵政業

1. 航空交通管制会社
2. 郵便会社

六 リース及びビジネスサービス業

1. 社会調査

七 科学研究、技術サービス及び地質調査業

1. 人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発と応用
2. 大地測量、海洋測量製図、測量製図航空撮影、行政区域境界測量製図、地図編製における地形図編製、普通地図編製のナビゲーション電子地図の編製

八 水利、環境及び公共施設管理業

1. 自然保護区及び国際重要湿地の建設、運営
2. 国が保護するわが国原産の野生動物植物資源の開発

九 教育

1. 義務教育機構、軍事、警察、政治及び党学校等の特殊領域の教育機構

十 文化、体育及び娯楽業

1. ニュース機構
2. 書籍、新聞、定期刊行物の出版、総発行及び輸入業務
3. オーディオ・ビジュアル製品及び電子出版物の出版、制作、総発行及び輸入業務
4. 各級のラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星送信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、観測台、有線放送テレビ放送ネットワーク）
5. ラジオ・テレビ番組の制作運営会社
6. 映画製作会社、配給会社、興業会社
7. ニュースサイト、ネットワーク視聴番組サービス、インターネット利用サービス営業場所、インターネット文化運営
8. ビデオ上映会社
9. ゴルフ場の建設、運営
10. 賭博業（賭博性の競馬場を含む）
11. 風俗業

十一 その他の業種

1. 軍事施設の安全及び使用機能を侵害するプロジェクト

十二 国の規定及び中国が締結又は加盟した国際条約の規定により禁止されるその他の産業

「産業構造調整促進指導目録 「制限類」 (和文仮訳)」

2006年1月4日更新

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ この情報は仮訳の部分を含まず。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文については、下記の URL をクリックすることをご参照いただけます。
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/zcfb2005/t20051222_54302.htm

第二類 制限類

一、農林業

- 1.天然牧場の超過放牧
- 2.単線 5 万 m^3 /年以下の高中密度繊維板項目
- 3.単線 3 万 m^3 /年以下の木質鈹屑板項目
- 4.1000トン/年以下の松ヤニ生産項目

二、炭鈹

- 1.単井の井型が以下の規模の炭鈹より低い項目:山西、陝西、内モンゴル 30 万トン/年、新疆、甘肅、寧夏、青海、北京、河北、東北及び華東地区 15 万トン/年、西南と中南地区 9 万トン/年、極薄石炭層 3 万トン/年の採掘
- 2.非機械化採掘工程を採用する炭鈹項目
- 3.石炭資源回収率が国家の規定要求に達しない設計の炭鈹項目
- 4.国家或いは省(区、市)石炭業管理部門が批准する鈹区全体規模に満たない炭鈹項目

三、電力

- 1.チベット、新疆、海南などの小規模電力ネットを除き、単独ユニットの容量が 30 万Kワット及びそれ以下の一般石炭燃料火力発電ユニット
- 2.チベット、新疆、海南などの小規模電力ネットを除き、発電燃料消費が 300g標準炭/Kワット時より高い発電ユニット、空気冷却ユニット発電燃料が 305g標準炭/Kワット時より高い発電ユニット

四、石油、天然ガスと化学工業

- 1.10 万トン/年以下及びDMT法ポリエステル装置
- 2.7 万トン/年以下のポリアクリル装置(連続法及び中間休止法)
- 3.10 万トン/年以下のアクリロナイトリル装置
- 4.10 万トン/年以下のABS樹脂装置(本体連続法を除く)
- 5.60 万トン/年以下のエチレン装置
- 6.800 万トン/年以下の常時減圧製油装置
- 7.50 万トン/年以下の触媒クラッキング装置、40 万トン/年以下の連続重複整理装置、80 万トン/年以下の水素追加クラッキング装置、80 万トン/年以下の遅延以下遅延コークス化装置
- 8.20 万トン/年以下のポリエチレン装置
- 9.20 万トン/年以下のエチレン水酸化法ポリ塩化エチレン装置、12 万トン/年以下の電石法ポリ塩化エチレン装置
- 10.20 万トン/年以下のスチレン装置(ドライエア製エチルベンゼン工程を除く)
- 11.10 万トン/年以下のポリスチレン装置
- 12.22.5 万トン/年以下の精製テレフタル酸装置
- 13.20 万トン/年以下のシクロヘキサン/ジアルコール装置
- 14.10 万トン/年以下の己内アシルアミン装置
- 15.20 万トン/年以下のエチレン法酢酸装置、10 万トン以下のカルボニル基合成法酢酸装置
- 16.100 万トン/年以下のアンモニアアルカリ装置
- 17.30 万トン/年以下のアルカリ基連結装置
- 18.20 万トン/年以下の硫黄製酸装置、10 万トン/年以下の硫化鉄鈹物製酸装置
- 19.常圧法及び総合法硝酸装置
- 20.石油(高硫化石油コaltarールを除く)を原材料とする化学肥料生産項目

- 21.硫酸法チタンホワイトパウダー生産ライン(製品品質は国際標準に達し、廃棄酸化、第一鉄は総合利用でき、排出を実現できるものを除く)
- 22.1000トン/年以下のLead chrome yellowの生産ライン
- 23.5000トン/年及びそれ以下の酸化鉄紅顔料装置
- 24.2.5万Kアンペア以下(能力が4.5万トン以下)及び2.5万Kアンペア以上の環境保護、エネルギー消費などが標準要求に満たない電石加熱ボイラー項目
- 25.5000トン/年以下の電解二酸化マンガンの生産ライン
- 26.15万トン/年以下の水酸化ナトリウム装置
- 27.2万トン/年以下の水酸化カリウム装置
- 28.単線2万トン/年以下又はカルシウム加熱クロム化合物の生産装置
- 29.酸化水銀触媒項目
- 30.単独ユニット1万トン/年以下の無水フッ化水素(HF)生産装置(組立自社用と電子高純フッ化水素を除く)
- 31.単独ユニット反応ボイラー6000トン/年以下、後処理3万トン/年以下のF22生産装置(原料として精密加工することを除く)
- 32.2万トン/年以下の(メチル基)有機珪素単体生産装置
- 33.8万トン/年以下のメタン塩化物の生産項目(有機珪素と組合せる塩化メチル生産項目は含まない)
- 34.8万トン/年及びそれ以上、副産となる全てのテトラクロロ炭素に対して組合せ処置を行わない設備のメタン塩化物生産項目
- 35.バイヤスタイヤ項目
- 36.人力車タイヤ項目(手押し車タイヤ)
- 37.高毒農薬の原料薬(メチルアミン燐、パラチオン、メチルパラチオン、モノクロトポス、酸化ロゴール、isocarbophos、メチルイソフェンポス、phomate、メチルポスフォラン、エチルポスフォラン、トリアジメノール、methidathion、methyle Bromide、methomyl、aldicarb、carbofuran、Zinc phosphide、sodium diphacinone、Ketone diphacinone、melitoxin、coumatetralyl、bromadiolone、brodifacoum)の生産項目
- 38.DDTを原料として生産するdicofol項目
- 39.ヘキサクロロベンゼンを原料として生産するPCP項目
- 40.lindane生産項目 41.300トン/年以下のサポニン(水分分解物を含む)の生産装置(総合利用を除く)

五、情報産業

- 1.レーザーディスクプレーヤーの生産ライン(VCD系列の製品全体)
- 2.模擬CRT白黒及びカラーテレビ項目

六、鋼鉄

- 1.鋼鉄企業と水不足地区は、乾法スタンプコークス、石炭積み込み、タール除塵装置を同期組合せていないタール炉項目
- 2.180 m³以下の燃焼結合機項目
- 3.有効容積 1000 m³以下或いは 1000 m³以上、石炭粉吹上げ装置、除塵装置、余圧発電装置と同期組合せていない、エネルギー消費、新しい水使用量などの標準を達成していない製鉄高圧炉項目
- 4.公称容量 120トン以下或いは公称容量 120トン及びそれ以上でガス回収、除塵装置を同期組み合わせしていない、エネルギー消費、新しい水使用量などの基準を達成していない製鉄回転炉項目
- 5.公称容量 70トン以下或いは公称容量 70トン及びそれ以上、煙塵回収装置を同期組合せていないエネルギー消費、新しい水使用量などの標準を達成していない電気炉項目
- 6.800mm以下の加熱圧延帯鋼(特殊鋼鉄は含まない)項目
- 7.25万トン/年及びそれ以下の加熱亜鉛メッキコイル項目
- 8.10万トン/年及びそれ以下のカラー塗装層コイル項目
- 9.2.5万Kアンペア以下、2.5万Kアンペア及びそれ以上の環境保護、エネルギー消費などの標準要求を満たしていない鉄合金鋳物加熱電気炉項目(中西部地区は独立的に運転し小規模水電器及び鋳物生産資源の優勢を有する国家が確定した重点貧困地区であり、単機鋳物加熱電気炉容量 \geq 1.25万Kアンペアである)
- 10.クロム質耐火材料を含む生産ライン

- 11.通常効率と高効率におけるグラファイト(石墨)電極生産ライン
- 12.直径 550mm以下及び 2 万トン/年以下の超高効率グラファイト電極生産ライン
- 13.5 万トン/年以下の石炭ブロック、4 万トン/年以下の炭素電極生産ライン
- 14.一段式固定石炭ガス発生炉項目(燃料パウダー気化炉を含まない)

七、有色金属

- 1 タングステン、モリブデン、スズ、アンモチン、及び希土鉱物採掘、精錬項目及び酸化アンモチン、鉛スズ溶接材料の生産項目(改造項目を除く)
- 2.単独系列 10 万トン/年規模以下の粗銅精錬項目
- 3.電解アルミニウム項目(自焼成槽生産能力置換え項目及び環境保護改造項目の全廃を除く)
- 4.単系列 5 万トン/年規模及びそれ以下の鉛精錬項目
- 5.単系列 10 万トン/年規模以下の亜鉛精錬項目
- 6.マグネシウム精錬項目(総合利用項目を除く)
- 7.4トン以下の再生アルミニウム反射炉項目
- 8.再生有色金属生産中に直接燃焼を採用する反射炉項目
- 9.アルミニウム用湿法フッ化塩項目
- 10.10 万トン/年以下の独立アルミニウム用炭素項目
- 11.イオン型希土原鉱タンク浸漬工程項目
- 12.1 万トン/以下の再生鉛項目

八、ゴールド

- 1.一日当りの金精鉱石処理 50 トン以下の独立シアン化項目
- 2.一日当りの鉱石処理 100 トン以下、単独鉱石採掘システムの独立ゴールド選別鉱石工場項目
- 3.一日当りの金精錬処理 50 トン以下の加熱精錬項目
- 4.鉱石 5 万トン/年以下の処理独立堆積浸漬項目(青海、チベット高原を除く)
- 5.一日当りの岩金鉱石処理 50 トン以下の採掘選別項目
- 6.差金鉱砂処理 20 万 m³/年以下の砂金採掘項目
- 7.森林区、耕地、河川におけるゴールド採掘項目

九、建材

- 1.非フロート及び一日当りの溶接化量 500 トン以下の普通フロート板状ガラスの生産ライン
- 2.100 万 m²/年及びそれ以下の建築セラミックタイル生産ライン
- 3.50 万件/年以下のトンネル釜衛生セラミック生産ライン
- 4.セメント縦型釜、乾法中空釜、リポア釜、湿法釜。新設の一日当り 1500 トン生産及びそれ以下の主原料新型乾法セメント生産
- 5.2000 万 m²/年以下の石膏紙ボードの生産ライン
- 6.瀝青紙(bitumen felt)タイヤアスファルトの生産ライン、500 万 m²/年以下の改良性コールタール防水ロール材の生産ライン、コールタール複合タイヤソフト型防水ロール材生産ライン、ポリエチレン層厚さ 0.5mm以下のポリエチレンポリプロピレン複合防水ロール材生産ライン
- 7.中性アルカリ基ガラスボールの生産ライン、プラチナ坩堝ボール法糸引きガラス繊維の生産ライン
- 8.芯入り粘土レンガの生産項目
- 9.15 万 m²/年以下の石膏(空芯)レンガ生産ライン、短班年間生産能力の 2.5 万 m²コンクリート小型空芯レンガ以下及び単班年間生産能力 15 万 m²コンクリート舗装レンガ固定式生産ライン、5 万 m²/年以下の人工軽集材料(セラミック粒子)の生産ライン
- 10.10 万 m²/年以下エア追加コンクリートの生産ライン

11.3000 万標準ブロック/年以下の石炭脈石、シュール焼結芯レンガの生産ライン 12.5000トン/年以下の岩(鉱)綿生産ライン

十、医薬

- 1.ビタミンC原料項目
- 2.ペニシリン原料薬項目
- 3.使い捨て注射器、輸血器、輸液器項目
- 4.薬用ブチルゴムカバーの項目
- 5.新薬、新技術応用でない各種剤型拡大加工能力項目(充填液体のハードカプセルを除く)
- 6.原料が絶滅の危機に瀕し、希少価値の動植物の薬材であり、且つ栽培或いは飼育の規模化されていない製品生産能力の拡大項目
7. CFCsを使用しスプレー剤推進剤とする医薬用品生産項目
- 8.水銀補充式ガラス製体温計項目
- 9.水銀補充式血圧系項目
- 10.銀水銀歯科材料項目

十一、機械

- 1.2 上部及びそれ以下の鑿岩台車の製造項目
2. 削岩機(コールピック・削岩機を除く)の製造項目
- 3.3m³及びそれ以下の小型鉱石車の製造項目
- 4.直径 2.5m及びそれ以下のウインチ製造項目
- 5.直径 3.5m及びそれ以下の立て坑昇降機の製造項目
- 6.40 m³及び以下篩選別機の製造項目
- 7.直径 700mm及びそれ以下のサイクロン(hydrocyclone)の製造項目
- 8.800Kワット及びそれ以下の石炭採掘機の製造項目
- 9.漏斗容量 3.5 m³及びそれ以下の鉱石用掘削機の製造項目
- 10.鉱石用ミキサー、濃縮、ろ過設備(プレス式を除く)製造項目
- 11.農業用輸送車項目(三輪自動車、低速貨物トラック)
- 12.シングルシリンダーディーゼル製造項目(先進的な第二代シングルシリンダー機を除く)
- 13.50 馬力及びそれ以下のトラクター製造項目
- 14.30 万Kワット及びそれ以下の通常燃料火力発電設備の製造項目(総合利用ユニットを除く)
- 15.電線、ケーブル製造項目(特殊ケーブル及び 500Kボルト以上の超高压ケーブルを除く)
- 16.普通金属カッター旋盤製造項目(デジタル制御旋盤を除く)
- 17.普通電気スパーク加工旋盤とワイヤカット加工機の製造項目(デジタル制御旋盤を除く)
- 18.6300KN及びそれ以下の普通プレス機製造項目(デジタル制御プレス機を除く)
- 19.普通板カッター、折り曲げ機、パイプ湾曲機の製造項目
- 20.普通高速鋼鉄穿孔トップ、フライス、糸きり、板状カッター刃項目
- 21.褐色酸化アルミナ(brown fused alumina)、緑炭化シリコン、黒炭化シリコンなどの焼結ブロック及び研磨材料の製造項目
- 22.直径 400mm及びそれ以下の各種結合剤の砥石製造項目
- 23.直径 400mm及びそれ以下の人工ダイヤモンドカットカッター刃の製造項目
- 24.普通マイクロ型ボールベアリング製造項目
- 25.10~35Kボルトの樹脂絶縁ドライ式変圧器製造項目
- 26.220Kボルト及びそれ以下の高、中、低圧スイッチキャビネットの製造項目
- 27.普通電気溶接棒の製造項目
- 28.民用普通電気メーターの製造項目
- 29.8.8 級以下の普通低級標準固定部品の製造項目
- 30.100m³及びそれ以下のピストン式動力圧縮機の製造項目

31. 普通輸送ドライコンテナ項目
32. 20m³以下のスクリー圧縮機の製造項目
33. 56 インチ及びそれ以下の単級中間開放ポンプの製造項目
34. 通用類 10 メガパスカル及びそれ以下の中低圧炭化鋼鉄バルブの製造項目

十二、船舶

1. 国家船舶競業中長期計画に列挙されていない民間用大型造船施設項目(ドック、船体幅の 42m 以上で、単独船舶 10 万 DWT 及びそれ以上のドック、船体及び周辺造船施設を建造できること)
2. 国家船舶工業中長期計画に列挙されていない船用ディーゼル機の製造項目

十三、軽工業

1. 国家『家庭用電気冷蔵庫電力消費量制限値及びエネルギー効率等級』の標準に満たない冷蔵庫、冷凍冷蔵庫(電気冷蔵庫、冷蔵キャビネット)項目
2. 国家『電動洗濯機電力消費量制限値及びエネルギー効率等級』の標準に満たない洗濯機項目
3. 『室内空気調節器エネルギー効率制限値及びエネルギー効率等級』の標準に満たない空気調節器項目
4. 低質紙及び紙板の生産項目
5. ポリ塩化ビニールの普通人工改造生産ライン
6. 超薄型(厚さ 0.015mm より薄い)ポリ袋生産ライン
7. 皮年間加工 10 万枚(牛皮標準サイズ折り)以下の皮製造項目
8. 生産速度 1500 個/時より遅い単独螺旋状電球導線白熱灯の生産ライン
9. 普通中速工業用平縫ミンシ系列生産ライン
10. 普通中速工業用裁ち目がかりミンシ系列生産ライン
11. 電子価格計算秤項目(精度は最大計量の 1/3000 より低く、計量 \leq 15Kg)
12. 電子自動車バランス項目(精度は最大計量の 1/3000 より低く、計量 \leq 300トン)
13. 電子静態軌道バランス項目(精度は最大計量の 1/3000 より低く、計量 \leq 150トン)
14. 電子動態軌道バランス項目(精度は最大計量の 1/500 より低く、計量 \leq 150トン)
15. 電子ベルト秤項目(精度は最大計量の 5/1000 より低い)
16. 電子吊り秤項目(精度は最大計量の 1/1000 より低く、計量 \leq 50トン)
17. バネ式皿秤項目(精度は最大計量の 1/400 より低く、計量 \leq 8Kg)
18. 二片アルミニウム質プルボトルの項目
19. 普通真空保温ポットガラスポット内部の生産ライン
20. 2 万トン/年以下のガラスポットボトルの生産ライン
21. 合成脂肪アルコール項目(カルボニル基合成アルコール、Ziegler アルコールを含み、油脂加水素アルコールを含む)
22. 3 万トン/年以下のトリプロリン酸ナトリウムの生産ライン
23. 糊式亜鉛マンガン電池
24. カドニウムニッケル電池項目
25. オープン式普通プルンブム(plumbum)バッテリー項目
26. 2000 トン/年以下の歯磨き粉項目
27. 原糖生産項目
28. 北方海塩 100 万トン/年以下項目、南方海塩塩場新設項目; 鉱物(立て坑)塩 60 万トン/年以下の項目、湖塩 20 万トン/年以下の項目
29. 蒸留酒生産ライン
30. アルコール生産ライン(燃料エチルアルコール項目を除く)
31. 伝統工芸、技術を用いた化学調味料生産ライン
32. 甘味調味料などの化学合成甘味剤の生産ライン

十四、紡績

1.74 型染め生産ライン

十五、たばこ

- 1.巻きたばこ加工項目(改造項目を除く)

十六、消防

- 1.火災自動警報設備項目
- 2.消火器項目
- 3.炭酸水素ナトリウムドライパウダー(BC)消火剤項目
- 4.防火ドア項目
- 5.消防水ホース項目
- 6.消防栓(室内、室外)項目
- 7.普通消防車(タンク類、専用項目類)項目

十七、その他

- 1.用地レットライン幅(緑化ベルトを含む)下記の標準を超えた都市主幹線道路項目、小都市と重点鎮 40m、中等都市 55m、大都市 70m(人口 200 万人以上の特大都市主幹線道路の 70mを越える場合は、都市全体計画中専用項目の説明がなければならない)
 - 2.用地面積が下記標準を超えた都市のレクリエーション集会広場項目、小都市と重点鎮 1 公金、中等都市 2 公金、第都市 3 公金、人口 200 万人以上の特大都市 5 公金
 - 3.別荘類不動産開発項目
 - 4.ゴルフ球場項目
 - 5.競馬場項目
- 情報源: 弁公庁子站

中華人民共和国外貨管理条例

(2008年8月施行)

2008年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）上海センター 編

※ 本資料は上海里格法律事務所のご好意により、ジェトロが同社から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。

なお、中国政府が発表した原文については、以下の URL よりご参照いただけます。

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8010000000000000,47&id=4

中华人民共和国国务院令

第 532 号

「中華人民共和国外貨管理条例」は、2008 年 8 月 1 日に国务院第 20 回常務会議での修正を経て可決された。ここに改正「中華人民共和国外貨管理条例」を公布し、公布日より施行される。

総理 温家宝

二〇〇八年八月五日

中華人民共和国外貨管理条例

第一章 総則

第一条 外貨管理を強化し、国際収支のバランス保持の促進並びに国民経済の健全な発展促進に資するため、本条例を制定する。

第二条 国务院外貨管理部門及びその分岐機関（以下、合わせて「外貨管理機関」という）は、法に従い、外貨管理に関する職責を果たし、本条例の実施に責任を負う。

第三条 本条例において外貨とは、下記に掲げる外貨で表示される国際決済に利用可能な支払手段及び資産をいう。

（一）外貨現金。紙幣、硬貨を含む。

（二）外貨支払証憑または支払に用いる具体的手段。証票、銀行預金証憑、銀行カード等。

（三）外貨有価証券。債券、株券等を含む。

（四）特別引出権

（五）その他外貨資産。

第四条 国内機構、国内個人の外貨収支または外貨経営活動、ならびに国外機構、国外個人の国内における外貨収支または外貨経営活動に、本条例を適用する。

第五条 国は、日常的に行われる国際的支払及び移転は制限しない。

第六条 国は、国際収支統計申告制度を実施する。

国务院外貨管理部門は、国際収支に対し統計、監視測定を行い、国際収支状況を定期的に公表する。

第七条 外貨業務を經營する金融機構は、国务院外貨管理部門の規定に基づき、取引相手のため外貨口座を開設し、且つ同外貨口座を通じて外貨業務を行う。

外貨業務を経営する金融機構は、法に従い、取引相手の外貨収支及び口座変更状況を外貨管理機関に報告しなければならない。

第八条 中華人民共和国国内では、外貨の流通を禁止し、外貨による価格計算及び決済をしてはならない。但し、国に別途規定がある場合は除く。

第九条 国内機構、国内個人の外貨収入は、国内へ回収するか国外へ預けおくことができる。国内への回収または国外での保管の条件、期間等については、國務院外貨管理部門が国際収支情況並びに外貨管理の需要に基づき規定する。

第十条 國務院外貨管理部門は、法に従い外貨を保有し、国家外貨備蓄の管理、経営を行うとともに、安全、流動、増値の原則を遵守する。

第十一条 国際収支に重大な不均衡が生じたときまたは生じる可能性がある場合、国民経済が重大な危機に陥ったときまたはその可能性がある場合、国は、国際収支に必要な保障、制御等の措置を講ずることができる。

第二章 經常項目の外貨管理

第十二条 經常項目の外貨収支は真実にして適法な取引に基づくものでなければならない。外貨決済、外貨販売を行う金融機構は、國務院外貨管理部門の規定に従い、取引証券の真実性及びその外貨収支との一致性につき合理的審査を実施しなければならない。

外貨管理機関は前項の規定する項目に対し監督検査を行う権利を有する。

第十三条 經常項目の外貨収入は、国の関係規定に従い保留するか外貨決済、外貨販売業務を経営する金融機構に売却することができる。

第十四条 經常項目の外貨支出は、國務院外貨管理部門の外貨支払並びに外貨購入に関する管理規定に従い、有効な証券により所有の外貨で支払うか外貨決済、外貨販売業務を経営する金融機構より購入し支払うことができる。

第十五条 出入国時に持参した外貨の申告限度額は、國務院外貨管理部門が定める。

第三章 資本項目の外貨管理

第十六条 国外機構または個人が国内へ直接投資するときは、関係主管部門の許可を得た後に、外貨管理機関にて登記しなければならない。

国外機構、国外個人が、国内で有価証券またはデリバティブ商品の発行、取引業務に従事するときは、国の市場参入規定を遵守し、國務院外貨管理部門の規定に従い登記しなければならない。

第十七条 国内機構、国内個人が国外へ直接投資するか国外で有価証券またはデリバティブ商品の発行、取引業務に従事するときは、國務院外貨管理部門の規定に従い登記しなければならない。国の規定により、関係主管部門の許可または届出を事前に得なければ

ならないときは、外貨登記前に許可または届出手続を行わなければならない。

第十八条 国は外債に対し数量管理を行う。外債の使用については国の関係規定に従い処理しなければならない。且つ外貨管理機関にて外債登記を行わなければならない。

国務院外貨管理部門は、当部門の責任において全国の外債統計及び監視測定を行い、且つ外債状況を定期的に公表する。

第十九条 対外的に担保を提供するにあたっては、外貨管理機関に対し申請を行わなければならない。外貨管理機関は申請人の資産負債等の状況に応じ許可不許可の決定を下す。経営範囲が国の規定上関係主管部門の承認を経なければならないときは、外貨管理機関へ申請する前に、経営範囲の承認手続をしなければならない。申請人は対外担保契約の締結後、外貨管理機関にて対外担保登記を行わなければならない。

国務院の批准を経、外国政府または国際金融機関の貸出金の転貸に対外担保を提供する場合は、前項規定を適用しない。

第二十条 銀行業金融機構は、許可された経営範囲内で、国外に対し商業貸出金を直接提供することができる。その他国内機構が国外に商業貸出金を提供するときは、外貨管理機関へ申請しなければならない。外貨管理機関は申請人の資産負債表等の状況に基づき、許可または不許可の決定を下す。経営範囲が国の規定により関係主管部門の承認を経なければならないときは、外貨管理機関での申請前に、経営範囲の承認手続を行わなければならない。

国外に商業貸出金を直接提供するときは、国務院外貨管理部門の規定に従い登記しなければならない。

第二十一条 資本項目の外貨収入を保留するか外貨決済、外貨販売業務を經營する金融機構に売却するには、必ず外貨管理機関の承認を得なければならない。但し、国の規定により承認の必要がない場合は、この限りでない。

第二十二条 資本項目の外貨支出は、国務院外貨管理部門の外貨支払並びに外貨購入に関する管理規定に従い、有効な証票により所有外貨で支払うか外貨決済、外貨販売業務を經營する金融機構から購入し支払うことができる。国の規定により外貨管理機関の承認を経なければならないときは、外貨支払前に、その承認手続をしなければならない。

法により終了された外資企業が、国の関係規定に従い清算、納税した後、外国投資者の所有する人民元は、外貨決済、外貨販売業務を經營する金融機構を通して外貨を購入し送金することができる。

第二十三条 資本項目の外貨及び決済資金は、関係主管部門並びに外貨管理機関の許可する用途に応じて使用しなければならない。外貨管理機関は、資本項目の外貨及び決済資金の使用と口座の変動状況に対し監督検査を行う。

第四章 金融機構の外貨業務管理

第二十四条 金融機構が外貨決済、外貨販売業務を經營するかその經營を終了するときは、外貨管理機関の承認を得なければならない。その他外貨業務を經營するかその經營を終了するときは、職責分担の原則により外貨管理機関または金融業監督管理機構の承認を得なければならない。

第二十五条 外貨管理機関は金融機構の外貨業務に対し総合ポジション管理を行う。具体的方法は、國務院外貨管理部門が制定する。

第二十六条 金融機構の資本金、利益及び本外貨資産の不一致により、人民元と外貨間で転換を必要とするときは、外貨管理機関の承認を経なければならない。

第五章 人民元為替レート及び外貨市場管理

第二十七条 人民元為替レートは市場の需要供給に基づき、制限的変動為替制度を実施する。

第二十八条 外貨決済、外貨販売業務經營する金融機構と國務院外貨管理部門の規定する条件に合致するその他機構は、國務院外貨管理部門の規定に従い、外貨市場において銀行間の外貨取引を行うことができる。

第二十九条 外貨市場の取引は、公開、公平、公正及び信義誠実の原則に従わなければならない。

第三十条 國務院外貨管理部門は、外貨市場で取引される通貨種類及び取引方法を定める。

第三十一条 國務院外貨管理部門は、法に従い全国の外貨市場を監督管理する。

第三十二条 國務院外貨管理部門は、外貨市場の変化及び貨幣政策の要求に応じて、法に従い外貨市場に対し調整を行う。

第六章 監督管理

第三十三条 外貨管理機関は法に従い職責を履行するものとし、下記に掲げる措置を講ずる権利を有する。

- (一) 外貨業務を經營する金融機構に対し立ち入り検査を実施する。
- (二) 外貨違法行為の疑いがある場所で調査及び証拠収集を行う。
- (三) 外貨収支のあるまたは外貨經營活動のある機構並びに個人に対し、その調査対象となる外貨違法事件に直接かかわる事項について説明を求める権利を有する。
- (四) 調査対象の外貨違法事件に直接かかわる取引証票等の資料を調査、コピーする。
- (五) 調査対象の外貨違法事件の当事者及び直接関係のある単位、個人の財務会計資料及び関連文書を調査、コピーし、移転、隠蔽または破損される可能性のある文書と資料に対し封印保存することができる。

(六) 国务院外貨管理部門または省級外貨管理機関の責任者の承認を経て、調査対象の外貨違法事件の当事者と直接関係のある単位、個人の口座を取り調べる。但し、個人預金口座については、この限りでない。

(七) 違法資金等の事件にかかわる財産が既に移転、隠匿されているが、またはその可能性があること、または重要証拠が隠蔽、偽造、毀損され、またはその可能性があることが証明される場合は、人民法院に対し凍結または差押えを申請することができる。

関係単位及び個人は、外貨管理機関の監督検査に協力するものとし、関係情況に対し事実通りに説明し且つ関係する文書、資料を提供しなければならない。これに対しを拒否、妨害、ならびに隠蔽してはならない。

第三十四条 外貨管理機関は法に従い監督検査または調査を行うものとし、監督検査または調査を行う人員は2名を下回ってはならず、且つ証明書を提示しなければならない。監督検査、調査を行う人員が2名の以下の場合または証明書を提示しない場合は、監督検査、調査される組織及び個人はこれを拒否することができる。

第三十五条 外貨経営活動を行う国外機構は、国务院外貨管理部門の規定に従い、財務会計報告、統計諸表など資料を提出しなければならない。

第三十六条 外貨業務を経営する金融機構が、取引先の外貨違法行為に気づいたときは、速やかに外貨管理機関に報告しなければならない。

第三十七条 国务院外貨管理部門が、外貨管理職務の履行に必要な情報を国务院の関係部門、機構から収集することができ、国务院の関係部門、機構は、これを提供しなければならない。

国务院外貨管理部門は、国务院の関係部門、機構に対し、外貨管理業務状況を報告しなければならない。

第三十八条 如何なる単位及び個人も、外貨違法行為を通報する権利を有する。

外貨管理機関は、通報者に対し秘密保持措置を講ずるとともに、規定に基づき通報者または外貨違法行為の調査に協力した功績のある組織及び個人に奨励を与えるものとする。

第七章 法律責任

第三十九条 規定に違反して外貨を国外に移転し、または詐偽的手段により、国内外貨を国外に移転する等の行為を行った者に対しては、外貨管理機関は期限を定め外貨の回収を命じ、同外貨金額の30%以下の罰金を科す。その程度が重大であるときは、同外貨金額の30%以上100%以下の罰金を科す。犯罪に該当する場合は、法に従い刑事責任を追究する。

第四十条 規定に違反し人民元で支払うべき代金を外貨で支払うか、虚偽、無効な取

引証票等により、外貨決済、外貨販売を経営する金融機構を偽り外貨を購入する等の違法外貨取得行為があった場合、外貨管理機関は当該違法為替投機行為資金の人民元への再両替を命じるとともに、同違法外貨額の 30%以下の罰金を科す。その程度が重大であるときは、同違法外貨額の 30%以上 100%以下の罰金を科す。犯罪に該当する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第四十一条 規定に違反し外貨を国内に振込んだ場合は、外貨管理機関が改善を命じるとともに、違法金額の 30%以下の罰金を科すものとする。その程度が重大であるときは、同額の 30%以上 100%以下の罰金を科す。

違法な外貨決済があるときは、外貨管理機関が違法な外貨決済金の人民元への再両替を命じるとともに、同金額の 30%以下の罰金を科す。

第四十二条 外貨管理機関は、規定に違反して外貨を携帯し出入国した者に対しては、警告を与えると同時に、違法金額の 20%以下の罰金を科す。法律、行政法規が税関による処罰を規定したときは、それに従う。

第四十三条 許可を得ることなく対外的に借入を行い、国外で債権を発行し、または対外的に担保を提供する等の外貨管理違反行為があった場合、外貨管理機関は警告を与え、違法金額 30%以下の罰金を科す。

第四十四条 規定に違反し、外貨または外貨決済資金の用途を許可なく変更した場合は、外貨管理機関はその改善を命じ、違法所得があるときは、違法金額の 30%以下の罰金を科す。その程度が重大であるときは、違法金額の 30%以上 100%以下の罰金を科す。

規定に違反し国内で外貨により計算決済するか外貨口座に振込むなど違法な外貨使用行為がある場合は、外貨管理機関が改善を命じ、警告を与え、違法金額の 30%以下の罰金を科す。

第四十五条 許可を得ないで行われた外貨売買、形を変えた外貨売買、不法な外貨転売買、ならびに違法な外貨売買仲介行為における外貨金額が比較的大きい場合、外貨管理機関が警告を発し、違法所得を没収するとともに、違法所得の 30%以下の罰金を科す。その程度が重大であるときは、違法所得の 30%以上 100%以下の罰金を科す。犯罪行為に該当する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第四十六条 許可を得ずに外貨決済、外貨販売業務を経営した場合、外貨管理機関は改善を命じるとともに、違法所得がある場合は、その違法所得を没収し、違法所得が 50 万元以上に達するときは、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。違法所得がないまたは違法所得が 50 万元を下回るときは 50 万元以上 200 万元以下の罰金を科す。その程度が重大であるときは、関係主管部門が営業停止を命じるか業務許可証を取上げる。犯罪行為に該当する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

許可を得ることなく、外貨決済、外貨販売業務以外の外貨業務を行なった者に対して

は、外貨管理機関または金融業務監督管理機構が前項規定に従い処罰を科す。

第四十七条 金融機構が下記のいずれかの状況に該当する場合、外貨管理機関は期限を定めて改善を命じると共に、その違法所得を没収し、且つ 20 万元以上 100 万元以下の罰金を科す。その程度が重大である場合または期限を過ぎても改善されない場合は、外貨管理機関が関係業務経営の停止を命じる。

(一) 経常項目の資金の収支処理にあたって、取引証票の真実性および外貨収支との一致性について合理的審査を行っていない場合。

(二) 規定に違反し資本項目の資金収支処理を行なった場合。

(三) 規定に違反し外貨決済、外貨販売業務を扱った場合。

(四) 外貨業務の総合為替ポジション管理に違反した場合。

(五) 外貨市場取引管理に違反した場合。

第四十八条 下記のいずれかの状況に該当する場合、外貨管理機関は改善を命じ、警告を発し、組織・機構に対しては 30 万元以下の罰金、個人に対しては 5 万元以下の罰金を科す。

(一) 規定通りの国際収支の統計申告行っていない場合。

(二) 規定通りの財務会計報告、統計諸表など資料を提出していない場合。

(三) 規定通りの有効証票を提出しておらずまたは提出した証票が真実ではない場合。

(四) 外貨口座管理規定に違反した場合。

(五) 外貨登記管理規定に違反した場合。

(六) 外貨管理機関の法に基づく監督検査または調査を拒否、妨害した場合。

第四十九条 国内機構が外貨管理規定に違反したときは、本条例によって処罰するほか、直接責任を負う主管責任者及びその他直接担当者に対し、処分を行う。金融機構に対し直接責任のある董事、監査役、高級管理人員及びその他直接責任を負うべき担当者に警告を発し、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科す。犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第五十条 外貨管理機関の担当者が私利を図り、職権を乱用し、汚職行為を行い、犯罪行為に該当する場合は、法に従い刑事責任を追及する。犯罪行為を構成するに至らない場合は、法に従い処分する。

第五十一条 当事者が外貨管理機関の行う具体的行政行為に不服である場合は、法に従い行政再議を申請できる。行政再議の決定に対ししても不服である場合は、法に従い人民法院に対し行政訴訟を提起することができる。

第八章 附 則

第五十二条 本条例において、下記用語の意味は、

(一) 国内機構とは、中華人民共和国国内の国家機関、企業、事業体、社会団体、部隊等を指し、外国の中国駐在外交領事機関、及び国際組織の中国駐在代表機関はこれに含まれない。

(二) 国内個人とは、中国公民と中華人民共和国国内で満1年連続居住した外国人を指し、中国駐在の外国外交人員及び国際組織の中国駐在代表はこれに含まれない。

(三) 経常項目とは、国際収支にかかる貨物、サービス、収益及び日常的に移転が行われる取引項目等を指す。

(四) 資本項目とは、国際収支において対外資産及び負債に変動をもたらす取引項目を指し、資産移転、直接投資、証券投資、デリバティブ商品及び借入金等を含む。

第五十三条 非金融機構が外貨決済、外貨販売業務を営するには、国务院外貨管理部門の承認を得なければならない。具体的管理方法は、国务院外貨管理部門が別途定める。

第五十四条 本条例は、公布日より施行する。

A. 外資企業/非貿易取引決済時の銀行宛提出書類

配当金の外国送金	董事会決議書（配当案を含むもの）、監査済の会計報告書、验资報告書（資本金払込済報告書）、外貨登記証、 所得税納税証明書	
	注： 配当は、登録資本金の払込完了、累積一掃、法定基金の積立を行っていることが前提。 銀行は外貨登記証と納税証明書の上に「**年度配当金送金済」と注記し、押印してコピーを保管する。 該当年度が「二免三減」期間内であれば、関係書類（税務署からの許可文献等）を添付する。 過年度の配当金を送金する場合、会計事務所による専用会計審査が必要。	
借入元本・利息の外国送金	元本と利息の送金承認書（国家外貨管理局発行）、非貿易対外付款申報単（非貿易対外送金報告）、納税証明書	
外国人従業員が受取る人民元収入の外貨への交換	依頼書、本人の有効なパスポート或いは本人を確認する証明書及び雇用証明（社会保障局発行の就労証或いは外事弁行室発行の専門家証）、人民元収入明細、納税証明	
外資系企業の外貨口座から払い出される職員の海外出張旅費	依頼書、出張先の国家乃至は地区への有効な入国ビザ付パスポート或いは香港・マカオ通行証、出国費用予算表	
コンサルティングサービス （技術コンサルティングを除く）	依頼書、契約書或いは協議書、インボイス或いは請求書、納税証明書	
荷主による国際海運運賃支払を目的とする外貨買取	依頼書、輸入契約或いは輸出契約、国際運輸専用インボイス（外貨購入用紙付） 注）荷主は外経貿主管部門の許可取得済み乃至は届出済みであり、輸出入業務経営権を有する企業法人でなければならない。荷主は直接国外運輸会社宛に国際海運項目下の運送費及び関連費用支払が可能。	
輸入海運運送支払用外貨支払	依頼書、国外海運会社との運送契約書或いは協議書、国外海運会社が提供したインボイス、B/L、 注）国際海運代理企業（貨物代理或いは船代理）国際海運専用外貨口座より直接国外へ送金しなければならない。 外貨を購入の上、対外支払いを行ってはならない。	
輸出海運運送費用の対外支払	依頼書、国外海運会社との運送契約書或いは協議書、国外海運会社が提供したインボイス、B/L、税務証明書	
海運運賃関連費用（国外向け関連代理費用、関税、積下ろし、倉庫保管料、組立料等）の対外支払	依頼書、国外代理機構が発行する協議書、国外代理機構が発行するインボイス、税務証明書 国際海運会社（国際船舶運輸、船舶代理、貨物運輸代理業）は銀行で直接外貨購入が可能。	
明確な規定のない非貿易取引の外貨購入、対外支払	3万米ドル以下	銀行が審査確認を行う。（依頼書、契約書またはインボイス）
	3万米ドル超10万米ドル以下	銀行が審査確認を行う。（依頼書、契約書またはインボイス、税務証明書）。
	10万米ドル超	企業所在地の外貨管理局が審査確認を行う。
	但し、過去2年間違反の無い「輸出外貨回収荣誉企業」、重要な影響力のある輸入企業、非貿易の外貨収支が頻繁な企業等は、予め所在地の外貨管理局の承認を受ければ、上記金額制限を受けず銀行で直接手続きが可能。	

◆ B. 外資系企業/無形資産に関する対外支払時の銀行宛提出資料

1、特許 (Patent)	(1)特許使用 許可	依頼書 契約または協議書 インボイスまたは請求書 国家知識産権局が発行する「特許実施許可契約の届出証明」 対外貿易経済主管部門が発行する「技術導入および設備輸入契約登録発効証書或いは「技術輸入許可証」または「技術輸入契約登記証」 「技術導入契約データ表」 税務証明書
	(2)特許権の 譲渡	依頼書 契約または協議書 インボイスまたは請求書 国家の特許主管部門が発行する「特許権登記の副本」または「特許広告証明」 対外貿易経済主管部門が発行する「技術導入および設備輸入契約登録発効証書」或いは「技術輸入許可証」または「技術輸入契約登記証」 「技術導入契約データ表」 税務証明書
2、商標 (Trademark)	(1)特許、ノウ ハウの使用許可或 いは譲渡を含ま ない商標の使用 許可	依頼書 契約または協議書 インボイスまたは請求書 国家の商標主管部門が発行する「商標使用許可契約届出通知書」 税務証明書、(売上証明)
	(2)特許、ノウ ハウの使用許可或 いは譲渡を含む 商標の使用許可	依頼書 契約または協議書 インボイスまたは請求書 国家の特許主管部門が発行する「特許権登記の副本」または「特許広告証明」 対外貿易経済主管部門が発行する「技術導入および設備輸入契約登録発効証書」或いは「技術輸入許可証」または「技術輸入契約登記証」 「技術導入契約データ表」 税務証明書
	(3)特許、ノウ ハウの使用許可或 いは譲渡を含ま ない商標の譲渡	依頼書 契約または協議書 インボイスまたは請求書 国家の商標主管部門が発行する「登録商標の譲渡認定証明」 税務証明書、(売上証明)
	(4)特許、ノウ ハウの使用許可或 いは譲渡を含む 商標の譲渡	依頼書 契約または協議書 インボイスまたは請求書 国家の特許主管部門が発行する「特許権登記簿の副本」または「特許広告証明」 国家の商標主管部門が発行する「登録商標の譲渡認定証明」 対外貿易経済主管部門が発行する「技術導入および設備輸入契約登録発効証書」或いは「技術輸入許可証」または「技術輸入契約登記証」 「技術導入契約データ表」 税務証明書

3、著作権 (Copyright)	(1) 図書などの 翻訳、リプリント	依頼書 契約または協議書 インボイスまたは請求書 著作権主管部門による「著作権契約登記印」が押捺してある著作権使用許可契約或いは契約登録の承認回答 税務証明書
	(2) 音響映像製 品の著作権の使 用許可	依頼書 契約または協議書 インボイスまたは請求書 著作権主管部門による「著作権契約登記印」が押捺してある著作権使用許可契約或いは契約登録の承認回答 音響映像製品主管部門が発給する認定書 税務証明書
	(3) 電子出版物 の著作権の使用 許可	依頼書 契約または協議書 インボイスまたは請求書 著作権主管部門による「著作権契約登記印」が押捺してある著作権使用許可契約或いは契約登録の承認回答 税務証明書
	(4) 計算機ソフト の使用許可	依頼書 契約または協議書 インボイスまたは請求書 著作権主管部門による「著作権契約登記印」が押捺してある著作権使用許可契約或いは契約登録の承認回答 対外貿易経済主管部門が発行する「技術導入および設備輸入契約登録発効証書」或いは「技術輸入許可証」または「技術輸入契約登記証」 「技術導入契約データ表」 税務証明書
4、非特許技 術 (Non-Patent Technology)	(1) ノウハウの使 用許可及び譲渡	依頼書 契約または協議書 インボイスまたは請求書 対外貿易経済主管部門が発行する「技術導入および設備輸入契約登録発効証書」或いは「技術輸入許可証」または「技術輸入契約登記証」 「技術導入契約データ表」 税務証明書
	(2) 技術コンサル タント、技術サー ビス、共同設計、 研究、開発、生 産	依頼書 契約または協議書 インボイスまたは請求書 対外貿易経済主管部門が発行する「技術導入および設備輸入契約登録発効証書」或いは「技術輸入許可証」または「技術輸入契約登記証」 「技術導入契約データ表」 税務証明書

**Department of Industrial Policy and
Promotion**

Ministry of Commerce and Industry

Government of India

CONSOLIDATED FDI POLICY

(EFFECTIVE FROM OCTOBER 1, 2010)

Government of India
Ministry of Commerce & Industry
Department of Industrial Policy & Promotion
(FC Section)

CIRCULAR 2 OF 2010

SUBJECT: CONSOLIDATED FDI POLICY.

The “Consolidated FDI Policy” is attached.

2. This circular will take effect from October 1, 2010.

(V.Bhaskar)
Joint Secretary to the Government of India

D/o IPP F. No. 5(14)/2010-FC Dated 30.09.2010

Copy forwarded to:

1. Press Information Officer, Press Information Bureau- for giving wide publicity to the above circular.
2. BE Section for uploading the circular on DIPP's website.
3. Department of Economic Affairs, Ministry of Finance, New Delhi
4. Reserve Bank of India, Mumbai

INDEX

DESCRIPTION	PAGE NUMBER
CHAPTER-1 INTENT AND OBJECTIVE	5
1.1 Intent And Objective	5
CHAPTER-2 DEFINITIONS	8
2.1 Definitions	8
CHAPTER-3 ORIGIN, TYPE, ELIGIBILITY, CONDITIONS AND ISSUE/TRANSFER OF INVESTMENT	14
3.1 Who can invest in India?	14
3.2. Types of Instruments	15
3.3 Entities into which FDI can be made	17
3.4 Conditions on Issue/Transfer of Shares	18
3.5 Issue of Instruments	23
CHAPTER-4 CALCULATION, ENTRY ROUTE, CAPS, ENTRY CONDITIONS ETC. OF INVESTMENT	26
4.1 Calculation of Total Foreign Investment i.e. Direct and Indirect Foreign Investment in Indian Companies	26
4.2 Entry Routes for Investment	29
4.3 Caps on Investments	32
4.4 Entry conditions on Investment	32
4.5 Other conditions on Investment besides entry conditions	32
4.6 Downstream Investment by Indian Companies	32
4.7 Guidelines for consideration of FDI Proposals by FIPB	35
4.8 Constitution of FIPB	37
4.9 Approval Levels for cases under Government Route	37
4.10 Cases which do not require fresh Approval	38
CHAPTER-5 POLICY ON ROUTE, CAPS AND ENTRY CONDITIONS	39
5.1 PROHIBITION ON INVESTMENT IN INDIA	39
5.2 SECTOR-SPECIFIC POLICY FOR FDI AGRICULTURE	39 39
5.2.1 Agriculture & Animal Husbandry	39
5.2.2 Tea plantation	41

INDUSTRY	42
MINING	42
5.2.3 Mining	42
MANUFACTURING	44
5.2.4 Manufacture of items reserved for production in Micro and Small Enterprises (MSEs)	44
5.2.5 Defence Industry	44
POWER	47
5.2.6 Electric Generation, Transmission, Distribution and Trading	47
SERVICES SECTOR	48
5.2.7 Civil Aviation Sector	48
5.2.8 Asset Reconstruction Companies	50
5.2.9 Banking –Private sector	51
5.2.10 Banking- Public Sector	53
5.2.11 Broadcasting	54
5.2.12 Commodity Exchanges	55
5.2.13 Development of Townships, Housing, Built-up infrastructure and Construction-development projects	56
5.2.14 Credit Information Companies (CIC)	58
5.2.15 Industrial Parks both setting up and in established Industrial Parks	59
5.2.16 Insurance	61
5.2.17 Infrastructure Company in the Securities Market	61
5.2.18 Non-Banking Finance Companies (NBFC)	61
5.2.19 Petroleum & Natural Gas Sector	64
5.2.20 Print Media	64
5.2.21 Security Agencies in Private sector	65
5.2.22 Satellites – Establishment and operation	66
5.2.23 Telecommunication	66
5.2.24 Trading	71
5.2.25 Courier services for carrying packages, parcels and other items which do not come within the ambit of the Indian Post Office Act, 1898	73
CHAPTER-6 REMITTANCE, REPORTING AND VIOLATION	75
6.1 Remittance and Repatriation	75
6.2 Reporting of FDI	76
6.3 Adherence to Guidelines/Orders and Consequences of Violation	78
Penalties	79
Adjudication and Appeals	79
Compounding Proceedings	80
ANNEXURES	
Annex-1 Form FC-GPR	81

Annex-2 Terms and conditions for transfer of capital instruments from resident to non-resident and vice-versa	92
Annex-3 Documents to be submitted by a person resident in India for transfer of shares to a person resident outside India by way of gift	97
Annex-4 Definition of "relative" as given in Section 6 of Companies Act, 1956	98
Annex-5 Report by the Indian company receiving amount of consideration for issue of shares / convertible debentures under the FDI scheme	99
Annex-6 Know Your Customer (KYC) Form in respect of the non-resident investor	101
Annex-7 Form FC-TRS	102
Annex-8 Form DR	107
Annex-9 Form DR - Quarterly	109

CHAPTER 4: CALCULATION, ENTRY ROUTE, CAPS, ENTRY CONDITIONS, ETC. OF INVESTMENT

4.1 CALCULATION OF TOTAL FOREIGN INVESTMENT I.E. DIRECT AND INDIRECT FOREIGN INVESTMENT IN INDIAN COMPANIES.

4.1.1 Investment in Indian companies can be made both by non-resident as well as resident Indian entities. Any non-resident investment in an Indian company is direct foreign investment. Investment by resident Indian entities could again comprise of both resident and non-resident investment. Thus, such an Indian company would have indirect foreign investment if the Indian investing company has foreign investment in it. The indirect investment can also be a cascading investment i.e. through multi-layered structure.

4.1.2 For the purpose of computation of indirect Foreign investment, Foreign Investment in Indian company shall include all types of foreign investments i.e. FDI; investment by FIIs(holding as on March 31); NRIs; ADRs; GDRs; Foreign Currency Convertible Bonds (FCCB); fully, compulsorily and mandatorily convertible preference shares and fully, compulsorily and mandatorily convertible Debentures regardless of whether the said investments have been made under Schedule 1, 2, 3 and 6 of FEMA (Transfer or Issue of Security by Persons Resident Outside India) Regulations.

4.1.3 Guidelines for calculation of total foreign investment i.e. direct and indirect foreign investment in an Indian company.

- (i) **Counting the Direct Foreign Investment:** All investment directly by a non-resident entity into the Indian company would be counted towards foreign investment.
- (ii) **Counting of indirect foreign Investment:**
 - (a) The foreign investment through the investing Indian company would not be considered for calculation of the indirect foreign investment in case of Indian companies which are ‘owned **and** controlled’ by resident Indian citizens and/or Indian Companies which are owned and controlled by resident Indian citizens .
 - (b) For cases where condition (a) above is not satisfied or if the investing company is owned **or** controlled by ‘non resident entities’, the entire investment by the

investing company into the subject Indian Company would be considered as indirect foreign investment,

Provided that, as an exception, the indirect foreign investment in only the 100% owned subsidiaries of operating-cum-investing/investing companies, will be limited to the foreign investment in the operating-cum-investing/ investing company. This exception is made since the downstream investment of a 100% owned subsidiary of the holding company is akin to investment made by the holding company and the downstream investment should be a mirror image of the holding company. This exception, however, is strictly for those cases where the entire capital of the downstream subsidy is owned by the holding company.

Illustration

To illustrate, if the indirect foreign investment is being calculated for Company X which has investment through an investing Company Y having foreign investment, the following would be the method of calculation:

(A) where Company Y has foreign investment less than 50%- Company X would not be taken as having any indirect foreign investment through Company Y.

(B) where Company Y has foreign investment of say 75% and:

(I) invests 26% in Company X, the entire 26% investment by Company Y would be treated as indirect foreign investment in Company X;

(II) Invests 80% in Company X, the indirect foreign investment in Company X would be taken as 80%

(III) where Company X is a wholly owned subsidiary of Company Y (i.e. Company Y owns 100% shares of Company X), then only 75% would be treated as indirect foreign equity and the balance 25% would be treated as resident held equity. The indirect foreign equity in Company X would be computed in the ratio of 75: 25 in the total investment of Company Y in Company X.

(iii)The total foreign investment would be the sum total of direct and indirect foreign investment.

(iv) The above methodology of calculation would apply at every stage of investment in Indian Companies and thus to each and every Indian Company.

(v) Additional conditions:

(a) The full details about the foreign investment including ownership details etc. in Indian company(s) and information about the control of the company(s) would be

- furnished by the Company(s) to the Government of India at the time of seeking approval.
- (b) In any sector/activity, where Government approval is required for foreign investment and in cases where there are any *inter-se* agreements between/amongst share-holders which have an effect on the appointment of the Board of Directors or on the exercise of voting rights or of creating voting rights disproportionate to shareholding or any incidental matter thereof, such agreements will have to be informed to the approving authority. The approving authority will consider such *inter-se* agreements for determining ownership and control when considering the case for granting approval for foreign investment.
- (c) In all sectors attracting sectoral caps, the balance equity i.e. beyond the sectoral foreign investment cap, would specifically be beneficially owned by/held with/in the hands of resident Indian citizens and Indian companies, owned and controlled by resident Indian citizens.
- (d) In the I& B and Defence sectors where the sectoral cap is less than 49%, the company would need to be ‘owned **and** controlled’ by resident Indian citizens and Indian companies, which are owned and controlled by resident Indian citizens.
- (A) For this purpose, the equity held by the largest Indian shareholder would have to be at least 51% of the total equity, excluding the equity held by Public Sector Banks and Public Financial Institutions, as defined in Section 4A of the Companies Act, 1956. The term ‘largest Indian shareholder’, used in this clause, will include any or a combination of the following:
- (I) In the case of an individual shareholder,
- (aa) The individual shareholder,
- (bb) A relative of the shareholder within the meaning of Section 6 of the Companies Act, 1956.
- (cc) A company/ group of companies in which the individual shareholder/HUF to which he belongs has management and controlling interest.
- (II) In the case of an Indian company,
- (aa) The Indian company
- (bb) A group of Indian companies under the same management and ownership control.

- (B) For the purpose of this Clause, “Indian company” shall be a company which must have a resident Indian or a relative as defined under Section 6 of the Companies Act, 1956/ HUF, either singly or in combination holding at least 51% of the shares.
- (C) Provided that, in case of a combination of all or any of the entities mentioned in Sub-Clauses (i) and (ii) of clause 4.1.3(v)(d)(1) above, each of the parties shall have entered into a legally binding agreement to act as a single unit in managing the matters of the applicant company.
- (e) If a declaration is made by persons as per section 187C of the Indian Companies Act about a beneficial interest being held by a non resident entity, then even though the investment may be made by a resident Indian citizen, the same shall be counted as foreign investment.

4.1.4 The above mentioned policy and the methodology would be applicable for determining the total foreign investment in all sectors, excepting in sectors where it is governed specifically under any statutes or rules there under. The above methodology of determining direct and indirect foreign investment therefore does not apply to the Insurance Sector which will continue to be governed by the relevant Regulation.

4.1.5 Any foreign investment already made in accordance with the guidelines in existence prior to February 13, 2009 (date of issue of Press Note 2 of 2009) would not require any modification to conform to these guidelines. All other investments, past and future, would come under the ambit of these new guidelines.

4.2 ENTRY ROUTES FOR INVESTMENT:

4.2.1 Investments can be made by non-residents in the equity shares/fully, compulsorily and mandatorily convertible debentures/ fully, compulsorily and mandatorily convertible preference shares of an Indian company, through two routes; the Automatic Route and the Government Route. Under the Automatic Route, the non-resident investor or the Indian company does not require any approval from the RBI or Government of India for the investment. Under the Government Route, prior approval of the Government of India through Foreign Investment Promotion Board (FIPB) is required. Proposals for foreign investment under Government route as laid down in the FDI policy from time to time, are

considered by the Foreign Investment Promotion Board (FIPB) in Department of Economic Affairs (DEA), Ministry of Finance.

4.2.2 Investment would be subject to the ‘Existing Venture/ tie-up condition’³ as defined below:

4.2.2.1 With effect from January 12, 2005 the joint venture agreements are expected to include a ‘conflict of interest’ clause to determine/ safeguard the interests of joint venture partners in the event of one of the partners desiring to set up another joint venture or a wholly owned subsidiary in the same field of economic activity. The policy is, however, expected to protect the interest of the joint venture partner where the agreement had been entered on/ prior to January 12, 2005.

4.2.2.2 Where a non-resident investor has an existing joint venture/ technology transfer/ trademark agreement, as on January 12, 2005, new proposals in the same field for investment/technology transfer/technology collaboration/trademark agreement would have to be under the Government approval route through FIPB/ Project Approval Board. The onus to provide requisite justification that the new proposal would not jeopardize the existing joint venture or technology transfer/ trademark partner, would lie equally on the non-resident investor/ technology supplier and the Indian partner.

4.2.2.3 The following investments, however, will be exempt from the requirement of Government approval even though the non-resident investor may be having a joint venture or technology transfer/ trademark agreement in the same field:

- (a) Investments to be made by Venture Capital Fund registered with the Securities and Exchange Board of India (SEBI); or
- (b) Investments by Multinational Financial Institutions like Asian Development Bank(ADB), International Finance Corporation(IFC), Commonwealth Finance Corporation (CDC), Deutsche Entwicklungs Gescellschaft (DEG) etc.; or
- (c) where in the existing joint venture, investment by either of the parties is less than 3 per cent; or
- (d) where the existing joint venture / collaboration is defunct or sick; or

³ DIPP has released a Discussion paper calling for views/suggestions from the stakeholders to review the extant policy on subjecting investment to the ‘Existing Venture/ tie-up condition’

(e) for issue of shares of an Indian company engaged in Information Technology sector or in the mining sector, if the existing joint venture or technology transfer / trade mark agreement of the person to whom the shares are to be issued are also in the Information Technology sector or in the mining sector for same area/mineral.

4.2.2.4 For the purpose of 'same' field 4 digit NIC, 1987 Code⁴ will be relevant.

4.2.3 Guidelines for establishment of Indian companies/ transfer of ownership or control of Indian companies, from resident Indian citizens to non-resident entities, in sectors with caps:

In sectors/activities with caps, including *inter-alia* defence production, air transport services, ground handling services, asset reconstruction companies, private sector banking, broadcasting, commodity exchanges, credit information companies, insurance, print media, telecommunications and satellites, Government approval/FIPB approval would be required in all cases where:

- (i) An Indian company is being established with foreign investment and is owned by a non-resident entity or
- (ii) An Indian company is being established with foreign investment and is controlled by a non-resident entity or
- (iii) The control of an existing Indian company, currently owned or controlled by resident Indian citizens and Indian companies, which are owned or controlled by resident Indian citizens, will be/is being transferred/passed on to a non-resident entity as a consequence of transfer of shares and/or fresh issue of shares to non-resident entities through amalgamation, merger/demerger, acquisition etc. or
- (iv) The ownership of an existing Indian company, currently owned or controlled by resident Indian citizens and Indian companies, which are owned or controlled by resident Indian citizens, will be/is being transferred/passed on to a non-resident entity as a consequence of transfer of shares and/or fresh issue of shares to non-resident entities through amalgamation, merger/demerger, acquisition etc.
- (v) It is clarified that these guidelines will not apply for sectors/activities where there are no foreign investment caps, that is, 100% foreign investment is permitted under the automatic route.

⁴ NIC Codes are available at <http://siadipp.nic.in/policy/nic/nic.htm>

(vi) It is also clarified that Foreign investment shall include all types of foreign investments i.e. FDI, investment by FIIs, NRIs, ADRs, GDRs, Foreign Currency Convertible Bonds (FCCB) and fully, mandatorily & compulsorily convertible preference shares/debentures, regardless of whether the said investments have been made under Schedule 1, 2, 3 and 6 of FEMA (Transfer or Issue of Security by Persons Resident Outside India) Regulations.

4.3 CAPS ON INVESTMENTS

4.3.1 Investments can be made by non-residents in the capital of a resident entity only to the extent of the percentage of the total capital as provided/permitted in the FDI policy. Thus while investment are prohibited in some sectors/activities, there are restrictions/conditions/caps on the investment in certain other sector/activities. The caps in various sector(s)/activity are detailed out in Chapter 5 of this circular.

4.4 ENTRY CONDITIONS ON INVESTMENT

4.4.1 Investments can be permitted to be made by non-residents in the capital of a resident entity in certain sectors/activity with entry conditions. These entry conditions would be applicable for investment only by non-resident entities. Such conditions may include norms for minimum capitalization, lock-in period, etc. The entry conditions in various sectors/activities are detailed in Chapter 5 of this circular.

4.5 OTHER CONDITIONS ON INVESTMENT BESIDES ENTRY CONDITIONS

4.5.1 Besides the entry conditions on foreign investment, the investment/investors need to conform to all relevant sectoral laws, regulations, rules etc.

4.5.2 The national security/internal security related conditions as contained in relevant statutes or notifications of the Government will also have to be complied with.

4.5.3 The State Governments/Union Territories have regulations in relations to the subjects in their legislative domain. These conditions also have to be met/complied with.

4.6 DOWNSTREAM INVESTMENT BY INDIAN COMPANIES

4.6.1 The Policy for downstream investment by Indian companies seeks to lay down and clarify about compliance with the Foreign investment norms on entry route, conditionalities and sectoral caps. The 'guiding principle' is that downstream investment by companies

‘owned’ or ‘controlled’ by non resident entities would require to follow the same norms as a direct foreign investment i.e. only as much can be done by way of indirect foreign investment through downstream investment in Para 4.1 as can be done through direct foreign investment and what can be done directly can be done indirectly under same norms.

4.6.2 The Guidelines for calculation of total foreign investment, both direct and indirect in an Indian company, at every stage of investment, including downstream investment, have been detailed in Para 4.1 which enables determination of total foreign investment in any/all Indian Companies.

4.6.3 For the purpose of this chapter,

- (i) ‘Operating Company’ is an Indian company which is undertaking operations in various economic activities and sectors.
- (ii) ‘Downstream investment’ means indirect foreign investment by one Indian company into another Indian company by way of subscription or acquisition in terms of Para 4.1. Para 4.1.3 provides the guidelines for calculation of indirect foreign investment with conditions specified in para 4.1.3 (v).
- (iv) ‘Foreign Investment’ would have the same meaning as in Para 4.1

4.6.4 Guidelines for foreign investment into investing companies /downstream investment by Indian Companies ‘owned and/or controlled by non resident entities’ as per Para 4.1:

The Policy on downstream investment comprises policy for (i) only operating companies (ii) operating-cum-investing companies (iii) only investing companies as below:

- (i) Only operating companies: Foreign investment in such companies would have to comply with the relevant sectoral conditions on entry route, conditionalities and caps with regard to the sectors in which such companies are operating.
- (ii) Operating-cum-investing companies:
 - (a) Foreign investment into such companies would have to comply with the relevant sectoral conditions on entry route, conditionalities and caps with regard to the sectors in which such companies are operating.

(b) Further, the subject Indian companies into which downstream investments are made by such companies would have to comply with the relevant sectoral conditions on entry route, conditionalities and caps in regard of the sector in which the subject Indian companies are operating.

(iii) Investing companies:

(a) Foreign Investment in Investing Companies will require the prior Government/FIPB approval, regardless of the amount or extent of foreign investment.

(b) The Indian companies into which downstream investments are made by such investing companies would have to comply with the relevant sectoral conditions on entry route, conditionalities and caps in regard of the sector in which the subject Indian companies are operating.

4.6.5 For infusion of foreign investment into such companies which do not have any operations and also do not have any downstream investments, Government/FIPB approval would be required, regardless of the amount or extent of foreign investment. Further, as and when such company commences business(s) or makes downstream investment it will have to comply with the relevant sectoral conditions on entry route, conditionalities and caps.

4.6.6. For Operating-cum- investing companies and investing companies (Para 4.6.4) and for companies as per para 4.6.5 above, downstream investments can be made subject to the following conditions:

- (i) Such company is to notify SIA, DIPP and FIPB of its downstream investment in the form available at <http://www.fipbindia.com/portal/forms/FIPB%20Application%20Form%20for%20Press%20Note%204%20of%202009.doc> within 30 days of such investment even if capital instruments have not been allotted along with the modality of investment in new/existing ventures (with/without expansion programme);
- (ii) downstream investment by way of induction of foreign equity in an existing Indian Company to be duly supported by a resolution of the Board of Directors supporting the said induction as also a shareholders Agreement if any;
- (iii) issue/transfer/pricing/valuation of shares shall be in accordance with applicable SEBI/RBI guidelines;

(iv) For the purpose of downstream investment, the operating cum investing companies and the investing companies would have to bring in requisite funds from abroad and not leverage funds from domestic market for such investments. This would, however, not preclude downstream operating companies from raising debt in the domestic market. Downstream investments through internal accruals are permissible, subject to provisions of para 4.6.4.

4.7 GUIDELINES FOR CONSIDERATION OF FDI PROPOSALS BY FIPB:

4.7.1 The following guidelines are laid down to enable the FIPB to consider the proposals for FDI and formulate its recommendations.

4.7.2 All applications should be put up before the FIPB by its Secretariat within 15 days and it should be ensured that comments of the administrative ministries are placed before the Board either prior to/or in the meeting of the Board.

4.7.3 Proposals should be considered by the Board keeping in view the time frame of thirty (30) days for communicating Government decision.

4.7.4 In cases in which either the proposal is not cleared or further information is required in order to obviate delays presentation by applicant in the meeting of the FIPB should be resorted to.

4.7.5 While considering cases and making recommendations, FIPB should keep in mind the sectoral requirements and the sectoral policies vis-à-vis the proposal (s).

4.7.6 FIPB would consider each proposal in its totality

4.7.7 The Board should examine the following while considering proposals submitted to it for consideration.

- (i) whether the items of activity involve industrial licence or not and if so the considerations for grant of industrial licence must be gone into;
- (ii) whether the proposal involves any export projection and if so the items of export and the projected destinations.
- (iii) Whether the proposal has any strategic or defence related considerations.

4.7.8 While considering proposals the following may be prioritised.

- (i) Items falling in infrastructure sector.
- (ii) Items which have an export potential.
- (iii) Items which have large scale employment potential and especially for rural people.
- (iv) Items which have a direct or backward linkage with agro business/farm sector.

(v) Items which have greater social relevance such as hospitals, human resource development, life saving drugs and equipment.

(vi) Proposals which result in induction of technology or infusion of capital.

4.7.9 The following should be especially considered during the scrutiny and consideration of proposals.

(i) The extent of foreign equity proposed to be held (keeping in view sectoral caps if any

(ii) Extent of equity from the point of view whether the proposed project would amount to a holding company/wholly owned subsidiary/a company with dominant foreign investment (i.e. 76% or more) joint venture.

(iii) Whether the proposed foreign equity is for setting up a new project (joint venture or otherwise) or whether it is for enlargement of foreign/NRI equity or whether it is for fresh induction of foreign equity/NRI equity in an existing Indian company.

(iv) In the case of fresh induction offerings/NRI equity and/or in cases of enlargement of foreign/NRI equity, in existing Indian companies whether there is a resolution of the Board of Directors supporting the said induction/enlargement of foreign/NRI equity and whether there is a shareholders agreement or not.

(v) In the case of induction of fresh equity in the existing Indian companies and/or enlargement of foreign equity in existing Indian companies, the reason why the proposal has been made and the modality for induction/enhancement (i.e. whether by increase of paid up capital/authorized capital, transfer of shares (hostile or otherwise) whether by rights issue, or by what modality.

(vi) Issue/transfer/pricing of shares will be as per SEBI/RBI guidelines.

(vii) Whether the activity is an industrial or a service activity or a combination of both.

(viii) Whether the items of activity involves any restriction by way of reservation for the Micro & Small Enterprises sector.

(ix) Whether there are any sectoral restrictions on the activity

(x) Whether the proposal involves import of items which are either hazardous, banned or detrimental to environment (e.g. import of plastic scrap or recycled plastics).

4.7.10 No condition specific to the letter of approval issued to a non-resident investor would be changed or additional condition imposed subsequent to the issue of a letter of approval. This would not prohibit changes in general policies and, regulations applicable to the industrial sector.

4.8 CONSTITUTION OF FIPB :

4.8.1 FIPB comprises of the following Core Group of Secretaries to the Government of India:

- (i) Secretary to Government, Department of Economic Affairs, Ministry of Finance – Chairperson
- (ii) Secretary to Government, Department of Industrial Policy & Promotion, Ministry of Commerce & Industry
- (iii) Secretary to Government, Department of Commerce, Ministry of Commerce & Industry
- (iv) Secretary to Government, Economic Relations, Ministry of External Affairs
- (v) Secretary to Government, Ministry of Overseas Indian Affairs.

4.8.2 The Board would be able to co-opt other Secretaries to the Central Government and top officials of financial institutions, banks and professional experts of Industry and Commerce, as and when necessary.

4.9 APPROVAL LEVELS FOR CASES UNDER GOVERNMENT ROUTE

4.9.1 The following approval levels shall operate for proposals involving FDI under the Government route i.e. requiring prior Government approval:

- (i) The Minister of Finance who is in-charge of FIPB would consider the recommendations of FIPB on proposals with total foreign equity inflow of and below Rs.1200 crore.
- (ii) The recommendations of FIPB on proposals with total foreign equity inflow of more than Rs. 1200 crore would be placed for consideration of CCEA. The FIPB Secretariat in DEA will process the recommendations of FIPB to obtain the approval of Minister of Finance and CCEA.

- (iii) The CCEA would also consider the proposals which may be referred to it by the FIPB/ the Minister of Finance (in-charge of FIPB).

4.10 CASES WHICH DO NOT REQUIRE FRESH APPROVAL

4.10.1 Companies may not require fresh prior approval of the Government i.e. Minister in-charge of FIPB/CCEA for bringing in additional foreign investment into the same entity, in the following cases:

(i) Cases of entities whose activities had earlier required prior approval of FIPB/CCFI/CCEA and who had, accordingly, earlier obtained prior approval of FIPB/CCFI/CCEA for their initial foreign investment but subsequently such activities/sectors have been placed under automatic route;

(ii) Cases of entities whose activities had sectoral caps earlier and who had, accordingly, earlier obtained prior approval of FIPB/CCFI/CCEA for their initial foreign investment but subsequently such caps were removed/increased and the activities placed under the automatic route; provided that such additional investment alongwith the initial/original investment does not exceed the sectoral caps; and

(iii) The cases of additional foreign investment into the same entity where prior approval of FIPB/CCFI/CCEA had been obtained earlier for the initial/original foreign investment due to requirements of Press Note 18/1998 or Press Note 1 of 2005 and prior approval of the Government under the FDI policy is not required for any other reason/purpose.

4.11 Guidelines for e-filing of applications, filing of amendment applications and instructions to applicants are available at FIPB's website (<http://finmin.nic.in/fipbweb/fipbwebreports/webpage.asp> and <http://www.fipbindia.com>).

CHAPTER 5: POLICY ON ROUTE, CAPS AND ENTRY CONDITIONS:

5.1 PROHIBITION ON INVESTMENT IN INDIA.

FDI is prohibited in the following activities/sectors:

- (a) Retail Trading (except single brand product retailing)
- (b) Lottery Business including Government /private lottery, online lotteries, etc.
- (c) Gambling and Betting including casinos etc.
- (d) Business of chit fund
- (e) Nidhi company
- (f) Trading in Transferable Development Rights (TDRs)
- (g) Real Estate Business or Construction of Farm Houses
- (h) Manufacturing of Cigars, cheroots, cigarillos and cigarettes, of tobacco or of tobacco substitutes
- (i) Activities / sectors not opened to private sector investment including Atomic Energy and Railway Transport (other than Mass Rapid Transport Systems).

Besides foreign investment in any form, **foreign technology collaboration in any form** including licensing for franchise, trademark, brand name, management contract is also completely prohibited for Lottery Business and Gambling and Betting activities.

5.2 SECTOR-SPECIFIC POLICY FOR FDI

In the following sectors/activities, FDI up to the limit indicated against each sector/activity is allowed/permitted subject to other conditions indicated & security conditions where applicable. In sectors/activities not listed below, FDI is permitted upto 100% on the automatic route, subject to applicable laws/sectoral rules/regulations/security conditions.

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
AGRICULTURE			
5.2.1	Agriculture & Animal Husbandry		
	Floriculture, Horticulture, Development of Seeds, Animal Husbandry, Pisciculture, Aquaculture	100%	Automatic

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	and Cultivation of Vegetables & Mushrooms under controlled conditions and services related to agro and allied sectors Note: Besides the above, FDI is not allowed in any other agricultural sector/activity		
5.2.1.1	Other conditions:		
	<p>For companies dealing with development of transgenic seeds/vegetables, the following conditions apply:</p> <p>(i) When dealing with genetically modified seeds or planting material the company shall comply with safety requirements in accordance with laws enacted under the Environment (Protection) Act on the genetically modified organisms.</p> <p>(ii) Any import of genetically modified materials if required shall be subject to the conditions laid down vide Notifications issued under Foreign Trade (Development and Regulation) Act, 1992.</p> <p>(iii) The company shall comply with any other Law, Regulation or Policy governing genetically modified material in force from time to time.</p> <p>(iv) Undertaking of business activities involving the use of genetically engineered cells and material shall be subject to the receipt of approvals from Genetic Engineering Approval Committee (GEAC) and Review Committee on Genetic Manipulation (RCGM).</p> <p>(v) Import of materials shall be in accordance with National Seeds Policy.</p> <p>(vi) The term “under controlled conditions” covers the following:</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖ ‘Cultivation under controlled conditions’ for the categories of Floriculture, Horticulture, Cultivation of vegetables and Mushrooms is the practice of cultivation wherein rainfall, temperature, solar radiation, air humidity and culture medium are controlled artificially. Control in these parameters may be effected through protected cultivation under green houses, net houses, poly houses or any other improved infrastructure facilities where micro-climatic conditions are regulated anthropogenically. 		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<ul style="list-style-type: none"> ❖ Development of seeds will be considered to be ‘under controlled conditions’ when seed farms/laboratories use tissue culture or any other micro-propagation techniques for development and multiplication of seeds/planting material. Seed development in the case of anthuriums, orchids and other ornamental crops in green houses/net houses/poly houses is also be included in this category. ❖ In case of Animal Husbandry, scope of the term ‘under controlled conditions’ includes – <ul style="list-style-type: none"> • Rearing of animals under intensive farming systems with stall-feeding. Intensive farming system will require climate systems (ventilation, temperature/humidity management), health care and nutrition, herd registering/pedigree recording, use of machinery, waste management systems. • Poultry breeding farms and hatcheries where micro-climate is controlled through advanced technologies like incubators, ventilation systems etc. ❖ In the case of pisciculture and aquaculture, ‘under controlled conditions’ includes – <ul style="list-style-type: none"> • Aquariums • Hatcheries where eggs are artificially fertilized and fry are hatched and incubated in an enclosed environment with artificial climate control. 		
5.2.2	Tea Plantation		
5.2.2.1	Tea sector including tea plantations Note: Besides the above, FDI is not allowed in any other plantation sector/activity	100%	Government
5.2.2.2	Other conditions:		
	(i) Compulsory divestment of 26% equity of the company in favour of an Indian partner/Indian public within a period of 5 years		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	(ii) Prior approval of the State Government concerned in case of any future land use change.		
INDUSTRY			
	MINING		
5.2.3	MINING		
5.2.3.1	Mining and Exploration of metal and non-metal ores including diamond, gold, silver and precious ores but excluding titanium bearing minerals and its ores; subject to the Mines and Minerals(Development & Regulation) Act, 1957.	100%	Automatic
5.2.3.2	Coal and Lignite		
	(1) Coal & Lignite mining for captive consumption by power projects, iron & steel and cement units and other eligible activities permitted under and subject to the provisions of Coal Mines (Nationalization) Act, 1973	100%	Automatic
	(2) Setting up coal processing plants like washeries subject to the condition that the company shall not do coal mining and shall not sell washed coal or sized coal from its coal processing plants in the open market and shall supply the washed or sized coal to those parties who are supplying raw coal to coal processing plants for washing or sizing.	100%	Automatic
5.2.3.3	Mining and mineral separation of titanium bearing minerals and ores, its value addition and integrated activities		
5.2.3.3.1	Mining and mineral separation of titanium bearing minerals & ores, its value addition and integrated activities subject to sectoral regulations and the Mines and Minerals (Development and Regulation Act 1957)	100%	Government
5.2.3.3.2	Other conditions:		
	India has large reserves of beach sand minerals in the coastal stretches around the country. Titanium bearing minerals viz. Ilmenite, rutile and leucoxene, and Zirconium bearing minerals including zircon are some of the		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>beach sand minerals which have been classified as “prescribed substances” under the Atomic Energy Act, 1962.</p> <p>Under the Industrial Policy Statement 1991, mining and production of minerals classified as “prescribed substances” and specified in the Schedule to the Atomic Energy (Control of Production and Use) Order, 1953 were included in the list of industries reserved for the public sector. Vide Resolution No. 8/1(1)/97-PSU/1422 dated 6th October 1998 issued by the Department of Atomic Energy laying down the policy for exploitation of beach sand minerals, private participation including Foreign Direct Investment (FDI), was permitted in mining and production of Titanium ores (Ilmenite, Rutile and Leucoxene) and Zirconium minerals (Zircon).</p> <p>Vide Notification No. S.O.61(E) dated 18.1.2006, the Department of Atomic Energy re-notified the list of “prescribed substances” under the Atomic Energy Act 1962. Titanium bearing ores and concentrates (Ilmenite, Rutile and Leucoxene) and Zirconium, its alloys and compounds and minerals/concentrates including Zircon, were removed from the list of “prescribed substances”.</p> <p>(i) FDI for separation of titanium bearing minerals & ores will be subject to the following additional conditions viz.:</p> <p>(A) value addition facilities are set up within India along with transfer of technology;</p> <p>(B) disposal of tailings during the mineral separation shall be carried out in accordance with regulations framed by the Atomic Energy Regulatory Board such as Atomic Energy (Radiation Protection) Rules, 2004 and the Atomic Energy (Safe Disposal of Radioactive Wastes) Rules, 1987.</p> <p>(ii) FDI will not be allowed in mining of “prescribed substances” listed in the Notification No. S.O. 61(E) dated 18.1.2006 issued by the Department of Atomic Energy.</p> <p>Clarification: (1) For titanium bearing ores such as Ilmenite, Leucoxene and Rutile, manufacture of titanium dioxide pigment and titanium sponge constitutes value addition. Ilmenite can be processed to produce 'Synthetic Rutile or Titanium Slag as an intermediate value added product.</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	(2) The objective is to ensure that the raw material available in the country is utilized \ for setting up downstream industries and the technology available internationally is available for setting up such industries within the country. Thus, if with the technology transfer, the objective of the FDI Policy can be achieved, the conditions prescribed at (i) (A) above shall be deemed to be fulfilled.		
	<u>MANUFACTURING</u>		
5.2.4	Manufacture of items reserved for production in Micro and Small Enterprises (MSEs)		
5.2.4.1	FDI in MSEs will be subject to the sectoral caps, entry routes and other relevant sectoral regulations. Any industrial undertaking which is not a Micro or Small Scale Enterprise, but manufactures items reserved for the MSE sector would require Government route where foreign investment is more than 24% in the capital. Such an undertaking would also require an Industrial License under the Industries (Development & Regulation) Act 1951, for such manufacture. The issue of Industrial License is subject to a few general conditions and the specific condition that the Industrial Undertaking shall undertake to export a minimum of 50% of the new or additional annual production of the MSE reserved items to be achieved within a maximum period of three years. The export obligation would be applicable from the date of commencement of commercial production and in accordance with the provisions of section 11 of the Micro, Small and Medium Enterprises Development Act 2006.		
5.2.5	DEFENCE		
5.2.5.1	Defence Industry subject to Industrial license under the Industries (Development & Regulation) Act 1951 ⁵	26%	Government
5.2.5.2	Other conditions:		
	(i) Licence applications will be considered and licences given by the Department of Industrial Policy & Promotion, Ministry of Commerce		

⁵ DIPP had recently released a Discussion paper calling for views/suggestions from the stakeholders to review the extant policy on FDI in Defence sector

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p data-bbox="491 271 1182 304">& Industry, in consultation with Ministry of Defence.</p> <p data-bbox="443 327 1410 465">(ii) Cases involving FDI will be considered by the FIPB and licences given by the Department of Industrial Policy & Promotion in consultation with Ministry of Defence.</p> <p data-bbox="443 488 1294 521">(iii) The applicant should be an Indian company / partnership firm.</p> <p data-bbox="443 544 1410 741">(iv) The management of the applicant company / partnership should be in Indian hands with majority representation on the Board as well as the Chief Executives of the company / partnership firm being resident Indians.</p> <p data-bbox="443 763 1410 853">(v) Full particulars of the Directors and the Chief Executives should be furnished along with the applications.</p> <p data-bbox="443 875 1410 1234">(vi) The Government reserves the right to verify the antecedents of the foreign collaborators and domestic promoters including their financial standing and credentials in the world market. Preference would be given to original equipment manufacturers or design establishments, and companies having a good track record of past supplies to Armed Forces, Space and Atomic energy sections and having an established R & D base.</p> <p data-bbox="443 1256 1410 1570">(vii) There would be no minimum capitalization for the FDI. A proper assessment, however, needs to be done by the management of the applicant company depending upon the product and the technology. The licensing authority would satisfy itself about the adequacy of the net worth of the non-resident investor taking into account the category of weapons and equipment that are proposed to be manufactured.</p> <p data-bbox="443 1592 1410 1839">(viii) There would be a three-year lock-in period for transfer of equity from one non-resident investor to another non-resident investor (including NRIs & erstwhile OCBs with 60% or more NRI stake) and such transfer would be subject to prior approval of the FIPB and the Government.</p> <p data-bbox="443 1861 1410 2007">(ix) The Ministry of Defence is not in a position to give purchase guarantee for products to be manufactured. However, the planned acquisition programme for such equipment and overall requirements would be</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>made available to the extent possible.</p> <p>(x) The capacity norms for production will be provided in the licence based on the application as well as the recommendations of the Ministry of Defence, which will look into existing capacities of similar and allied products.</p> <p>(xi) Import of equipment for pre-production activity including development of prototype by the applicant company would be permitted.</p> <p>(xii) Adequate safety and security procedures would need to be put in place by the licensee once the licence is granted and production commences. These would be subject to verification by authorized Government agencies.</p> <p>(xiii) The standards and testing procedures for equipment to be produced under licence from foreign collaborators or from indigenous R & D will have to be provided by the licensee to the Government nominated quality assurance agency under appropriate confidentiality clause. The nominated quality assurance agency would inspect the finished product and would conduct surveillance and audit of the Quality Assurance Procedures of the licensee. Self-certification would be permitted by the Ministry of Defence on case to case basis, which may involve either individual items, or group of items manufactured by the licensee. Such permission would be for a fixed period and subject to renewals.</p> <p>(xiv) Purchase preference and price preference may be given to the Public Sector organizations as per guidelines of the Department of Public Enterprises.</p> <p>(xv) Arms and ammunition produced by the private manufacturers will be primarily sold to the Ministry of Defence. These items may also be sold to other Government entities under the control of the Ministry of Home Affairs and State Governments with the prior approval of the Ministry of Defence. No such item should be sold within the country to any other person or entity. The export of manufactured items would</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>be subject to policy and guidelines as applicable to Ordnance Factories and Defence Public Sector Undertakings. Non-lethal items would be permitted for sale to persons / entities other than the Central of State Governments with the prior approval of the Ministry of Defence. Licensee would also need to institute a verifiable system of removal of all goods out of their factories. Violation of these provisions may lead to cancellation of the licence.</p> <p>(xvi) Government decision on applications to FIPB for FDI in defence industry sector will be normally communicated within a time frame of 10 weeks from the date of acknowledgement.</p>		
	<u>POWER</u>		
5.2.6	Electric Generation, Transmission, Distribution and Trading		
5.2.6.1	<p>i) Generation and transmission of electric energy produced in-hydro electric, coal/lignite based thermal, oil based thermal and gas based thermal power plants.</p> <p>ii) Non-Conventional Energy Generation and Distribution.</p> <p>iii) Distribution of electric energy to households, industrial, commercial and other users and</p> <p>iv) Power Trading</p> <p>Note 1: All the above would be subject to the provisions of the Electricity Act 2003.</p> <p>Note 2: (i) to (iii) above do not include generation, transmission and distribution of electricity produced in atomic power plant/atomic energy since private investment in this sector/activity is prohibited and is reserved for</p>	100%	Automatic

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	public sector.		
<u>SERVICES SECTOR</u>			
5.2.7	Civil Aviation Sector		
5.2.7.1	<p>The Civil Aviation sector includes Airports, Scheduled and Non-Scheduled domestic passenger airlines, Helicopter services / Seaplane services, Ground Handling Services, Maintenance and Repair organizations; Flying training institutes; and Technical training institutions.</p> <p>For the purposes of the Civil Aviation sector:</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) "Airport" means a landing and taking off area for aircrafts, usually with runways and aircraft maintenance and passenger facilities and includes aerodrome as defined in clause (2) of section 2 of the Aircraft Act, 1934; (ii) "Aerodrome" means any definite or limited ground or water area intended to be used, either wholly or in part, for the landing or departure of aircraft, and includes all buildings, sheds, vessels, piers and other structures thereon or pertaining thereto; (iii) "Air transport service" means a service for the transport by air of persons, mails or any other thing, animate or inanimate, for any kind of remuneration whatsoever, whether such service consists of a single flight or series of flights. (iv) "Air Transport Undertaking" means an undertaking whose business includes the carriage by air of passengers or cargo for hire or reward. (v) "Aircraft component" means any part, the soundness and correct functioning of which, when fitted to an aircraft, is essential to the continued airworthiness or safety of the aircraft and includes any item of equipment; (vi) "Helicopter" means a heavier-than-air aircraft supported in flight by the reactions of the air on one or more power driven rotors on substantially vertical axis; (vii) "Scheduled air transport service", means an air transport service undertaken between the same two or more places and operated 		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>according to a published time table or with flights so regular or frequent that they constitute a recognizably systematic series, each flight being open to use by members of the public.</p> <p>(viii) “Non-Scheduled Air Transport service” means any service which is not a scheduled air transport service and will include Chartered and Cargo airlines.</p> <p>(ix) “Chartered” and “Cargo” airlines would mean such airlines which meet the conditions as given in the Civil Aviation Requirements issued by the Ministry of Civil Aviation.</p> <p>(x) "Seaplane" means an aeroplane capable normally of taking off from and alighting solely on water;</p> <p>(xi) “Ground Handling” means (i) ramp handling , (ii) traffic handling both of which shall include the activities as specified by the Ministry of Civil Aviation through the Aeronautical Information Circulars from time to time, and (iii) any other activity specified by the Central Government to be a part of either ramp handling or traffic handling.</p>		
5.2.7.2	<p>Policy for FDI in Civil Aviation sector The policy for FDI in the Civil Aviation Sector would be subject to the Aircraft Rules, 1934 as amended from time to time, Civil Aviation Requirements, and Aeronautical Information Circulars as notified by the Ministry of Civil Aviation</p>		
5.2.7.2.1	Airports		
	(a) Greenfield projects	100%	Automatic
	(b) Existing projects	100%	Automatic up to 74% Government route beyond 74%
5.2.7.2.2	Air Transport Services		
	<p>(a) Air Transport Services would include Domestic Scheduled Passenger Airlines; Non-Scheduled Airlines; Chartered Airlines; Cargo Airlines; helicopter and seaplane services.</p> <p>(b) No foreign airlines would be allowed to participate directly or indirectly in the equity of an Air Transport Undertaking engaged in operating</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	Scheduled, Non-Scheduled, and Chartered airlines. (c) Foreign airlines are allowed to participate in the equity of companies operating Cargo airlines, helicopter and seaplane services.		
	(1) Scheduled Air Transport Service/ Domestic Scheduled Passenger Airline	49% FDI (100% for NRIs)	Automatic
	(2) Non-Scheduled Air Transport Service/ Non-Scheduled airlines, Chartered airlines, and Cargo airlines	74% FDI (100% for NRIs)	Automatic up to 49% Government route beyond 49% and up to 74%
	(3) Helicopter services/seaplane services requiring DGCA approval	100%	Automatic
5.2.7.2.3	Other services under Civil Aviation sector		
	(1) Ground Handling Services subject to sectoral regulations and security clearance	74% FDI (100% for NRIs)	Automatic up to 49% Government route beyond 49% and up to 74%
	(2) Maintenance and Repair organizations; flying training institutes; and technical training institutions	100%	Automatic
5.2.8	Asset Reconstruction Companies		
5.2.8.1	'Asset Reconstruction Company' (ARC) means a company registered with the Reserve Bank of India under Section 3 of the Securitisation and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act, 2002 (SARFAESI Act).		
5.2.8.2	FDI limit	49% of paid-up capital of ARC	Government
5.2.8.3	Other conditions:		
	(i) Persons resident outside India, other than Foreign Institutional Investors (FIIs), can invest in the capital of Asset Reconstruction Companies (ARCs) registered with Reserve Bank only under the Government Route. Such investments have to be strictly in the nature of FDI. Investments by FIIs are not permitted in the equity capital of ARCs.		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>(ii) However, FIIs registered with SEBI can invest in the Security Receipts (SRs) issued by ARCs registered with Reserve Bank. FIIs can invest upto 49 per cent of each tranche of scheme of SRs, subject to the condition that investment by a single FII in each tranche of SRs shall not exceed 10 per cent of the issue.</p> <p>(iii) Any individual investment of more than 10% would be subject to provisions of section 3(3) (f) of Securitization and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act, 2002.</p>		
5.2.9	Banking –Private sector		
5.2.9.1	Banking –Private sector	74% including investment by FIIs	Automatic up to 49% Government route beyond 49% and up to 74%
5.2.9.2	Other conditions:		
	<p>(1) This 74% limit will include investment under the Portfolio Investment Scheme (PIS) by FIIs, NRIs and shares acquired prior to September 16, 2003 by erstwhile OCBs, and continue to include IPOs, Private placements, GDR/ADRs and acquisition of shares from existing shareholders.</p> <p>(2) The aggregate foreign investment in a private bank from all sources will be allowed up to a maximum of 74 per cent of the paid up capital of the Bank. At all times, at least 26 per cent of the paid up capital will have to be held by residents, except in regard to a wholly-owned subsidiary of a foreign bank.</p> <p>(3) The stipulations as above will be applicable to all investments in existing private sector banks also.</p> <p>(4) The permissible limits under portfolio investment schemes through stock exchanges for FIIs and NRIs will be as follows:</p> <p style="padding-left: 40px;">(i) In the case of FIIs, as hitherto, individual FII holding is restricted to 10 per cent of the total paid-up capital, aggregate limit for all FIIs cannot exceed 24 per cent of the total paid-up capital, which can be raised to 49 per cent of the total paid-up capital by the bank concerned through a resolution by its Board of Directors followed by a special resolution</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>to that effect by its General Body.</p> <p>(a) Thus, the FII investment limit will continue to be within 49 per cent of the total paid-up capital.</p> <p>(b) In the case of NRIs, as hitherto, individual holding is restricted to 5 per cent of the total paid-up capital both on repatriation and non-repatriation basis and aggregate limit cannot exceed 10 per cent of the total paid-up capital both on repatriation and non-repatriation basis. However, NRI holding can be allowed up to 24 per cent of the total paid-up capital both on repatriation and non-repatriation basis provided the banking company passes a special resolution to that effect in the General Body.</p> <p>(c) Applications for foreign direct investment (FDI route) in private banks having joint venture/subsidiary in insurance sector may be addressed to the Reserve Bank of India (RBI) for consideration in consultation with the Insurance Regulatory and Development Authority (IRDA) in order to ensure that the 26 per cent limit of foreign shareholding applicable for the insurance sector is not being breached.</p> <p>(d) Transfer of shares under FDI from residents to non-residents will continue to require approval of RBI and Government as per para 4.2.3 above as applicable.</p> <p>(e) The policies and procedures prescribed from time to time by RBI and other institutions such as SEBI, D/o Company Affairs and IRDA on these matters will continue to apply.</p> <p>(f) RBI guidelines relating to acquisition by purchase or otherwise of shares of a private bank, if such acquisition results in any person owning or controlling 5 per cent or more of the paid up capital of the private bank will apply to non-resident investors as well.</p> <p>(ii) Setting up of a subsidiary by foreign banks</p> <p>(a) Foreign banks will be permitted to either have branches or subsidiaries but not both.</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>(b) Foreign banks regulated by banking supervisory authority in the home country and meeting Reserve Bank's licensing criteria will be allowed to hold 100 per cent paid up capital to enable them to set up a wholly-owned subsidiary in India.</p> <p>(c) A foreign bank may operate in India through only one of the three channels viz., (i) branches (ii) a wholly-owned subsidiary and (iii) a subsidiary with aggregate foreign investment up to a maximum of 74 per cent in a private bank.</p> <p>(d) A foreign bank will be permitted to establish a wholly-owned subsidiary either through conversion of existing branches into a subsidiary or through a fresh banking license. A foreign bank will be permitted to establish a subsidiary through acquisition of shares of an existing private sector bank provided at least 26 per cent of the paid capital of the private sector bank is held by residents at all times consistent with para (i) (b) above.</p> <p>(e) A subsidiary of a foreign bank will be subject to the licensing requirements and conditions broadly consistent with those for new private sector banks.</p> <p>(f) Guidelines for setting up a wholly-owned subsidiary of a foreign bank will be issued separately by RBI</p> <p>(g) All applications by a foreign bank for setting up a subsidiary or for conversion of their existing branches to subsidiary in India will have to be made to the RBI.</p> <p>(iii) At present there is a limit of ten per cent on voting rights in respect of banking companies, and this should be noted by potential investor. Any change in the ceiling can be brought about only after final policy decisions and appropriate Parliamentary approvals.</p>		
5.2.10	Banking- Public Sector		
5.2.10.1	Banking- Public Sector subject to Banking Companies (Acquisition & Transfer of Undertakings) Acts 1970/80. This ceiling (20%) is also applicable to the State Bank of India and its associate Banks.	20% (FDI and Portfolio Investment)	Government

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
5.2.11	Broadcasting		
5.2.11.1	Terrestrial Broadcasting FM (FM Radio) subject to such terms and conditions as specified from time to time by Ministry of Information and Broadcasting for grant of permission for setting up of FM Radio Stations	20% (FDI, NRI & PIO investments and portfolio investment)	Government
5.2.11.2	Cable Network subject to Cable Television Network Rules, 1994 and other conditions as specified from time to time by Ministry of Information and Broadcasting	49% (FDI, NRI & PIO investments and portfolio investment)	Government
5.2.11.3	Direct –to-Home subject to such guidelines/terms and conditions as specified from time to time by Ministry of Information and Broadcasting	49% (FDI, NRI & PIO investments and portfolio investment) Within this limit, FDI component not to exceed 20%	Government
5.2.11.4	Headend-In-The-Sky (HITS) Broadcasting Service refers to the multichannel downlinking and distribution of television programme in C-Band or Ku Band wherein all the pay channels are downlinked at a central facility (Hub/teleport) and again uplinked to a satellite after encryption of channel. At the cable headend these encrypted pay channels are downlinked using a single satellite antenna, transmodulated and sent to the subscribers by using a land based transmission system comprising of infrastructure of cable/optical fibres network.		
5.2.11.4.1	FDI limit in (HITS) Broadcasting Service is subject to such guidelines/terms and conditions as specified from time to time by Ministry of Information and Broadcasting.	74% (total direct and indirect foreign investment including portfolio and FDI)	Automatic up to 49% Government route beyond 49% and up to 74%
5.2.11.5	Setting up hardware facilities such as up-linking, HUB etc.		
	(1) Setting up of Up-linking HUB/ Teleports	49% (FDI & FII)	Government
	(2) Up-linking a Non-News & Current Affairs TV Channel	100%	Government
	(3) Up-linking a News & Current Affairs TV Channel subject to the	26% (FDI & FII)	Government

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	condition that the portfolio investment from FII/ NRI shall not be “persons acting in concert” with FDI investors, as defined in the SEBI(Substantial Acquisition of Shares and Takeovers) Regulations, 1997		
5.2.11.5.1	Other conditions:		
	<p>(i) All the activities at (1), (2) and (3) above will be further subject to the condition that the Company permitted to uplink the channel shall certify the continued compliance of this requirement through the Company Secretary at the end of each financial year.</p> <p>(ii) FDI for Up-linking TV Channels will be subject to compliance with the Up-linking Policy notified by the Ministry of Information & Broadcasting from time to time.</p>		
5.2.12	Commodity Exchanges		
5.2.12.1	<p>1 Futures trading in commodities are regulated under the Forward Contracts (Regulation) Act, 1952. Commodity Exchanges, like Stock Exchanges, are infrastructure companies in the commodity futures market. With a view to infuse globally acceptable best practices, modern management skills and latest technology, it was decided to allow foreign investment in Commodity Exchanges.</p> <p>2 For the purposes of this chapter,</p> <p>(i) “Commodity Exchange” is a recognized association under the provisions of the Forward Contracts (Regulation) Act, 1952, as amended from time to time, to provide exchange platform for trading in forward contracts in commodities.</p> <p>(ii) “recognized association” means an association to which recognition for the time being has been granted by the Central Government under Section 6 of the Forward Contracts (Regulation) Act, 1952</p> <p>(iii) “Association” means any body of individuals, whether incorporated or not, constituted for the purposes of regulating and controlling the business of the sale or purchase of any goods and commodity</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>derivative.</p> <p>(iv)“Forward contract” means a contract for the delivery of goods and which is not a ready delivery contract.</p> <p>(v) “Commodity derivative” means-</p> <ul style="list-style-type: none"> • a contract for delivery of goods, which is not a ready delivery contract; or • a contract for differences which derives its value from prices or indices of prices of such underlying goods or activities, services, rights, interests and events, as may be notified in consultation with the Forward Markets Commission by the Central Government, but does not include securities. 		
5.2.12.2	Policy for FDI in Commodity Exchange	49% (FDI & FII) [Investment by Registered FII under Portfolio Investment Scheme (PIS) will be limited to 23% and Investment under FDI Scheme limited to 26%]	Government
5.2.12.3	Other conditions:		
	<p>(i) FII purchases shall be restricted to secondary market only and</p> <p>(ii) No non-resident investor/ entity, including persons acting in concert, will hold more than 5% of the equity in these companies.</p>		
5.2.13	Development of Townships, Housing, Built-up infrastructure and Construction-development projects		
5.2.13.1	Townships, housing, built-up infrastructure and construction-development projects (which would include, but not be restricted to, housing, commercial premises, hotels, resorts, hospitals, educational institutions, recreational facilities, city and regional level infrastructure)	100%	Automatic

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
5.2.13.2	<p>Investment to be made will be subject to the following conditions:</p> <p>(1) Minimum area to be developed under each project would be as under:</p> <p>(i) In case of development of serviced housing plots, a minimum land area of 10 hectares</p> <p>(ii) In case of construction-development projects, a minimum built-up area of 50,000 sq.mts</p> <p>(iii) In case of a combination project, any one of the above two conditions would suffice</p> <p>(2) Minimum capitalization of US\$10 million for wholly owned subsidiaries and US\$ 5 million for joint ventures with Indian partners. The funds would have to be brought in within six months of commencement of business of the Company.</p> <p>(3) Original investment cannot be repatriated before a period of three years from completion of minimum capitalization. Original investment means the entire amount brought in as FDI. The lock-in period of three years will be applied from the date of receipt of each instalment/tranche of FDI or from the date of completion of minimum capitalization, whichever is later. However, the investor may be permitted to exit earlier with prior approval of the Government through the FIPB.</p> <p>(4) At least 50% of the project must be developed within a period of five years from the date of obtaining all statutory clearances. The investor/investee company would not be permitted to sell undeveloped plots. For the purpose of these guidelines, “undeveloped plots” will mean where roads, water supply, street lighting, drainage, sewerage, and other conveniences, as applicable under prescribed regulations, have not been made available. It will be necessary that the investor provides this infrastructure and obtains the completion certificate from the concerned local body/service agency before he would be allowed to dispose of serviced housing plots.</p> <p>(5) The project shall conform to the norms and standards, including land use requirements and provision of community amenities and common facilities, as laid down in the applicable building control regulations, bye-laws, rules, and</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>other regulations of the State Government/Municipal/Local Body concerned.</p> <p>(6) The investor/investee company shall be responsible for obtaining all necessary approvals, including those of the building/layout plans, developing internal and peripheral areas and other infrastructure facilities, payment of development, external development and other charges and complying with all other requirements as prescribed under applicable rules/bye-laws/regulations of the State Government/ Municipal/Local Body concerned.</p> <p>(7) The State Government/ Municipal/ Local Body concerned, which approves the building / development plans, would monitor compliance of the above conditions by the developer.</p> <p>Note:</p> <p>(i) The conditions at (1) to (4) above would not apply to Hotels & Tourism, Hospitals and SEZ's.</p> <p>(ii) For investment by NRIs, the conditions at (1) to (4) above would not apply.</p> <p>(iii) 100% FDI is allowed under the automatic route in development of Special Economic Zones (SEZ) without the conditionalities at (1) to (4) above. This will be subject to the provisions of Special Economic Zones Act 2005 and the SEZ Policy of the Department of Commerce.</p> <p>(iv) FDI is not allowed in Real Estate Business.</p>		
5.2.14	Credit Information Companies (CIC)		
5.2.14.1	Credit Information Companies	49% (FDI & FII)	Government
5.2.14.2	Other Conditions:		
	(1) Foreign investment in Credit Information Companies is subject to the Credit Information Companies (Regulation) Act, 2005.		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>(2) Foreign investment is permitted under the Government route, subject to regulatory clearance from RBI.</p> <p>(3) Investment by a registered FII under the Portfolio Investment Scheme would be permitted up to 24% only in the CICs listed at the Stock Exchanges, within the overall limit of 49% for foreign investment.</p> <p>(4) Such FII investment would be permitted subject to the conditions that:</p> <p>(a) No single entity should directly or indirectly hold more than 10% equity.</p> <p>(b) Any acquisition in excess of 1% will have to be reported to RBI as a mandatory requirement; and</p> <p>(c) FIIs investing in CICs shall not seek a representation on the Board of Directors based upon their shareholding.</p>		
5.2.15	Industrial Parks - both setting up and already established Industrial Parks	100%	Automatic
5.2.15.1	<p>(i) “Industrial Park” is a project in which quality infrastructure in the form of plots of developed land or built up space or a combination with common facilities, is developed and made available to all the allottee units for the purposes of industrial activity.</p> <p>(ii) “Infrastructure” refers to facilities required for functioning of units located in the Industrial Park and includes roads (including approach roads), water supply and sewerage, common effluent treatment facility, telecom network, generation and distribution of power, air conditioning.</p> <p>(iii) “Common Facilities” refer to the facilities available for all the units located in the industrial park, and include facilities of power, roads (including approach roads), water supply and sewerage, common effluent treatment, common testing, telecom services, air conditioning, common facility buildings, industrial canteens, convention/conference halls, parking, travel desks, security service, first aid center, ambulance and other safety services, training facilities and such other</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>facilities meant for common use of the units located in the Industrial Park.</p> <p>(iv)“Allocable area” in the Industrial Park means-</p> <p>(a) in the case of plots of developed land- the net site area available for allocation to the units, excluding the area for common facilities.</p> <p>(b) in the case of built up space- the floor area and built up space utilized for providing common facilities.</p> <p>(c) in the case of a combination of developed land and built-up space- the net site and floor area available for allocation to the units excluding the site area and built up space utilized for providing common facilities.</p> <p>(v) “Industrial Activity” means manufacturing, electricity, gas and water supply, post and telecommunications, software publishing, consultancy and supply, data processing, database activities and distribution of electronic content, other computer related activities, Research and experimental development on natural sciences and engineering, Business and management consultancy activities and Architectural, engineering and other technical activities.</p>		
5.2.15.2	<p>FDI in Industrial Parks would not be subject to the conditionalities applicable for construction development projects etc. spelt out in para 5.2.13 above, provided the Industrial Parks meet with the under-mentioned conditions:</p> <p>(i) it would comprise of a minimum of 10 units and no single unit shall occupy more than 50% of the allocable area; the minimum percentage of the area to be allocated for industrial activity shall not be less than 66% of the total allocable area.</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
5.2.16	Insurance		
5.2.16.1	Insurance	26%	Automatic
5.2.16.2	Other Conditions:		
	(1) FDI in the Insurance sector, as prescribed in the Insurance Act, 1999, is allowed under the automatic route. (2) This will be subject to the condition that Companies bringing in FDI shall obtain necessary license from the Insurance Regulatory & Development Authority for undertaking insurance activities.		
5.2.17	Infrastructure Company in the Securities Market		
5.2.17.1	Infrastructure companies in Securities Markets, namely, stock exchanges, depositories and clearing corporations, in compliance with SEBI Regulations	49% (FDI & FII) [FDI limit of 26 per cent and an FII limit of 23 per cent of the paid-up capital]	Government
5.2.17.2	Other Conditions:		
5.2.17.2.1	FII can invest only through purchases in the secondary market		
5.2.18	Non-Banking Finance Companies (NBFC)		
5.2.18.1	Foreign investment in NBFC is allowed under the automatic route in the following activities: (i) Merchant Banking (ii) Under Writing (iii) Portfolio Management Services (iv) Investment Advisory Services (v) Financial Consultancy (vi) Stock Broking (vii) Asset Management (viii) Venture Capital (ix) Custodian Services (x) Factoring	100%	Automatic

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	(xi) Credit Rating Agencies (xii) Leasing & Finance (xiii) Housing Finance (xiv) Forex Broking (xv) Credit Card Business (xvi) Money Changing Business (xvii) Micro Credit (xviii) Rural Credit		
5.2.18.2	Other Conditions:		
	<p>(1) Investment would be subject to the following minimum capitalisation norms:</p> <p>(i) US \$0.5 million for foreign capital upto 51% to be brought upfront</p> <p>(ii) US \$ 5 million for foreign capital more than 51% and upto 75% to be brought upfront</p> <p>(iii) US \$ 50 million for foreign capital more than 75% out of which US\$ 7.5 million to be brought upfront and the balance in 24 months.</p> <p>(iv) 100% foreign owned NBFCs with a minimum capitalisation of US\$ 50 million can set up step down subsidiaries for specific NBFC activities, without any restriction on the number of operating subsidiaries and without bringing in additional capital. The minimum capitalization condition as mandated by para 4.6.4 (iii) (b), therefore, shall not apply to downstream subsidiaries.</p> <p>(v) Joint Venture operating NBFCs that have 75% or less than 75% foreign investment can also set up subsidiaries for undertaking other NBFC activities, subject to the subsidiaries also complying with the applicable minimum capitalisation norm mentioned in (i), (ii) and (iii) above and (vi) below.</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>(vi) Non-Fund based activities : US \$0.5 million to be brought upfront for all permitted non-fund based NBFCs irrespective of the level of foreign investment subject to the following condition:</p> <p>It would not be permissible for such a company to set up any subsidiary for any other activity, nor it can participate in any equity of an NBFC holding/operating company.</p> <p>Note: The following activities would be classified as Non-Fund Based activities:</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) Investment Advisory Services (b) Financial Consultancy (c) Forex Broking (d) Money Changing Business (e) Credit Rating Agencies <p>(vii) This will be subject to compliance with the guidelines of RBI.</p> <p>Note: Credit Card business includes issuance, sales, marketing & design of various payment products such as credit cards, charge cards, debit cards, stored value cards, smart card, value added cards etc.</p> <p>(2) Venture Capital Fund (VCF)</p> <p>A Foreign Venture Capital Investor(FVCI) may contribute upto 100% of the capital of an Indian Venture Capital Undertaking and may also set up a domestic asset management company to manage the fund. All such investments can be made under automatic route in terms of Schedule 6 to Notification No. FEMA 20. A SEBI registered FVCI can also invest in domestic venture capital fund registered under the SEBI (Venture Capital Fund) Regulations, 1996. Such investments would also be subject to RBI regulations and FDI policy. However, in case the entity undertaking venture capital fund activity is a Trust registered under the Indian Trust Act, 1882, FDI would be permitted under the Government route. FVCIs are also allowed</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	to invest in other companies subject to FDI Regulations. (3) The NBFC will have to comply with the guidelines of the the relevant regulator/ s, as applicable		
5.2.19	Petroleum & Natural Gas Sector		
5.2.19.1	Exploration activities of oil and natural gas fields, infrastructure related to marketing of petroleum products, actual trading and marketing of petroleum products, petroleum product pipelines, natural gas/LNG pipelines, market study and formulation and Petroleum refining in the private sector, subject to the existing sectoral policy and regulatory framework in the oil marketing sector and the policy of the Government on private participation in exploration of oil and the discovered fields of national oil companies	100%	Automatic
5.2.19.2	Petroleum refining by the Public Sector Undertakings (PSU), without any divestment or dilution of domestic equity in the existing PSUs.	49%	Government
5.2.20	Print Media		
5.2.20.1	Publishing of Newspaper and periodicals dealing with news and current affairs	26% (FDI and investment by NRIs/PIOs/FII)	Government
5.2.20.2	Publication of Indian editions of foreign magazines dealing with news and current affairs	26% (FDI and investment by NRIs/PIOs/FII)	Government
5.2.20.2.1	Other Conditions:		
	<p>(i) 'Magazine', for the purpose of these guidelines, will be defined as a periodical publication, brought out on non-daily basis, containing public news or comments on public news.</p> <p>(ii) Foreign investment would also be subject to the Guidelines for Publication of Indian editions of foreign magazines dealing with news and current affairs issued by the Ministry of Information & Broadcasting on 4.12.2008.</p>		
5.2.20.3	Publishing/printing of Scientific and	100%	Government

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	Technical Magazines/specialty journals/ periodicals, subject to compliance with the legal framework as applicable and guidelines issued in this regard from time to time by Ministry of Information and Broadcasting.		
5.2.20.4	Publication of facsimile edition of foreign newspapers	100%	Government
5.2.20.4.1	Other Conditions:		
	<p>(i) FDI should be made by the owner of the original foreign newspapers whose facsimile edition is proposed to be brought out in India.</p> <p>(ii) Publication of facsimile edition of foreign newspapers can be undertaken only by an entity incorporated or registered in India under the provisions of the Companies Act, 1956.</p> <p>(iii) Publication of facsimile edition of foreign newspaper would also be subject to the Guidelines for publication of newspapers and periodicals dealing with news and current affairs and publication of facsimile edition of foreign newspapers issued by Ministry of Information & Broadcasting on 31.3.2006, as amended from time to time.</p>		
5.2.21	Security Agencies in Private sector		
5.2.21.1	<p>The ‘Private Security Agencies (Regulation) Act, 2005’ regulates the operations of private security agencies. Under Section 6(2) of the above Act, “A company, firm or an association of persons shall not be considered for issue of a licence under this Act, if, it is not registered in India, or is having a proprietor or a majority shareholder, partner or director, who is not a citizen of India”. As such, under the provisions of this Act:</p> <ul style="list-style-type: none"> • a foreign company cannot be considered for a license under the Act • only a firm registered in India can be eligible for a license • to be eligible for a license under the Act, a firm cannot have a foreign director/partner • majority shareholder cannot be a foreigner-i.e. foreign shareholding would be restricted to a maximum of 49% under the Government route 		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
5.2.22	Satellites – Establishment and operation		
5.2.22.1	Satellites – Establishment and operation, subject to the sectoral guidelines of Department of Space/ISRO	74%	Government
5.2.23	Telecommunication Investment caps and other conditions for specified services are given below. However, licensing and security requirements notified by the Department of Telecommunications, will need to be complied with for all services.		
5.2.23.1	(i) Telecom services	74%	Automatic up to 49% Government route beyond 49% and up to 74%
5.2.23.1.1	Other conditions:		
	<p>(1) General Conditions:</p> <p>(i) This is applicable in case of Basic, Cellular, Unified Access Services, National/ International Long Distance, V-Sat, Public Mobile Radio Trunked Services (PMRTS), Global Mobile Personal Communications Services (GMPCS) and other value added Services.</p> <p>(ii) Both direct and indirect foreign investment in the licensee company shall be counted for the purpose of FDI ceiling. Foreign Investment shall include investment by Foreign Institutional Investors (FIIs), Non-resident Indians (NRIs), Foreign Currency Convertible Bonds (FCCBs), American Depository Receipts (ADRs), Global Depository Receipts (GDRs) and convertible preference shares held by foreign entity. In any case, the 'Indian' shareholding will not be less than 26 percent.</p> <p>(iii) FDI in the licensee company/Indian promoters/investment companies including their holding companies shall require approval of the Foreign Investment Promotion Board (FIPB) if it has a bearing on the overall ceiling of 74 percent. While approving the investment proposals, FIPB shall take note that investment is not coming from</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>countries of concern and/or unfriendly entities.</p> <p>(iv) The investment approval by FIPB shall envisage the conditionality that Company would adhere to licence Agreement.</p> <p>(v) FDI shall be subject to laws of India and not the laws of the foreign country/countries.</p> <p>(2) Security Conditions:</p> <p>(i) The Chief Officer In-charge of technical network operations and the Chief Security Officer should be a resident Indian citizen.</p> <p>(ii) Details of infrastructure/network diagram (technical details of the network) could be provided on a need basis only to telecom equipment suppliers/manufacturers and the affiliate/parents of the licensee company. Clearance from the licensor (Department of Telecommunications) would be required if such information is to be provided to anybody else.</p> <p>(iii) For security reasons, domestic traffic of such entities as may be identified /specified by the licensor shall not be hauled/routed to any place outside India.</p> <p>(iv) The licensee company shall take adequate and timely measures to ensure that the information transacted through a network by the subscribers is secure and protected.</p> <p>(v) The officers/officials of the licensee companies dealing with the lawful interception of messages will be resident Indian citizens.</p> <p>(vi) The majority Directors on the Board of the company shall be Indian citizens.</p> <p>(vii) The positions of the Chairman, Managing Director, Chief Executive Officer (CEO) and/or Chief Financial Officer (CFO), if held by foreign nationals, would require to be security vetted by Ministry of Home Affairs (MHA). Security vetting shall be required periodically on yearly basis. In case something adverse is found during the</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>security vetting, the direction of MHA shall be binding on the licensee.</p> <p>(viii) The Company shall not transfer the following to any person/place outside India:-</p> <p>(a) Any accounting information relating to subscriber (except for international roaming/billing) (Note: it does not restrict a statutorily required disclosure of financial nature) ; and</p> <p>(b) User information (except pertaining to foreign subscribers using Indian Operator’s network while roaming).</p> <p>(ix)The Company must provide traceable identity of their subscribers. However, in case of providing service to roaming subscriber of foreign Companies, the Indian Company shall endeavour to obtain traceable identity of roaming subscribers from the foreign company as a part of its roaming agreement.</p> <p>(x) On request of the licensor or any other agency authorised by the licensor, the telecom service provider should be able to provide the geographical location of any subscriber (BTS location) at a given point of time.</p> <p>(xi)The Remote Access (RA) to Network would be provided only to approved location(s) abroad through approved location(s) in India. The approval for location(s) would be given by the Licensor (DOT) in consultation with the Ministry of Home Affairs.</p> <p>(xii) Under no circumstances, should any RA to the suppliers/manufacturers and affiliate(s) be enabled to access Lawful Interception System(LIS), Lawful Interception Monitoring(LIM), Call contents of the traffic and any such sensitive sector/data, which the licensor may notify from time to time.</p> <p>(xiii) The licensee company is not allowed to use remote access facility for monitoring of content.</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>(xiv) Suitable technical device should be made available at Indian end to the designated security agency/licensor in which a mirror image of the remote access information is available on line for monitoring purposes.</p> <p>(xv) Complete audit trail of the remote access activities pertaining to the network operated in India should be maintained for a period of six months and provided on request to the licensor or any other agency authorised by the licensor.</p> <p>(xvi) The telecom service providers should ensure that necessary provision (hardware/software) is available in their equipment for doing the Lawful interception and monitoring from a centralized location.</p> <p>(xvii) The telecom service providers should familiarize/train Vigilance Technical Monitoring (VTM)/security agency officers/officials in respect of relevant operations/features of their systems.</p> <p>(xviii) It shall be open to the licensor to restrict the Licensee Company from operating in any sensitive area from the National Security angle.</p> <p>(xix) In order to maintain the privacy of voice and data, monitoring shall only be upon authorisation by the Union Home Secretary or Home Secretaries of the States/Union Territories.</p> <p>(xx) For monitoring traffic, the licensee company shall provide access of their network and other facilities as well as to books of accounts to the security agencies.</p> <p>(xxi) The aforesaid Security Conditions shall be applicable to all the licensee companies operating telecom services covered under this circular irrespective of the level of FDI.</p> <p>(xxii) Other Service Providers (OSPs), providing services like Call Centres, Business Process Outsourcing (BPO), tele-marketing, tele-education, etc, and are registered with DoT as OSP. Such OSPs</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>operate the service using the telecom infrastructure provided by licensed telecom service providers and 100% FDI is permitted for OSPs. As the security conditions are applicable to all licensed telecom service providers, the security conditions mentioned above shall not be separately enforced on OSPs.</p> <p>(3) The above General Conditions and Security Conditions shall also be applicable to the companies operating telecom service(s) with the FDI cap of 49%.</p> <p>(4) All the telecom service providers shall submit a compliance report on the aforesaid conditions to the licensor on 1st day of July and January on six monthly basis.</p>		
5.2.23.2	<p>(a) ISP with gateways</p> <p>(b) ISP's not providing gateways i.e without gate-ways (both for satellite and marine cables)</p> <p>Note: The new guidelines of August 24, 2007 Department of Telecommunications provide for new ISP licenses with FDI upto 74%.</p> <p>(c) Radio paging</p> <p>(d) End-to-End bandwidth</p>	74%	<p>Automatic up to 49%</p> <p>Government route beyond 49% and up to 74%</p>
5.2.23.3	<p>(a) Infrastructure provider providing dark fibre, right of way, duct space, tower (IP Category I)</p> <p>(b) Electronic Mail</p> <p>(c) Voice Mail</p> <p>Note: Investment in all the above activities is subject to the conditions that such companies will divest 26% of their equity in favour of Indian</p>	100%	<p>Automatic up to 49%</p> <p>Government route beyond 49%</p>

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	public in 5 years, if these companies are listed in other parts of the world.		
5.2.24	Trading		
5.2.24.1	(i) Cash & Carry trading Wholesale Trading/ Wholesale Trading	100%	Automatic
5.2.24.1.1	<p>Definition: Cash & Carry Wholesale trading/Wholesale trading, would mean sale of goods/merchandise to retailers, industrial, commercial, institutional or other professional business users or to other wholesalers and related subordinated service providers. Wholesale trading would, accordingly, be sales for the purpose of trade, business and profession, as opposed to sales for the purpose of personal consumption. The yardstick to determine whether the sale is wholesale or not would be the type of customers to whom the sale is made and not the size and volume of sales. Wholesale trading would include resale, processing and thereafter sale, bulk imports with ex-port/ex-bonded warehouse business sales and B2B e-Commerce.</p>		
5.2.24.1.2	<p>Guidelines for Cash & Carry Wholesale Trading/Wholesale Trading (WT):</p> <p>(a) For undertaking WT, requisite licenses/registration/ permits, as specified under the relevant Acts/Regulations/Rules/Orders of the State Government/Government Body/Government Authority/Local Self-Government Body under that State Government should be obtained.</p> <p>(b) Except in case of sales to Government, sales made by the wholesaler would be considered as ‘cash & carry wholesale trading/wholesale trading’ with valid business customers, only when WT are made to the following entities:</p> <p>(I) Entities holding sales tax/ VAT registration/service tax/excise duty registration; or</p> <p>(II) Entities holding trade licenses i.e. a license/registration certificate/membership certificate/registration under Shops and Establishment Act, issued by a Government Authority/ Government Body/ Local Self-Government Authority, reflecting that the entity/person holding the license/ registration certificate/ membership certificate, as the case may be, is itself/ himself/herself engaged in a business involving commercial activity; or</p>		

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	<p>(III) Entities holding permits/license etc. for undertaking retail trade (like tehbazari and similar license for hawkers) from Government Authorities/Local Self Government Bodies; or</p> <p>(IV) Institutions having certificate of incorporation or registration as a society or registration as public trust for their self consumption.</p> <p>Note: An Entity to whom WT is made, may fulfill any one of the 4 conditions.</p> <p>(c) Full records indicating all the details of such sales like name of entity, kind of entity, registration/license/permit etc. number, amount of sale etc. should be maintained on a day to day basis.</p> <p>(d) WT of goods would be permitted among companies of the same group. However, such WT to group companies taken together should not exceed 25% of the total turnover of the wholesale venture</p> <p>(e) WT can be undertaken as per normal business practice, including extending credit facilities subject to applicable regulations.</p> <p>(f) A Wholesale/Cash & carry trader cannot open retail shops to sell to the consumer directly.</p>		
5.2.24.2	Trading for exports	100%	Automatic
5.2.24.3	E-commerce activities	100%	Automatic
5.2.24.3.1	E-commerce activities refer to the activity of buying and selling by a company through the e-commerce platform. Such companies would engage only in Business to Business (B2B) e-commerce and not in retail trading, inter-alia implying that existing restrictions on FDI in domestic trading would be applicable to e-commerce as well		
5.2.24.4	Trading of items sourced from MSE sector	100%	Government
5.2.24.5	Test marketing of such items for which a company has approval for manufacture, provided such test marketing facility will be for a period of two years, and investment in setting up manufacturing facility commences simultaneously with test	100%	Government

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
	marketing.		
5.2.24.6	Single Brand product trading⁶	51%	Government
	<p>(1) Foreign Investment in Single Brand product trading is aimed at attracting investments in production and marketing, improving the availability of such goods for the consumer, encouraging increased sourcing of goods from India, and enhancing competitiveness of Indian enterprises through access to global designs, technologies and management practices.</p> <p>(2) FDI in Single Brand products retail trade would be subject to the following conditions:</p> <p>(a) Products to be sold should be of a ‘Single Brand’ only.</p> <p>(b) Products should be sold under the same brand internationally i.e. products should be sold under the same brand in one or more countries other than India.</p> <p>(c) ‘Single Brand’ product-retailing would cover only products which are branded during manufacturing.</p> <p>(3) Application seeking permission of the Government for FDI in retail trade of ‘Single Brand’ products would be made to the Secretariat for Industrial Assistance (SIA) in the Department of Industrial Policy & Promotion. The application would specifically indicate the product/ product categories which are proposed to be sold under a ‘Single Brand’. Any addition to the product/ product categories to be sold under ‘Single Brand’ would require a fresh approval of the Government.</p> <p>(4) Applications would be processed in the Department of Industrial Policy & Promotion, to determine whether the products proposed to be sold satisfy the notified guidelines, before being considered by the FIPB for Government approval.</p>		
5.2.25	Courier services for carrying packages, parcels and other items which do not come within the ambit of the Indian Post Office Act, 1898.		
5.2.25.1	100% FDI is allowed under the Government route.		

⁶ DIPP had recently released a Discussion paper calling for views/suggestions from the stakeholders to review the extant policy on FDI in Multi-brand Retail

Sl.No.	Sector/Activity	% of FDI Cap/Equity	Entry Route
5.2.25.2	This will be subject to existing Law i.e Indian Post Office Act 1898 and exclusion of activity relating to the distribution of letters.		

Note:

Minimum capitalization includes share premium received alongwith the face value of the share, only when it is received by the company upon issue of the shares to the non-resident investor. Amount paid by the transferee during post-issue transfer of shares beyond the issue price of the share, cannot be taken into account while calculating minimum capitalization requirement.

インド日本商工会 (JCCI) 「2010 年 対インド政府建議書」(2010 年 4 月 5 日)

在インド日本国大使館ウェブサイトに掲載

< <http://www.in.emb-japan.go.jp/Japan-India-Relations/Japan-Chamber-Commerce2010-j.html> >

(英文) Japan Chamber of Commerce and Industry in India, "Suggestions for government of India by Japan Chamber of Commerce and Industry in India (JCCI) 2010"

< http://www.in.emb-japan.go.jp/Japan-India-Relations/2010_.pdf >

(和文仮訳)

< http://www.in.emb-japan.go.jp/Japan-India-Relations/2010_Japanese_.pdf >

<p>Embassy of Japan in India 在インド日本国大使館</p>
<p>対インド政府建議書 (英文、和文仮訳) の提出</p>
<p>平成 22 年 4 月 5 日</p>
<p>1. 4月5日、インド日本商工会(JCCI)・川村安宏会長より、インド商工省 R.P. シン工業次官に対し、日本企業のインド進出に際してのビジネス環境改善を求めるため、対インド政府建議書を提出しました。インド日本商工会が対インド政府建議書を提出するのは、昨年につき 2 回目となります。</p> <p>2. 今回の建議書は、9 章 (税制、査証、インフラ、Road Permit、e-Waste、土地取得、社会保障制度、物流、金融) より構成され、25 項目を取り上げています。前回建議書提出以来、個別の働きかけも通じて、特別追加関税(SAD)、鉄鋼の BIS 規制等について改善が図られた事例もあり、JCCI では毎年重点分野を取り上げ、建議書を提出する考えです。</p>

The screenshot shows the website interface for the Embassy of Japan in India. At the top, there is a header with the Japanese flag and the text 'Embassy of Japan in India 在インド日本国大使館'. Below this is a navigation menu with links for 'トップページ', '二国間関係', '領事情報', '医務室より', '広報文化', '重要外交課題', and '日本政府関係機関'. The main content area features the title '対インド政府建議書(英文、和文仮訳)の提出' and the date '平成22年4月5日'. The text of the announcement is displayed in two numbered paragraphs, matching the content in the table above. At the bottom, there is a footer with a disclaimer, copyright information for the Embassy of Japan in India, and a note about the website's design and maintenance by Yamaha Motor Solutions India Pvt. Ltd.



Suggestions for Government of India by Japan Chamber of Commerce and Industry in India (JCCII) 2010

Introduction

Japan and India have been developing “Strategic and Global Partnership” further for the deepening of bilateral relations as well as peace and prosperity of Asia and the world. As one of the representatives of Japanese community in India, I am delighted to embrace that the two countries share common values of democracy, strong potentials for economic ties and similar cultural background. We respect India as a long-term partner and friend.

It is an encouraging trend that foreign direct investment from Japan to India and the number of Japanese companies are increasing rapidly. The member of Japan Chamber of Commerce and Industry in India (JCCII) has reached 253 this April. We would like to support such a trend, as it is evident that Japan and India can offer perfect combination and solution with each other in dealing with such issues as sustainable growth, demographic challenges, infrastructure development, technology transfer and job-creation, green economy, and so on.

It is with this recognition that we Japanese companies wish to be part of development of India and seek your guidance and support in order to resolve the issues that we are facing, such as taxation, visa issues, infrastructure, land acquisition, logistics, and finance. While appreciating the progress such as the exemption of Special Additional Duty (SAD), there remain many outstanding issues, and the solution of those issues would be beneficial not only to us but also to the Indian economy as a whole. As the Indian economy continues a high rate of growth, it would be all the more important to alleviate the bottlenecks so that the growth potential can be enlarged aggressively.

Subsequent to the last year’s report, JCCII has compiled “Suggestion for Government of India 2010” for your kind consideration. We sincerely hope that the Suggestions and the subsequent interactions with the Indian authorities would contribute to the solution of individual issues, and wish that regular discussions between JCCII and DIPP and other relevant authorities of India are institutionalized.

5 April 2010

Yasuhiro KAWAMURA
President
Japan Chamber of Commerce and Industry in India

Japan Chamber of Commerce and Industry in India (JCCII)

Functional Office : Flat No.106, Nilgiri Apartments, 9, Barakhamba Road, New Delhi - 110 001

Tel & Fax_+91-11-4358-6321 E-mail : jccii@jccii.in

(Registered Office : 7, Barakhamba Road, New Delhi - 110 001)

1. Tax System

(1) SAD (Special Additional Duty)

- The exemption of Special Additional Duty (SAD) should be applied to CBU (complete built unit) automobiles for retail.

(2) Transfer Pricing Taxation

- It is necessary to recognize that the function of trading companies is as not a management of project with risk but a provider of service. APA (Advance Price Agreement) system should be introduced at an early date. Before the introduction of APA, its draft framework and mechanism should be disclosed and public comments should be solicited from stakeholders.

(3) GST (Goods Service Tax)

-With the introduction of the Goods Service Tax (GST), we request the complete abolition of Surcharge (domestic companies 10%, foreign companies 2.5%), Education Cess (3%), and Central Sales Tax (CST). It is necessary to integrate Work Contract Tax (WCT) and Service Tax be integrated into GST. WCT and Service Tax are peculiar to construction industry, and make tax treatment cumbersome and complicated.

-We also request that different tax systems of each state like Octroi and Entry Tax be unified into GST.

(4) MRP (Maximum Retail Price)

- As for taxation based on Maximum Retail Price (MRP) for imported products, it is unclear how the "abatement of discount" is calculated. However, regardless the MRP, companies who imported the products need to take into account possible inflation of actual prices when paying tax (i.e. deciding MRP), and consequently they pay excessive amount of tax than actual retail price. It is necessary to replace the tax calculation base from MRP to CIF (Cost, Insurance and Freight).

(5) DDT (Dividend Distribution Tax)

- Dividend Distribution Tax (DDT) is imposed on the dividend-payer side. However, it should be imposed on the recipients of dividend in view of the purpose of the taxation.

(6) MAT (Minimum Alternative Tax)

- We do not support the introduction of new Minimum Alternative Tax (MAT) calculation which is based on gross asset, as suggested in Direct Tax Code (DTC).

Such a calculation would lead to gross tax and create huge obstacles to new companies especially in manufacturing sector.

- Current MAT system places a heavy burden on new manufacturers which have cost depreciation from its huge initial investment for equipments e.t.c, Additionally it is proposed hike in the MAT rates from 15% to 18 % and discontinuation of the provision to carry forward of MAT credits in DTC. Those become obstacle for the facilitation of investment from Japan especially from manufacture sector.

2. Visa

As the economic interactions between India and Japan have become more intense, the number of Japanese companies in India is increasing rapidly, and the visa problems are becoming all the more serious. We request the following measures:

- To extend the duration of validity by 3 year for employment visas.

- To remove or relax the limitations of employment visa for foreign personnel to the extent of 1 % of the total persons employed on the project.

- To flexibly relax the 2 year stay requirement when one applies for business visa or employment visa from Indian mission in the third countries.

- It takes awfully long time and energy to complete the employment visa-extension process among the Ministry of Home Affairs and FRO/FRRO. It is necessary to speedup the procedure for applying visa-extension, to systematize or to unify window works, and to clarify and to simplify the documentation.

3. Infrastructure

- It is necessary to expand, maintain and improve roads around Chennai and access roads to Ennore Port. Japanese Chamber of Commerce & Industry Chennai submitted its proposals in December 2009.

4. Road Permit

- Road permit prevents smooth logistics because of complex procedures. It is necessary to systematize or to unify window works, and to clarify and to simplify the documentation.

5. e-Waste

- Government of India is now considering the introduction of e-Waste regulation. If "gray" or used products were subject to the regulation, it would cause confusion or unreasonable disadvantages to companies without solving the problem of parallel imports and clarifying the scope of user's responsibilities. Government of India should consider that end-users bear the cost for e-Waste just as the Japanese recycle system.

6. Land acquisition

- Indian legislation prescribes that it is possible to collect additional payments from the purchasers of land even after the acquisition of land is completed. Government of India should consider how to improve such a rule, as it creates huge obstacles for Japanese companies to make a planning of their business expansion.

7. Social Security Agreement

- We request an early conclusion of the social security agreement between India and Japan.

8. Logistics Distribution

- It is necessary to simplify and to increase procedural efficiency of custom clearance.

- It is essential to construct better roads and to undertake adequate repair/maintenance of the existing roads in and around the ICD (Inland Container Depo), as well as to undertake steps to reduce traffic jam in and around the ICD. Such improvements will help the companies to operate efficiently without incurring any time lag in distribution due to the traffic jam and damage to the fragile products such as precision machinery caused by uneven roads. Especially a) Tughlaqabad ICD (Delhi ICD) and b) Patpargang ICD require urgent improvement.

- Companies are required to register the manifest (invoice) of goods with the custom system in advance before the arrival of the goods. But in case of emergency shipment or if it is handled by Air Mode from nearby Asian countries, this procedure is practically impossible to comply. If the registration could not be done in advance, penalty is called and serious delay occurs. We request to modify the procedure.

9. Financial sector

We request the following measures:

- To ease the restriction of borrowing from Head Office to stabilize the fund management of the foreign banks and to facilitate their supply of the fund to the domestic market. Currently, foreign banks in India can borrow the money from Head Office up to ten million dollars or 50% of its capital.

- To grant permission to foreign banks to open branch offices in metropolitan area in India in a more liberal and prompt manner.

- To raise the upper limit of foreign direct investment in insurance sector (currently 26% of the equity share) immediately.

- To abolish the motor pool system in general liability insurance for commercial vehicle, or to amend the insurance rate.

- To further relax the regulations related to foreign exchange and capital transfer, and to further simplify and speedup various bank procedures (Especially, the formalities related to foreign currency remittance and trading). To systematize the procedures of FIRC (Foreign Inward Remittance Certificate) issue and to simplify procedures of FIRC reissue.

- To remove regulations related to the foreign bank's operation which restrict the increase in the number of expatriate. Japanese banks need to increase the number of Japanese expatriate

flexibly along with the expansion of their business.

- To further relax the regulations related to ECB in order to enable ECB to be used for working capital.

インド日本商工会 (JCCI) 「2010年 対インド政府建議書」(2010年4月5日) 和文仮訳

本調査関連箇所は太字。太字にマークしたのは三菱 UFJリサーチ&コンサルティング。

2010年 対インド政府建議書

2010年4月5日

1. 税制

(1) 特別追加関税SAD 免除分野の自動車分野への適用【四輪・二輪部会】

- ・ 特別目的関税が免除を自動車分野にも適用することを求める。

(2) 移転価格税制の適用範囲の明確化。【一般・電気・製造部会、四輪・二輪部会】

- ・ 商社の業務はリスクを負うトレーダーでなく役務提供であることを認識する必要がある。また、Direct Tax Code に示されたAPA (事前確認制度) の早期導入を求める。また、APA 枠組み・仕組みの内容について導入前の開示・意見募集を求める。

(3) 免税制度の運用 (中央売上税)

- ・ 西ベンガル デリー 仕向地と移動する化学製品について、西ベンガルでの免税を受けていることを根拠としてデリーでの免税措置を不適用とすべきとするのは不合理である。

(4) GST の迅速な導入と運用の徹底【商社・金融・サービス部会】

- ・ 2010年のGST (Goods Service Tax) の導入に伴い、サーチャージ (国内法人10%・外国法人2.5%)、教育税 (Education Cess 3%)、州間取引に対する課税 (CST: Central Sales Tax) の全廃を求める。また、建設業特有のWCST (Work Contract Tax) や Service Tax が税務処理を非常に煩雑化している。これらもGST に一本化することを求める。
- ・ 州毎に異なる入域税 (オクトロイ、エントリータックス) も撤廃し GST に統一するよう求める。

(5) MRP (最大小売価格: Maximum Retail Price) 関係【一般・電気・製造部会】

- ・ (輸入時における) MRP ベース課税については、割引率の算定根拠が不明である他、実際に商品が販売される価格以上の収入を見込んだ過大な税金を納めることとなるという問題がある。実態に即したCIF (Cost, Insurance and Freight) ベースの課税にすることを求める。

(6) 配当分配税【四輪・二輪部会、商社・金融・サービス部会】

- ・ 配当支払い側に課されているDDT (配当分配税) は、本来、受け取り側の負担とすべきものであり改善を求める。

(7) 最低代替税【商社・金融・サービス部会】

- ・ Direct Tax Code で示されているMinimum Alternative Tax の計算方法の変更を、現行法的方式を継続するべきである。計算方法を草案の総資産基準にすると外形標準課税となり新規進出企業の競争力を著しく害する。
- ・ 現行のMinimum Alternative Tax は、特に初期投資による減価償却が発生する新規進出製造業者にとって負担となるものであり、製造業進出意欲を大いに妨げるものである。更に、Direct Tax Code ではMAT の税率の引き上げ及び法人税への相殺可能繰越制度の廃止が示されているが、これらは益々製造業進出意欲を大いに妨げるものとなる。

2. 査証問題【全部会】

日印間の経済交流が活発化しており日本企業のインドへの進出が増大するにともない、ビジネス査証、就労査証に関する問題は深刻になっており次の点について改善を求める。

- ・ 就労査証に関し、初回取得時の有効期間を3年間にすることを求める。
- ・ 外国人への就労査証の上限 (事業 (project) に従事する全ての労働者の1%までとし、最低で5名、最大20名) の緩和又は撤廃を求める。

- ・ 第三国でのインドビジネス査証・就労査証の取得に関し、発行の条件である2年以上の滞在期間について、日本同様に柔軟な適用基準への変更を求める。
- ・ 就労査証の延長手続きは、内務省とFRR0の間での手続きに膨大な時間と労力が必要となっている。手続きの迅速化、窓口業務のシステム化や一本化、必要書類の明確化・簡素化を求める。

3. インフラ

- ・ チェンナイ周辺及びエンノール港へのアクセス道路の整備を進めて欲しい。昨年12月チェンナイ商工会道路港湾インフラ推進委員会より建議書を提出している。

4. Road Permit【一般・電気・製造部会】

- ・ 手続きが複雑でありスムーズな物流の妨げとなっている。手続きの迅速化、窓口業務のシステム化や一本化、必要書類の明確化・簡素化を求める。

5. e-Waste【一般・電気・製造部会】

- ・ 現在インド政府でe-Wasteについて検討しており、グレー・中古の輸用品についても回収・廃棄の対象とする可能性があるが、並行輸入の問題やユーザーの責任範囲の明確化等無しでは、混乱や企業が不当な不利益を被る可能性がある。日本のリサイクル制度のようにエンド・ユーザーがコストを負担することを検討すべき。

6. 土地取得【四輪・二輪部会】

- ・ 土地取得については、インドの法律上、取得後の追徴金を課すことが認められている。実際問題として、日系企業の進出にあたっては、計画性をもって事業展開する上で障害となるものであり、改善策を考えて欲しい。

7. 社会保障協定【商社・金融・サービス部会】

- ・ 社会保障協定の早期締結を求める。

8. 物流【商社・金融・サービス部会】

- ・ 通関手続きの簡素化・迅速化を求める。
- ・ ICD (Inland Container Depo) 内および周辺の道路の渋滞改善、路面の保全を求める。
ICD 内および周辺の道路が常に渋滞、また路面状態が悪く精密機械の輸送、保管に障害がある。全てのICDのインフラ改善を求めるが、中でも
 - 1) Tughlaqabad ICD (Delhi ICD)
 - 2) Patpargang ICD
 の早期改善を求める。
- ・ 航空貨物の輸入通関には到着前に貨物マニフェスト(明細)を税関システムに登録する義務があるが、アジア便や緊急貨物の場合対応は不可能に近い。登録ができなかった場合にはペナルティが課され、通関に重大な遅延が発生する。早急な改善を求める。

9. 金融【商社・金融・サービス部会】

- ・ 外銀の資金繰りを安定化させ円滑な国内への資金流入を支援するためにも、本社からの借り入れ制約(1000万ドル又は支社資本の50%までに制限)の更なる緩和を求める。
- ・ 外国銀行のメトロポリタンエリアにおける支店開設に対する積極的認可及び迅速な手続きを求める。
- ・ 保険分野における外資規制の緩和の早急な実施(FDI上限26%の引上げ)を求める。
- ・ 商用車の賠償責任保険に適用されているMotor Pool制度の早急な撤廃、もしくは料率の是正を求める。
- ・ 外国為替、資本規制の一層の緩和と銀行手続の簡素化、迅速化(特に外国送金及び輸出入関連取引、あるいはFIRCのシステム的な発行と再発行手続きの簡素化)を求める。
- ・ 業務拡大に応じた弾力的な増員等が可能になるよう、外国銀行に対する派遣行員枠の規制緩和を求める。
- ・ ECBについて、運転資金用途にも活用できるよう一層の緩和を求める。

以上

インド日本商工会 (Japan Chamber of Commerce and Industry in India (JCCII)) からインド政府への要望書 (2010年10月13日)

<http://dipp.nic.in/ipr-feedback/Feedback_15_ExistingVenture_JCCII_13October2010.pdf>

本文中にも掲載。太文字にマークしたのは三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング。



October 13th, 2010

Subject: Approval of Foreign/ Technical Collaborations in case of Existing Ventures/ Tie-Ups in India

Japanese Chamber of Commerce and Industry in India (JCCII) is an apex body representing Japanese affiliated companies in India. We would like to express our sincere gratitude to the Department of Industrial Policy and Promotion, Ministry of Commerce & Industry, Government of India, for bringing the discussion paper regarding the aforementioned subject.

*In this context, **JCCII sincerely requests the Government of India to abolish all the FDI regulations stipulated as paragraph 4.2.2 of the Circular 2 of 2010, completely.** JCCII believes that the regulation is far departing from international business practice and is an interim safeguard measure.*

*Innovation shows rapid progress nowadays; nature and conditions that a foreign company demands from Indian partner/ collaborator are also changing accordingly. **Since the NIC four digit codes categorize industries very roughly, particularly parts of motor vehicles,** the regulations are overprotective as compared to real practice and may lead unreasonable claim by Indian partner/ collaborator.*

Five years have passed since the last amendment; the regulations are evidently losing sight of the original objectives that Indian partners need to be protected from jeopardy or foul play by their foreign collaborators.

*Recently, we have been confronted with frequent occurrence of **misuse of the regulations.** Most of such cases are utilized for windfall interests of Indian partners and those are far beyond the original purpose of the Government of India. Followings are the cases of misuse:*

- Indian JV partner offers a No Objection Certificate or NOC, subject to put acceptance of contract renewal with the adverse conditions.*
- While Indian collaborator is refusing to issue a NOC, it demands Japanese collaborator but only new technology or know-how but also physical and/or financial support.*

We hope this will receive your due consideration.

Thanking you

Japan Chamber of Commerce and Industry in India (JCCII)

Functional Office : Flat No.106, Nilgiri Apartments, 9, Barakhamba Road, New Delhi - 110 001

Tel & Fax_+91-11-4358-6321 E-mail : jccii@jccii.in

(Registered Office : 7, Barakhamba Road, New Delhi - 110 001)

Law on Technology Transfer

1 – INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS

- Constitutional Rule – art. 5, XXVII, XXVIII and XXIX, of the Constitution of the Federative Republic of Brazil, of October 5th, 1988.

2 – INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (Invention Patents, Utility Models, Industrial Drawings, Trademarks, Geographical Markings, Unfair Competition and Technology Transfer and Franchise Agreements)

- Law no. 4.131, of September 3rd, 1962 – provides for foreign capital investment and remittances abroad, and sets forth other provisions.
- Law no. 9.279, of May 14th, 1996 – regulates rights and obligations regarding industrial property (including amendments provided by Law no. 10.196, of February 14th, 2001).
- Decree no. 2553, of April 16th, 1998 – regulates articles 75 and 88 through 93 of Law no. 9.279, of May 14th, 1996.
- Decree no. 3.201, of October 6th, 1999 – provides for the lawful concession of mandatory license in case of national emergency and of public interest provide by article 71 of Law no. 9.279, of May 14th, 1996 (including amendments provided by Decree no. 4.830, of September 4th, 2003).
- Normative Act no. 135, of April 15th, 1997 – provides for legalization and registration of technology transfer and franchise agreements.
- INPI (National Institute of Industrial Property) Resolution no. 094/2003 – provides for the period of analysis by the Board of Directors for Technology Transfer, pursuant to the provisions of articles 221 and 224 of Law no. 9.279, of May 14th, 1996.

3 – PROTECTION OF CULTIVAR (OR VEGETABLE OBTENTIONS OR VEGETABLE VARIETIES)

- Law no. 9.456, of April 25, 1997 – sets forth the Cultivar Protection Law and other provisions.
- Decree no. 2.366, of November 5th, 1997 – regulates Law no. 9.456, of April 25th, 1997, which sets forth Cultivar Protection, provides for the National Service of Cultivar Protection – SNPC, and sets forth other provisions.

4 – COPYRIGHT AND RELATED RIGHTS (INCLUDE SOFTWARE PROTECTION)

- Law no. 9.609, of February 19th, 1998 – provides for software intellectual property protection, its trading within Brazil, and sets forth other provisions.
- Law no. 9.610, of February 19th, 1998 – amends, updates and consolidates the law on copyright and sets forth other provisions.

- Decree no. 2.556, of April 20th, 1998 – regulates the registration provided by article 3 of Law no. 9.609, of February 19th, 1998, that provides on the protection of software intellectual property protection, its trading within Brazil, and sets forth other provisions.
- Decree no. 4.533, of December 19th, 2002 – regulates article 113 of Law no. 9.610, of February 19th, 1998, regarding phonograms, and sets forth other provisions.

5 – TOPOGRAPHY OF INTEGRATED CIRCUITS

- Chapter III of Law no. 11.484, of May 31st, 2007 – provides for incentives to manufacturing companies of equipment for Digital TV and of semiconducting electronic components, and for the intellectual protection of topography of integrated circuits, instituting the Support Program for the Technological Development of the Semiconductor Industry – PADIS and the Support Program for the Technological Development of the Digital TV Equipment Industry – PATVD; amends Law no. 8.666, of June 21st, 1993; and revokes article 26 of Law no. 11.196, of November 21st, 2005.

6 – NON-DISCLOSED INFORMATION (OR CONFIDENTIAL INFORMATION)

- Law no. 10.603, of December 17th, 2002 – provides for the protection of non-disclosed information submitted for approval of product trading, and sets forth other provisions.

7 – PROTECTION OF TRADITIONAL KNOWLEDGE ASSOCIATED WITH GENETIC RESOURCES

- Provisory Measure no. 2.186-16, of August 23rd, 2001 – regulates item II of paragraph 1 and paragraph 4 of article 225 of the Constitution, articles 1, 8, item “j”, 10, item “c”, 15 and 16, items “3” and “4” of the Convention on Biological Diversity, and provides for access to the genetic patrimony, protection and access to associated traditional knowledge, benefit sharing and access to technology and technology transfer for its conservation and use, and sets forth other provisions.
- Decree no. 3.945, of September 28th, 2001 – defines the composition of the Council for the Genetic Patrimony Management and sets forth its rules, upon regulation of articles 10, 11, 12, 14, 15, 16, 18 and 19 of Provisory Measure no. 1.186-16, of August 23rd, 2001, that provides for access to the genetic patrimony, protection and access to associated traditional knowledge, benefit sharing and access to technology and technology transfer for its conservation and use, and sets forth other provisions (including amendments provided by Decree no. 4.946, of December 31st, 2003, Decree no. 5.439, of May 3rd, 2005 and Decree no. 6.159, of July 17th, 2007).
- Decree no. 5.459, of July 7th, 2005 – regulates article 30 of Provisory Measure no. 2.186-16, of August 23rd, 2001, instructing sanctions applicable to conduct and activities harmful to the genetic patrimony or the associated traditional knowledge, and sets forth other provisions.

8 – Franchise

- Law no. 8.955, of December 15th, 1995 – provides for franchising agreement and sets forth other provisions.

9 – Tax

- Ordinance MF (Ministry of Finance) no. 436, of December 30th, 1958 – sets forth maximum percentage coefficients for royalty deduction, for the exploitation of trademarks and patents, of technical, scientific, management assistance or assistance of similar nature, for amortization, considering production type, according to their importance.
- Decree no. 3000, of March 26th, 1999 – regulates taxation, inspection, levying and management of income tax and tax on income of any nature (RIR).
- Law no. 10.168, of December 29th, 2000 – sets forth intervention contribution in the economic domain for the purpose of financing the Incentive Program for University – Corporate Interaction to Support Innovation, and sets forth other provisions (including amendments provided by Law no. 10.332, of December 19th, 2001 and by Law no. 11.452, of February 27th, 2007).
- Supplementary Law no. 116, of July 31st, 2003 – provides for Tax on Services of Any Nature, under Municipal and Federal District jurisdiction, and sets forth other provisions.
- Law no. 10.865, of April 30th, 2004 – provides for contribution for the Social Integration Program and the Public Servant Fund, and contribution for the Social Security Financing levied on import of goods and services, and sets forth other provisions (PIS/PASEP and COFINS).
- **Tax on Agreements**
 1. **License for Use of Trademarks, Exploitation of Patents, Manufacturing Process and Formula**
 - a. Income Tax – IR – 15% (Tax Haven 25%), subject to International Agreements and Treaties in order to avoid double taxing;
 - b. Intervention Contribution in the Economic Domain – CIDE – Royalties – 10%;
 - c. Service Tax – ISS – 5%.
 2. **Technical and Scientific Service Provision**
 - a. Income Tax – IR – 15% (Tax Haven 25%), subject to International Agreements and Treaties in order to avoid double taxing;
 - b. Intervention Contribution in the Economic Domain – CIDE – Royalties – 10%;
 - c. Service Tax – ISS – 5%;
 - d. PIS (Social Integration Program)/PASEP (Public Servant Fund) – Import – 1.65%;
 - e. COFINS (Social Security Financing Contribution) – Import – 7.6%
 3. **Franchise**
 - a. Income Tax – IR – 15% (Tax Haven 25%), subject to International Agreements and Treaties in order to avoid double taxing;
 - b. Intervention Contribution in the Economic Domain – CIDE – Royalties – 10%;
 - c. Service Tax – ISS – 5%;
 - d. PIS/PASEP – Import – 1.65%;
 - e. COFINS – Import – 7.6%.

10 – PREPARATION OF AGREEMENTS

It should be noted that INPI (National Institute of Industrial Property) is a federal government agency related to the Ministry of Development, Industry and Foreign Trade (MDIC). The agency's main purpose is to execute the rules that regulate industrial property and, therefore, it is responsible for the concession of patents, registration of trademarks, software, industrial drawings and geographical markings, as well as for the registration of agreements of technology supply. Although INPI's role in the registration process is controversial, no doubt the Institute performs a strict analysis of the terms and conditions provided by the agreements that are submitted to registration.

The climax of INPI's intervention in the agreements happened with the publication of Normative Act no. 15/1975, which has already been revoked. That Normative Act gave the Institute powers to even determine which clauses may or may not be included in a technology supply agreement.

Although that Normative Act was revoked in 1993 and Brazilian political and economic context changed significantly since then, INPI still intervenes in the agreements by verifying whether the agreed terms and conditions are in line with tax and exchange laws (especially) and with agreements consolidated by the Institute. In this sense, we highlight some of the main rules applied by INPI:

- The concept of temporary license or use of technology is not accepted, but only the definitive transfer (purchase and sale) of technology. Due to that understanding, clauses that provide for return of technology or confidential information are not accepted.
- If the agreement is entered into between two related companies (between the foreign parent company and the Brazilian subsidiary, for instance), payments must comply with the tax deduction limits provided by Ordinance no. 436/1958 of the Ministry of Finance. If the agreement is entered into by independent companies, the limits provided by that Ordinance are applicable only for tax deduction purposes of such payments.
- Technology supply agreements are registered only for the maximum initial period of 5 (five) years, extendable for another period of 5 (five) years, provided that the receiving Brazilian company proves its need to maintain contractual bond.
- Permanent confidentiality obligations are not accepted, and they may be effective for the validity of the agreement or for the period of 5 to 10 years after its termination or expiration.
- INPI considers the date of application for registration as the agreement effective date. Therefore, in practical terms, only the royalties recorded from the application date may be remitted to the foreign company owning the technology.
- In case of invoices/agreements related to technical assistance service provision, the remuneration payable by the Brazilian company must be broken into man-

hour (or man-day) fee of the foreign company's technicians, and it is necessary to inform the estimate period for service provision.

- In mixed agreements regarding technology supply and trademark license or patent exploitation, INPI requires that payments are centralized in only one category.
- In practical terms, if the agreement is not in conformity with the rules and understandings applied by INPI, there will be requirements for the registration application, which may comprise requests for explanation or even amendment to the agreement, including review of terms, such as price, validity, confidentiality, etc. Such requirements, if not met, may result in the denial of the registration application. Therefore, it is essential that, during the negotiation process involving this type of agreement, the parties consider the rules and understandings applied by the Institute, in order to avoid these problems.
- Another important question is the estimated period to complete the registration process. From the application date of the registration request of agreement or invoice (in case of technical assistance service provision), INPI takes from 30 to 40 days to respond. However, since the Institute generally issues at least one requirement and the parties have 60 days to meet it, it takes around 3 to 5 months. Therefore, since payment remittance abroad is conditioned to the Agreement effective registration (which is completed when the Registration Certificate is issued by INPI), the parties should consider the estimate period to complete the process when calculating the estimate period to receive the payments.
- After completing the registration process, the Certificate issued by INPI should be submitted to the Brazilian Central Bank for registration, in order to allow payment remittance abroad.

11 – Situation of Companies from Other Countries

Considering that Brazilian Law makes no distinction, all foreign companies are undergoing similar situations. INPI, which is responsible for the examination of patent applications, has today a huge restriction: the difference between the number of applications and its capacity to examine. The Institute, with 273 inspectors – all of them having at least a master's degree -, has 154 pending processes. The result is a long line of patent applications which, up to 2009, surpassed 9 years.

Regarding pharmaceutical products, patent granting requires prior authorization by ANVISA (National Agency for Sanitary Surveillance). Therefore, the application must be analyzed by INPI and, if approved, is sent to ANVISA, which is in charge of its final evaluation. Since the creation of this mechanism, at least 128 patents granted by INPI were denied by ANVISA. According to the Agency, these applications did not meet basic requirements for patent concession: novelty, inventive activity and industrial application.

ATO NORMATIVO INPI Nº 135/97

MINISTÉRIO DA INDÚSTRIA, DO COMÉRCIO E DO TURISMO

INSTITUTO NACIONAL DA PROPRIEDADE INDUSTRIAL

P R E S I D Ê N C I A

Ato Normativo nº 135 de 15 de abril de 1997

Assunto: Normaliza a averbação e o registro de contratos de transferência de tecnologia e franquia.

O PRESIDENTE DO INPI, no uso de suas atribuições,

CONSIDERANDO que a finalidade principal do INPI é executar as normas que regulam a Propriedade Industrial, tendo em vista sua função econômica, social, jurídica e técnica; e

CONSIDERANDO que a Lei n.º 9279, de 14 de maio de 1996 (doravante LPI), prevê a averbação ou registro de certos contratos,

RESOLVE:

1. Normalizar os procedimentos de averbação ou registro de contratos de transferência de tecnologia e de franquia, na forma da LPI e de legislação complementar, especialmente a Lei n.º 4131, de 3 de setembro de 1962, Lei n.º 4506, de 30 de novembro de 1964 e normas regulamentares sobre o imposto de renda, Lei n.º 7646, de 18 de dezembro de 1987, Lei n.º 8383, de 31 de dezembro de 1991, Lei n.º 8884, de 11 de junho de 1994, Lei n.º 8955, de 15 de dezembro de 1994 e Decreto Legislativo n.º 30, de 30 de dezembro de 1994, combinado com o Decreto Presidencial n.º 1355, da mesma data.

I. DA AVERBAÇÃO OU DO REGISTRO

2. O INPI averbará ou registrará, conforme o caso, os contratos que impliquem transferência de tecnologia, assim entendidos os de licença de direitos (exploração de patentes ou de uso de marcas) e os de aquisição de conhecimentos tecnológicos (fornecimento de tecnologia e prestação de serviços de assistência técnica e científica), e os contratos de franquia.

3. Os contratos deverão indicar claramente seu objeto, a remuneração ou os "royalties", os prazos de vigência e de execução do contrato, quando for o caso, e as demais cláusulas e condições da contratação.

4. O pedido de averbação ou de registro deverá ser apresentado em formulário próprio, por qualquer das partes contratantes, instruído com os seguintes documentos:

4.1 original do contrato ou do instrumento representativo do ato, devidamente legalizado;

4.2 tradução para o vernáculo quando redigido em idioma estrangeiro;

4.3 carta explicativa justificando a contratação;

4.4 ficha-cadastro da empresa cessionária da transferência de tecnologia ou franqueada;

4.5 outros documentos, a critério das partes, pertinentes ao negócio jurídico;

4.6 comprovante do recolhimento da retribuição devida; e

4.7 procuração, observando o disposto nos arts. 216 e 217 da LPI

II. DA PRESTAÇÃO DE SERVIÇOS DE APOIO

5. A Diretoria de Transferência de Tecnologia prestará o serviço de apoio à aquisição de tecnologia, com objetivo de assessorar as empresas brasileiras interessadas em adquirir tecnologia ou obter licenciamento, no Brasil e/ou no exterior, nas seguintes áreas entre outras:

Na área tecnológica:

a) elaborando e colocando à disposição do governo dos interessados, estudos e relatórios relativos às contratações de tecnologia ocorridas nos diversos setores industriais e de serviços, com base nas averbações levadas a efeito pelo INPI, visando das subsídios à formulação de políticos setoriais e governamentais específicas;

b) elaborando, a pedido de parte interessa, pesquisas específicas quanto a patentes eventualmente disponíveis para fins de licenciamento, e/ou identificando, selecionando e indicando fontes de aquisição de "know kow", dados técnicos ou assistência técnica específica no exterior, ou no território nacional.

Na área contratual:

a) colocando à disposição das empresas domiciliadas no Brasil, dados e aconselhamentos de técnicos habilitados e com larga experiência na análise de contratos, objetivando subsidiar a negociação economia de tecnologia a ser contratada:

b) colhendo dados e estatísticas quanto à forma de negociação e os preços médios praticados em contratos de licenciamento e de transferência de tecnologia em setores específicos, nos mercados nacional e internacional, colocando-os à disposição dos interessados.

III. DAS DISPOSIÇÕES TRANSITÓRIAS

6. Ficam revogados os Atos Normativos n.º 097, de 29/03/89; n.º 110, de 23/03/93; n.º 112, de 27/05/93; n.º 114, de 27/05/93; n.º 115, de 30/09/93; n.º 116, de 27/10/93 e de 120, de 17/12/93.

7. Este Ato Normativo entrará em vigor em 15 de maio de 1997.

AMÉRICO PUPPIN - Presidente

ORDINANCE MF No 436/58

ORDINANCE MF no 436 of December 30th, 1958

This ordinance sets forth maximum percentage coefficients for Royalty deduction for the exploitation of trademarks and patents, for technical, scientific, management assistance or assistance of similar nature, for amortization, considering production type, according to their importance.

The State Ministry of Finance, in the use of its legal attributions and, considering the provisions of art. 74 and paragraphs 1 and 2 of Law no. 3.470, of November 28th, 1958, regarding royalty deduction for the exploitation of trademarks and patents, for technical, scientific, management assistance or assistance of similar nature, as well as quotas for amortization of patent value, for assessment of the companies' taxable profit, does hereby resolve:

a) to set forth the following maximum percentage coefficients for the above mentioned deductions, considering production or activity type, according to their importance:

I – royalties for invention patents, manufacturing processes and formula use, technical, scientific, management assistance or similar assistance:

1ST GROUP – PRIMARY INDUSTRY

PRODUCTION TYPES Percentages

1 – ELECTRIC POWER

01 – Production and Distribution 5 %

2 – OIL

01 – Oil and its Byproducts 5 %

3 – TRANSPORTATION

01 – Urban Public Transportation 5 %

4 – COMMUNICATION 5 %

5 – TRANSPORTATION MATERIAL

01 – Automobile, Trucks and Similar Vehicles 5 %

02 – Auto parts 5 %

03 – Tires and Inner Tubes 5 %

6 – FERTILIZERS 5 %

7 – PRIMARY CHEMICAL PRODUCTS 5 %

8 – HEAVY METALS INDUSTRY

01 – Iron and Steel 5 %

02 – Aluminum 5 %

9 – ELECTRIC MATERIAL

01 – Transformers, Dynamos and Power Generators 5 %

02 – Electric Engines for Industrial Purposes 5 %

03 – Telephone equipment and devices, Telegraphy and Signs 5 %

10 – MISCELLANEOUS MATERIALS

01 – Tractors and Agriculture Implements 5 %

02 – Equipment, Parts and Spare Parts for Road Construction 5 %

03 – Equipment, Parts and Spare Parts for Extractive and Transformation Industries 5 %

11 – NAVAL CONSTRUCTION

01 – Ships 5 %

02 – Equipments for Ships 5 %

2ND GROUP – TRANSFORMATION INDUSTRY – ESSENTIALS

PRODUCTION TYPES Percentages

1 – PACKING AND PACKAGING MATERIAL 4 %

2 – FOOD PRODUCTS 4 %

3 – CHEMICAL PRODUCTS 4 %

4 – PHARMACEUTICAL PRODUCTS 4 %

5 – TEXTILES, THREADS AND SEWING THREADS 4 %

6 – FOOTWEAR AND SIMILAR PRODUCTS 3.5 %

7 – METAL PRODUCTS 3,5 %

8 – CONCRETE AND AMIANTHUS PRODUCTS 3.5%

9 – ELECTRIC MATERIAL 3 %

10 – MACHINE AND DEVICES

01 – Machine and Devices for Domestic Use Not Considered Superfluous 3 %

02 – Office Machine and Devices 3 %

03 – Devices for Scientific Purposes 3 %

11 – RUBBER PRODUCTS AND PLASTIC MATERIAL 2 %

12 – HYGIENE AND PERSONAL CARE PRODUCTS

01 – Shaving Products 2 %

02 – Tooth Paste 2 %
03 – Popular Soaps 2 %

13 – OTHER TRANSFORMATION INDUSTRIES 1 %

II – Royalties for the use of industrial or commerce trademarks, trade name, or any other type of production or activity, when the use of trademark or name does not result from patent, manufacturing process or formula use: 1% (one per cent);

b) maximum percentages shall be payable on operating gross income, in case of public services lessees, or on products gross income in case of license agreement or assistance services agreement;

c) in case of payments based on manufactured products, the coefficients set forth as limit for deductions mentioned in items I and II of letter “a” shall be applicable on the manufactured products selling price, each year;

d) gross income shall be adjusted, in the case of letter “c”, including the amount corresponding to the products manufactured and not sold, based on the last invoice price, and excluding the amounts added to the gross income of the previous year in the same manner;

e) for taxation purposes, in each fiscal year from 1959, it shall be added to the taxable income the differences:

I – between royalty value and other expenses provided by art. 74 of the mentioned Law, credited or paid in the base year, and the maximum percentages set forth for the respective deduction, pursuant to letters “b” and “d”;

II – between quotas for the constitution of industrial patent depreciation funds, calculated according to art. 67 of the same Law, and the maximum limit for allowed deduction, in relation to the gross amount of sold products related to the patent incorporated to the company’s equity;

f) companies with production type not included in the groups mentioned above may request its inclusion, upon request sent to the Director of Income Tax Division, and such companies shall apply the minimum percentage, for due purposes, until such inclusion is completed.

Lucas Lopes

**MINISTRY OF FINANCE
FEDERAL REVENUE BUREAU**

CONSULTATION SOLUTION No 119 of November 12th, 2010

SUBJECT: Contribution for the Financing of Social Security - Cofins

SUMMARY: The amounts paid, credited, delivered, used or remitted abroad as royalties for right to use or exploit inventions, manufacturing processes and formula, and industrial or commerce trademarks are not subject to Cofins – Import contribution, since they do not constitute remuneration of services provided by art. 1, paragraph 1, of Law no. 10.865, of 2004. However, if the remuneration provided by the agreement is not limited to payment of royalties, and comprises service provision, such as technical assistance, product testing and training, it is liable to Cofins – Import contribution.

**MINISTRY OF FINANCE
FEDERAL REVENUE BUREAU**

CONSULTATION SOLUTION No 64 of February 10th, 2010

SUBJECT: Contribution for the Financing of Social Security - Cofins

SUMMARY: TRADEMARK OR PATENT LICENSE PAID TO COMPANY DOMICILED ABROAD. Payment, credit, delivery, use or remittance of amounts to individual or company residing or domiciled abroad, for simple trademark or patent license, as royalties, with no service related to such assignment, does not constitute payment of services from another country, provided by individual or company residing or domiciled abroad, performed in Brazil, or performed overseas but with results in Brazil, and, therefore, it is not subject to Cofins – Import contribution. Legal Provision: Law no. 10.865, of 2004, articles 1 and 7, item II. Subject: Contribution to PIS/Pasep (Social Integration Plan/Public Servant Fund) TRADEMARK OR PATENT LICENSE PAID TO COMPANY DOMICILED ABROAD. Payment, credit, delivery, use or remittance of amounts to individual or company residing or domiciled abroad, for simple trademark or patent license, as royalties, with no service related to such assignment, does not constitute payment of services from another country, provided by individual or company residing or domiciled abroad, performed in Brazil, or performed overseas but with results in Brazil, and, therefore, it is not subject to PIS/Pasep – Import contribution.